

# 人権問題に関する市民意識調査報告書

平成 19 年 11 月調査

大 田 市

## は じ め に

本年（2008年）は、戦争の惨禍が二度とくり返されぬことを願い、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として人権の尊重を高らかに宣言した世界人権宣言が採択されてから60周年にあたります。

この人権宣言の採択に先立つこと3年、1945年11月に石見銀山遺跡を世界遺産に登録をしたユネスコが誕生しました。

ユネスコは、「平和と人権尊重」を目指し、世界人権宣言と軌を一にします。

当市におきましては、石見銀山遺跡の世界遺産登録を機に、これまでも増してあらゆる差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けての取組みを進めているところです。

このたび、市民の皆さまの人権問題に関する考えを聞かせていただき、今後の人権施策を進めていく上での基礎資料とするため、「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、これを取りまとめました。この結果を踏まえ、平成20年度において「大田市人権施策推進基本方針」を策定することとしております。

今後、関係各位のご意見もいただきながら、人権施策の推進に役立てていきたいと存じます。

おわりに、この調査にご協力いただきました皆さまに対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

大田市長 竹腰 創 一

### ユネスコ憲章 第1条第1項（目的）

この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言葉又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。

## 目 次

### 調査の概要

1. 調査の目的	1
2. 調査項目	1
3. 調査設計	1
4. 回収結果	1
5. 調査回答者の属性	3
6. 引用した他の調査の概要	5

### 調査結果の概要

#### 第1章 風習・慣習に対する意識

1. 風習・慣習に対する意識	7
----------------	---

#### 第2章 人権の知識・認識

1. 差別や人権侵害を受けた経験	15
2. 受けた差別や人権侵害の内容	17
3. 他人の人権を侵害した経験	19
4. 人権侵害自覚スケール	21
5. 人権問題関連用語の認知	23

#### 第3章 女性の人権について

1. 性別役割分担意識	26
2. 女性が差別や人権侵害を受けていると感じる場面	28
3. 女性の人権尊重のための行政施策	30

#### 第4章 子どもの人権について

1. 学校での体罰	33
2. 子どもを取り巻く環境でよくないと思うもの	35
3. いじめの未然防止の方法	37
4. 起こってしまったいじめの解決方法	39
5. 子どもの人権を守るために必要なこと	41

#### 第5章 高齢者の人権について

1. 高齢者にとっての現在の社会	43
2. 高齢者が暮らしにくいと感じる理由	45
3. 高齢者に関する人権上の問題	49
4. 高齢者の人権を守るために必要なこと	52

#### 第6章 障害のある人の人権について

1. 障害のある人の人権についての意識	56
2. 交流・ボランティア活動への参加意向	58
3. ノーマライゼーションに必要なこと	60

<b>第7章 同和問題について</b>	
1. 同和問題の認知時期	64
2. 同和問題の認知経路	66
3. 同和問題の原因や背景	68
4. 子どもの同和地区出身者との結婚	71
5. 同和地区出身者との結婚	73
6. 同和問題に関する人権上の問題	75
7. 同和問題の解決に対する態度	78
8. 同和問題の解決に必要なこと	80
<b>第8章 外国人の人権について</b>	
1. 外国人と貸家	82
2. 在住外国人の生活態度	84
3. 外国人の人権を守るために必要なこと	86
<b>第9章 患者の人権について</b>	
1. エイズ感染者とのつきあい	88
2. インフォームド・コンセントと患者の権利	90
3. ハンセン病回復者に関する人権上の問題	92
<b>第10章 犯罪被害者の人権について</b>	
1. 犯罪被害者への支援活動の認知	94
2. 犯罪被害の経験	96
3. 犯罪被害者の支援をしていくために必要なこと	98
<b>第11章 人権が尊重される社会に向けての取組みについて</b>	
1. 人権が尊重される社会に向けた行政の取組み	102
2. 人権尊重のための学校教育	105

付録：調査に利用した依頼状および調査票

# 調査の概要

## この報告書のみかた

- (1) 比率は、原則として各設問の無回答を含む集計対象総数（副設問では設問該当対象数）に対する百分比(%)を表している。1人の対象に2つ以上の回答を求める設問では、百分比(%)の合計は100%を超える。
- (2) 百分比(%)は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
- (3) 分類別の表中の百分比(%)は、すべて各分類項目ごとの該当対象数を100%として算出した。

# 調査の概要

## 1. 調査の目的

本調査は、市民のさまざまな人権に関する意識の現状を調査・分析し、今後の人権施策のあり方・方向性等を考える基礎資料を得ることを目的とした。

## 2. 調査項目

- (1) 風習・慣習に対する意識
- (2) 人権の知識・認識
- (3) 女性の人権について
- (4) 子どもの人権について
- (5) 高齢者の人権について
- (6) 障害のある人の人権について
- (7) 同和問題について
- (8) 外国人の人権について
- (9) 患者の人権について
- (10) 犯罪被害者の人権について
- (11) 人権が尊重される社会に向けての取組みについて

## 3. 調査設計

- (1) 調査地域 市内全域
- (2) 調査対象 18歳以上の男女個人
- (3) 標本数 1,000人
- (4) 標本抽出法 無作為抽出  
[ブロック別、男女別、年代別人口に比例し無作為抽出]
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 平成19(2007)年11月16日から11月30日

## 4. 回収結果

標本数	有効回収数(率)
1,000	525(52.5%)

注) 1,000 標本のうち、返送された調査票の回収数は、527 票 (52.7%) だったが、白票等の無効票 2 票を除き、525 票 (52.5%) を有効回収標本とした。

地域別回収状況

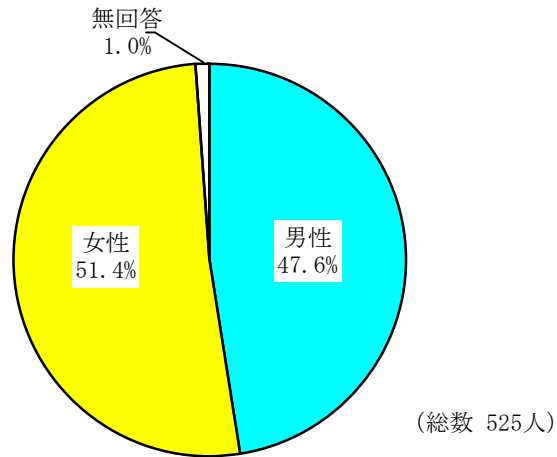
	割当標本数	有効回収 調査票数	該当標本数に対 する回収率 (%)
総 数	1,000	525	52.5
①大田町	222	119	53.6
②三瓶ブロック (三瓶町、山口町)	59	29	49.2
③東部ブロック (富山町、朝山町、波根町、久手町)	183	91	49.7
④西部ブロック (鳥井町、長久町、静間町、五十猛町)	183	93	50.8
⑤中央ブロック (川合町、久利町、大屋町) ※大田町除	99	49	49.5
⑥高山ブロック (大森町、水上町、祖式町、大代町)	49	26	53.1
⑦温泉津町	92	38	41.4
⑧仁摩町	113	66	58.4
⑨無回答	—	14	—

## 5. 調査回答者の属性

本調査の回答者（有効回収標本）525人の基本属性は次のとおりである。

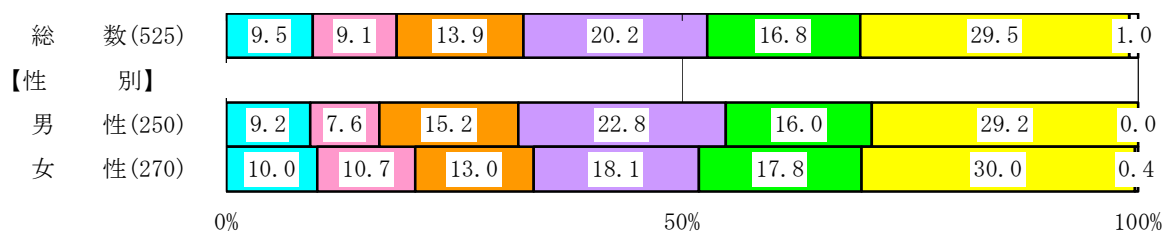
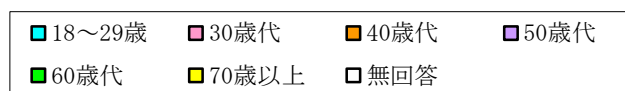
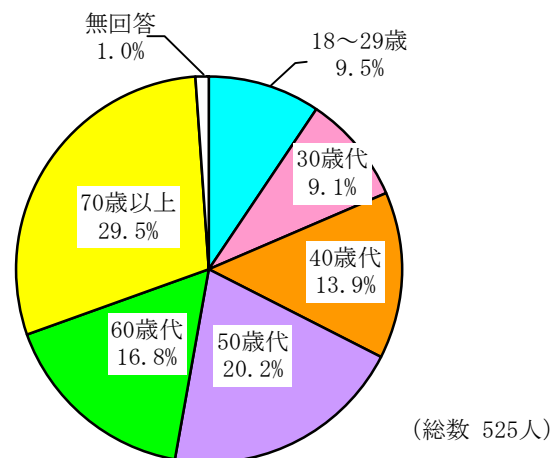
### (1) 性別

本調査回答者の性別構成は、男性47.6%、女性51.4%となっている。



### (2) 年齢

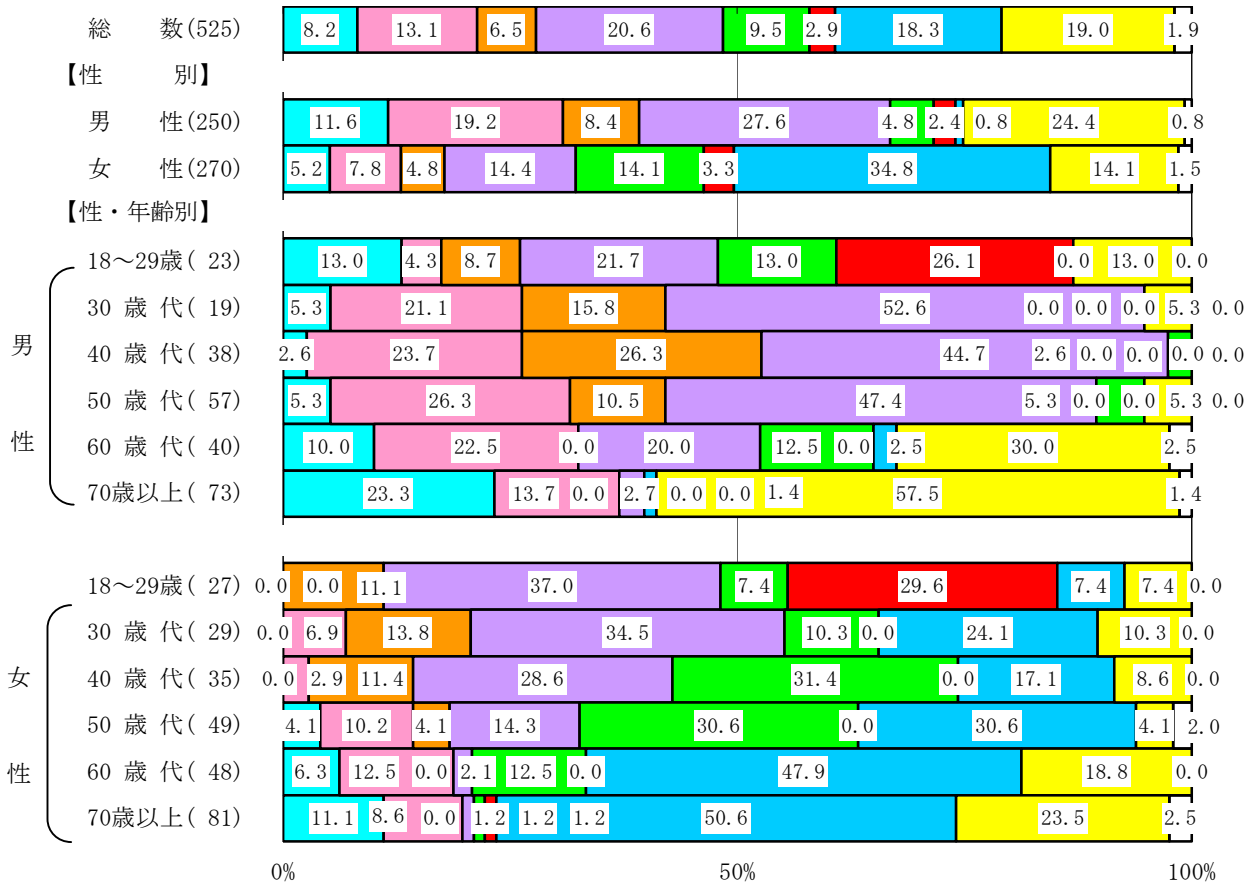
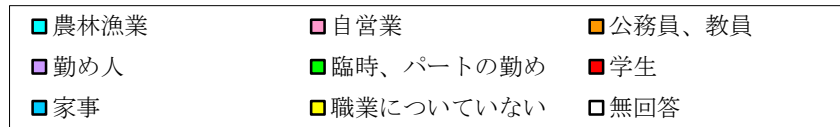
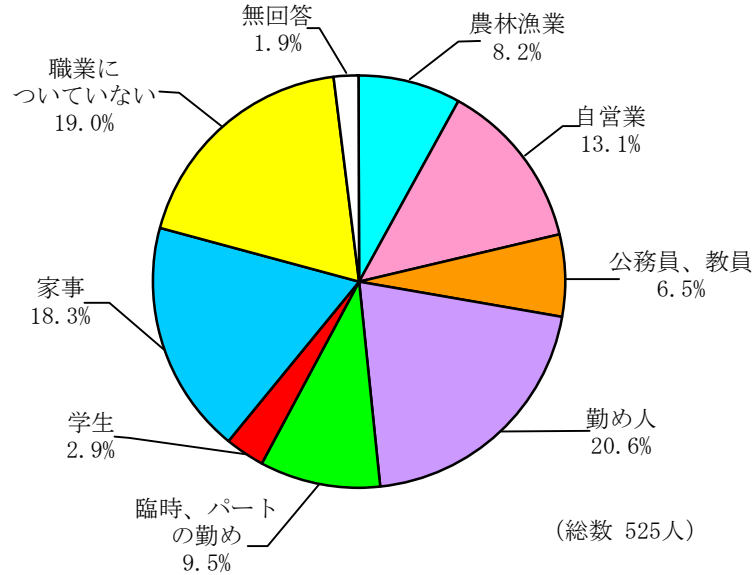
年齢構成をみると、18～29歳9.5%、30歳代9.1%、40歳代13.9%、50歳代20.2%、60歳代16.8%、70歳以上29.5%となっている。





### (3) 職 業

有職者の中では、「勤め人」が 20.6%と最も多く、「自営業」13.1%、「臨時、パートの勤め」9.5%、「農林漁業」8.2%、「公務員、教員」6.5%、を合わせた有職者は 57.9%である。一方、「学生」は 2.9%、「家事」は 18.3%、「職業についていない」は 19.0%となっている。



## 6. 引用した他の調査の概要

本報告書では、以下の2つの調査結果を必要に応じて引用・比較している。

### 〈島根県 平成16年調査〉

- ・調査名 「人権問題に関する県民意識調査」
- ・調査時期 平成16(2004)年7月28日～8月11日
- ・調査対象 島根県内居住の20歳以上の有権者男女3,000人
- ・対象抽出方法 層化二段無作為抽出法
- ・調査方法 郵送法(はがきによる督促1回)
- ・回収状況 有効回収標本数 1,643票(54.8%)

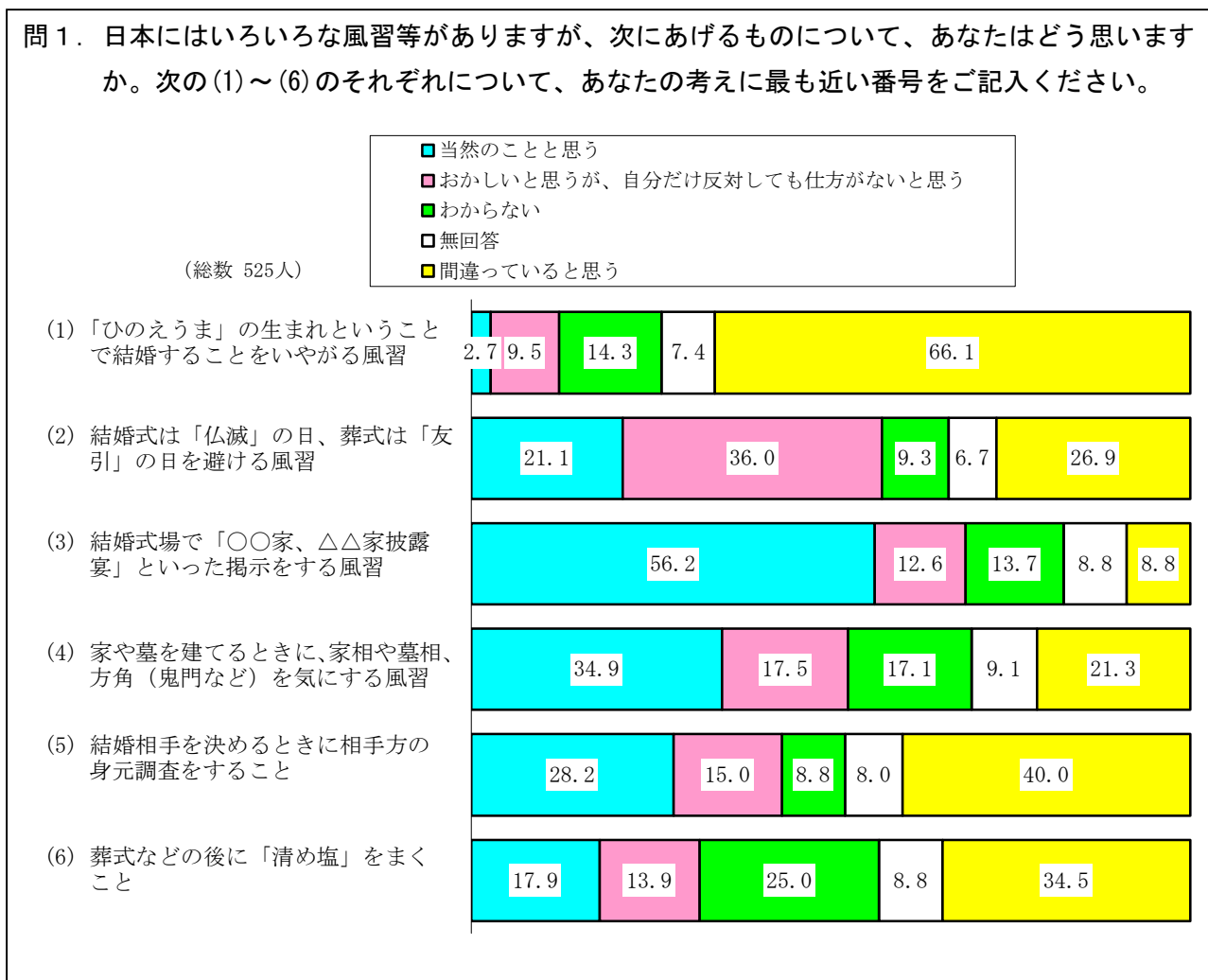
### 〈旧大田市 平成7年調査〉

- ・調査名 「人権問題に関する市民意識調査」
- ・調査時期 平成7(1995)年6月16日～6月30日
- ・調査対象 平成7(1995)年6月1日現在で住民基本台帳に記載されたもので18歳以上81歳以下の住民1,000人
- ・対象抽出方法 無作為抽出法
- ・調査方法 郵送法(はがきによる督促1回)
- ・回収状況 有効回収標本数 703票(70.3%)

# 調査結果の概要

# 第1章 風習・慣習に対する意識

## 1. 風習・慣習に対する意識



### ■ 「ひのえうま」の風習は6割半が批判的、

#### 「結婚式場の家名表示」には約7割が肯定的・容認的な態度

まず、「差別」に対する意識との関連という見地から、伝統的な風習・慣習について、6項目を取上げ、意見を聞いた。

- (1) 「ひのえうま」の生まれということで結婚することをいやがる風習については、「間違っていると思う」が66.1%（県74.4%）で、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が9.5%（県15.3%）、「当然のことと思う」は2.7%（県1.9%）で「わからない」が14.3%であった。
- (2) 結婚式は「仏滅」の日、葬式は「友引」の日を避けるという風習については、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない」が36.0%（県39.0%）と最も多く、次いで「間違っていると思う」が26.9%（県42.4%）、「当然のことと思う」が21.1%（県10.7%）であった。
- (3) 結婚式場で「〇〇家、△△家披露宴」といった掲示をする風習については、「当然のことと思う」が56.2%（県46.3%）で5割半であった。

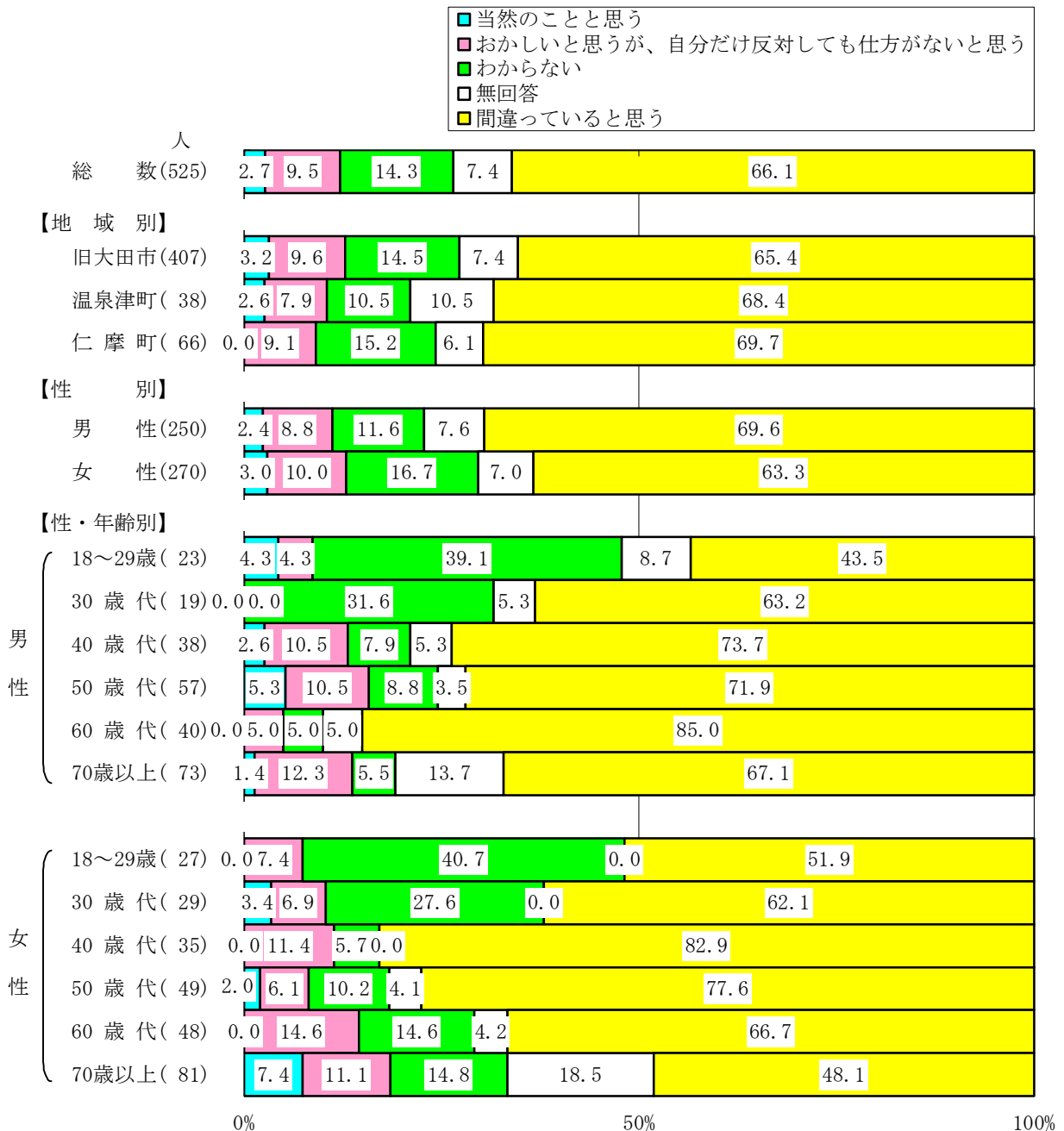
- (4) 家や墓を建てる時に、家相や墓相、方角（鬼門など）を気にする風習については、「当然のことと思う」が34.9%（県41.9%）で3割半であった。
- (5) 結婚相手を決めるときに相手方の身元調査をすることについては、「間違っていると思う」が40.0%（県40.2%）、「当然のことと思う」が28.2%（県25.1%）で、肯定的な意見が約3割であった。
- (6) 葬式などの後に「清め塩」をまくことについては、「間違っていると思う」が34.5%であるが、一方で「わからない」が25.0%と多くなっている。

(1) 「ひのえうま」と結婚

「ひのえうま」の生まれということで結婚することを嫌がる風習について、性別では、女性より男性に批判的な意見がやや多い。

性・年齢別では、男性 60 歳代（85.0%）、女性 40 歳代（82.9%）で批判的な意見が 8 割を超え多くなっているが、一方では若い世代で「わからない」との意見が多くなっている。

図 1-1 「ひのえうま」と結婚

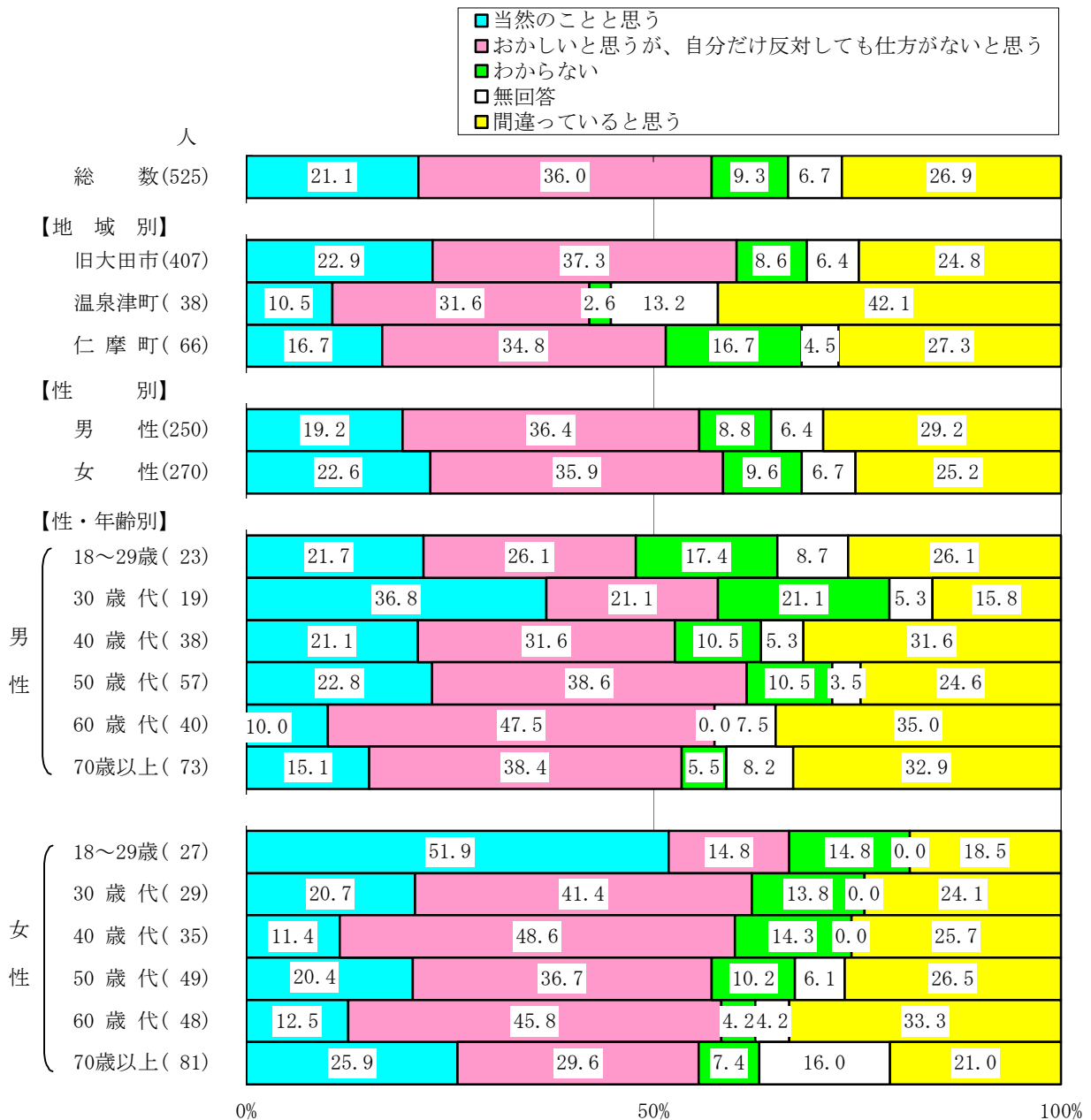


(2) 結婚式と仏滅、葬式と友引

地域別にみると、「間違っていると思う」という批判的な意見は温泉津町（42.1%）で多くなっている。

性別では、男性で批判的な意見がやや多い。性・年齢別でみると、「当然のことと思う」という肯定的な意見は、男性30歳代（36.8%）がやや多く、女性29歳代以下（51.9%）は5割を超えている。

図1-2 結婚式と仏滅、葬式と友引

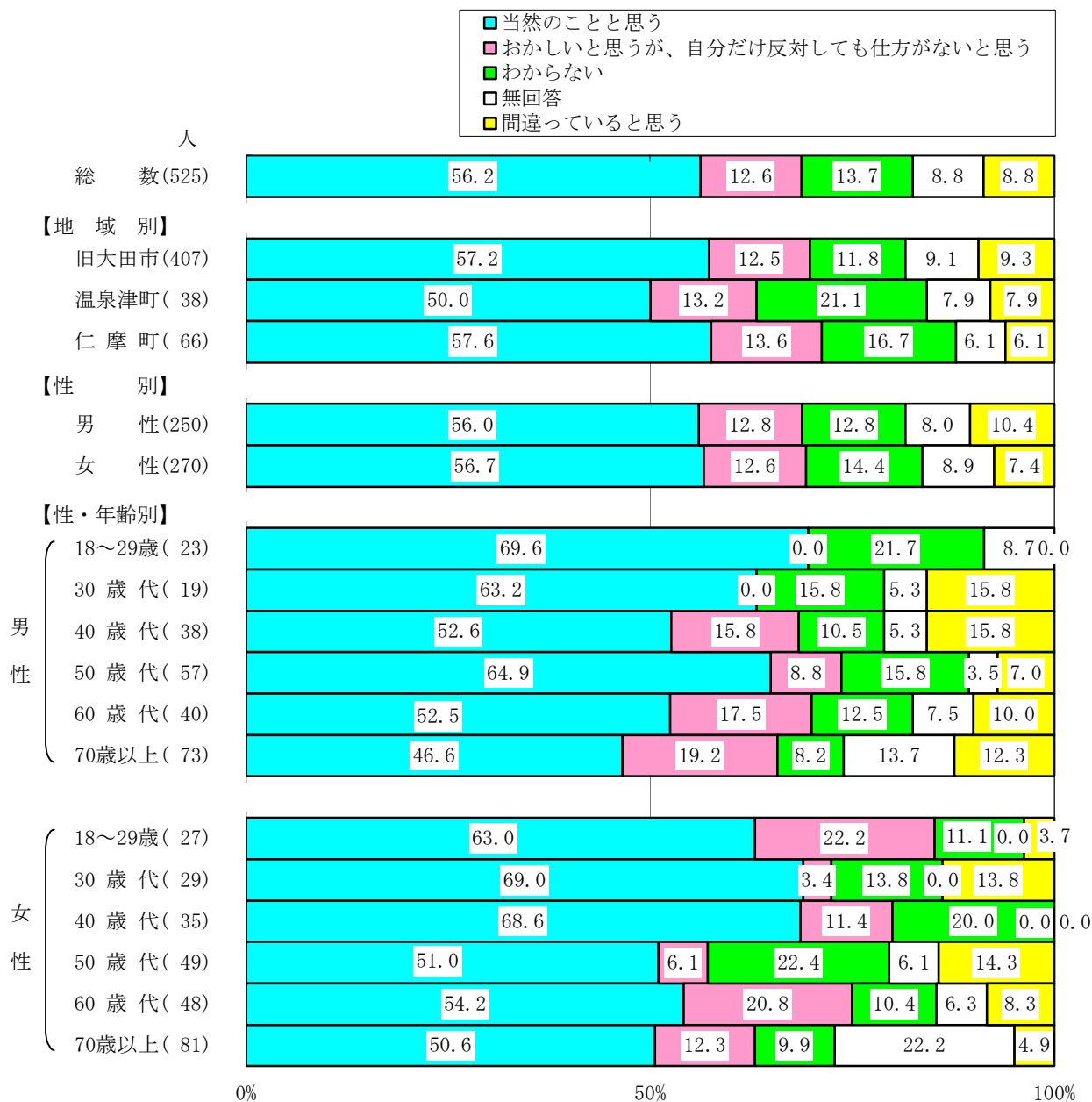


(3) 結婚式場での家名表示

結婚式場で「〇〇家、△△家披露宴」と掲示する風習について、「当然」という意見が 56.2%（県 46.3%）、「仕方がない」という意見が 12.6%（県 33.1%）で、肯定的・容認的立場の人が 68.8%と圧倒的に多い。

性別では、男女でありあまり差異はみられないが、性・年齢別でみると、肯定的・容認的意見は男性では 50 歳代、女性では 40 歳代以下と 60 歳代で 7 割を超え多くなっている。

図 1-3 結婚式場の家名表示



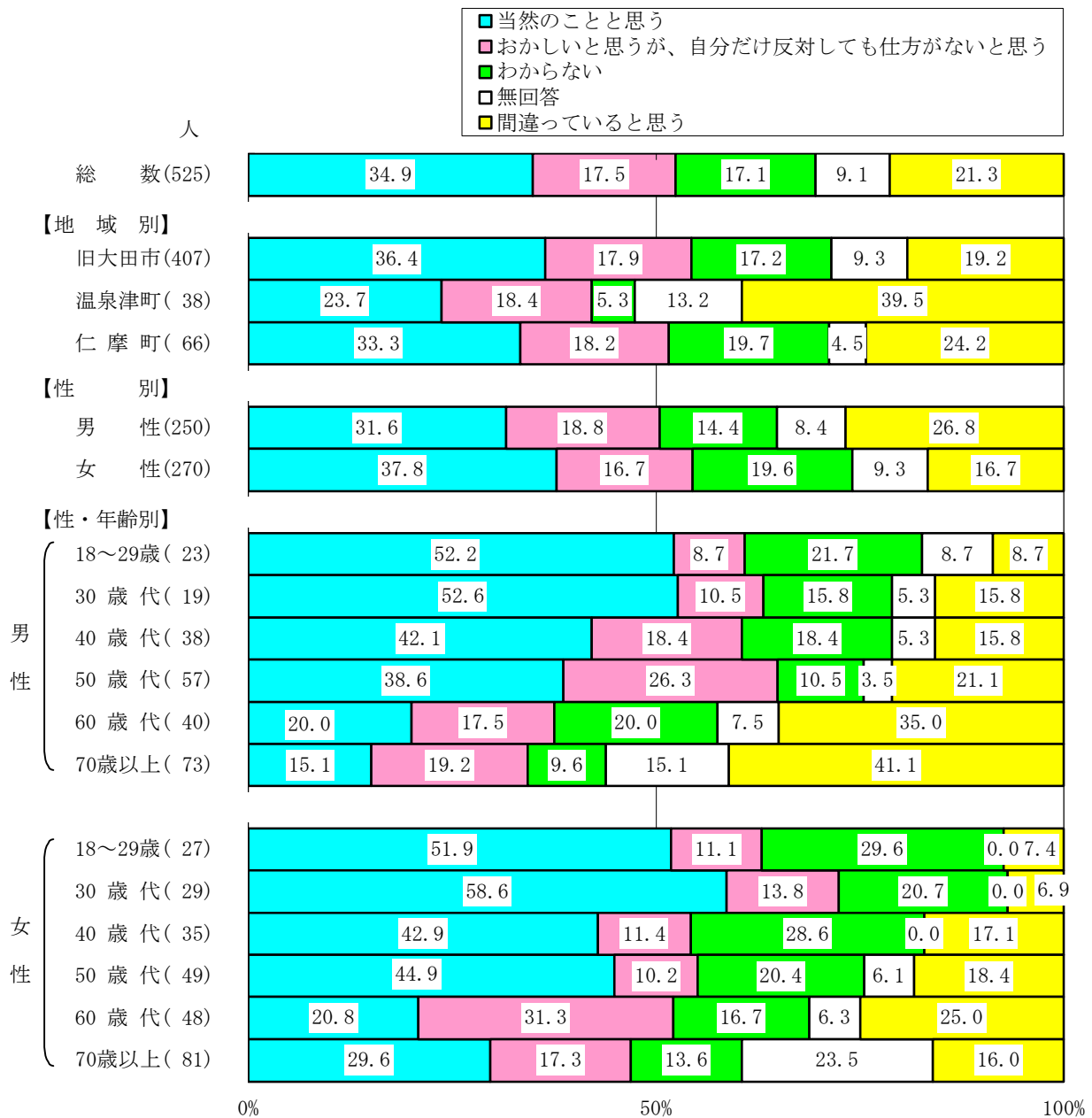


(4) 家・墓の建築と方角

地域別にみると、批判的な意見は温泉津町（39.5%）で最も多く、最も少ない旧大田市（19.2%）との差が大きくなっている。

性別では、男性より女性に肯定的な意見が多い。性・年齢別でみると、肯定的・容認的意見は、女性の30歳代が多くなっており、批判的な意見は、60歳代以上の男性で多くなっている。

図1-4 家・墓の建築と方角

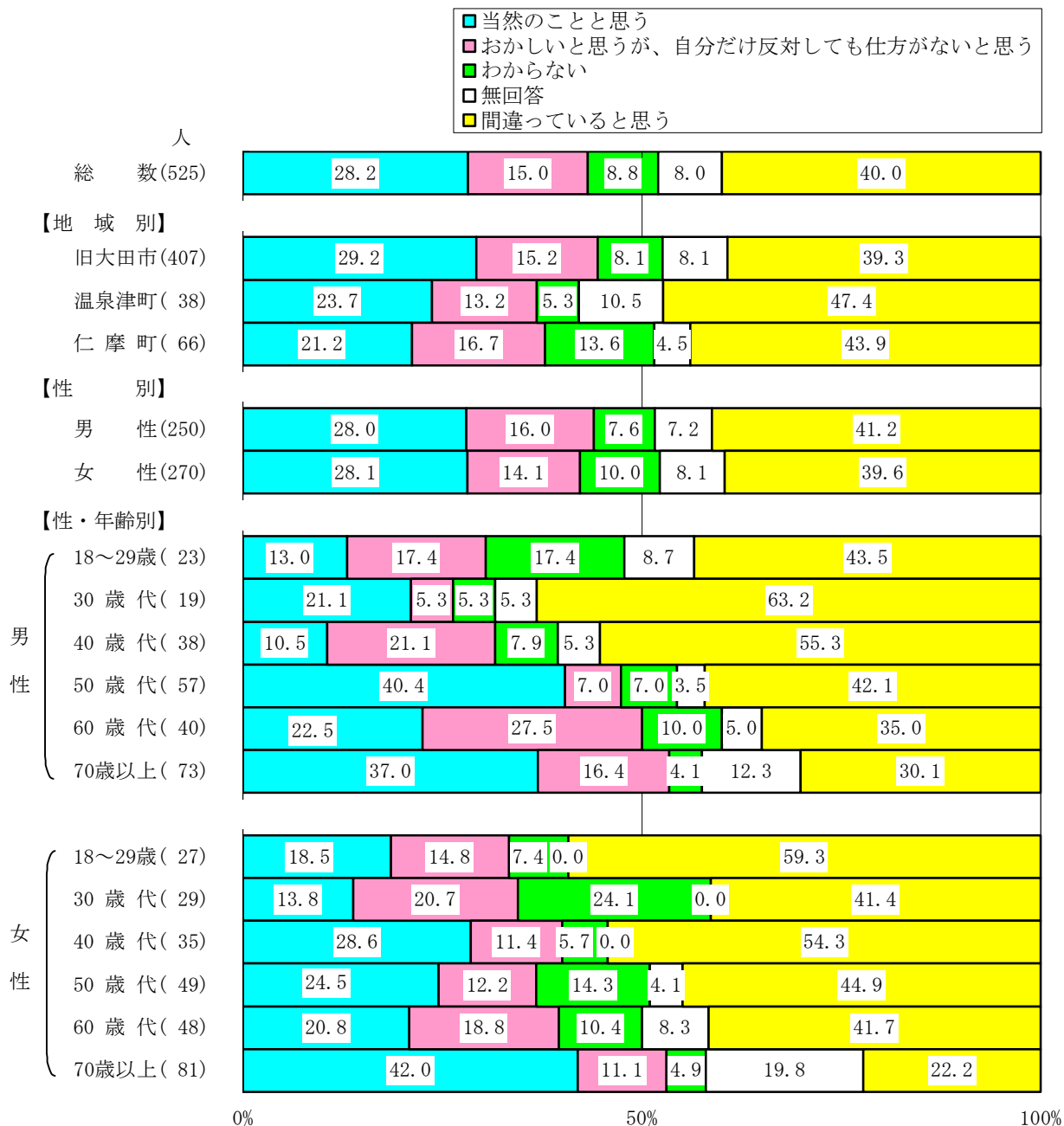


(5) 結婚相手の身元調査

地域別にみると、「間違っている」とする批判的な意見は温泉津町（47.4%）で多くなっている。

性別では、男女で差異はあまりみられないが、性・年齢別でみると、批判的な意見は男性では30歳代、女性では29歳以下で約6割となっている。

図1-5 結婚相手の身元調査

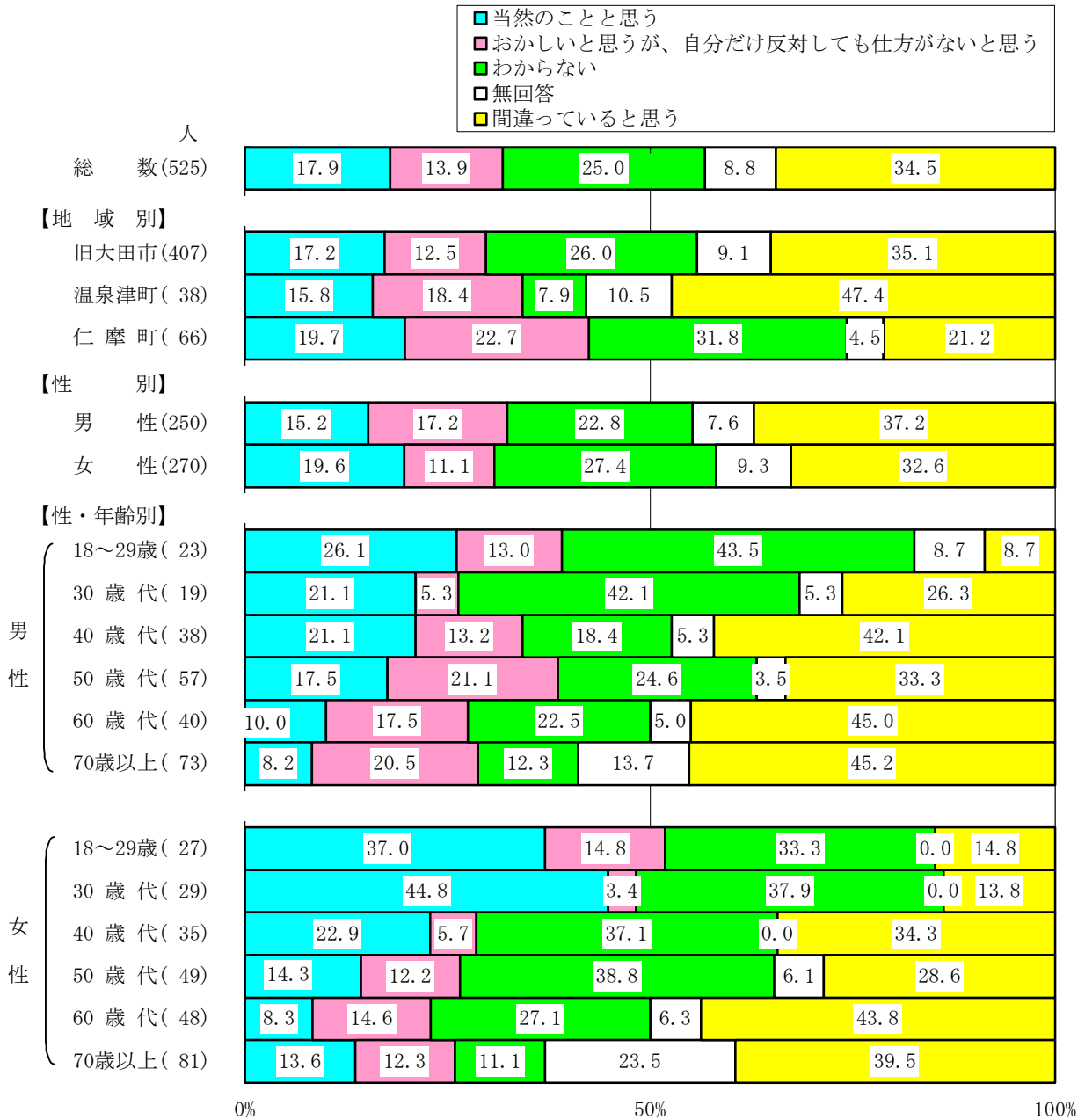


(6) 葬式などの後にまく「清め塩」

地域別にみると、批判的な意見は温泉津町（47.4%）で最も多く、最も少ない仁摩町（21.2%）との差が大きくなっている。

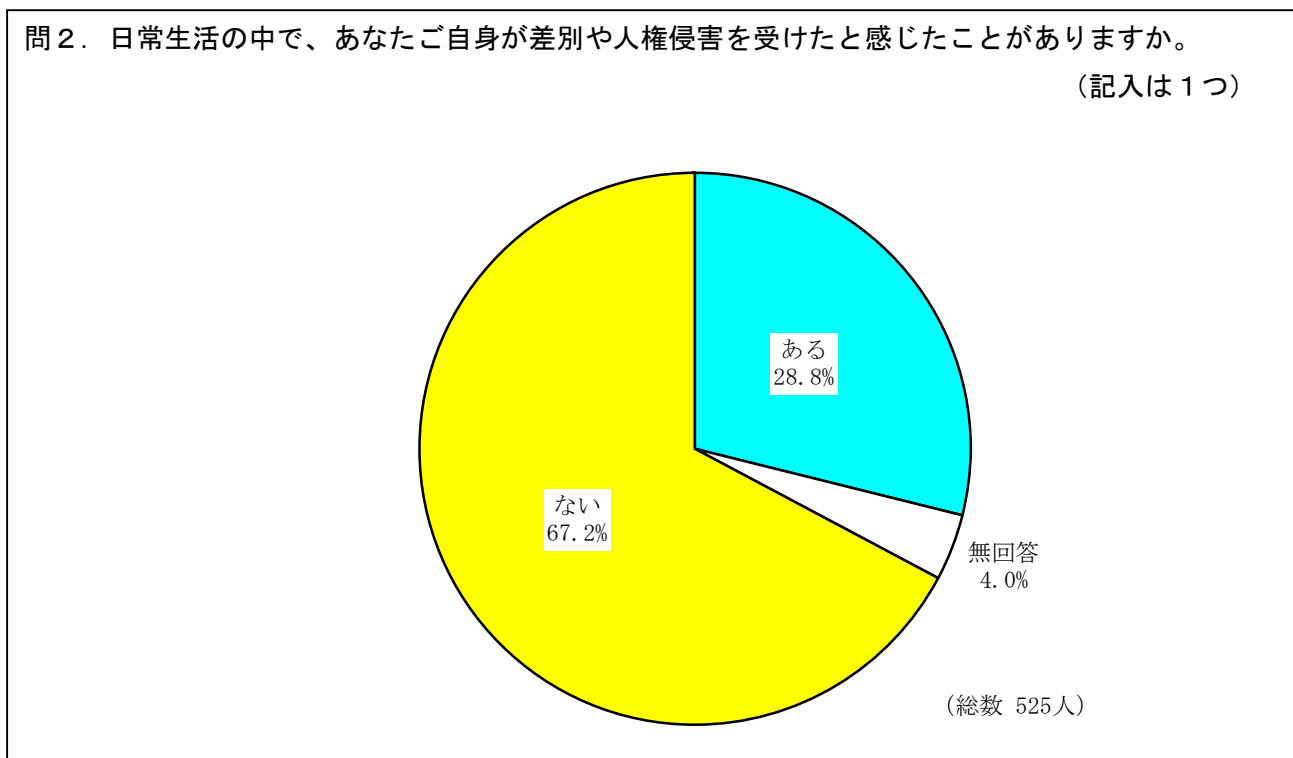
性別では、女性より男性のほうがやや批判的な意見が多く、性・年齢別では、女性の30歳以下で肯定的・容認的意見が約5割と多くなっている。

図1-6 葬式などの後の清め塩



## 第2章 人権の知識・認識

### 1. 差別や人権侵害を受けた経験



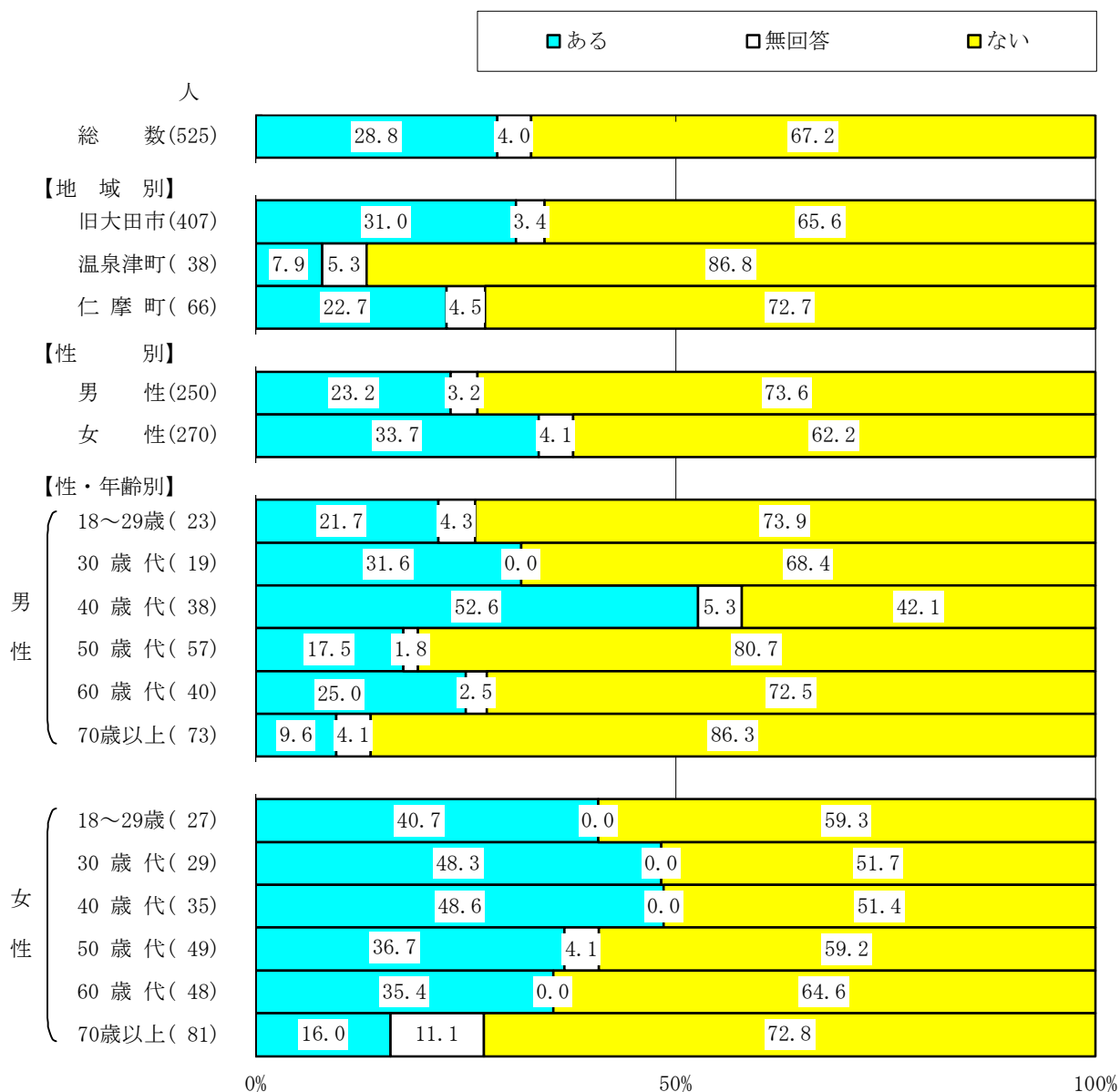
#### ■ 差別や人権侵害を受けたと感じたことのある人は3割弱

今までに差別や人権侵害を受けたと感じたことの「ある」人は28.8%（県32.7%）で、約3割である。

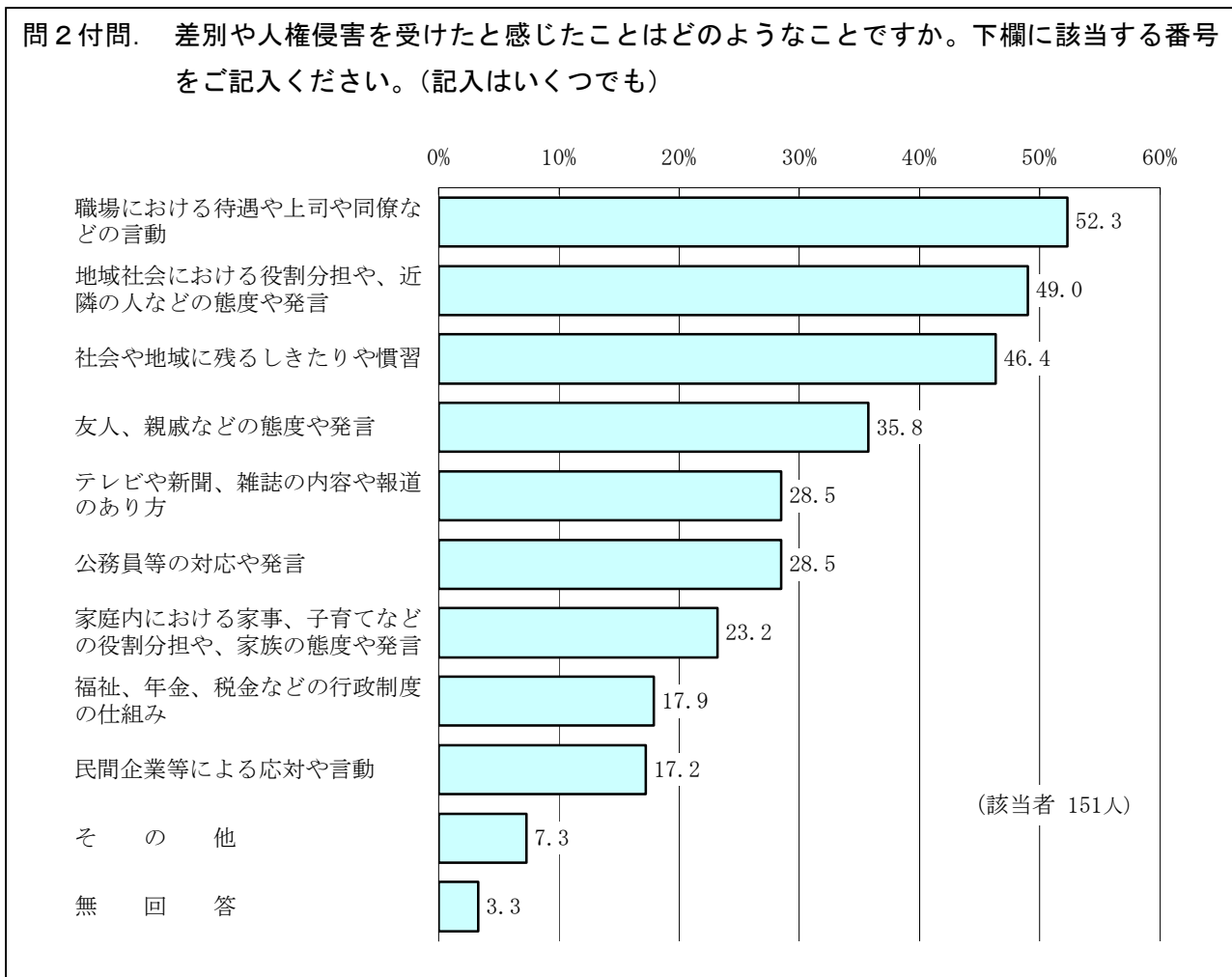
地域別にみると、「ある」人は温泉津町（7.9%）で極端に少なくなっている。

性別では「ある」人の割合は、男性よりも女性に多く、性・年齢別にみると、男性の40歳代（52.6%）で5割を超える。

図 2-1 差別や人権侵害を受けた経験



## 2. 受けた差別や人権侵害の内容



### ■ 「職場における待遇や上司や同僚などの言動」、「地域社会における役割分担や、近隣の人などの態度や発言」が約5割

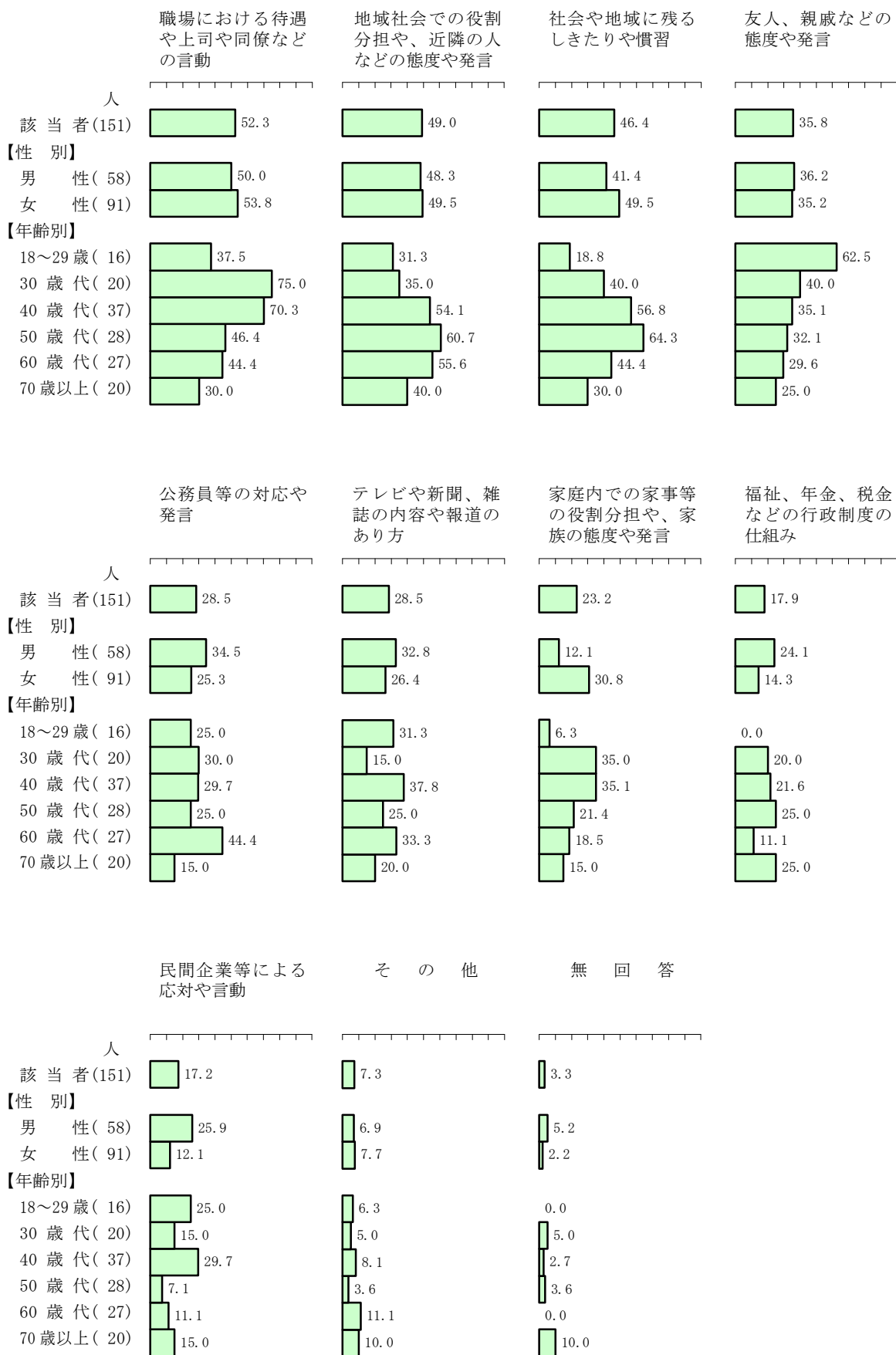
今までに差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」と回答した人にその内容を聞いたところ、「職場における待遇や上司や同僚などの言動」が 52.3% (県 37.2%) と最も多く、次いで「地域における役割分担や、近隣の人などの態度や発言」49.0% (県 41.2%)、「社会や地域に残るしきたりや慣習」46.4% (県 44.5%) が上位にあげられている。

性別でみると、「家庭内における家事、子育てなどの役割分担や、家族の態度や発言」は、男性は 12.1%、女性は 30.8% と女性に多く、かなり性差がある。

年齢別でみると、「職場における待遇や上司や同僚などの言動」が 30、40 歳代で7割を超えている。

この調査結果から、企業内研修や人権に配慮した明るい職場づくりなど、企業・その他一般社会における人権教育・啓発の推進をはじめ、公民館や隣保館における人権学習の充実や人権に関する啓発情報の提供などが必要とされる。

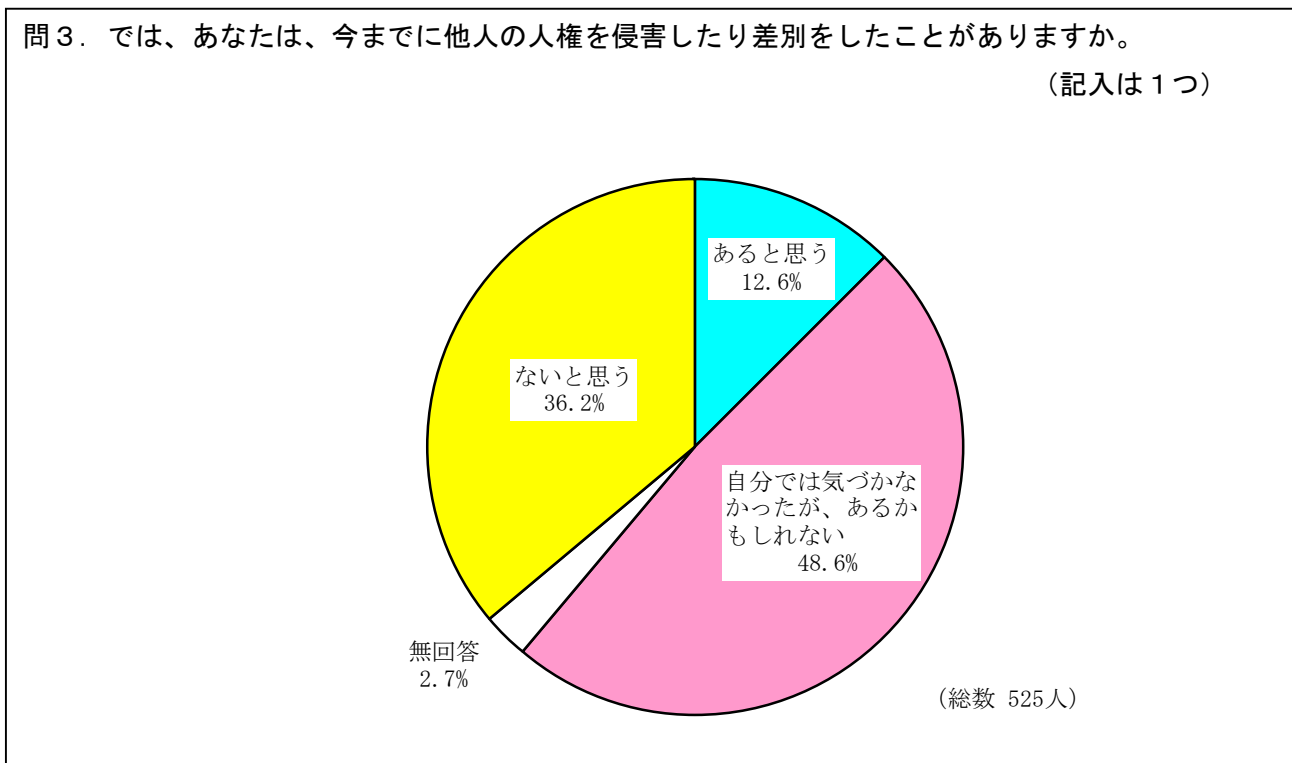
図 2-2 受けた差別や人権侵害の内容



※地域別は、標本数が極端に少ない地域があるため省略

※性年齢別は、標本数が少ないため年齢別で集計

### 3. 他人の人権を侵害した経験



#### ■ 「あるかもしれない」ほぼ半数、「ないと思う」は約1/3

他人の人権を侵害したり差別をしたことがあるかどうかを聞くと、「あると思う」が 12.6% (県 7.1%)、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」が 48.6% (県 49.7%)、「ないと思う」が 36.2% (県 34.6%) となっている。

差別や人権侵害を受けた経験(問2)との関連を見ると(図2-3)、差別や人権侵害を受けた経験の「ない」人では、他人の人権を侵害したことは「ないと思う」が4割を超えているのに対し、差別や人権侵害を受けた経験の「ある」人では、13.2%となっている。

地域別にみると、「あるかもしれない」と答えた人は旧大田市(50.9%)で多く、性別では、「あると思う」が女性は9.3%(県5.9%)、男性で16.4%(県8.6%)となっており、女性よりも男性に多い。「ある」、「あるかもしれない」と答えた人の割合は、女性よりも男性に多く、性・年齢別にみると、若い世代で多くなる傾向がみられ、「あると思う」と答えた人は男性の30歳代(31.6%)、40歳代(31.6%)が最も多く3割を超えている。



図 2-3 他人の人権を侵害した経験（差別や人権侵害を受けた経験別：問 2）

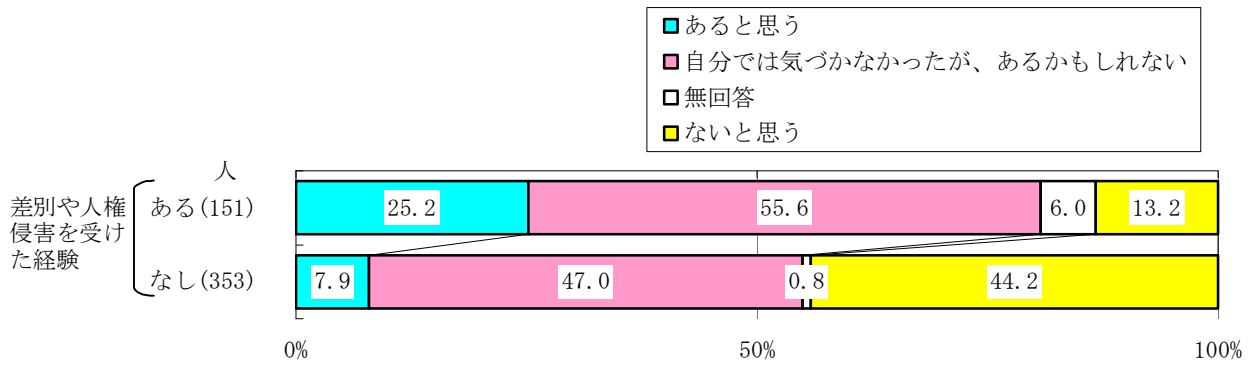
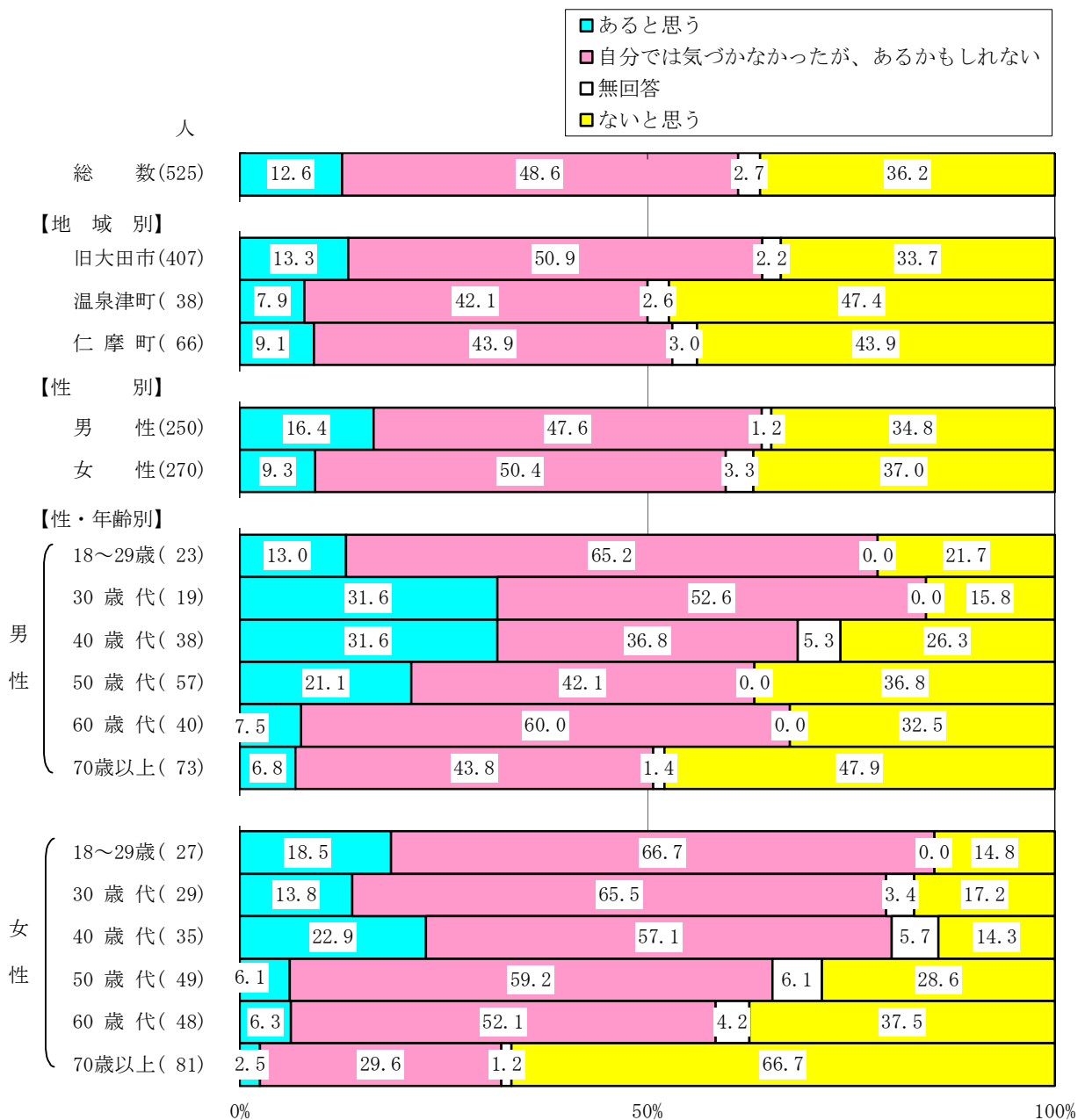


図 2-4 他人の人権を侵害した経験



#### 4. 人権侵害自覚スケール

「問2. 差別や人権侵害を受けた経験」と「問3. 他人の人権を侵害した経験」の回答を下表のとおり組み合わせ、差別や人権侵害に対する意識を分析した。

問2 差別や人権侵害を受けた経験	問3 他人の人権を侵害した経験	人権侵害自覚スケール
「ある」	「あると思う」または 「あるかもしれない」	⇒「被害自覚あり・加害自覚あり」
	「ないと思う」	⇒「被害自覚あり・加害自覚なし」
「ない」	「あると思う」または 「あるかもしれない」	⇒「被害自覚なし・加害自覚あり」
	「ないと思う」	⇒「被害自覚なし・加害自覚なし」

全体での割合をみると、「被害自覚あり・加害自覚あり」は 23.2%、「被害自覚あり・加害自覚なし」は 3.8%と少なく、「被害自覚なし・加害自覚あり」は 37.0%、「被害自覚なし・加害自覚なし」は 29.7%で、無回答のため分類不能の割合は 6.3%となっている（図 2-5）。

地域別にみると、「被害自覚あり・加害自覚あり」は旧大田市（24.8%）が最も多く、逆に「被害自覚なし・加害自覚なし」は旧大田市（27.0%）が最も少ない。

性別では、「被害自覚なし・加害自覚あり」は男性で多く、「被害自覚あり・加害自覚あり」は女性で多い。

性・年齢別では、「被害自覚あり・加害自覚あり」は、男性は 40 歳代（47.4%）が多いが、女性は、40 歳代以下の若い年代すべて 4 割を超え多くなっている。「被害自覚なし・加害自覚あり」は男性の 29 歳以下が 6 割を超え最も多く、「被害自覚なし・加害自覚なし」は男女ともに 70 歳以上が最も多くなっている。

図 2-5 人権侵害自覚スケール

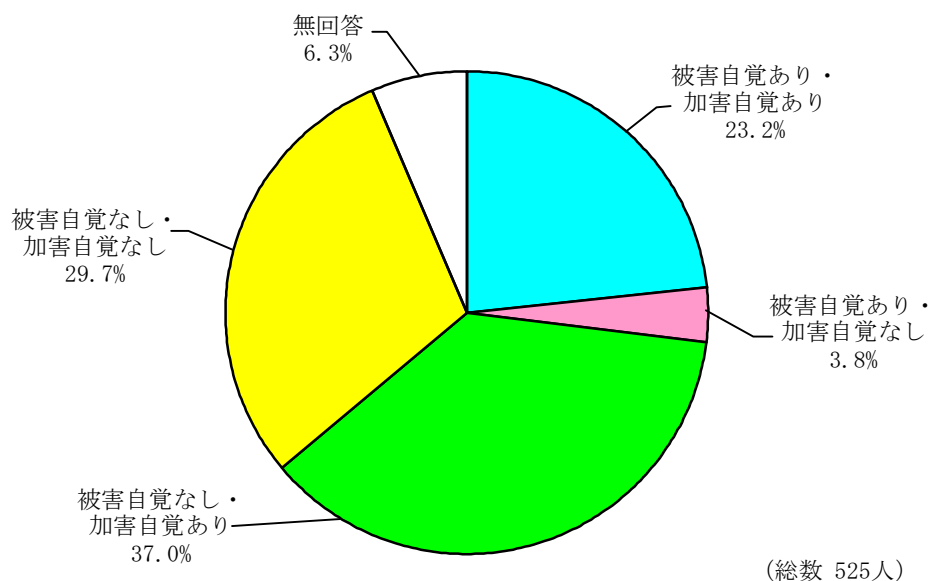
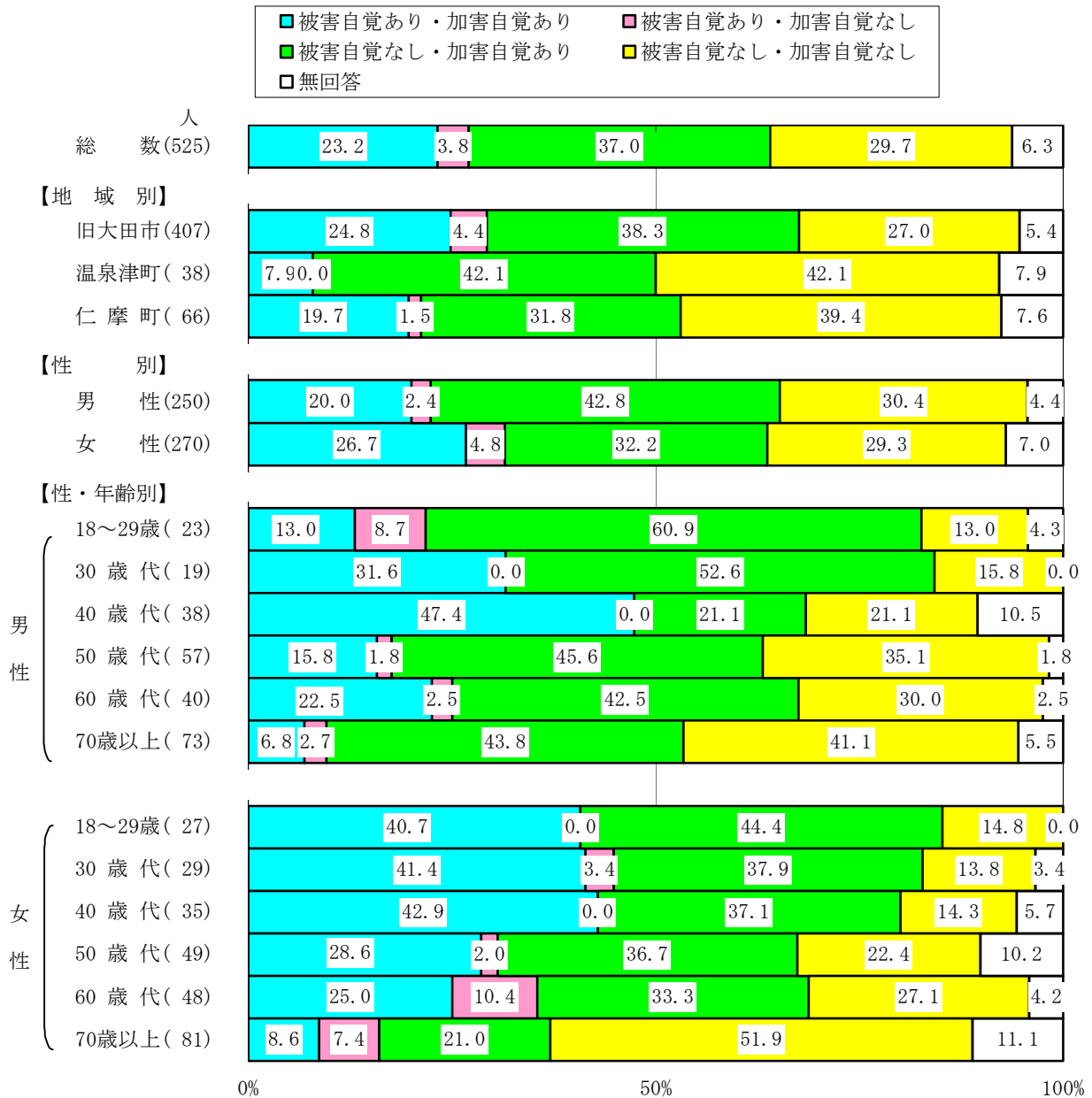
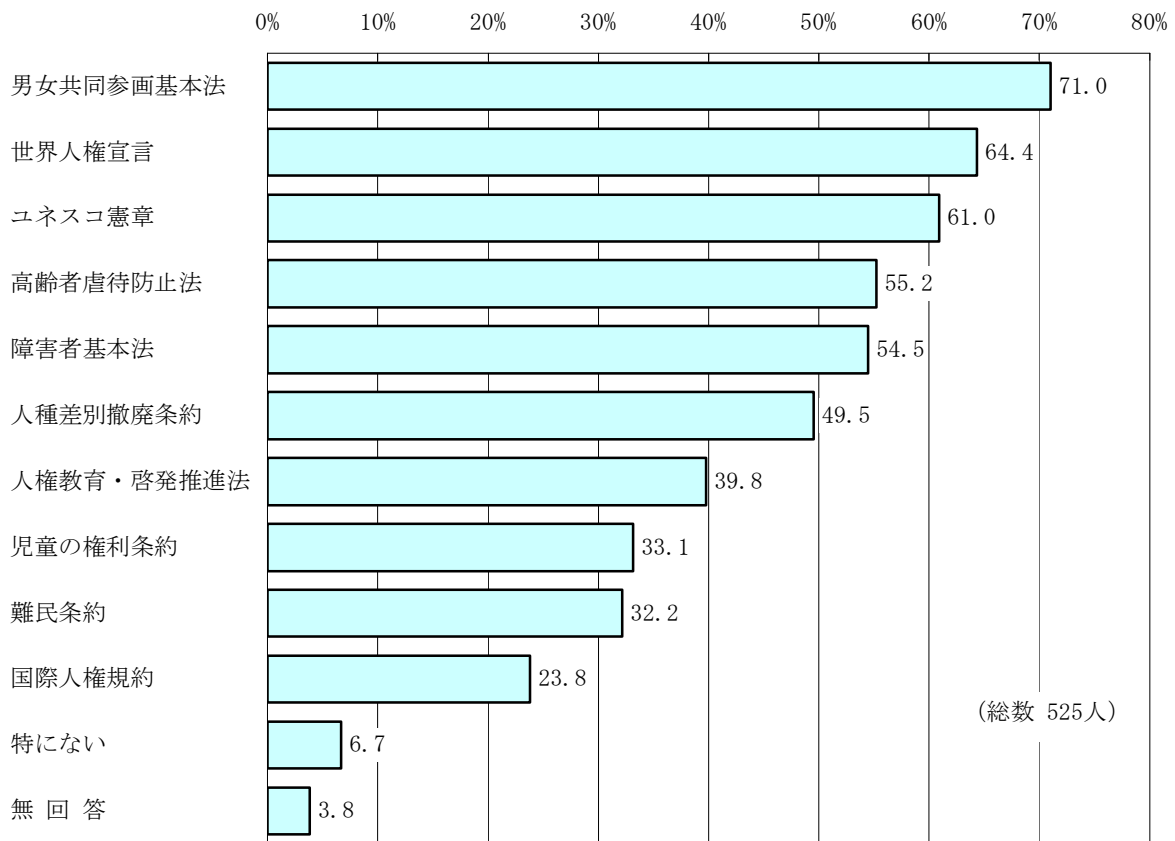


図 2-6 人権侵害自覚スケール



## 5. 人権問題関連用語の認知

問4. 次にあげた人権に関わる宣言、条約、法律等で、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものをすべてご記入ください。(記入はいくつでも)



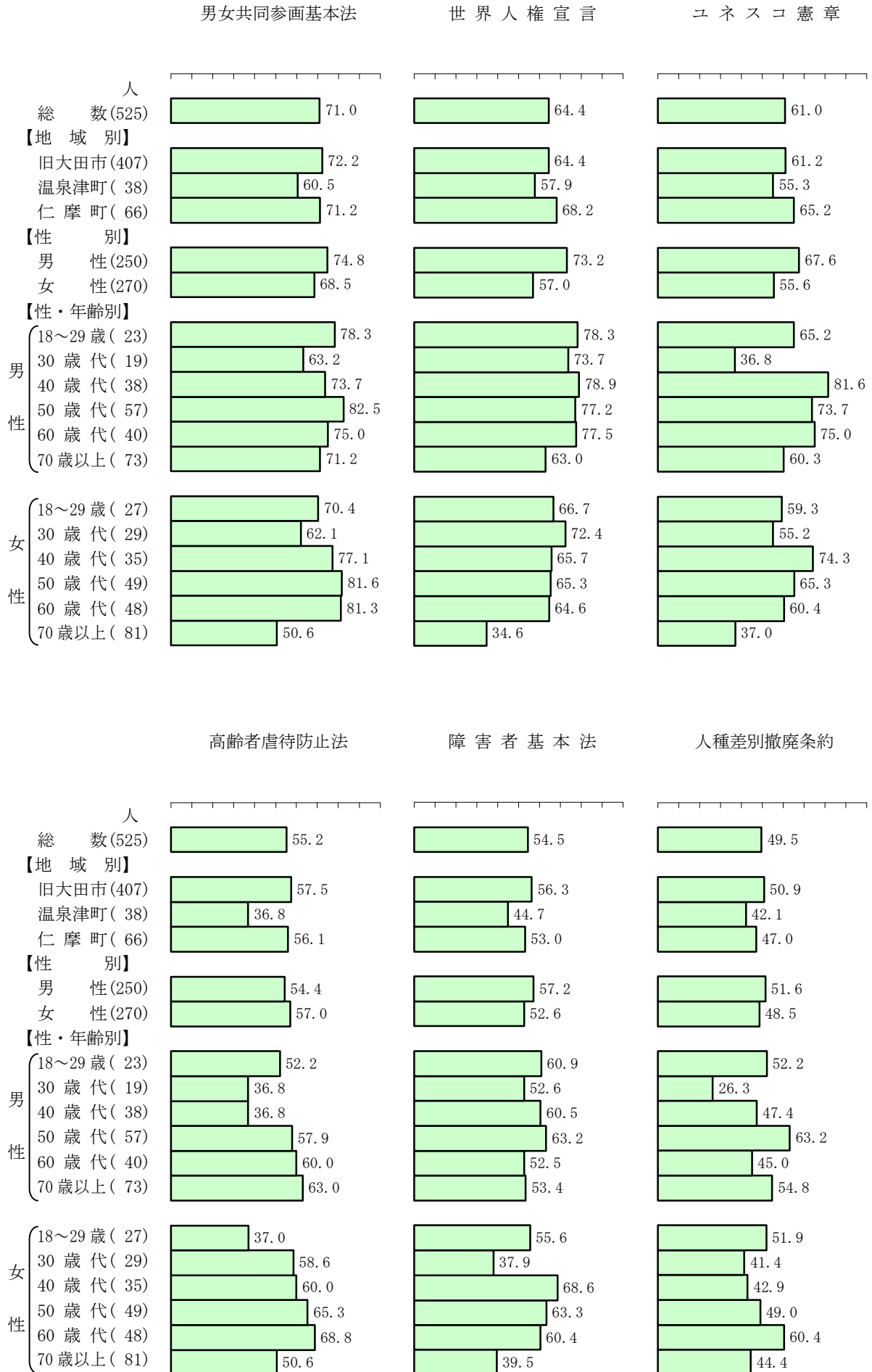
### ■ 「男女共同参画基本法」は7割超、「世界人権宣言」・「ユネスコ憲章」で6割超の認知

人権問題に関する用語について見聞きしたことがあるかどうかを聞くと、「男女共同参画基本法」は71.0% (県 53.6%)、次いで「世界人権宣言」64.4% (県 50.4%)、「ユネスコ憲章」61.0%、「高齢者虐待防止法」55.2%が上位にあげられている。

性別でみると、「高齢者虐待防止法」は女性に多いが、それ以外の項目ではすべて男性の認知率が高くなっている。性・年齢別でみると、「男女共同参画基本法」が男性の50歳代と、女性の50～60歳代で8割を超え、「ユネスコ憲章」が40歳代男性で8割を超えている。

「ユネスコ憲章」の認知度の高さは、平成19年7月の石見銀山遺跡の世界遺産登録を契機に、ユネスコの精神が「平和と人権尊重」であることを様々な機会を捉えながら情報発信に努めた成果でもあると考えられる。今後も引き続き、人権尊重の視点に立った情報発信や市民啓発を進めていく必要がある。

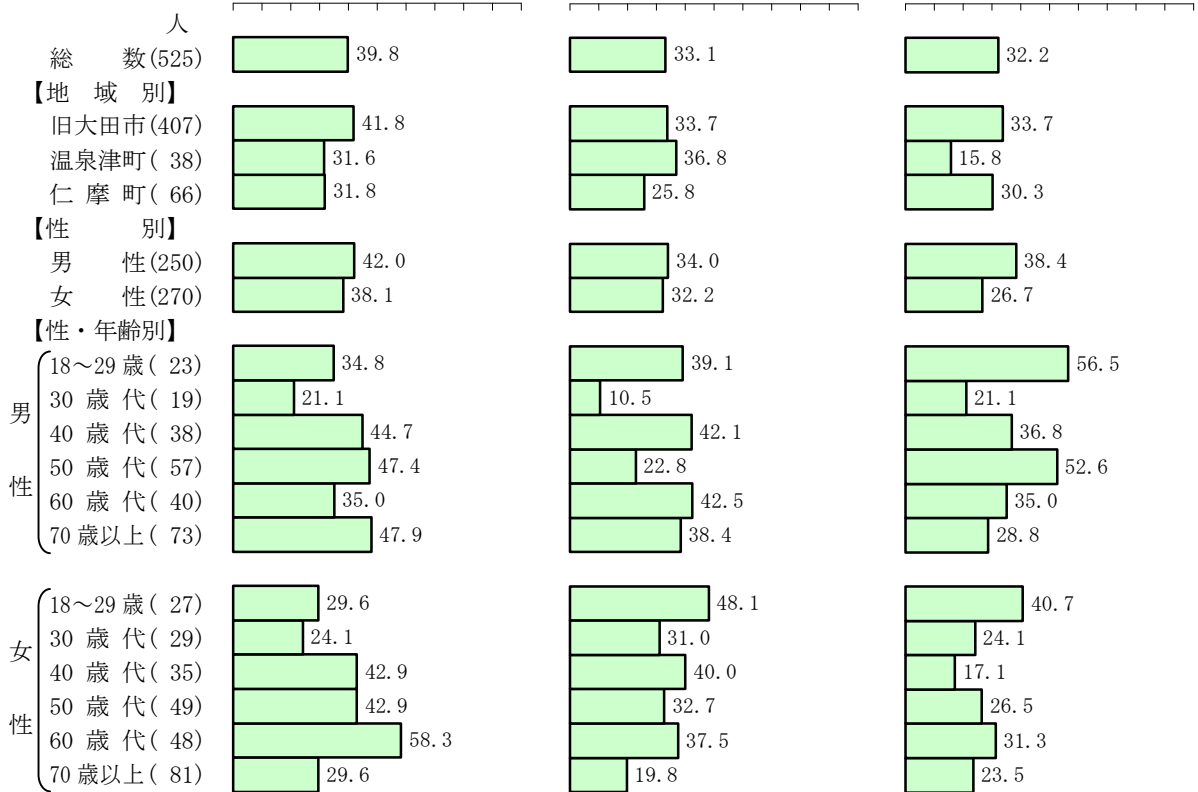
図 2-7 人権問題関連用語の認知



人権教育・啓発推進法

児童の権利条約

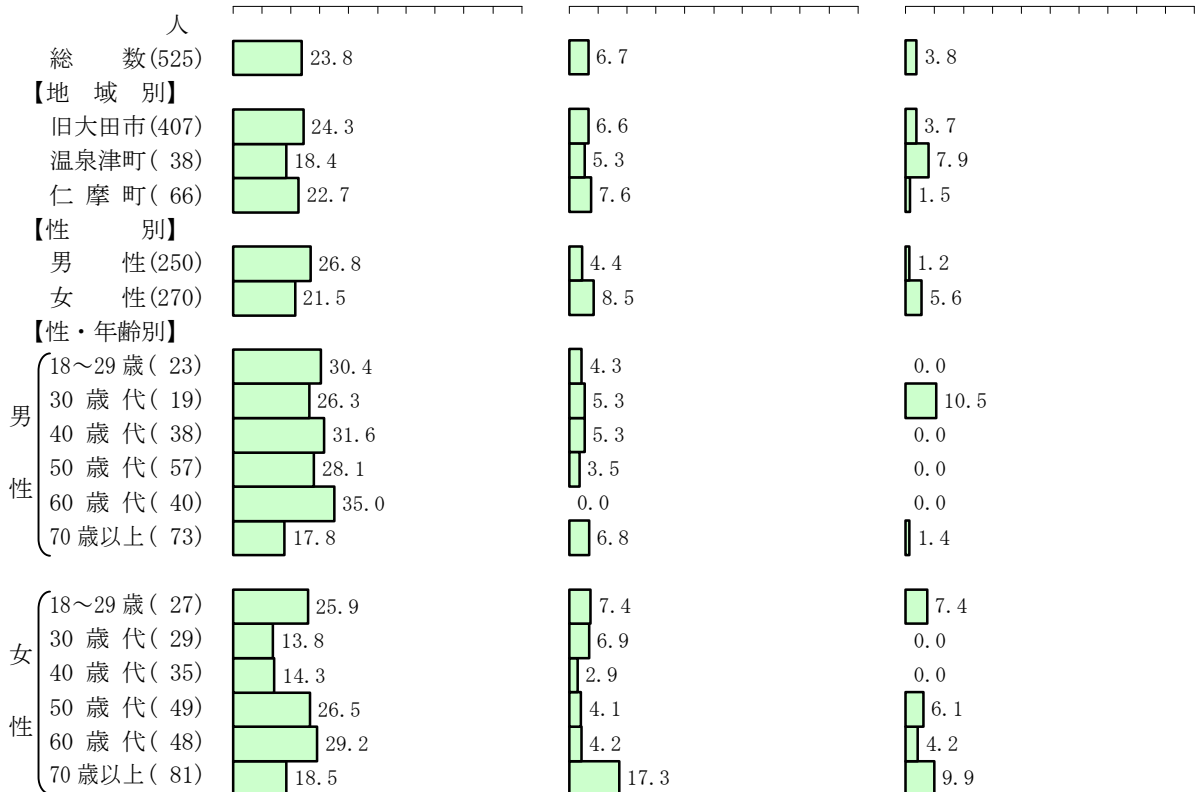
難民条約



国際人権規約

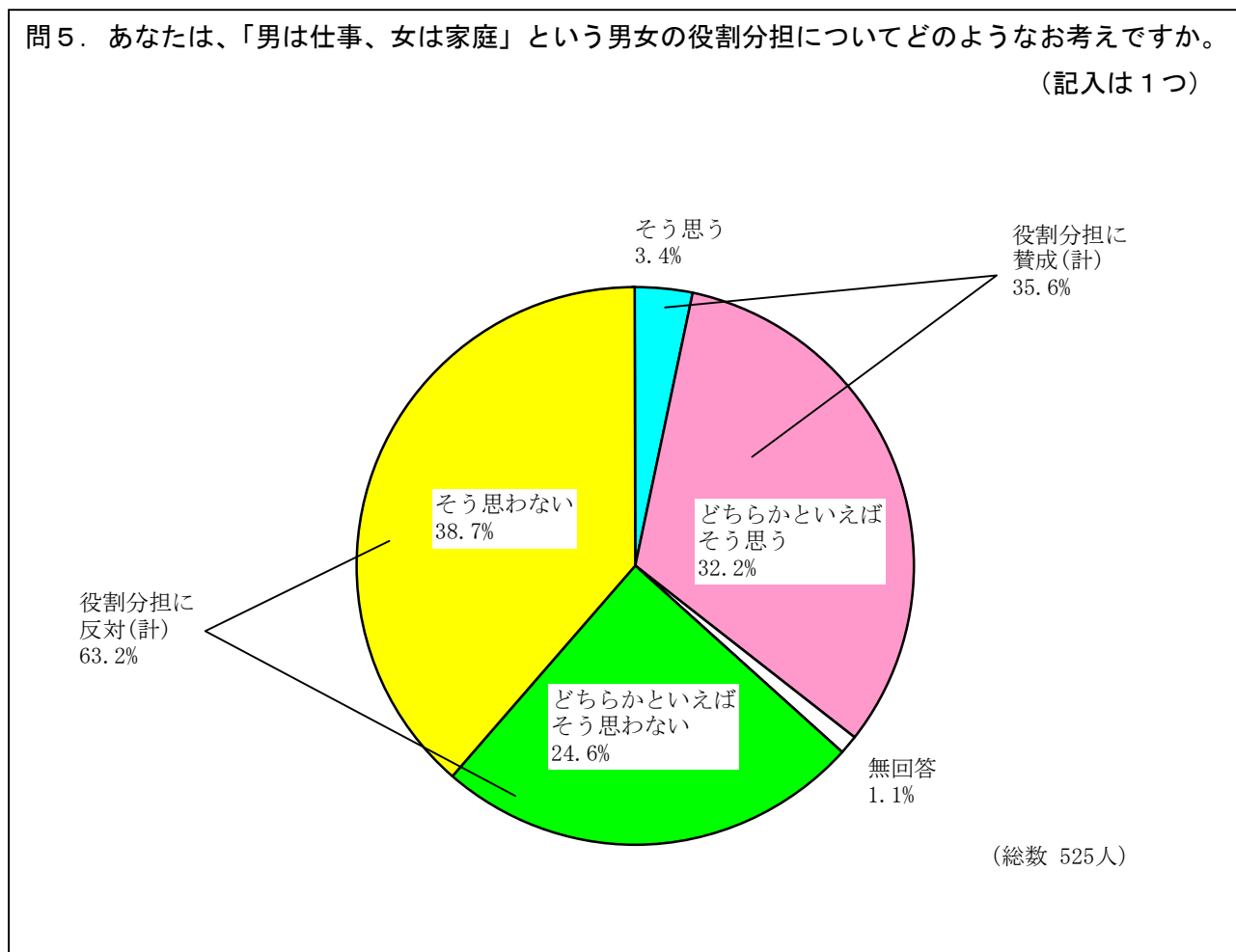
特にない

無回答



### 第3章 女性の人権について

#### 1. 性別役割分担意識



#### ■ 6割強が性別役割分担に反対

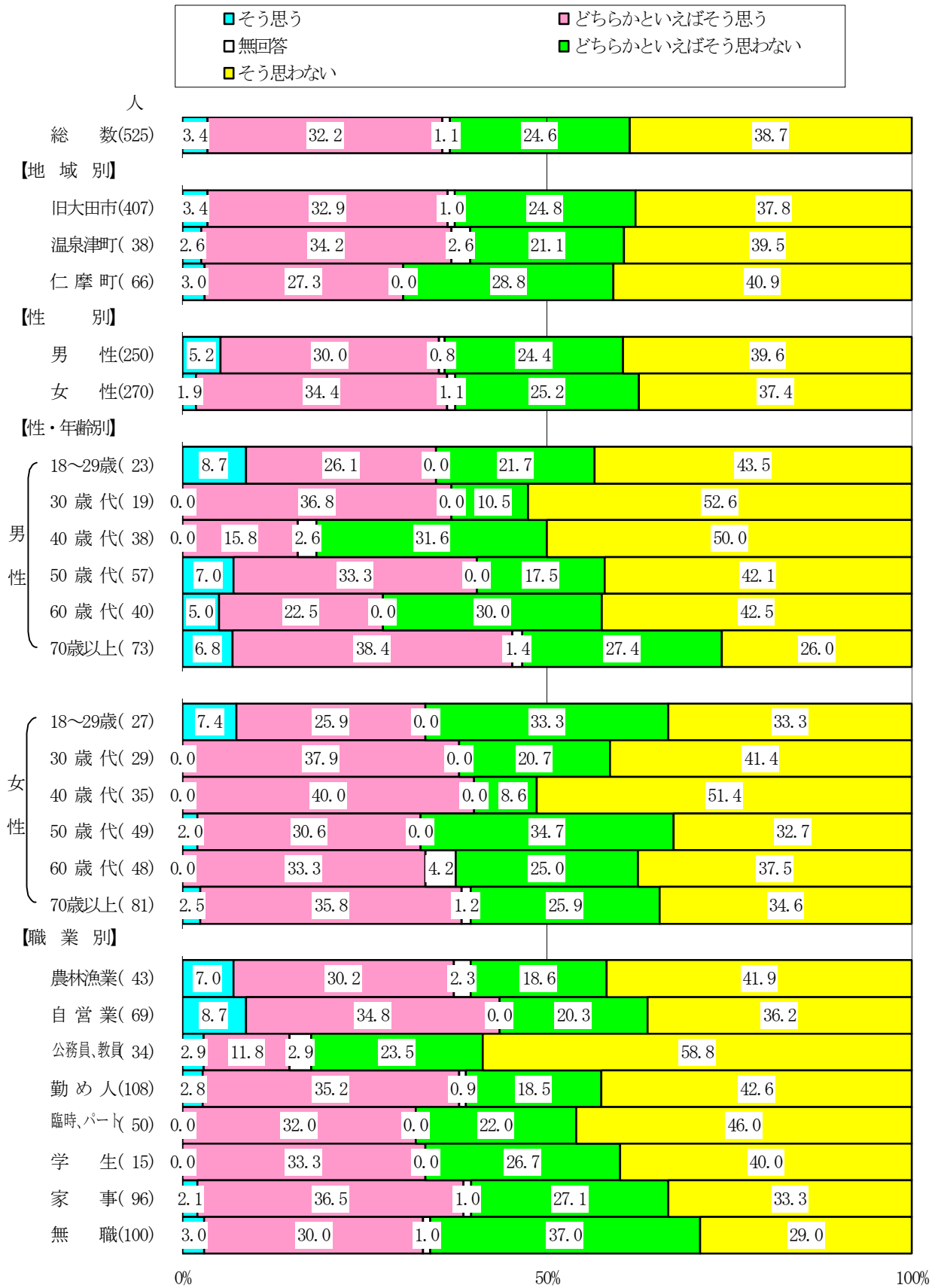
「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担について、「そう思う」3.4%（県 3.4%）、「どちらかといえばそう思う」32.2%（県 28.4%）を合わせた賛成意見は35.6%（県 31.8%）である。一方「どちらかといえばそうは思わない」24.6%（県 28.0%）、「そう思わない」38.7%（県 36.9%）を合わせた反対意見は63.2%（県 64.9%）となっている。

地域別にみると、役割分担に反対の意見は、仁摩町（69.7%）で約7割と多くなっている。

性別では、あまり差はみられないが、性・年齢別では、役割分担に賛成の意見は、70歳以上の男性は5割近くとなっている。一方、反対の意見は、40歳代の男性では8割を超えている。

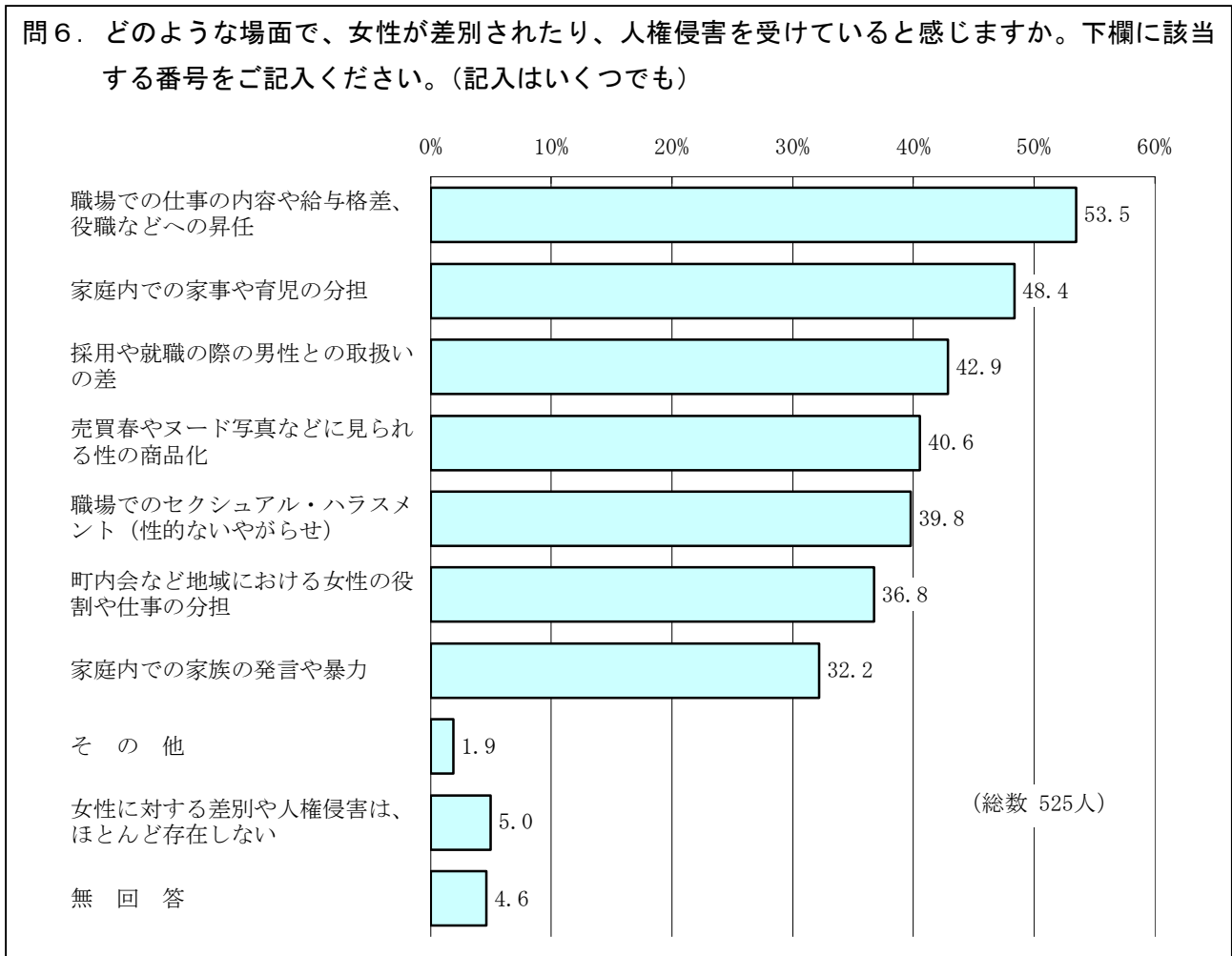
職業別にみると、公務員、教員の反対意見が8割を超えている。

図 3-1 性別役割分担意識





## 2. 女性が差別や人権侵害を受けていると感じる場面



### ■ 「職場での仕事の内容や給与格差、役職などへの昇任」が5割超、「家庭内での家事や育児の分担」、が約5割

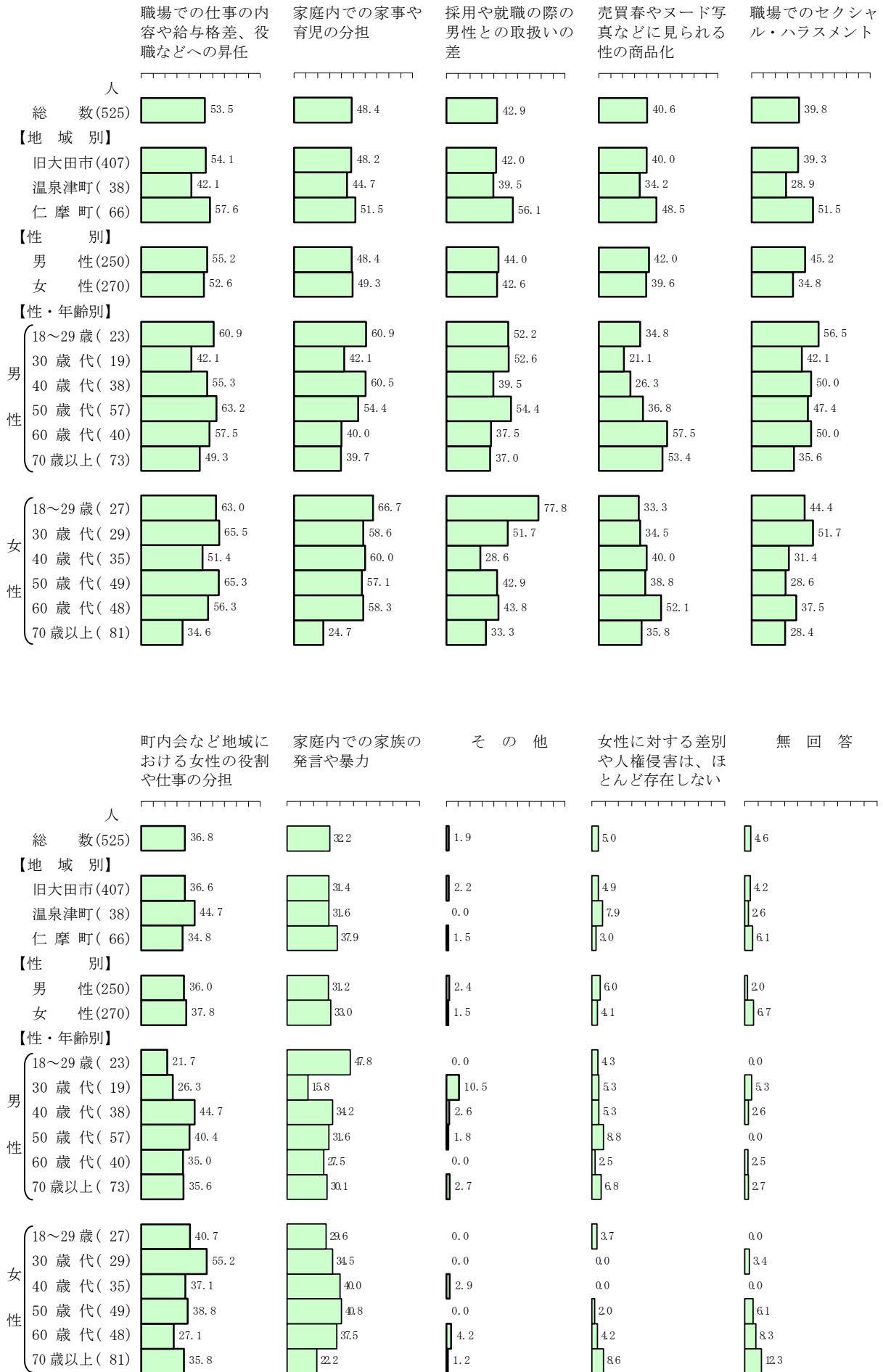
女性が差別されたり、人権侵害を受けていると感じられる場面をあげてもらったところ、「職場での仕事の内容や給与格差、役職などへの昇任」が 53.5% (県 44.6%)、次いで「家庭内での家事や育児の分担」48.4% (県 39.4%) で、以下「採用や就職の際の男性との取扱いの差」42.9% (県 31.4%)、「売買取春やヌード写真などに見られる性の商品化」40.6% (県 30.6%) となっている。また、「女性に対する差別や人権侵害は、ほとんど存在しない」と答えた人は、5.0% (県 4.4%) となっている。

地域別にみると、人権侵害を受けていると感じる割合は仁摩町で多くなっている。

性別では、あまり差はないが、「職場でのセクシャル・ハラスメント」については、女性より男性が多くなっている。

性・年齢別にみると、女性の 29 歳以下で「採用や就職の際の男性との取扱いの差」が 7 割を超えている。

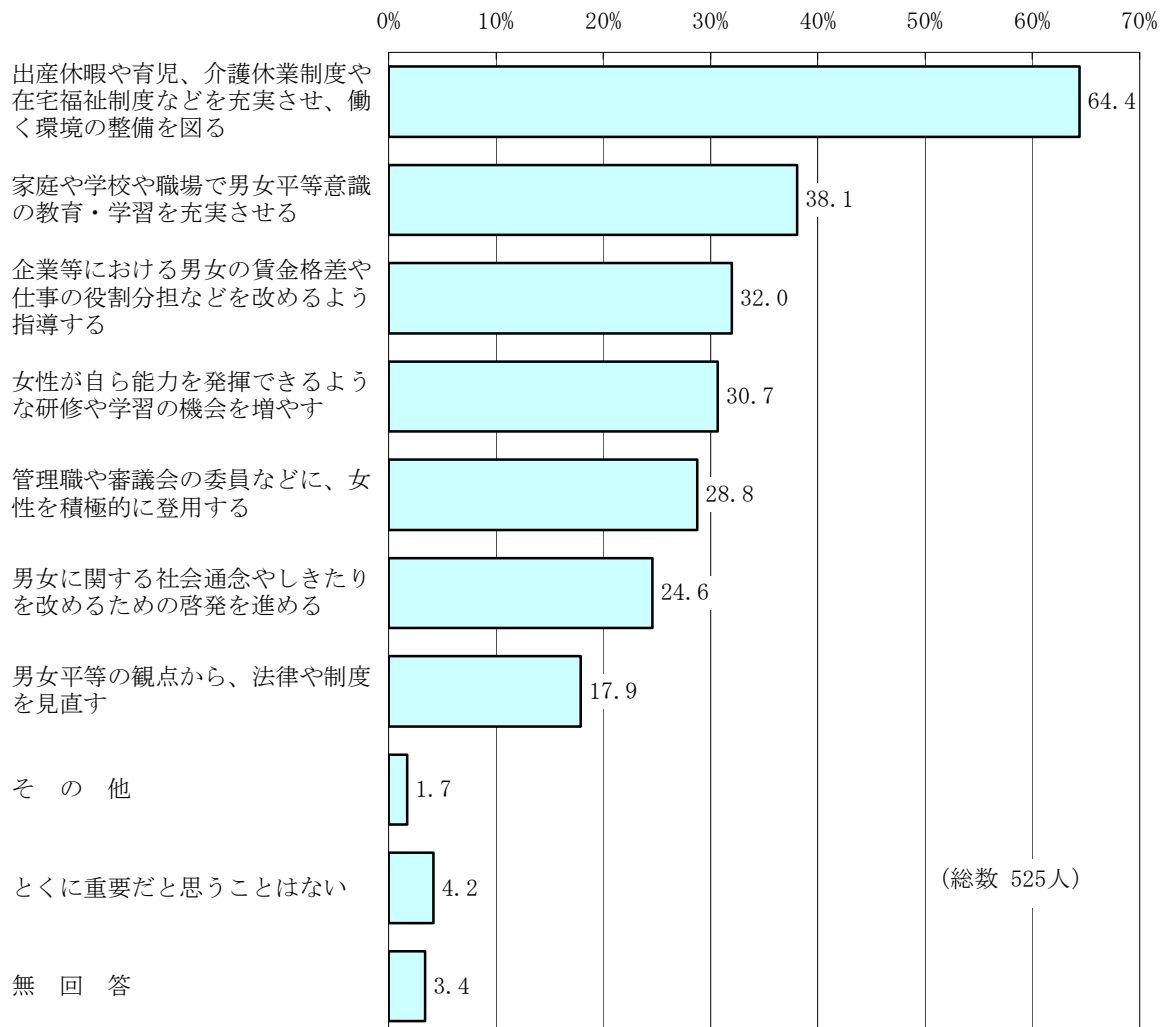
図 3-2 女性が差別や人権侵害を受けていると感じる場面



### 3. 女性の人権尊重のための行政施策

問7. 女性の人権が尊重されたり、女性の社会参加を推進するためには、行政の施策としてどのようなことが重要だと思いますか。とくに重要だと思うものを3つ以内でお答えください。

(記入は3つまで)



#### ■ 「出産休暇や育児、介護休業制度や在宅福祉制度などを充実させ、働く環境の整備を図る」が6割強

女性の人権尊重や社会参加を推進するために重要だと思う行政施策としては「出産休暇や育児、介護休業制度や在宅福祉制度などを充実させ、働く環境の整備を図る」をあげた人が 64.4%と多く、次いで「家庭や学校や職場で男女平等意識の教育・学習を充実させる」が 38.1% (県 33.0%)、「企業等における男女の賃金格差や、仕事の役割分担などを改めるよう指導する」32.0% (県 17.9%) となっている。

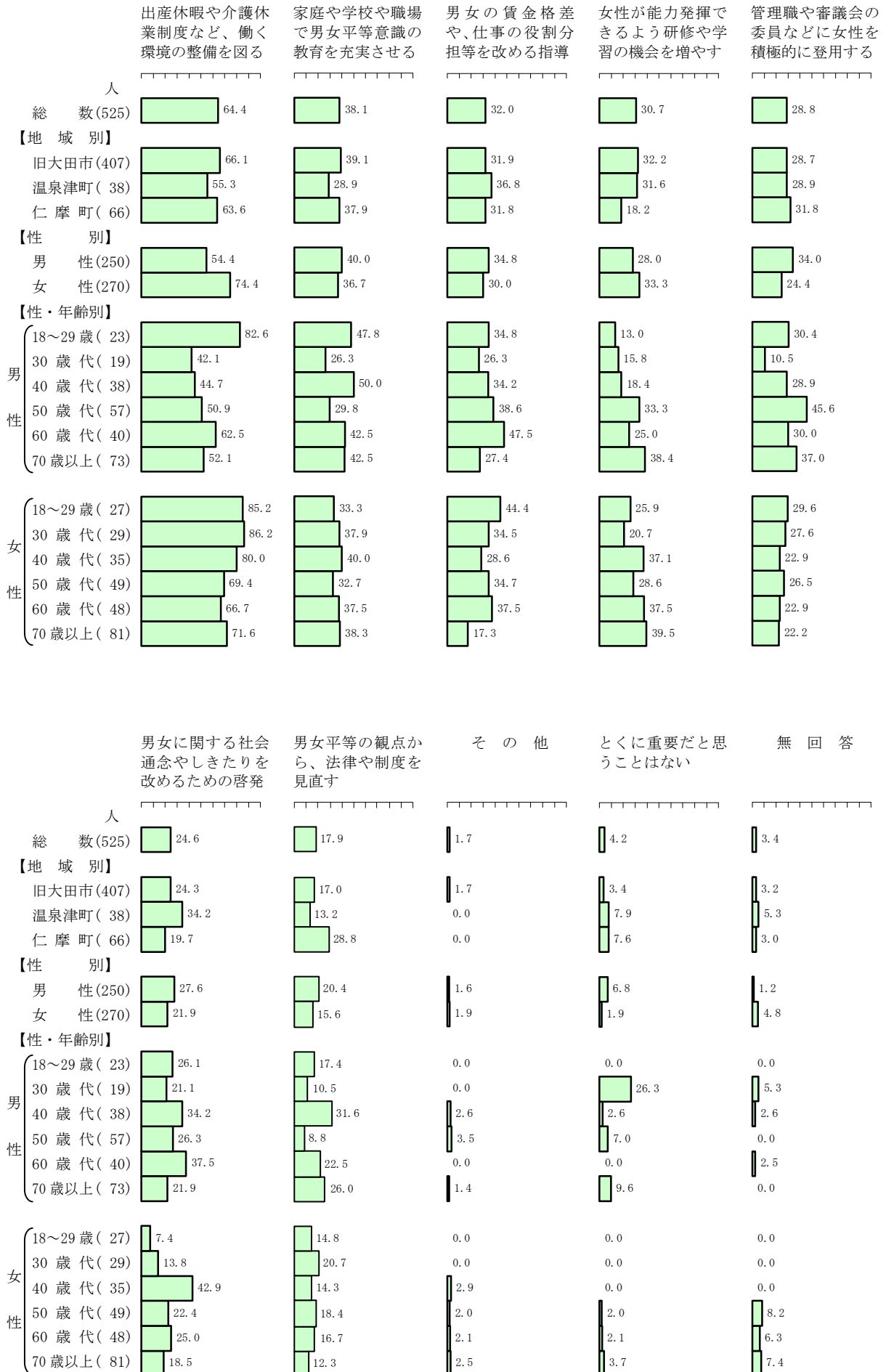
性別でみると、「出産休暇や育児、介護休業制度などを充実させ、働く環境の整備を図る」は男性より女性に多く7割を超えている。

性・年齢別にみると、「出産休暇など、働く環境の整備」は男性の40歳代以外と女性の全年代で1位となっており、29歳以下の男性と40歳代以下の女性で8割を超えている。

女性の人権に関する調査結果をみると、「男女共同参画基本法」は7割超の認知度であり、社会での男女の役割分担に対する考え方にもそれがよく反映されている。

また、男女がお互いに自立したライフスタイルを選択でき、仕事と家事・育児・家族の介護等の両立、地域活動への参加ができるよう、職場や、地域社会における人権啓発も含めた環境整備等の支援が必要である。

図 3-3 女性の人権尊重のための行政施策



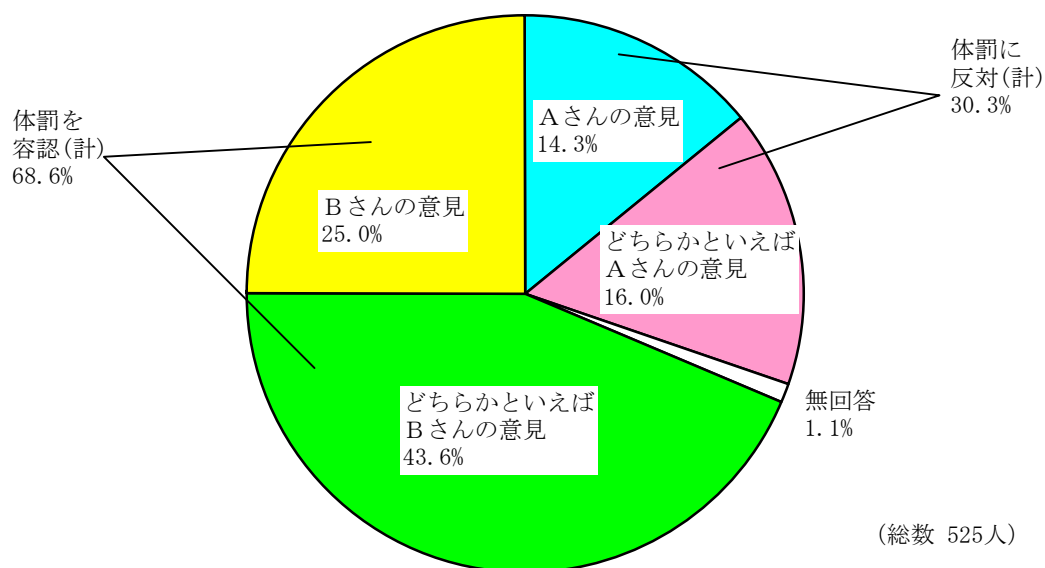
## 第4章 子どもの人権について

### 1. 学校での体罰

問8. 学校での体罰について、AさんとBさんの2人の意見が次のように分かれました。あなたの考えはどちらに近いですか。(記入は1つ)

[Aさんの意見]=教師はいかなる理由があろうとも、生徒・児童に体罰を加えるべきでない。

[Bさんの意見]=教育的見地からなら、教師が生徒・児童に体罰を加えることがあってもよい。



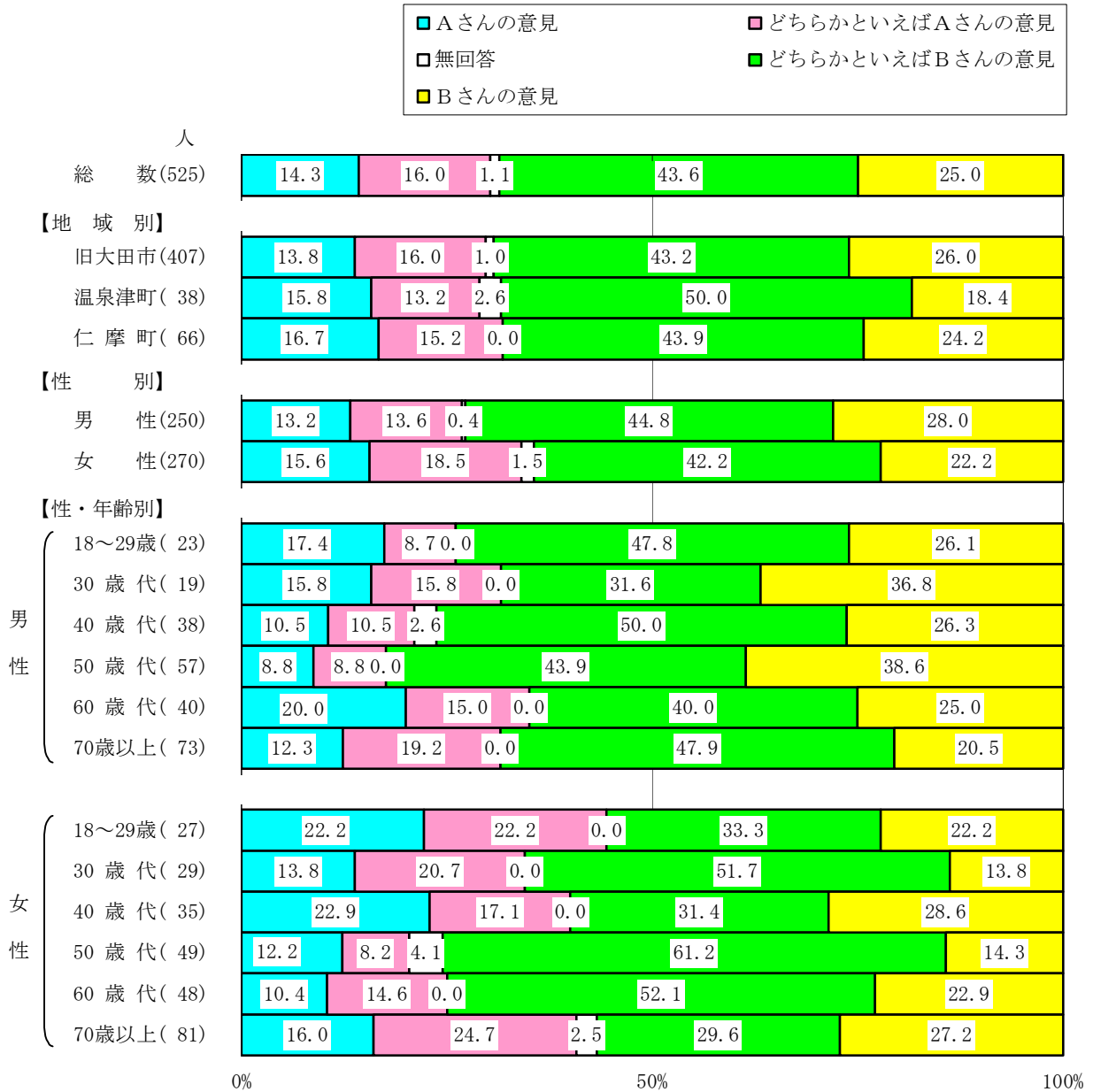
#### ■ 「学校での体罰」反対は3割

学校での体罰について『いかなる理由があろうとも体罰を加えるべきでない』という「Aさんの意見」の支持者は14.3% (県14.9%)、「どちらかといえばAさんの意見」16.0% (県20.9%)で、体罰に反対するAさんを支持する割合は30.3% (県35.8%)である。一方、『教育的見地からなら、体罰を加えることがあってもよい』という「Bさんの意見」の支持者は25.0% (県14.5%)、「どちらかといえばBさんの意見」43.6% (県45.5%)で、教育的見地からなら体罰を加えることがあってもよいとする容認者は68.6% (県60%)となっている。

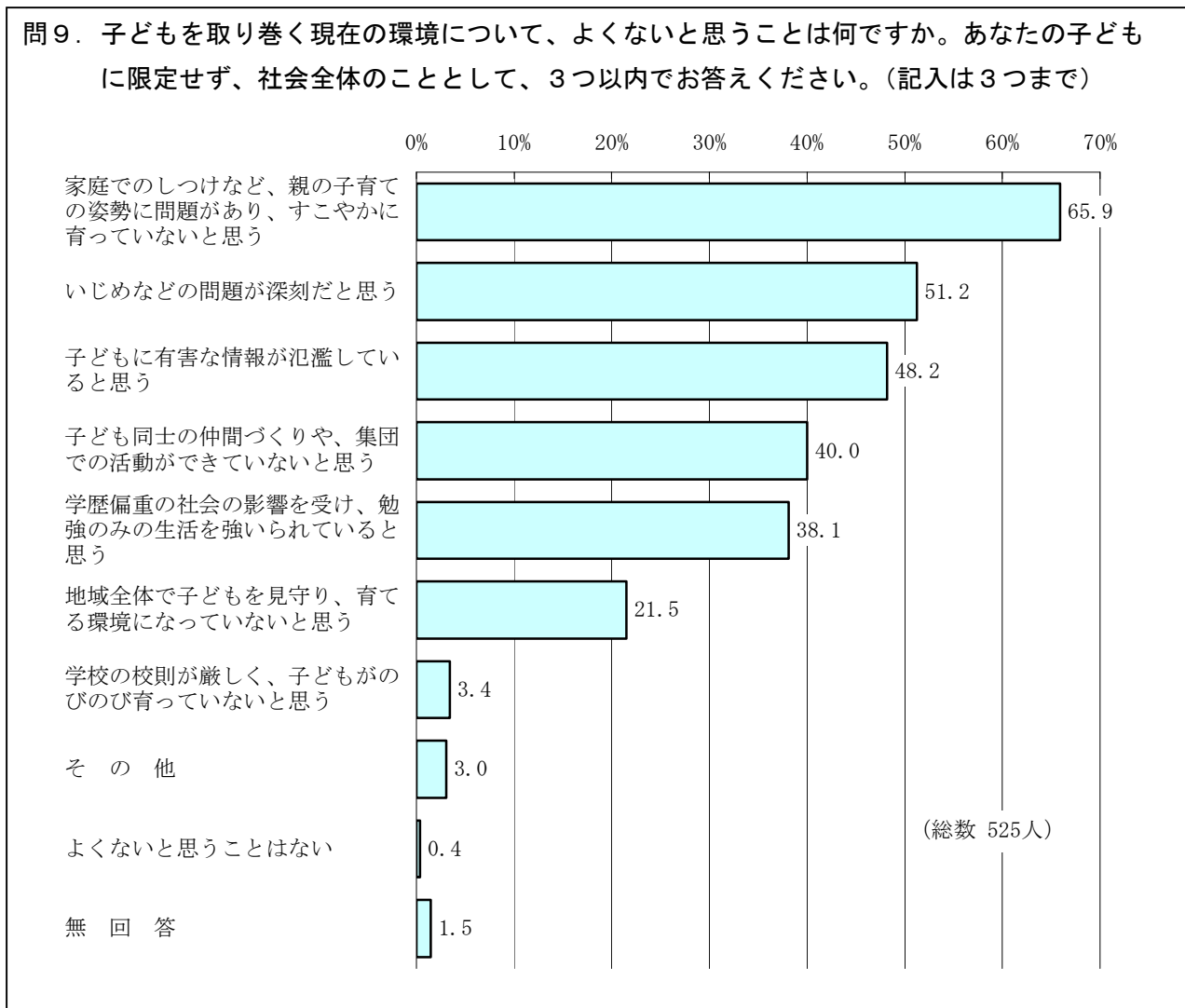
性別で見ると、男性より女性に体罰に反対意見が多くなっている。

性・年齢別にみると、男女とも50歳代で体罰を容認の意見が多くなっている。

図 4-1 学校での体罰



## 2. 子どもを取り巻く環境でよくないと思うもの



### ■ 「家庭のしつけ、親の子育てに問題あり」が6割半

子どもを取り巻く環境でよくないと思うこととしては「家庭でのしつけなど、親の子育ての姿勢に問題があり、すこやかに育っていないと思う」が 65.9% (県 56.4%)、次いで、「いじめなどの問題が深刻だと思う」が 51.2% (県 38.4%)、「子どもに有害な情報が氾濫していると思う」48.2% (県 44.3%)、「子ども同士の仲間づくりや、集団での活動ができていないと思う」40.0% (県 29.5%) となっている。

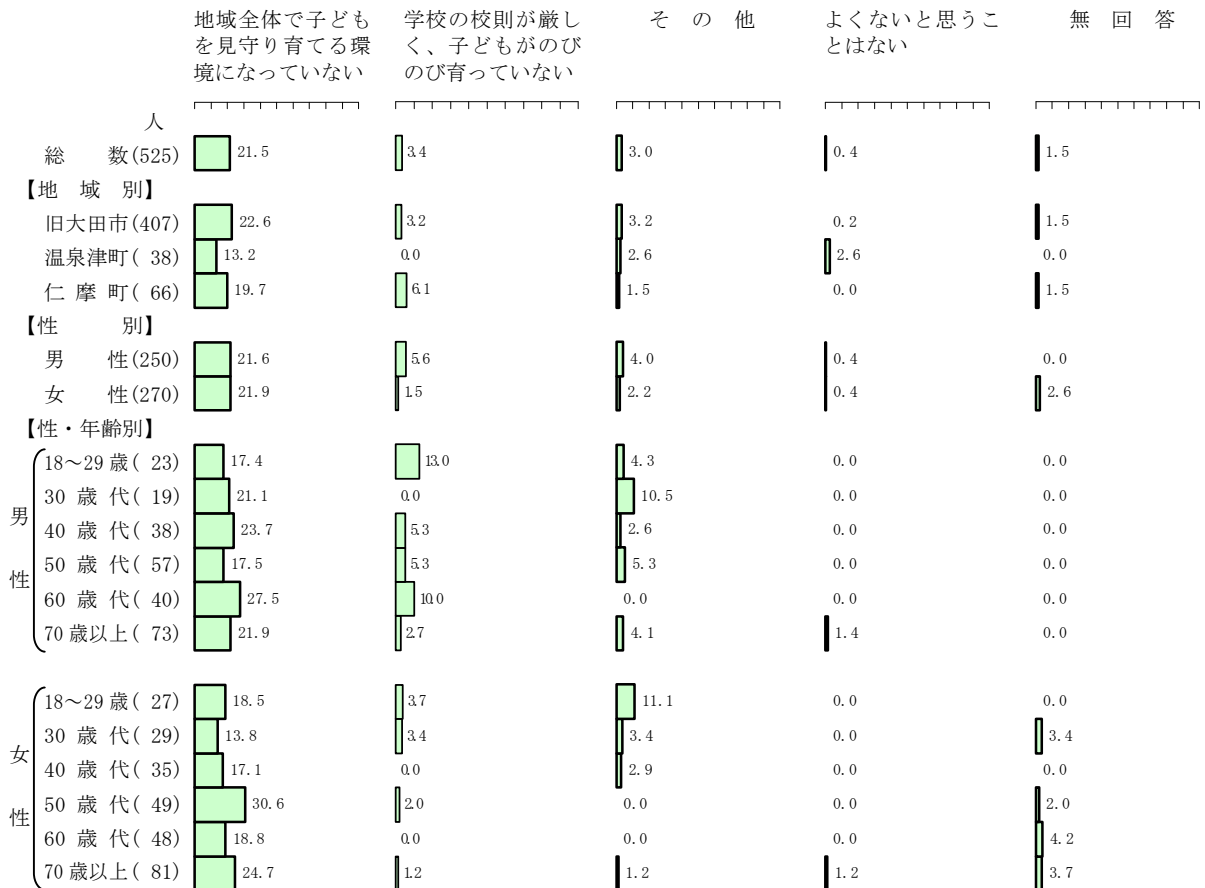
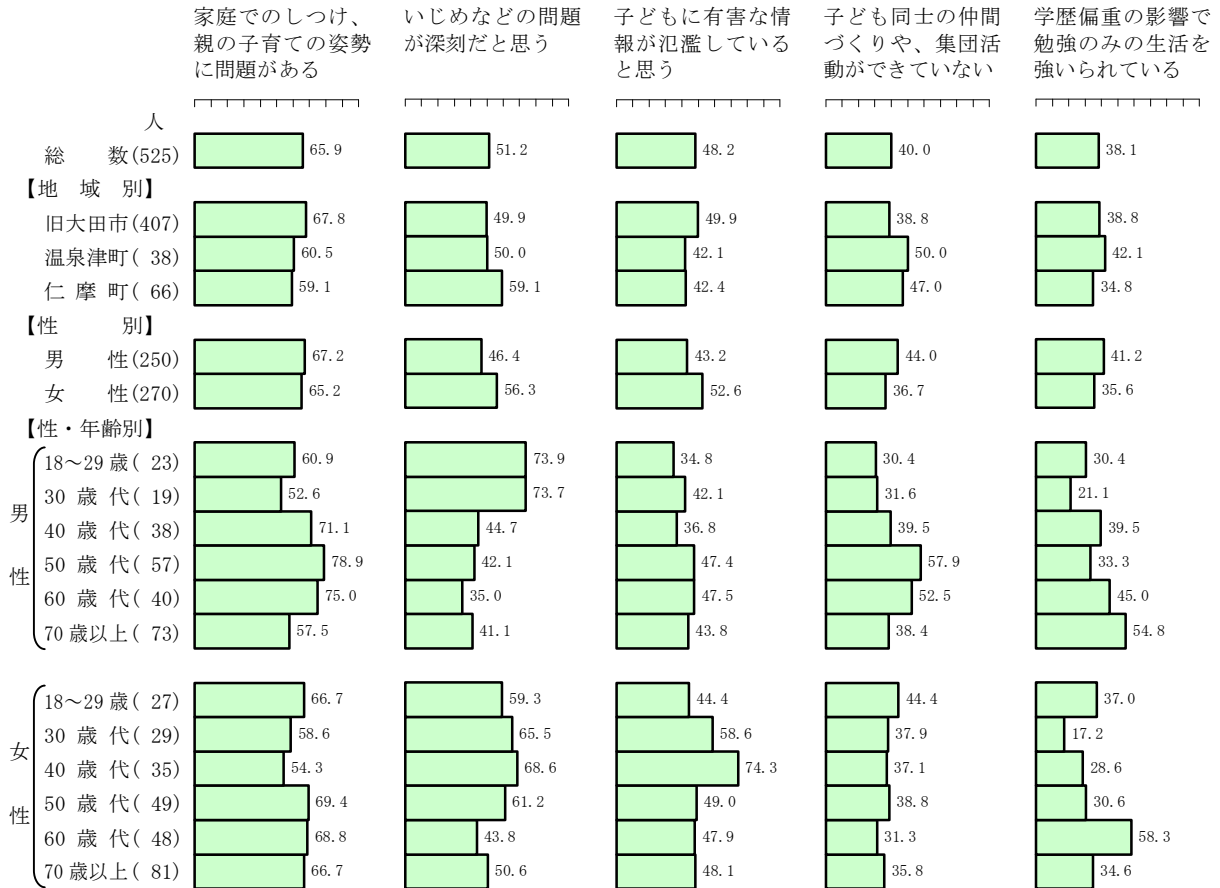
地域別にみると、「家庭でのしつけなど、親の子育ての姿勢に問題があり、すこやかに育っていないと思う」は旧大田市 (67.8%) で多く、仁摩町 (59.1%) ではやや少ない。

性別では、男女とも「家庭でのしつけなど、親の子育ての姿勢に問題があり、すこやかに育っていないと思う」が1位、「いじめなどの問題が深刻だと思う」が2位にあげられており、男女での差はほぼみられない。

性・年齢別にみると、「家庭でのしつけなど、親の子育ての姿勢に問題があり、すこやかに育っていないと思う」は男女とも50歳代が一番多く、男性の40歳代から60歳代で7割超となっている。また、「いじめなどの問題が深刻だと思う」は、男性の30歳以下で7割超となっている。



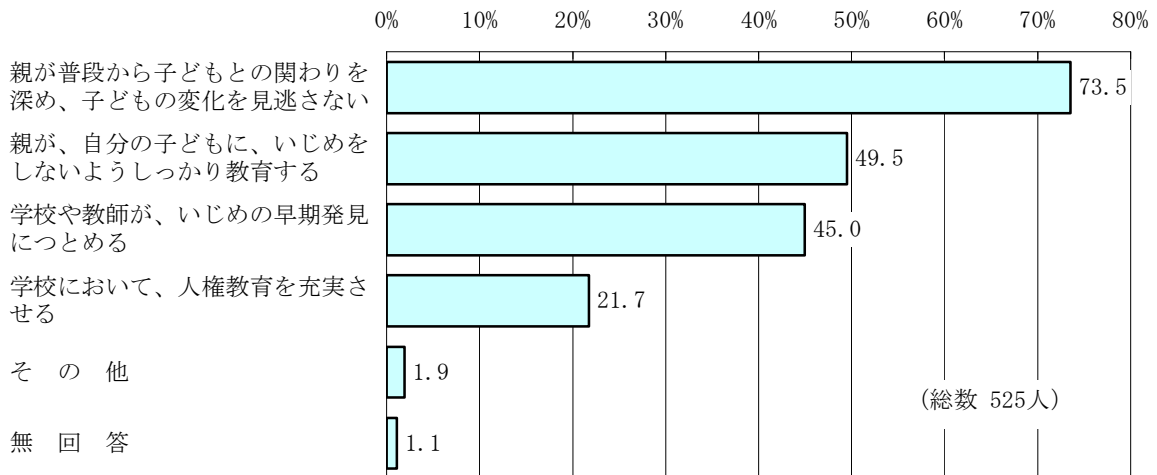
図4-2 子どもを取り巻く環境でよくないと思うもの



### 3. いじめの未然防止の方法

問 10. いじめをなくすために、「いじめの未然防止」と「起こってしまったいじめの解決」の取組みについて何が重要だと思いますか。それぞれ2つ以内でお答えください。

(1) いじめの未然防止の方法（記入は2つまで）



#### ■ 「親が普段から子どもとの関わりを深め、子どもの変化を逃さない」が7割超

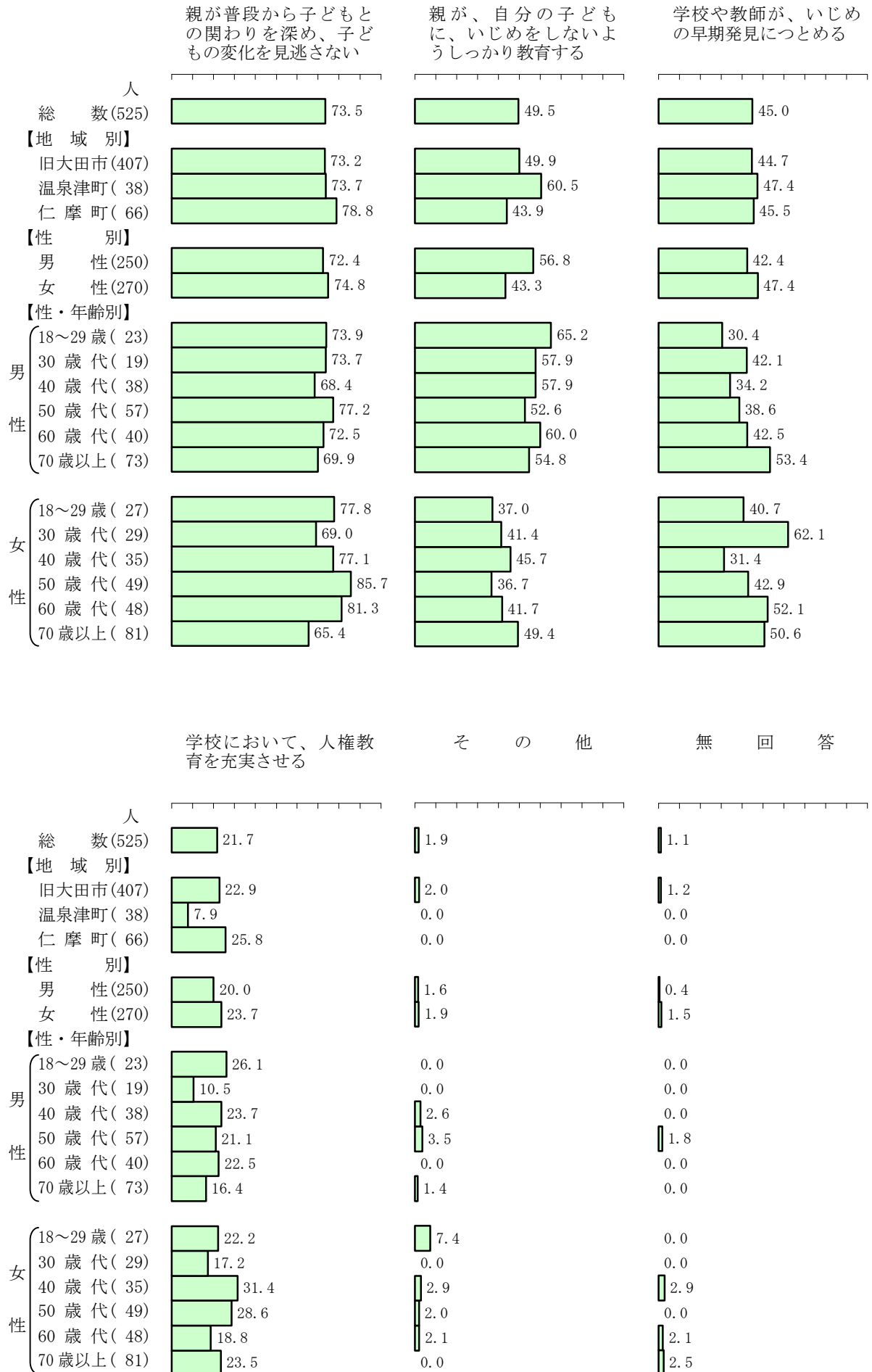
「いじめの未然防止の方法」として重要だと思うものを聞いたところ、「親が普段から子どもとの関わりを深め、子どもの変化を見逃さない」が73.5%（県69.2%）で、以下「親が、自分の子どもに、いじめをしないようしっかり教育する」が49.5%（県38.3%）、「学校や教師が、いじめの早期発見につとめる」が45.0%（県39.5%）、「学校において、人権教育を充実させる」21.7%（県31.8%）となっている。

地域別では、「親が普段から子どもとの関わりを深め、子どもの変化を見逃さない」が全ての地域で7割を超え極端に多いが、温泉津町では「親が、自分の子どもに、いじめをしないようしっかり教育する」が6割を超え多くなっている。また、「学校において、人権教育を充実させる」は、旧大田市（22.9%）仁摩町（25.8%）と2割を超えているが、温泉津町（7.9%）では1割をきっている。

性別にみると、1位は男女とも「親が普段から子どもとの関わりを深め、子どもの変化を見逃さない」であるが、2位は男性では「親が、自分の子どもに、いじめをしないようしっかり教育する」、女性では「学校や教師が、いじめの早期発見につとめる」となっている。

性・年齢別では、「親が普段から子どもとの関わりを深め、子どもの変化を見逃さない」が、女性の50、60歳代で8割を超えている。また、「親が、自分の子どもに、いじめをしないようしっかり教育する」は、男性の29歳以下では65.2%、60歳代では60.0%と多いのに対し、女性では70歳以上の49.4%が最も多くなっており、男女差がある。

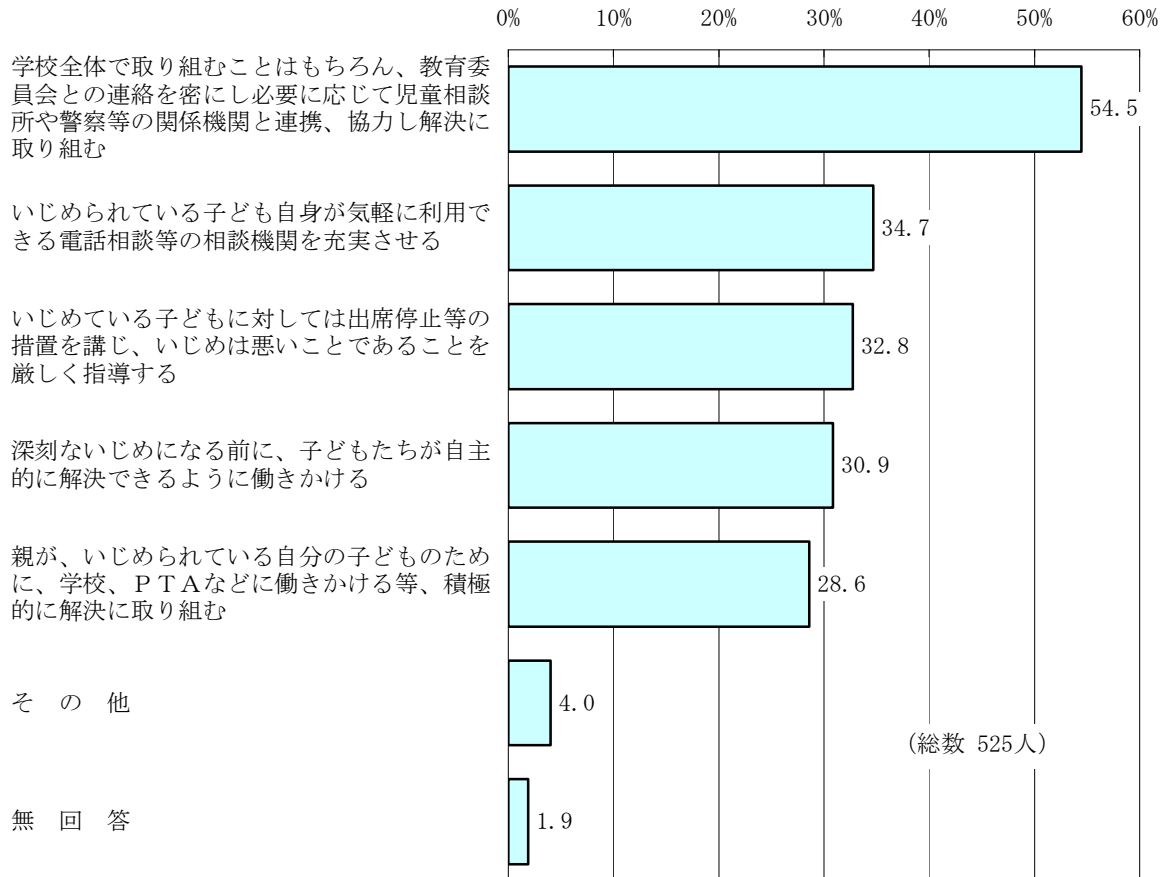
図 4-3 いじめの未然防止の方法



#### 4. 起こってしまったいじめの解決方法

問 10. いじめをなくすために、「いじめの未然防止」と「起こってしまったいじめの解決」の取組  
みについて何が重要だと思いますか。それぞれ2つ以内でお答えください。

(2) 起こってしまったいじめの解決の方法(記入は2つまで)



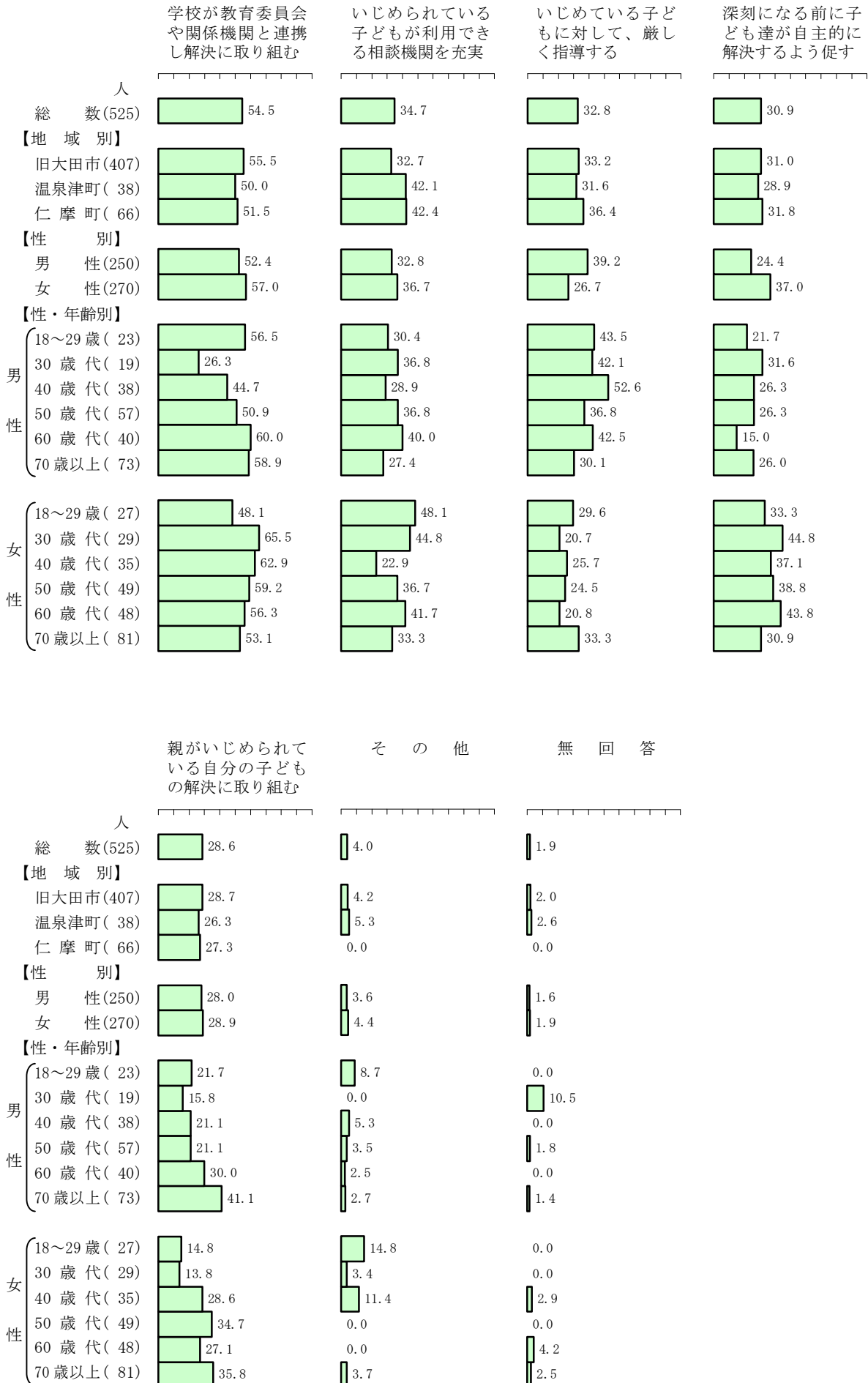
#### ■ 「学校全体で取り組むことはもちろん、教育委員会との連携を密にし必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関と連携、協力し解決に取り組む」が5割半

「起こってしまったいじめの解決方法」として重要だと思うものを聞いたところ、「学校全体で取り組むことはもちろん、教育委員会との連携を密にし必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関と連携、協力し解決に取り組む」が 54.5%で、以下「いじめられている子ども自身が気軽に利用できる相談機関を充実させる」が 34.7%、「いじている子どもに対しては出席停止等の措置を講じ、いじめは悪いことであることを厳しく指導する」が 32.8%となっている。

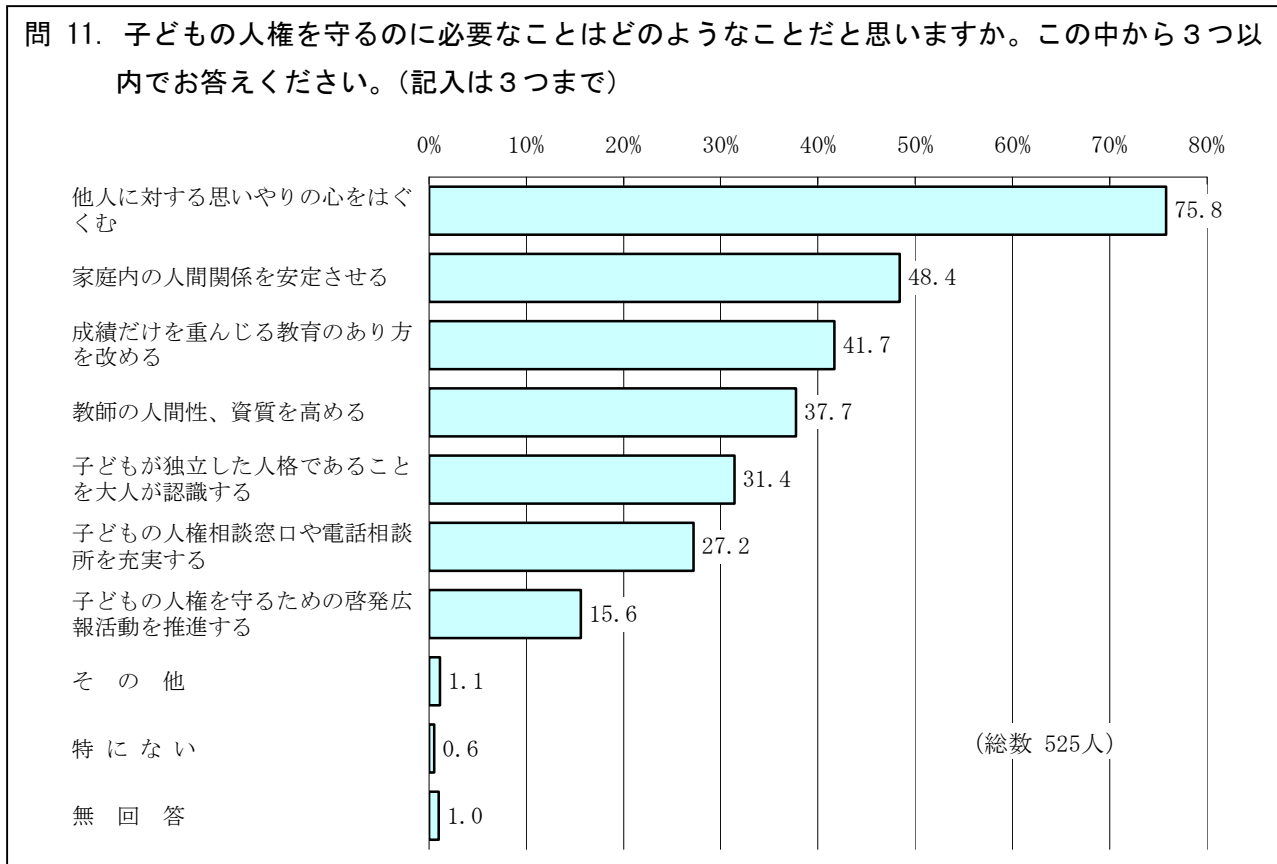
性別にみると、1位は男女とも「学校全体で取り組むことはもちろん、教育委員会との連携を密にし必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関と連携、協力し解決に取り組む」であるが、2位は、男性では「いじている子どもに対しては出席停止等の措置を講じ、いじめは悪いことであることを厳しく指導する」、女性では「深刻ないじめになる前に、子どもたちが自主的に解決できるように働きかける」となっている。

性・年齢別でみると、「学校全体で取り組むことはもちろん、教育委員会との連携を密にし必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関と連携、協力し解決に取り組む」は、30歳代男性で 26.3%と極端に低く、反対に30歳代女性は 65.5%と最も高くなっており、男女差がある。

図 4-4 起こってしまったいじめの解決方法



## 5. 子どもの人権を守るために必要なこと



### ■ 「他人に対する思いやりの心をはぐくむ」が7割半

子どもの人権を守るために必要なこととしては、「他人に対する思いやりの心をはぐくむ」が75.8%（県 52.8%）と多く、以下「家庭内の人間関係を安定させる」48.4%（県 34.2%）、「成績だけを重んじる教育のあり方を改める」41.7%（県 38.5%）、「教師の人間性、資質を高める」37.7%（県 30.6%）となっている。

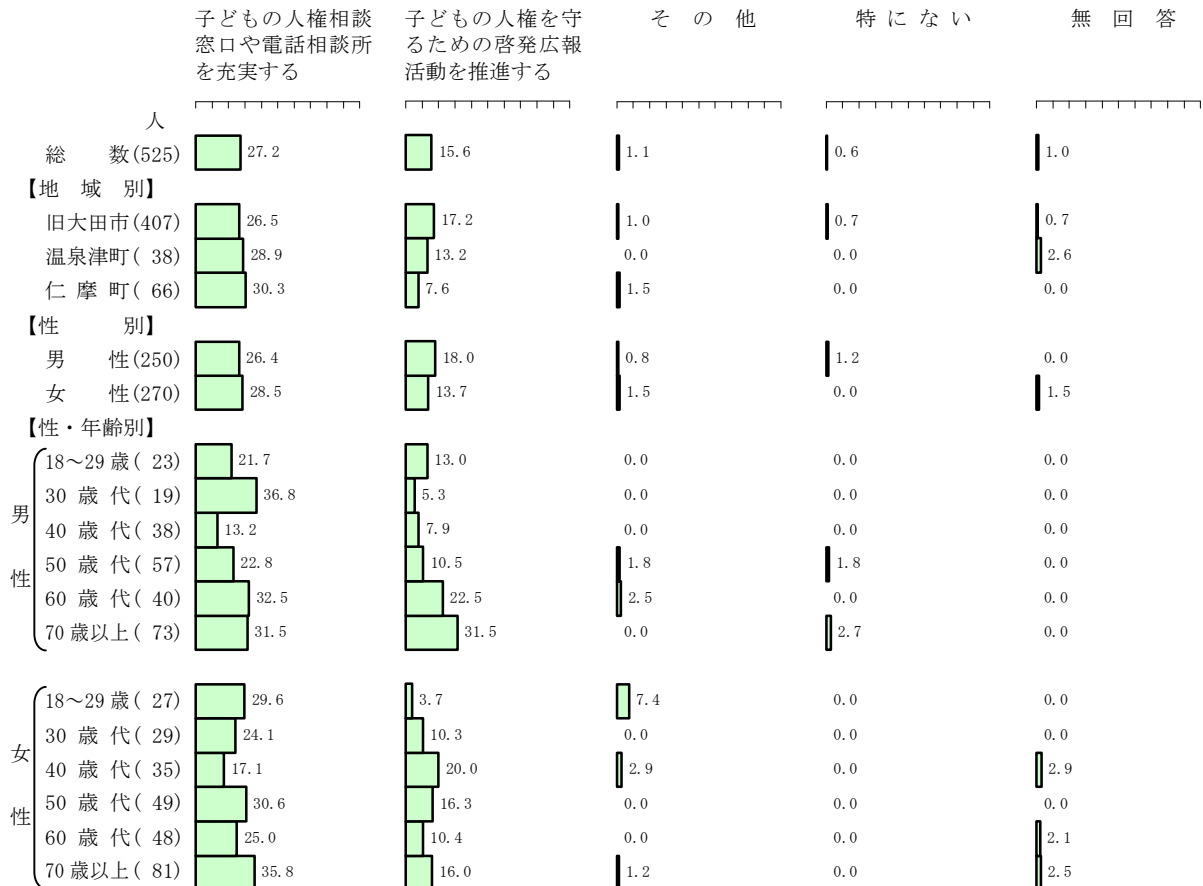
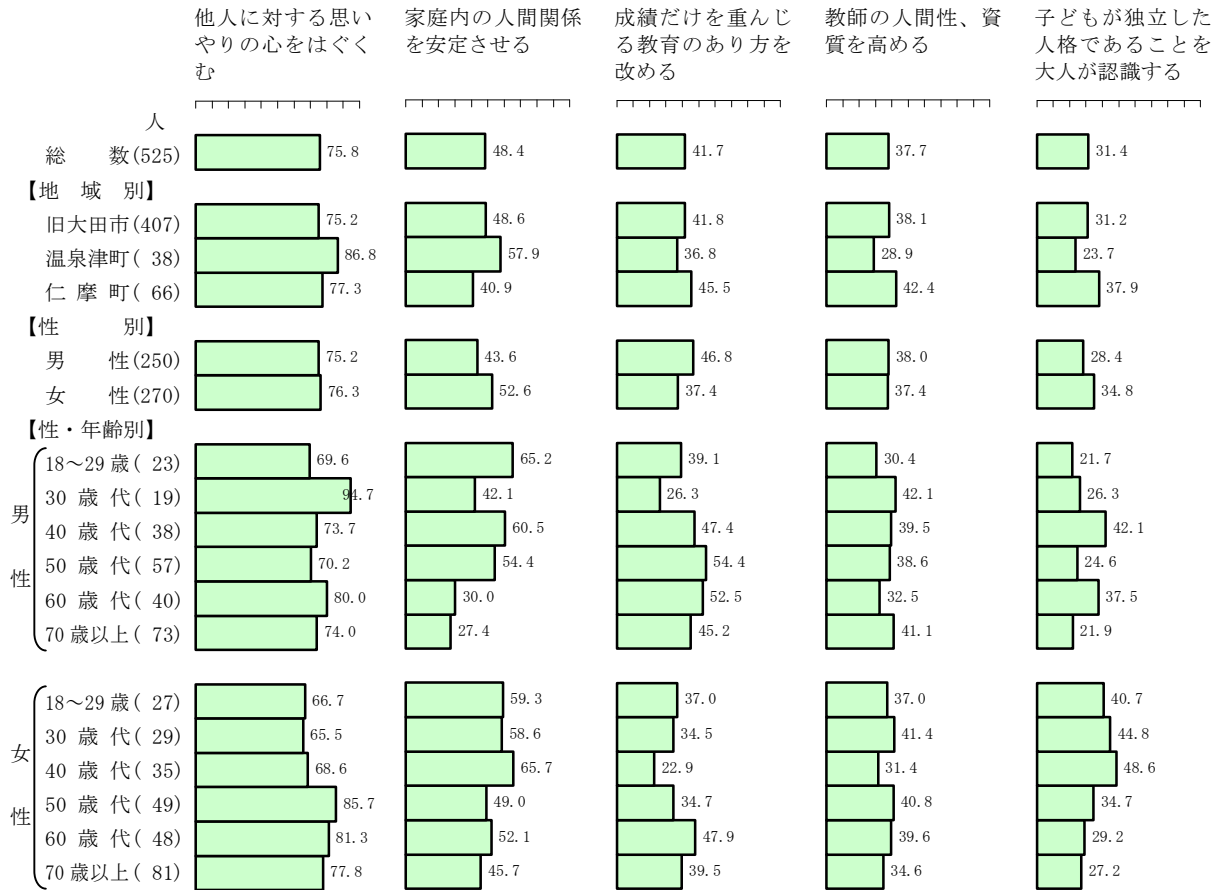
地域別にみると、温泉津町で「他人に対する思いやりの心をはぐくむ」86.8%、「家庭内の人間関係を安定させる」57.9%が多くなっている。

性別にみると、「家庭内の人間関係を安定させる」は男性よりも女性に多く、「成績だけを重んじる教育のあり方を改める」は女性より男性に多い。

性・年齢別にみると、「他人に対する思いやりの心をはぐくむ」は30歳代男性で94.7%と多くなっている。

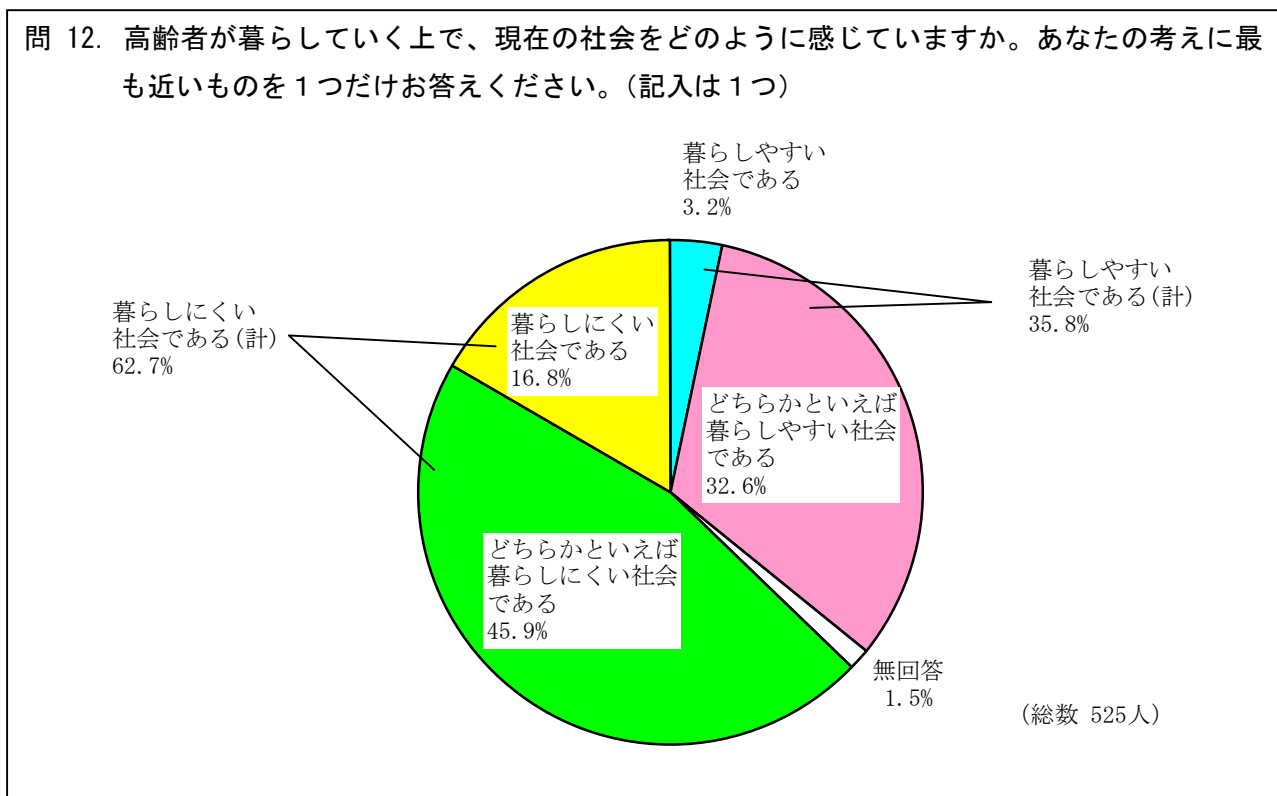
子どもの人権に関する調査結果をみると、子どもを取り巻く環境でよくないと思うものについては、親の子育ての姿勢に問題があるとの意見が6割を超えていること、いじめの未然防止の方法では、日頃からの親子間の関係が重要であるとの意見が多く見られたことから、安心して子育てのできる社会になるための環境整備が早急に求められる。また、起こってしまったいじめの解決方法については、様々な関係機関との連携や相談機関の充実が必要であるとの意見が多く、有害な情報の氾濫についての問題も含め、いじめ問題は子どもの人権に関わる重要な問題であるので、各機関との連携はもちろん、安心して相談することができる、子どもの人権が尊重される環境づくりの支援に努めなければならない。

図 4-5 子どもの人権を守るために必要なこと



## 第5章 高齢者の人権について

### 1. 高齢者にとっての現在の社会



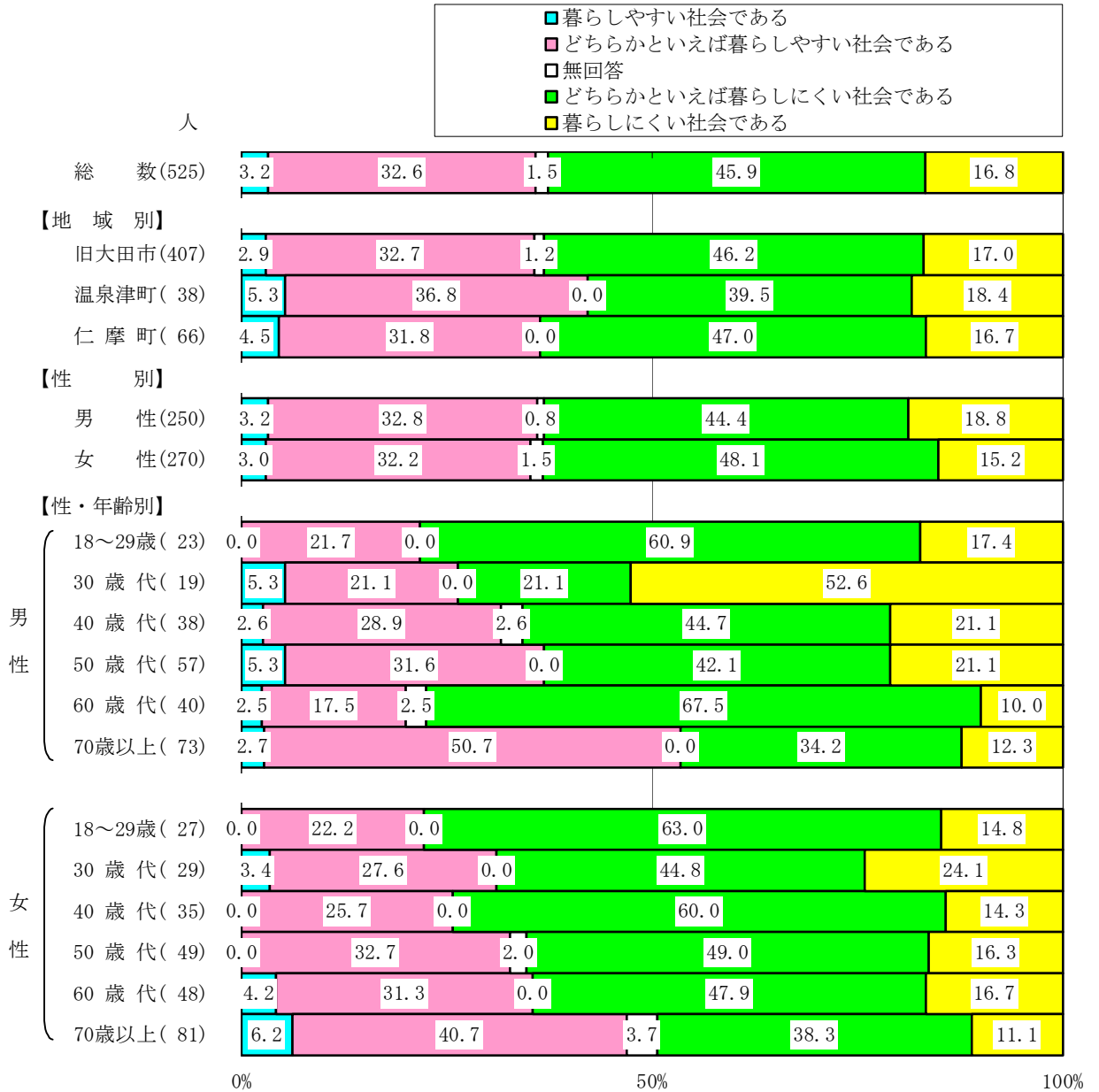
#### ■ 「暮らしにくい社会である」が約6割

高齢者が暮らしていく上で、現在の社会をどのように感じるかを聞いたところ、『暮らしやすい社会である(計)』(「暮らしやすい社会である」3.2%+「どちらかといえば暮らしやすい社会である」(32.6%)が35.8%、『暮らしにくい社会である(計)』(「暮らしにくい社会である」16.8%+「どちらかといえば暮らしにくい社会である」45.9%)が62.7%となっている。

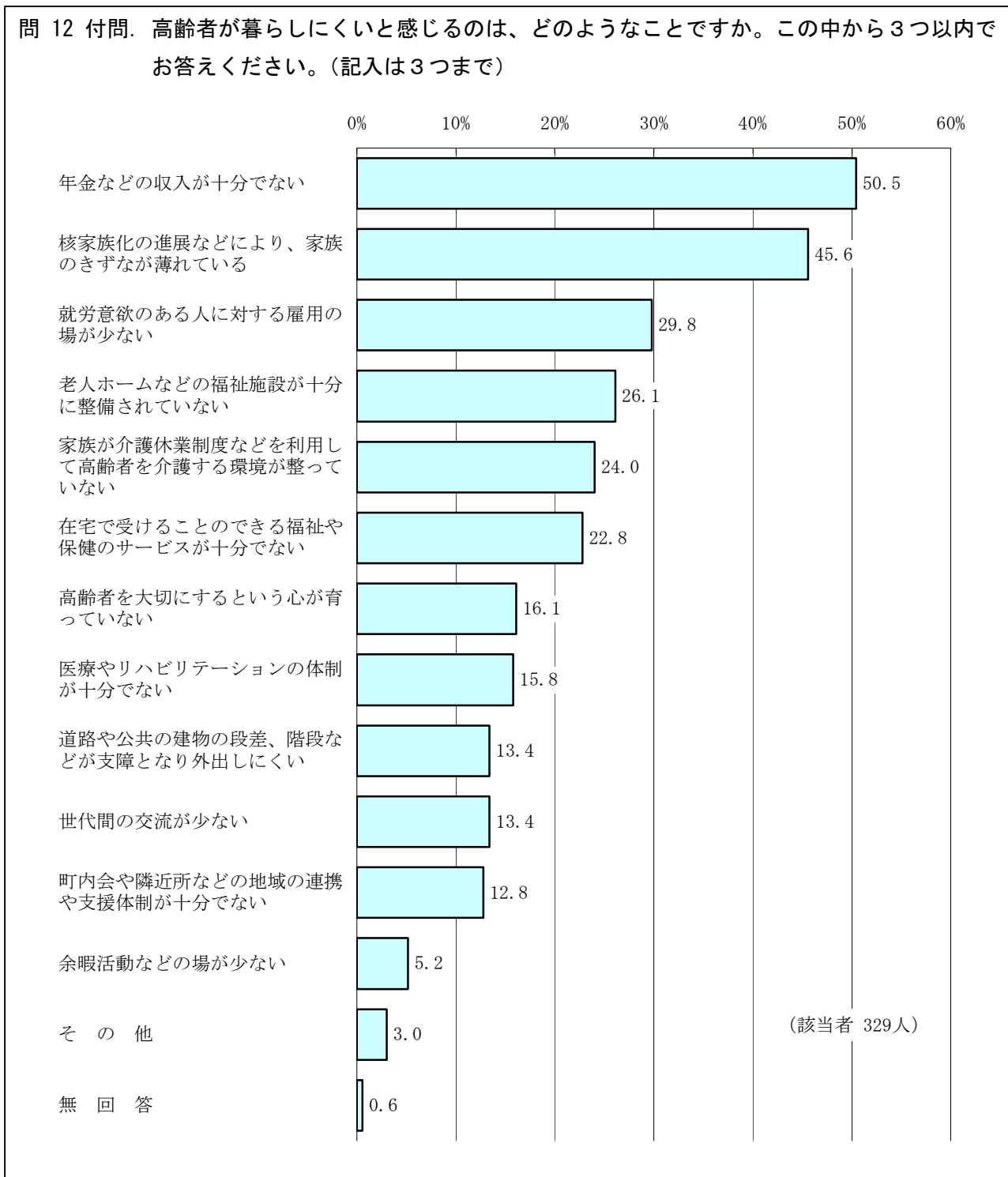
性別では差がないが、性・年齢別では『暮らしやすい社会である(計)』は男女とも70歳以上で極端に多くなっているが、一方、男性の60歳代では『暮らしやすい社会である(計)』が最も少なくなっており、差がある。また、『暮らしやすい社会である(計)』は、29歳以下では男女とも少なく約2割となっている。



図 5-1 高齢者にとっての現在の社会



## 2. 高齢者が暮らしにくいと感じる理由



### ■ 「年金などの収入が十分でない」、「核家族化の進展などにより、家族のきずなが薄れている」が約5割

問 12 で「暮らしにくい社会である」または、「どちらかといえば暮らしにくい社会である」と答えた人に、「暮らしにくいと感じるのは、どのようなことですか」と聞いたところ、「年金などの収入が十分でない」が 50.5% (県 53.6%) と最も多く、次いで、「核家族化の進展などにより、家族のきずなが薄れている」が 45.6% (県 49.6%)、「就労意欲のある人に対する雇用の場が少ない」が 29.8% (県 35.1%) となっている。

59歳以下と60歳以上の回答の比較をしてみると、60歳以上では「核家族化の進展などにより、家族のきずなが薄れている」、「高齢者を大切にするという心が育っていない」、「世代間の交流が少ない」、「町内会や隣近所などの地域の連携や支援体制が十分でない」が多く、59歳以下では「就労意欲のある人に対する雇用の場が少ない」が多い。

地域別にみると、他地域に比べ「老人ホームなどの福祉施設が十分に整備されていない」は温泉津町（40.9%）で多く、「就労意欲のある人に対する雇用の場が少ない」は旧大田市（31.9%）で多くなっている。

性別でみると、「在宅で受けることのできる福祉や保健のサービスが十分でない」が男性（16.8%）より女性（28.7%）が多くなっており、性差がある。

また、性・年齢別でみると、「年金などの収入が十分でない」は、男性50歳代、女性の60歳代で6割を超え多くなっている。

図5-2 高齢者が暮らしにくいと感じる理由

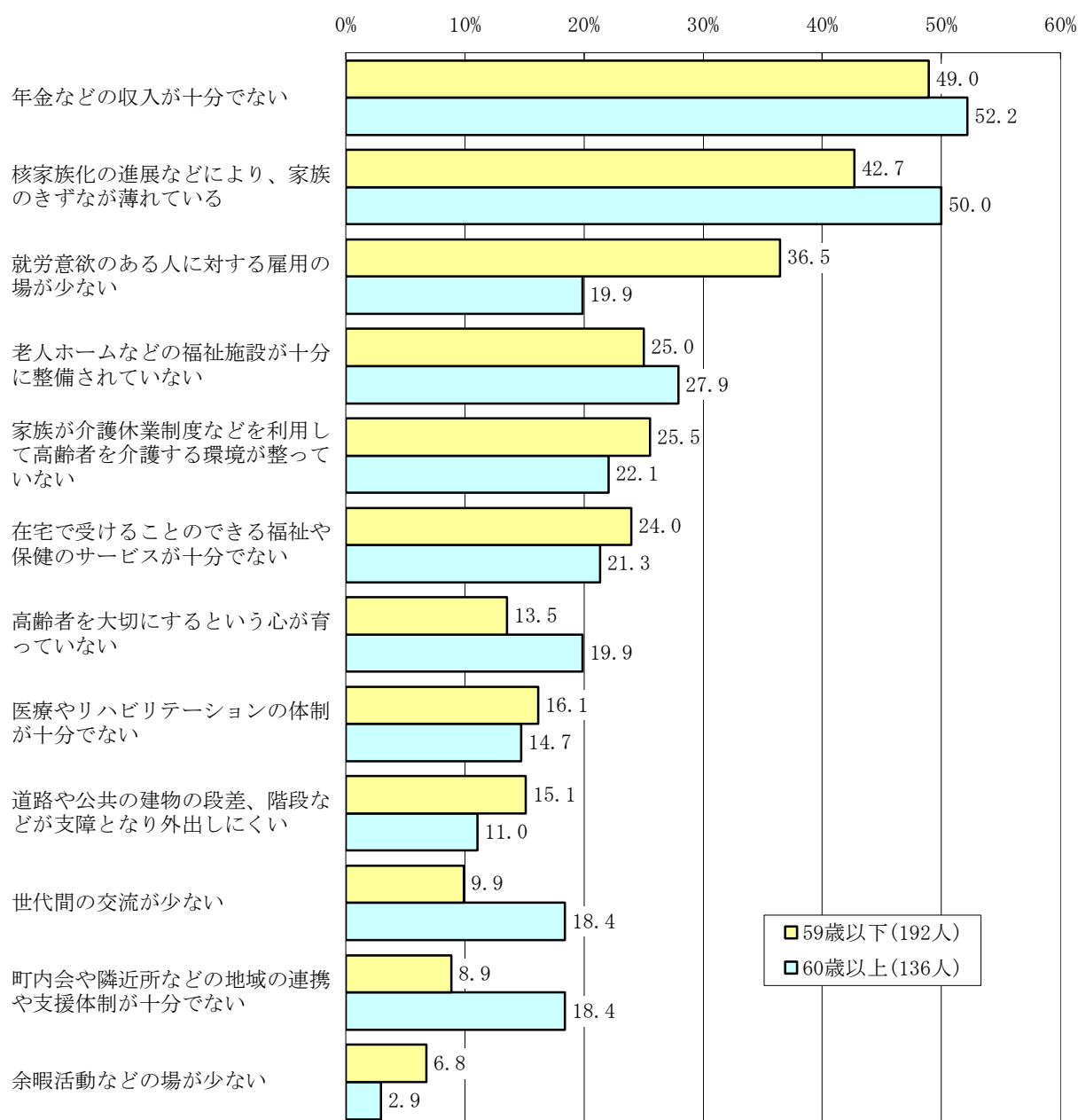
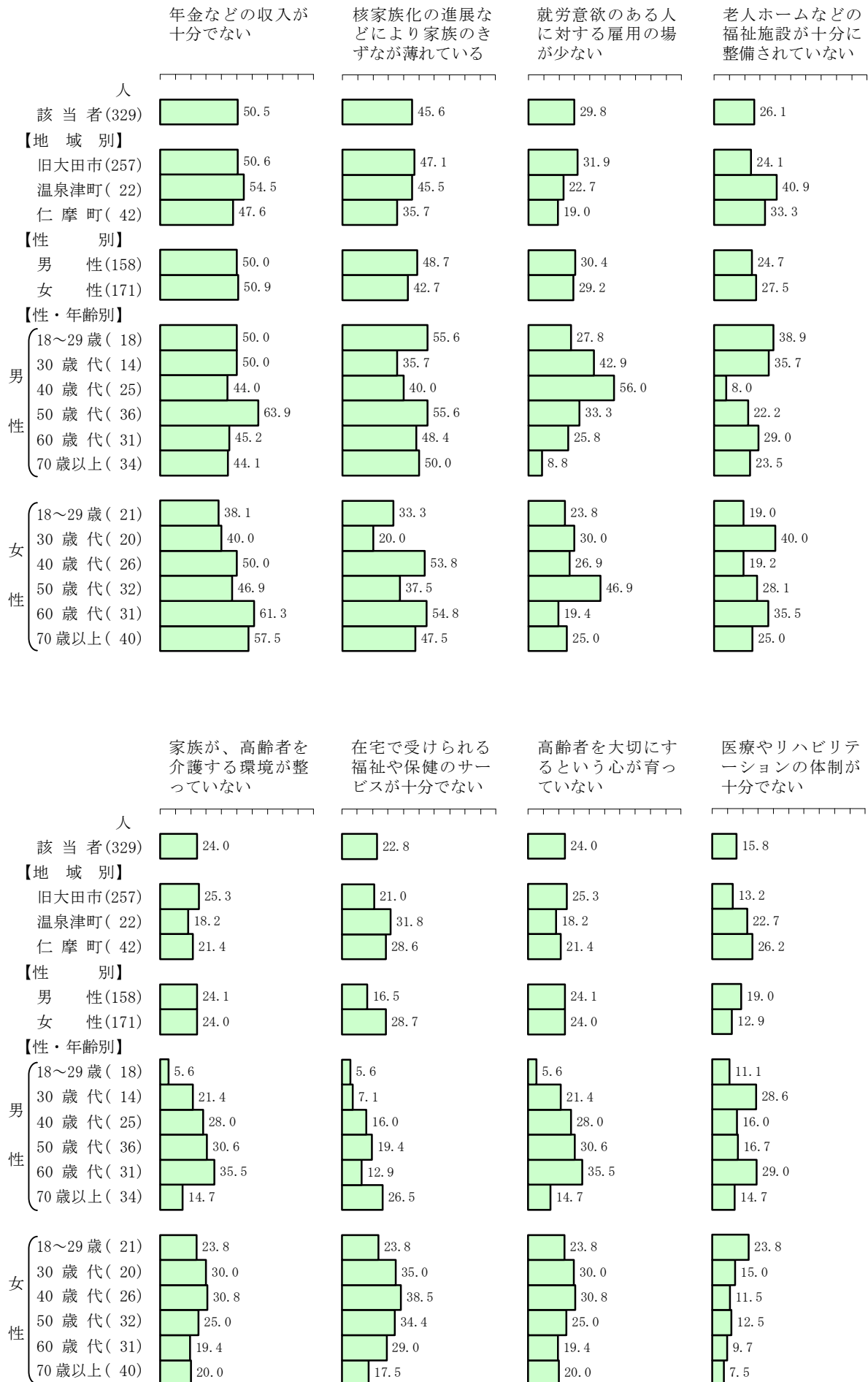
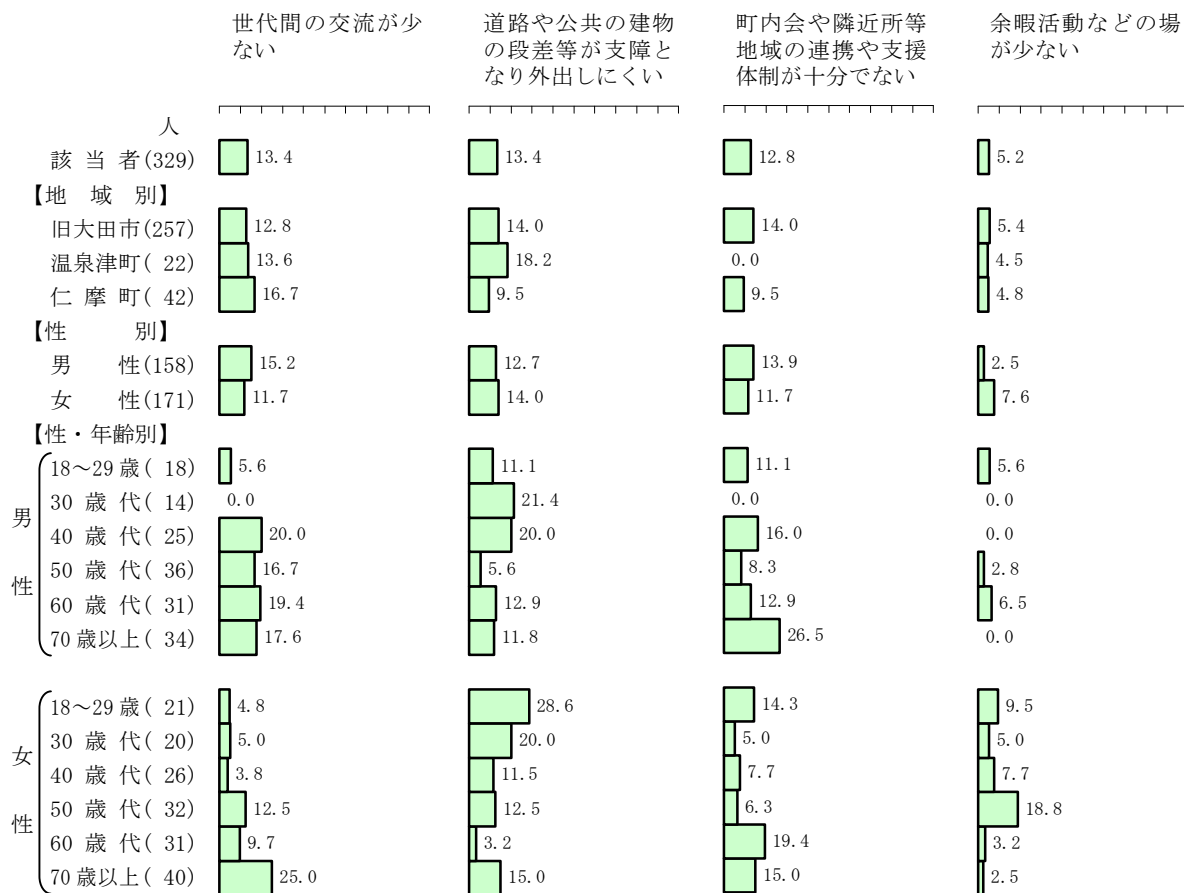


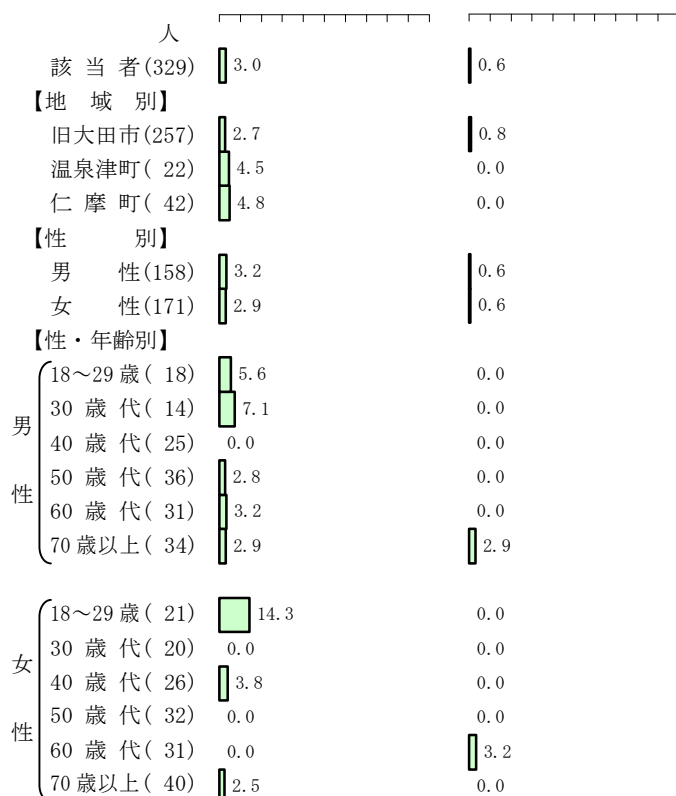
図5-3 高齢者が暮らしにくいと感じる理由





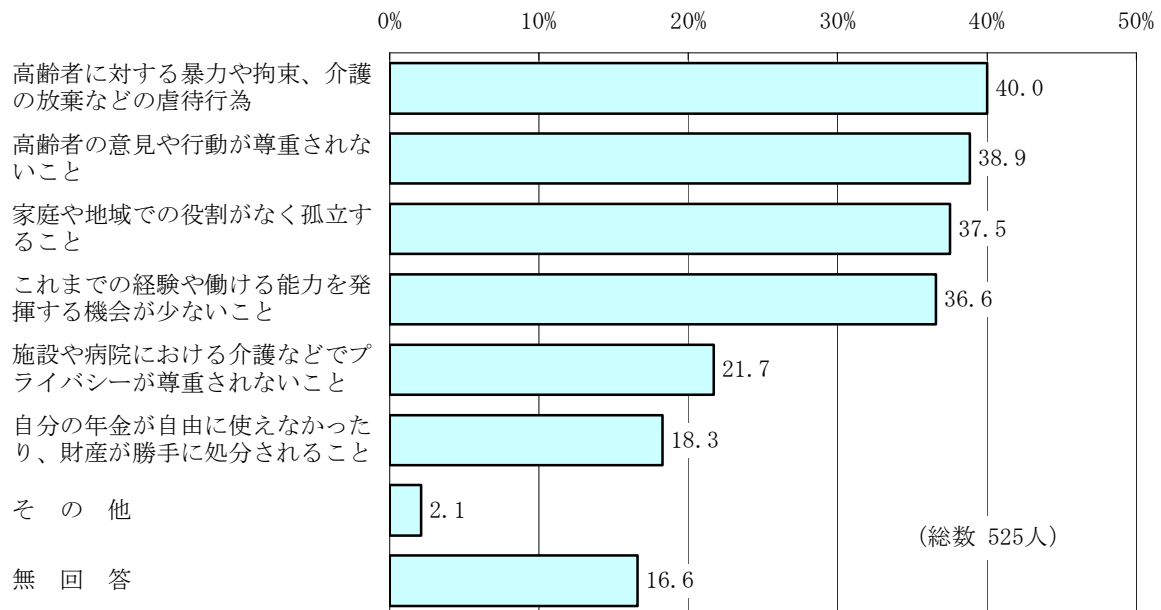
その他

無回答



### 3. 高齢者に関する人権上の問題

問 13. 高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思うのはどんなことですか。この中から3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)



#### ■ 「高齢者に対する暴力や拘束、介護の放棄などの虐待行為」が4割

高齢者の事柄で、人権上問題があると思うこととしては、「高齢者に対する暴力や拘束、介護の放棄などの虐待行為」が 40.0%、次いで「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」が 38.9%（県 29.5%）以下「家庭や地域での役割がなく孤立すること」が 37.5%（県 28.5%）「これまでの経験や働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が 36.6%（県 36.2%）となっている。

59 歳以下と 60 歳以上の回答の比較をしてみると、60 歳以上では「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」が多く、59 歳以下では「高齢者に対する暴力や拘束、介護の放棄などの虐待行為」が 45.5%と特に多くなっている。

地域別にみると、温泉津町で「高齢者に対する暴力や拘束、介護の放棄などの虐待行為」が 50.0%と多くなっている。

性別では、ほとんど差異はみられないが「施設や病院における介護などでプライバシーが尊重されないこと」は女性にやや多い。

性・年齢別にみると、「高齢者に対する暴力や拘束、介護の放棄などの虐待行為」は男性の 29 歳以下、女性の 30 歳代で約 6 割と多くなっている。

図 5-4 高齢者に関する人権上の問題

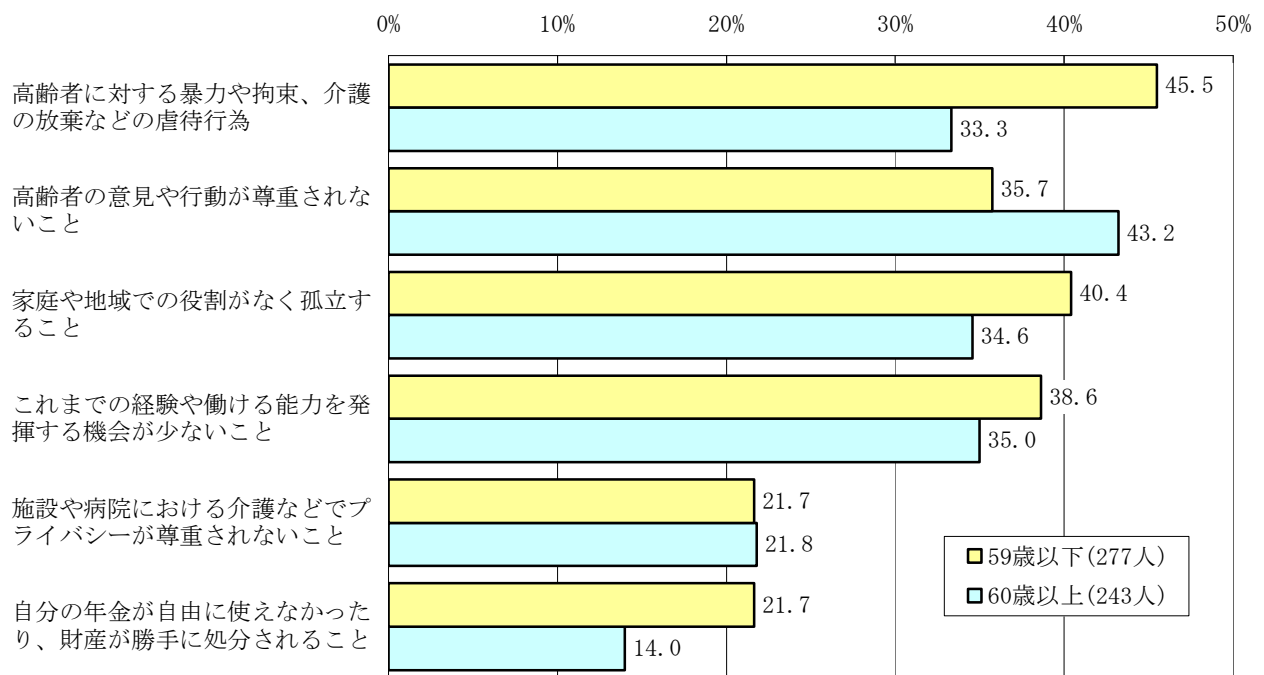
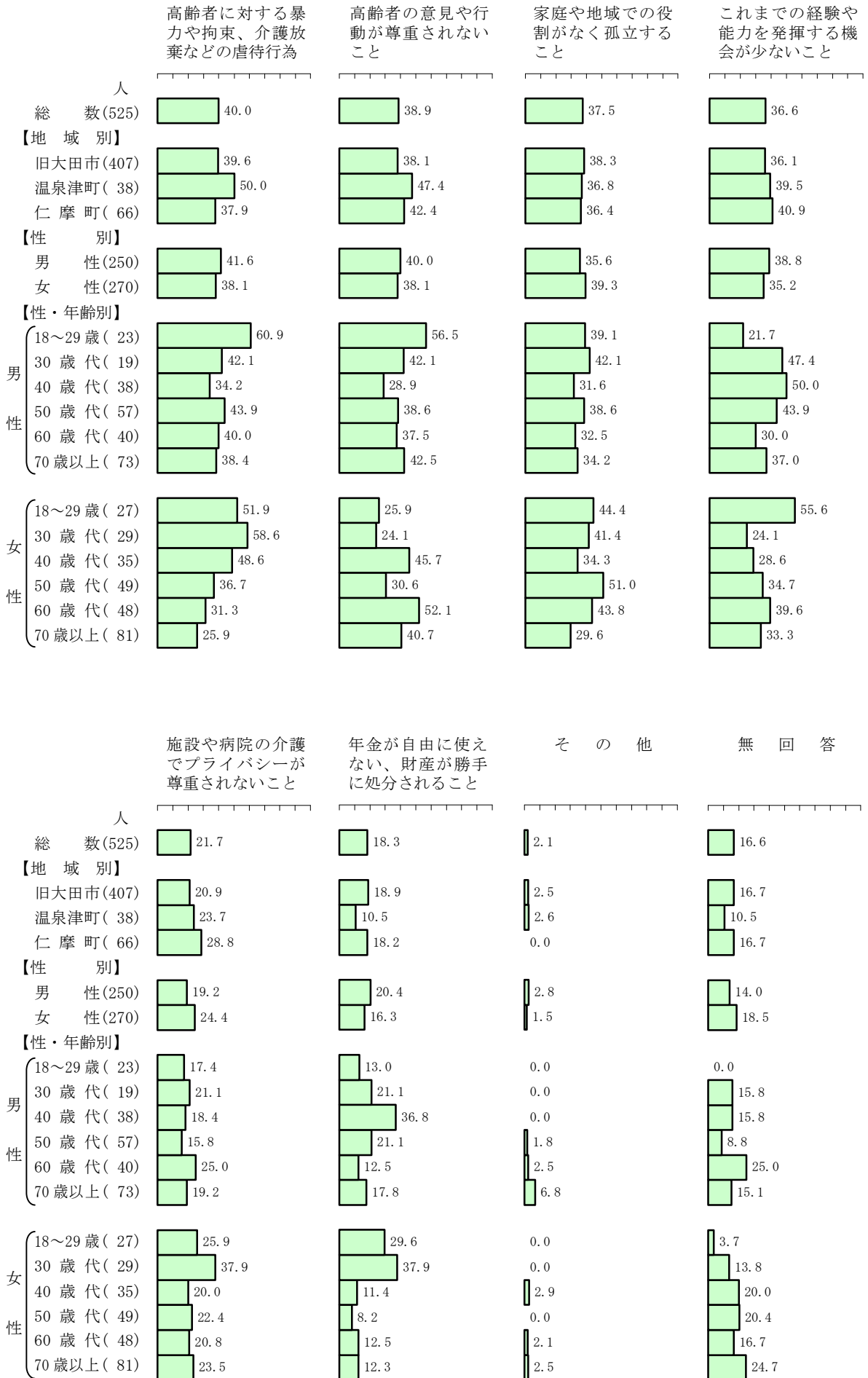
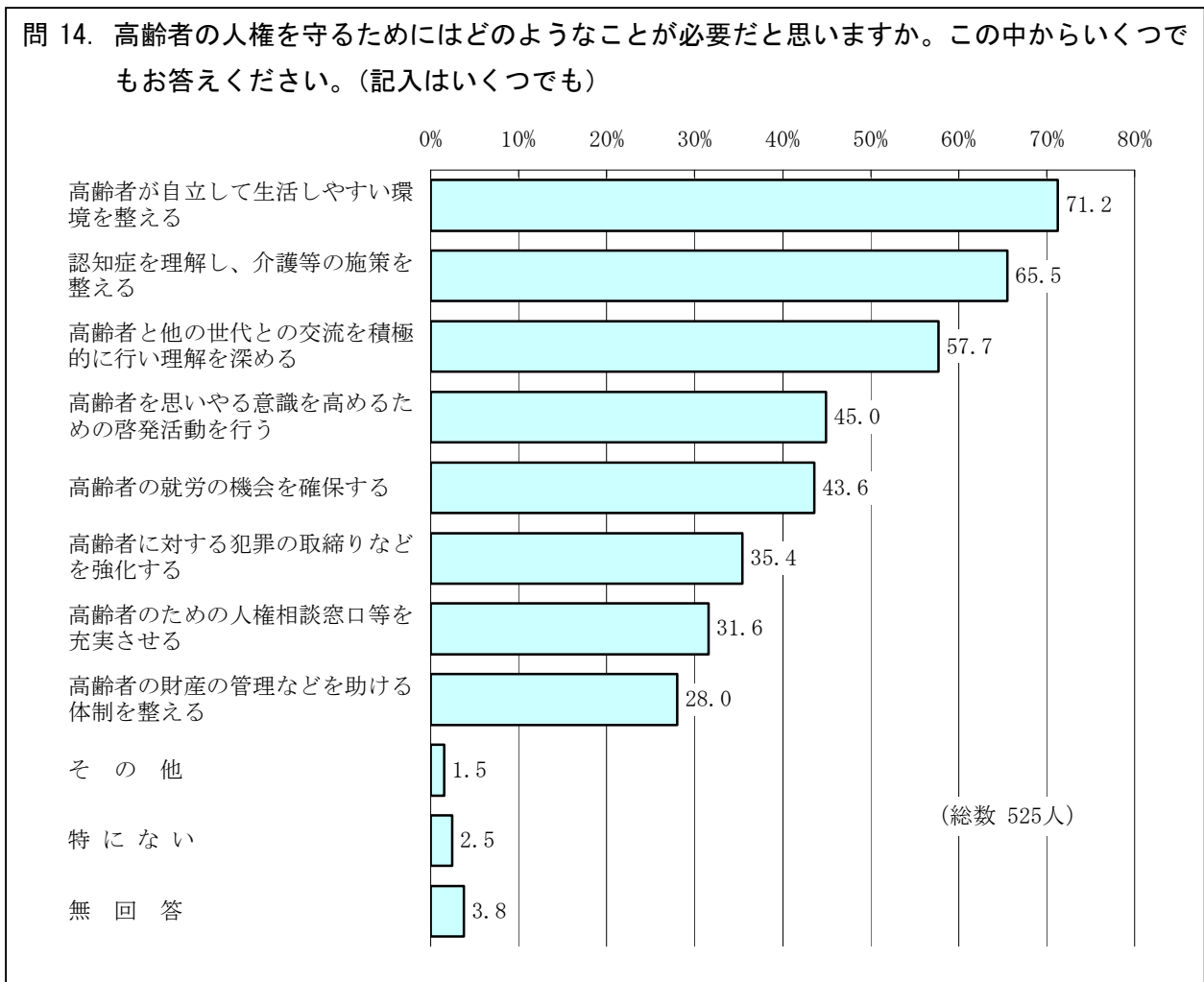


図 5-5 高齢者に関する人権上の問題





#### 4. 高齢者の人権を守るために必要なこと



#### ■ 「高齢者が自立して生活しやすい環境を整える」が7割

高齢者の人権を守るために必要なこととしては、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整える」が71.2% (県64.4%)、次いで、「認知症を理解し、介護等の施策を整える」が65.5%となっている。以下「高齢者和其他の世代との交流を積極的に行い理解を深める」が57.7% (県52.5%)、「高齢者を思いやる意識を高めるための啓発活動を行う」が45.0% (県32.0%)、「高齢者の就労の機会を確保する」43.6% (県34.8%)の順となっている。

59歳以下と60歳以上の回答の比較をしてみると、「高齢者に対する犯罪の取締りなどを強化する」では、60歳以上(42.4%)で多いのに対し、59歳以下(29.2%)は少なく差があり、「高齢者の就労の機会を確保する」では59歳以下(50.9%)で多いのに対し、60歳以下(35.4%)は少なく差が大きい。

地域別にみると全ての地域で、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整える」が7割を超えている。また、「認知症を理解し、介護等の施策を整える」は仁摩町では72.7%であるが、温泉津町では50.0%と少なく差がある。

性別では女性で、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整える」と「認知症を理解し、介護等の施策を整える」が7割を超え多くなっている。

高齢者の人権に関する調査結果をみると、全体の約6割が「暮らしにくい社会である」と高齢者の

現状を捉えていることから、介護・就労・社会参加等の支援の充実や、相談体制・地域ケア体制の整備等の推進に向け努めなければならない。また、平成18年に「高齢者虐待防止法」が施行されたことに伴い、高齢者に関する人権問題についての関心が高まっていることから、虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護等の対策を行うため、関係機関と民間団体等との連携の強化に努めなければならない。

図5-6 高齢者の人権を守るために必要なこと

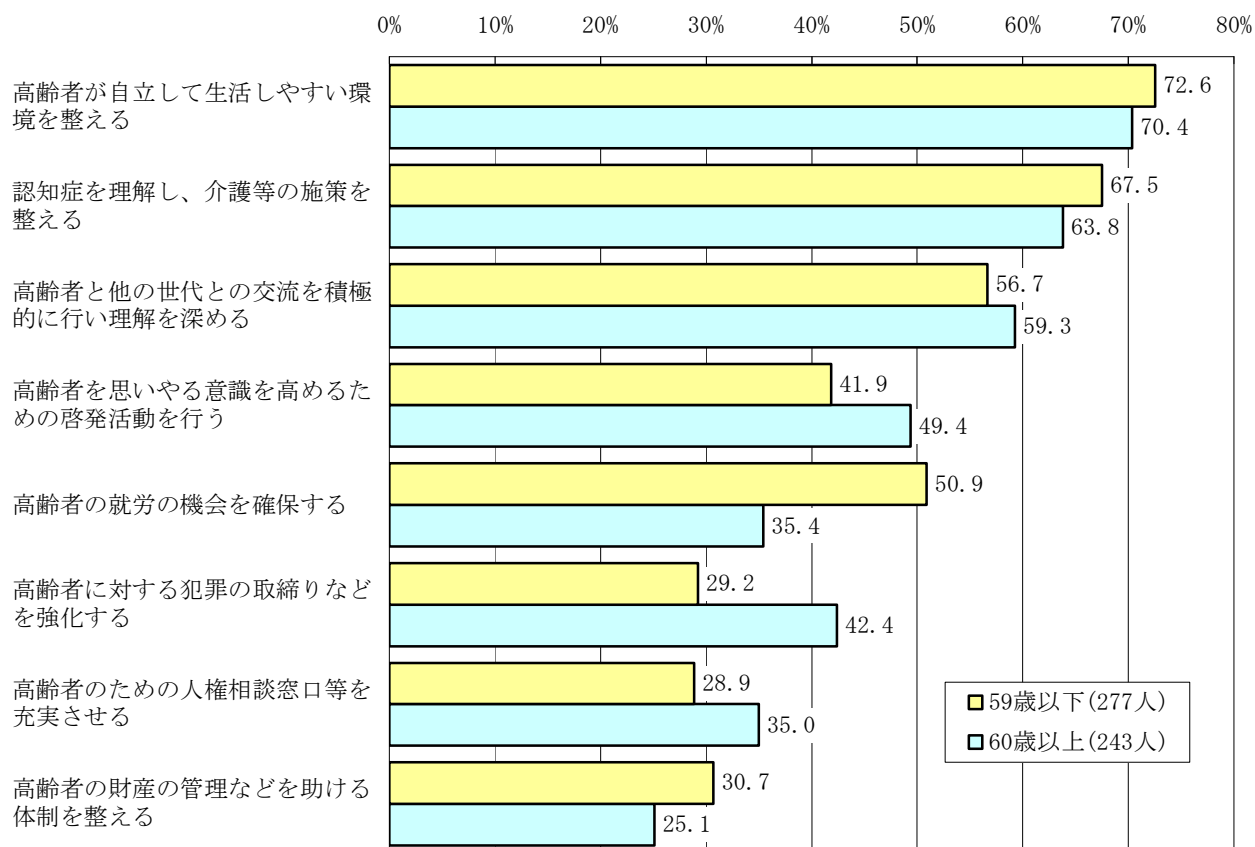
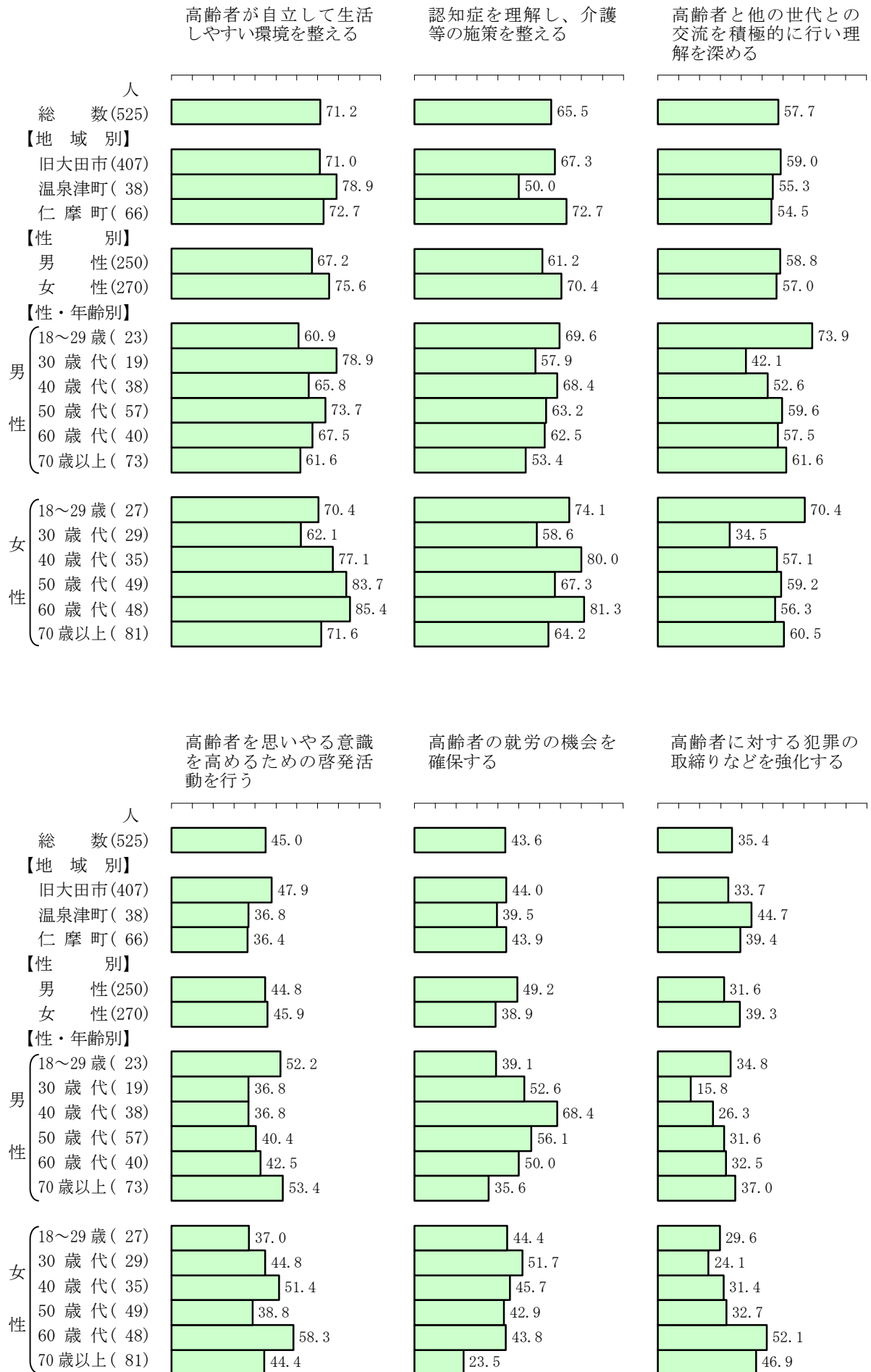
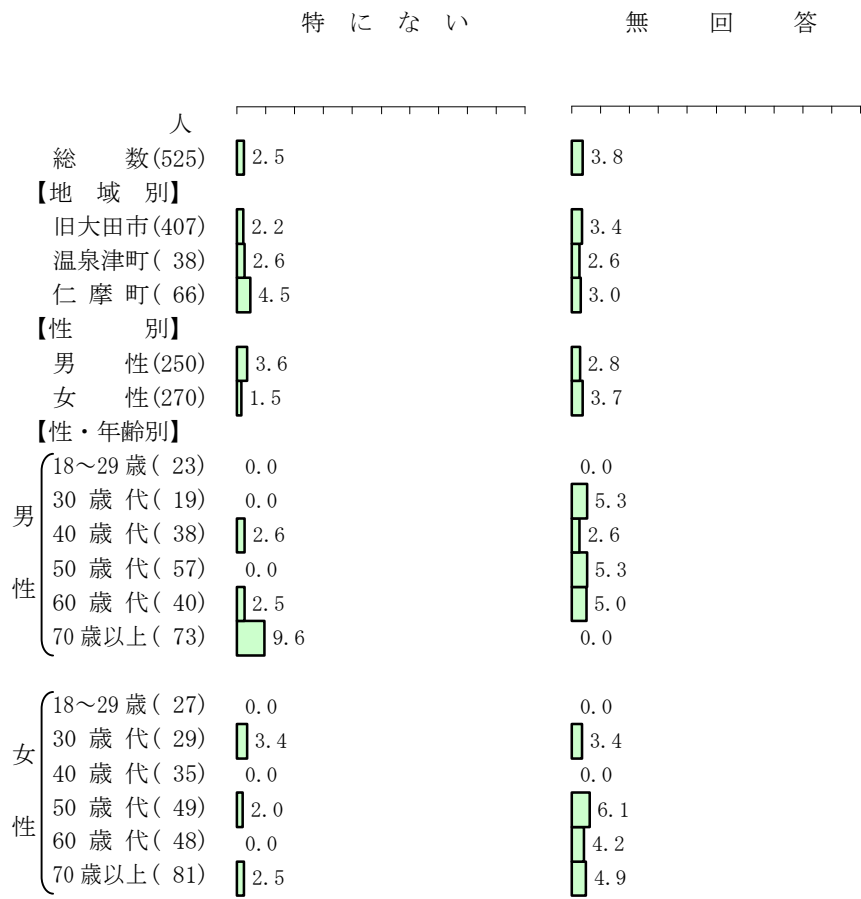
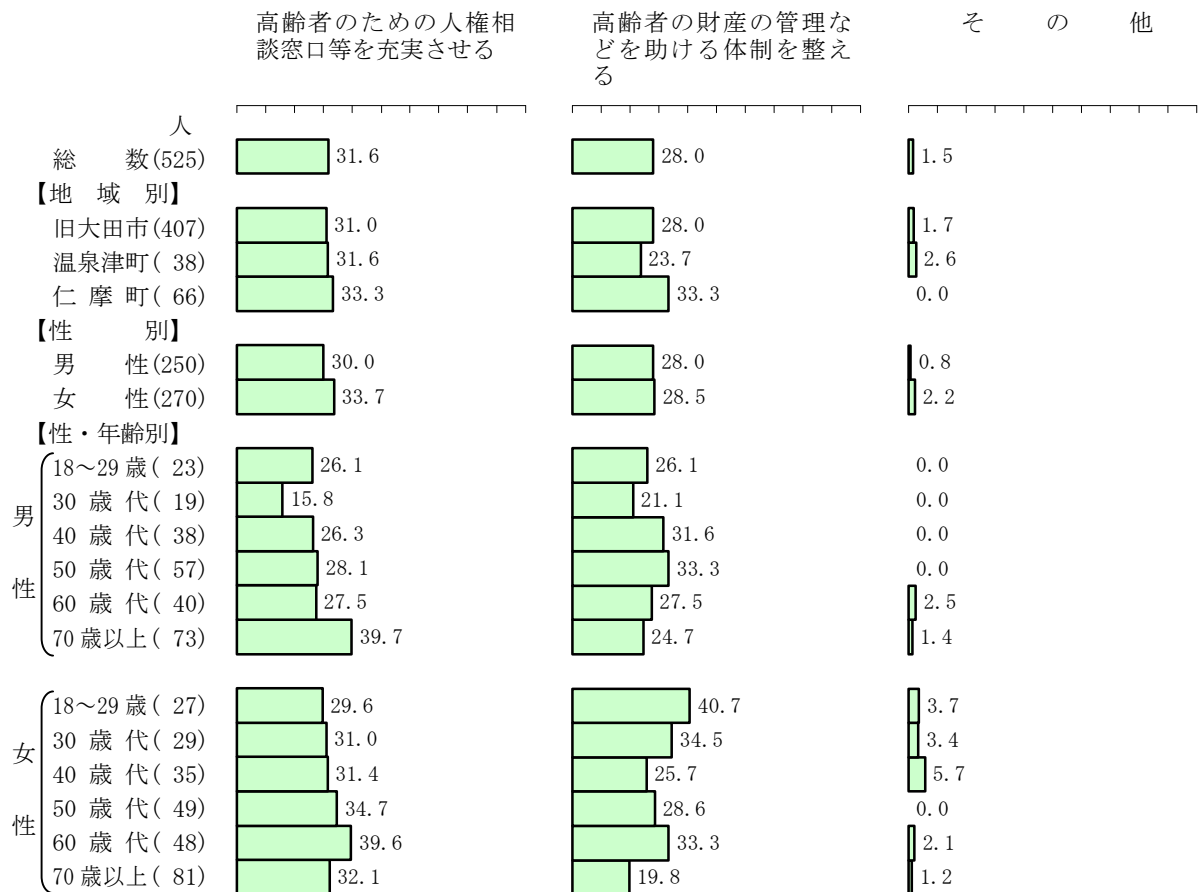


図 5-7 高齢者の人権を守るために必要なこと





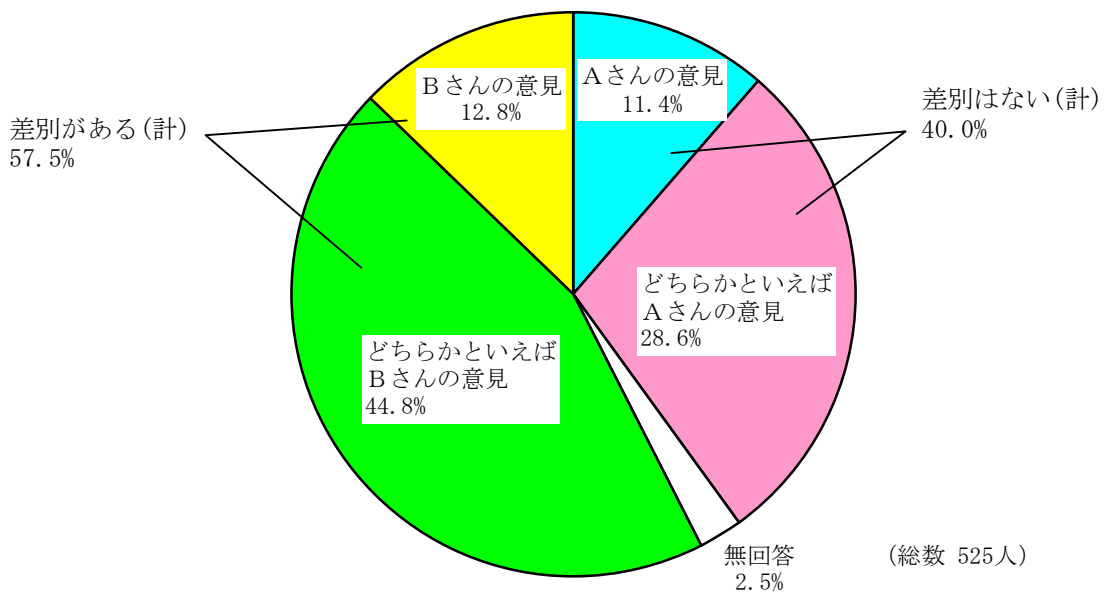
## 第6章 障害のある人の人権について

### 1. 障害のある人の人権についての意識

問 15. 障害のある人の人権の現在の状況について、AさんとBさんの意見が次のように分かれました。あなたの考えはどちらに近いですか。（記入は1つ）

[Aさんの意見]=障害のある人について正しく理解され、人々の意識に差別や偏見はほとんどない。

[Bさんの意見]=障害のある人に対して、根強い差別や偏見がある。



#### ■ 約6割が、障害のある人に対する差別や偏見の存在を認識

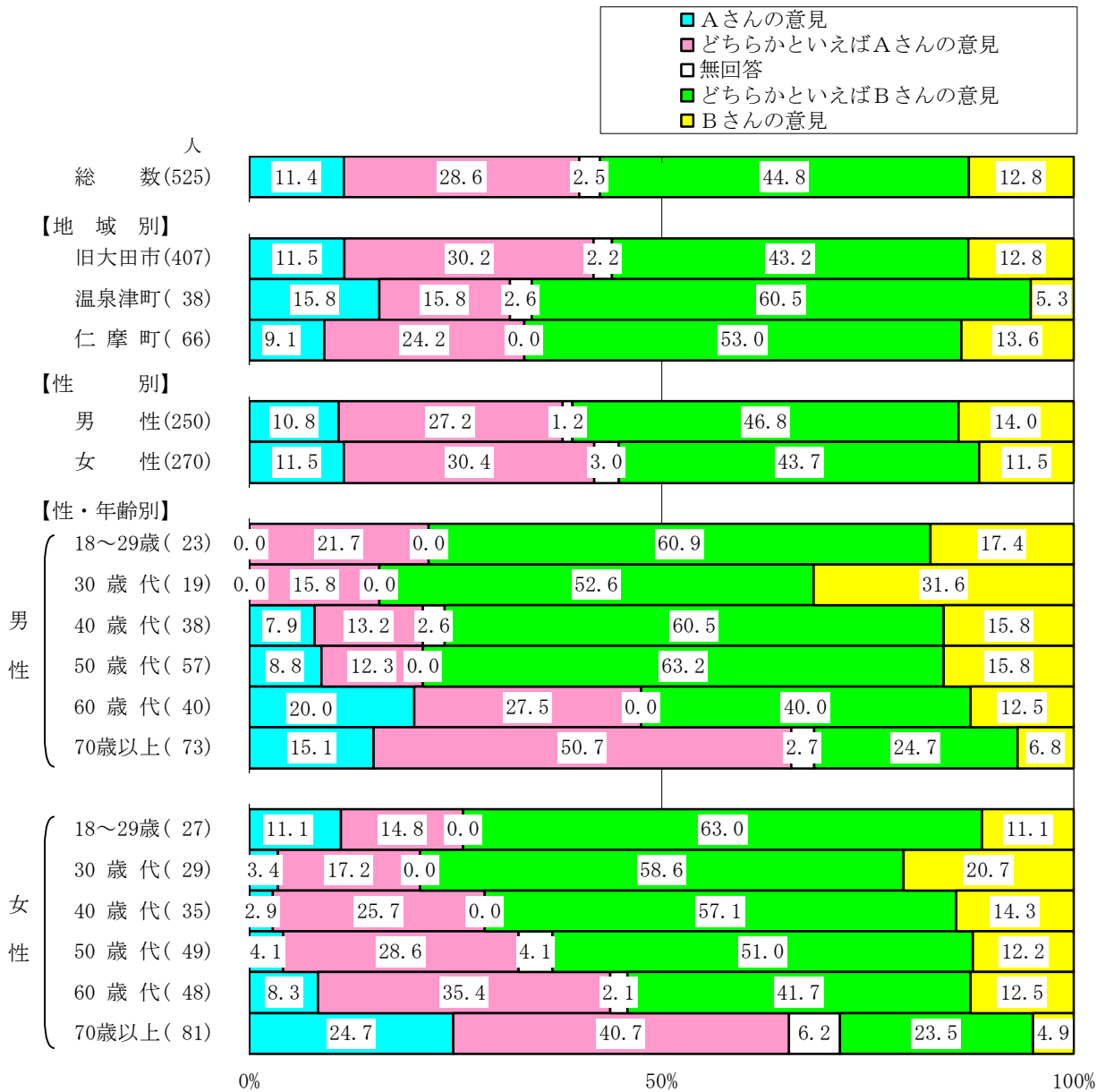
障害のある人に対する差別や偏見については、『障害のある人に対して、根強い差別や偏見がある』という「Bさんの意見」については12.8%（県10.9%）、「どちらかといえばBさんの意見」44.8%（県40.1%）を合わせた『差別がある(計)』は57.5%（県51.0%）となっている。一方『障害のある人について正しく理解され、人々の意識に差別や偏見はほとんどない』という「Aさんの意見」は11.4%（県12.2%）、「どちらかといえばAさんの意見」は28.6%（県29.0%）を合わせた『差別はない(計)』は40.0%（県41.2%）となっている。

地域別では、『差別がある(計)』は温泉津町（65.8%）、仁摩町（66.7%）と多く、旧大田市（56.0%）でやや少ない。

性別でみると、『差別がある(計)』は女性より男性でやや多い。

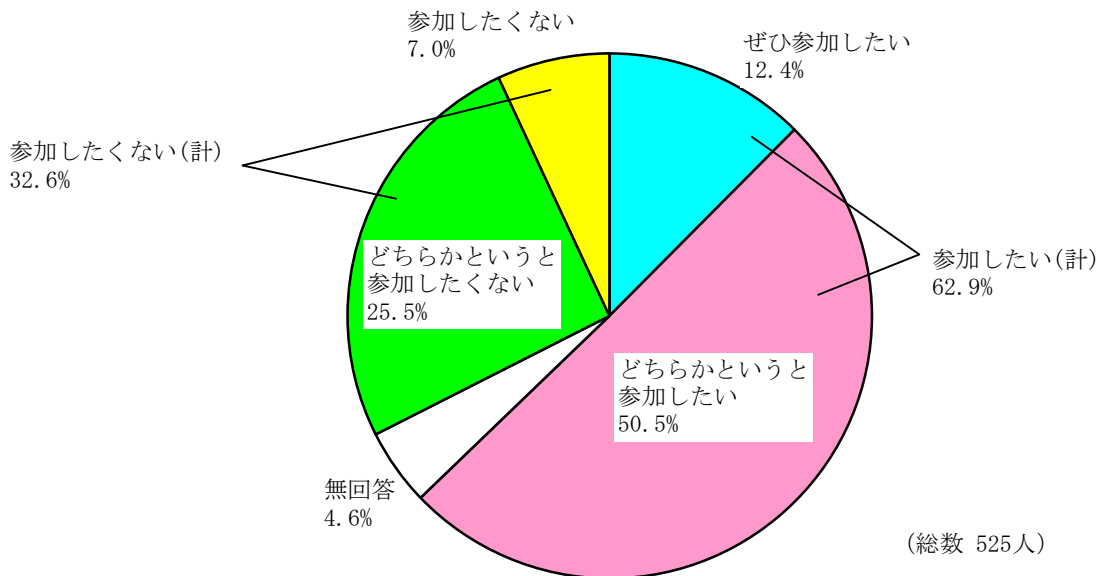
性・年齢別では、『差別がある(計)』が男女とも30歳代で最も多く、男性では84.2%、女性は79.3%と多くなっている。反対に、『差別はない(計)』は男女とも60歳以上で多く、特に70歳以上で6割半と多くなっている。

図 6-1 障害のある人の人権についての意識



## 2. 交流・ボランティア活動への参加意向

問 16. あなたは、機会があれば、障害のある人とない人の交流活動や、障害のある人に対する支援ボランティア活動に参加したいと思いますか。（記入は1つ）



### ■ 6割超が「参加意向あり」

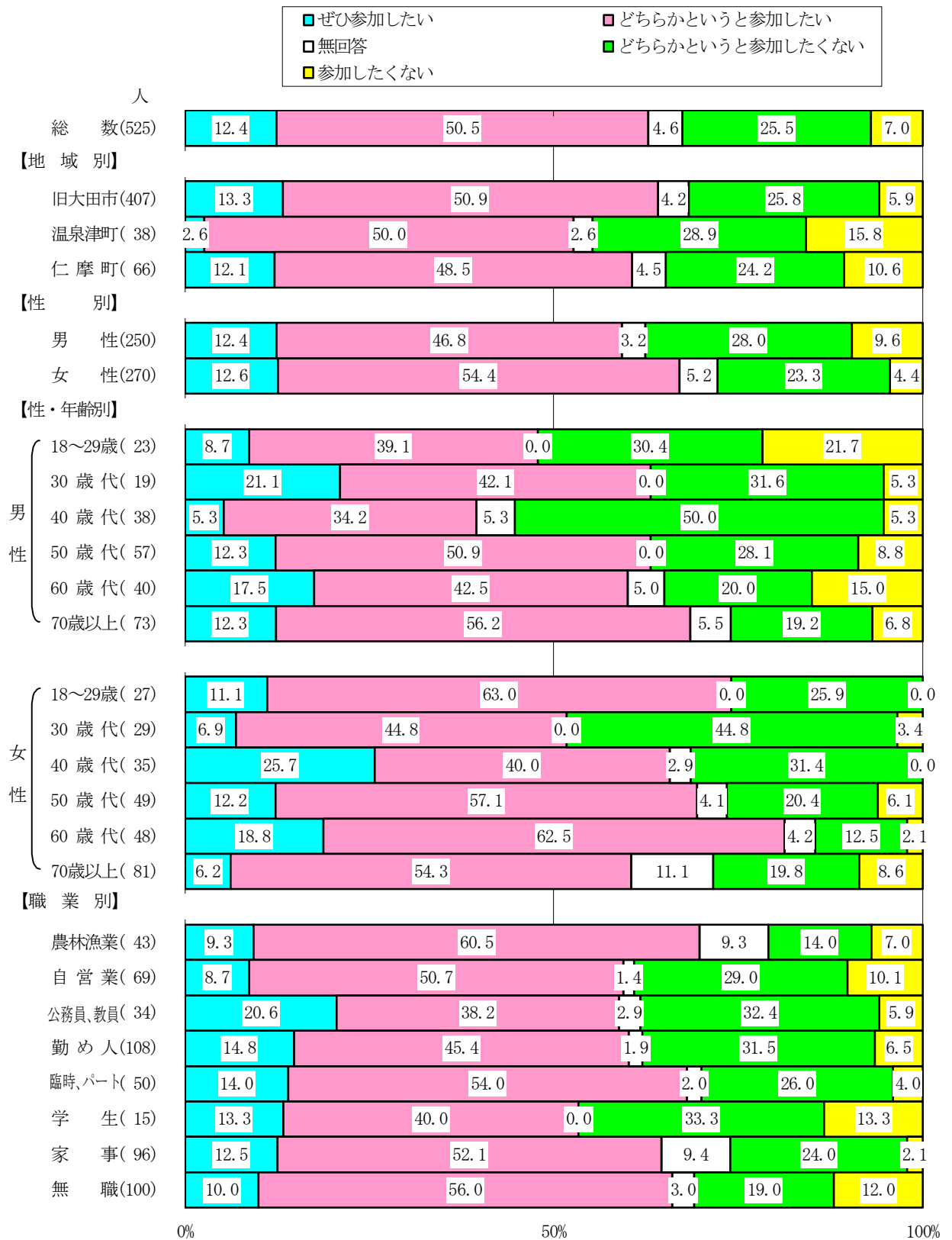
障害のある人とない人の交流活動や、障害のある人に対する支援ボランティア活動への参加意向を聞いたところ、『参加したい(計)』（「ぜひ、参加したい」12.4%（県 10.7%）+「どちらかというに参加したい」50.5%（県 49.8%））とする人は 62.9%（県 60.6%）で、一方、『参加したくない(計)』（「参加したくない」7.0%（県 5.3%）+「どちらかというに参加したくない」25.5%（県 25.0%））は 32.6%（県 30.2%）となっている。

性別でみると、『参加したい(計)』は、男性より女性に多い。

性・年齢別でみると、女性の 60 歳代で『参加したい(計)』は、81.3%と多くなっているが、一方男性の 40 歳代で『参加したくない(計)』は、55.3%と多くなっている。

職業別でみると、農林漁業で約 7 割と多くなっている。

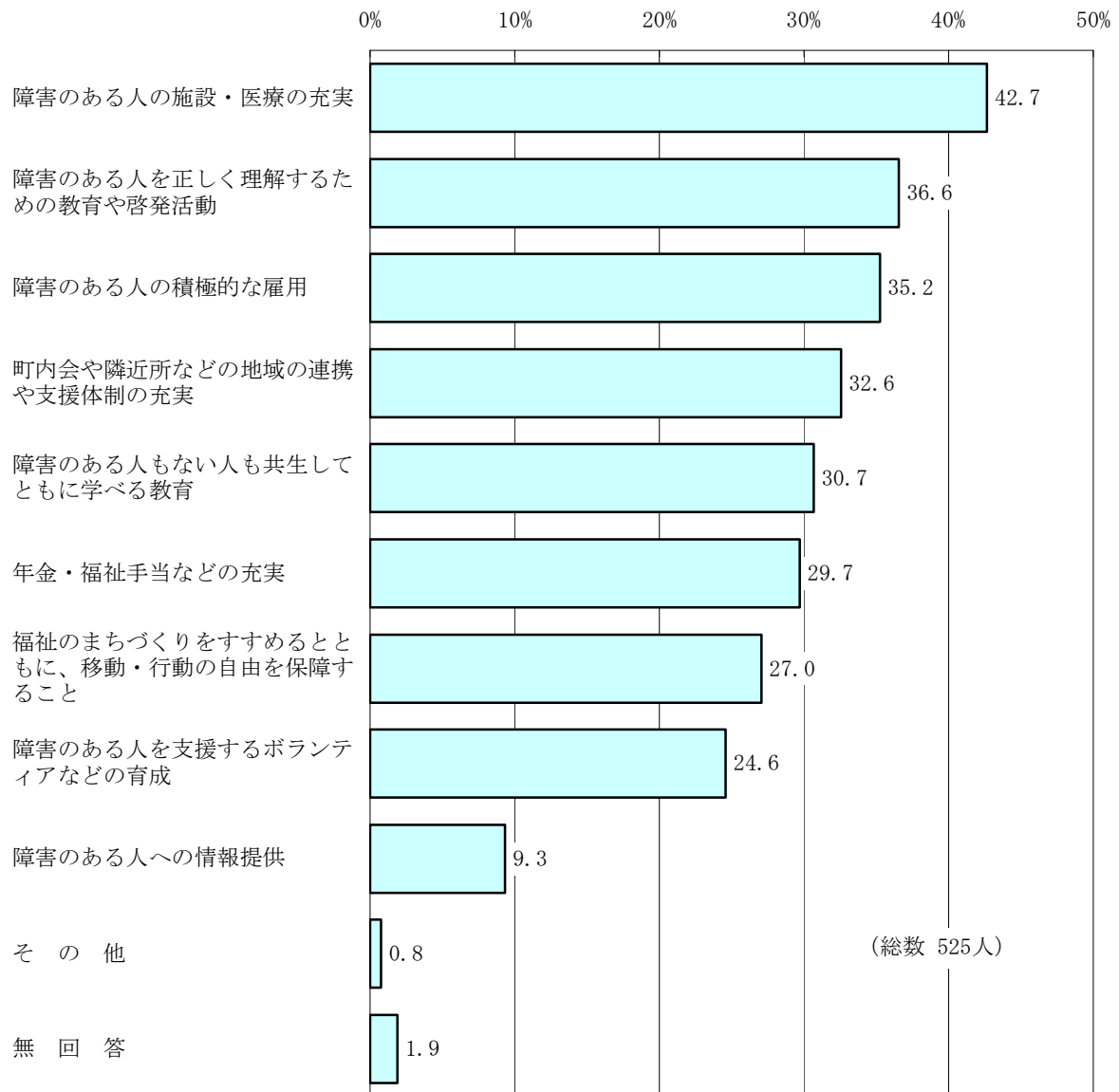
図 6-2 交流・ボランティア活動への参加意向





### 3. ノーマライゼーションに必要なこと

問 17. 障害のある人もない人も誰もが共に支えあい、住みたい地域の中で安心して暮らすことができ、自分らしい生活をするすることができる社会をつくるために、あなたが特に重要だと思うことを3つ以内でお答えください。（記入は3つまで）



#### ■ 「障害のある人の施設・医療の充実」が4割

障害のある人もない人も誰もが共に支えあい、自分らしい生活をするすることができる社会をつくるために重要だと思うこととしては、「障害のある人の施設・医療の充実」が 42.7%（県 31.5%）で、次いで、「障害のある人を正しく理解するための教育や啓発活動」36.6%（県 40.6%）、「障害のある人の積極的な雇用」35.2%（県 21.5%）、「町内会や隣近所などの地域の連携や支援体制の充実」32.6%となっている。

地域別にみると、全体で1位であった「障害のある人の施設・医療の充実」は旧大田市、温泉津町では1位だが仁摩町は、全体で2位だった「障害のある人を正しく理解するための教育や啓発活動」が1位となっている。また、全体で2位、旧大田市（37.1%）で2位、仁摩町（45.5%）で1位の「障害のある人を正しく理解するための教育や啓発活動」が温泉津町（21.1%）で少なくなっている。

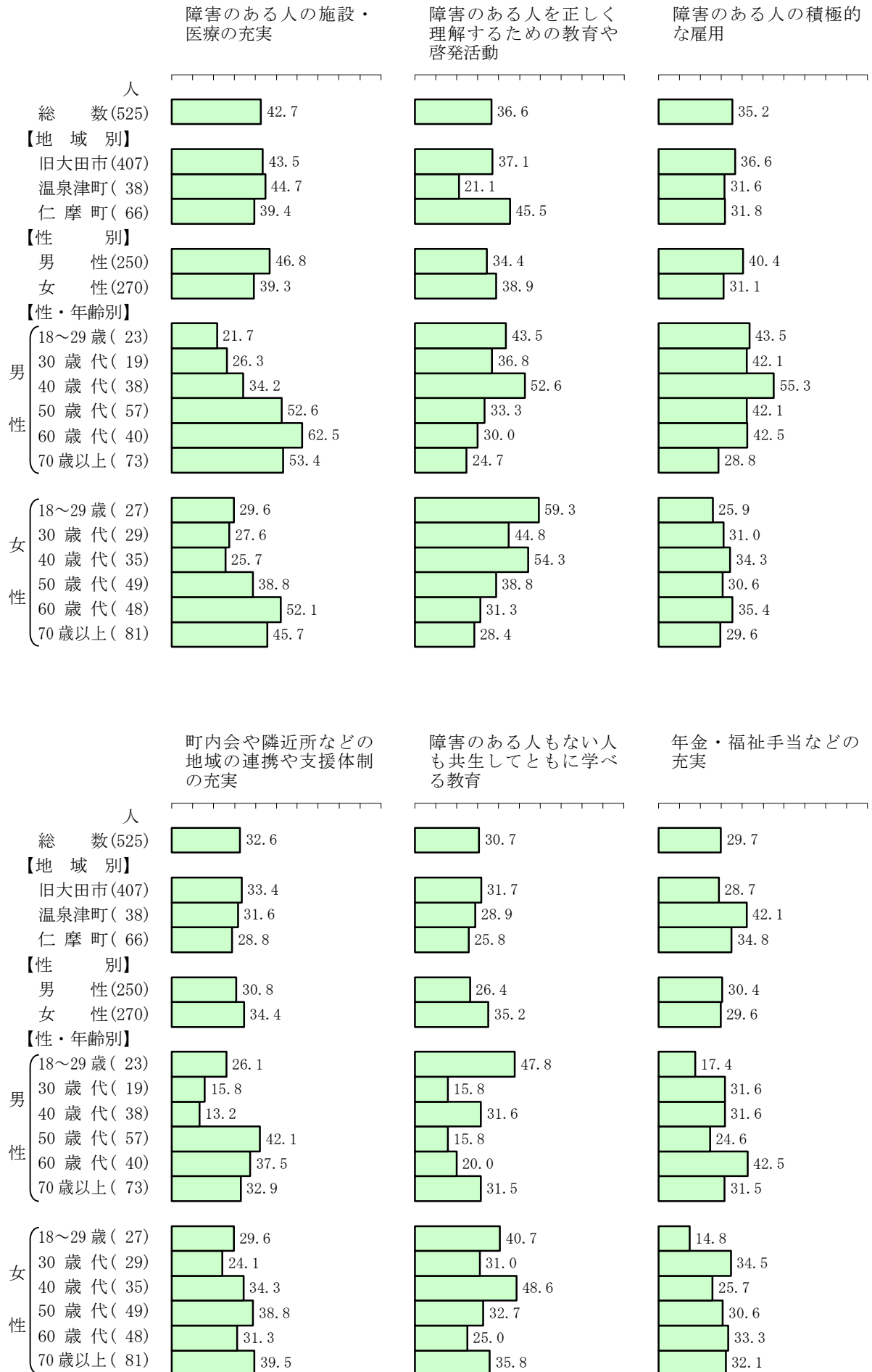
性・年齢別にみると、「障害のある人の施設・医療の充実」は男女とも 60 歳以上で最も多く、「障害のある人を正しく理解するための教育や啓発活動」は 40 歳代以下で多い傾向にある。また、「障害のある人の積極的な雇用」男性の 40 歳代が多い。

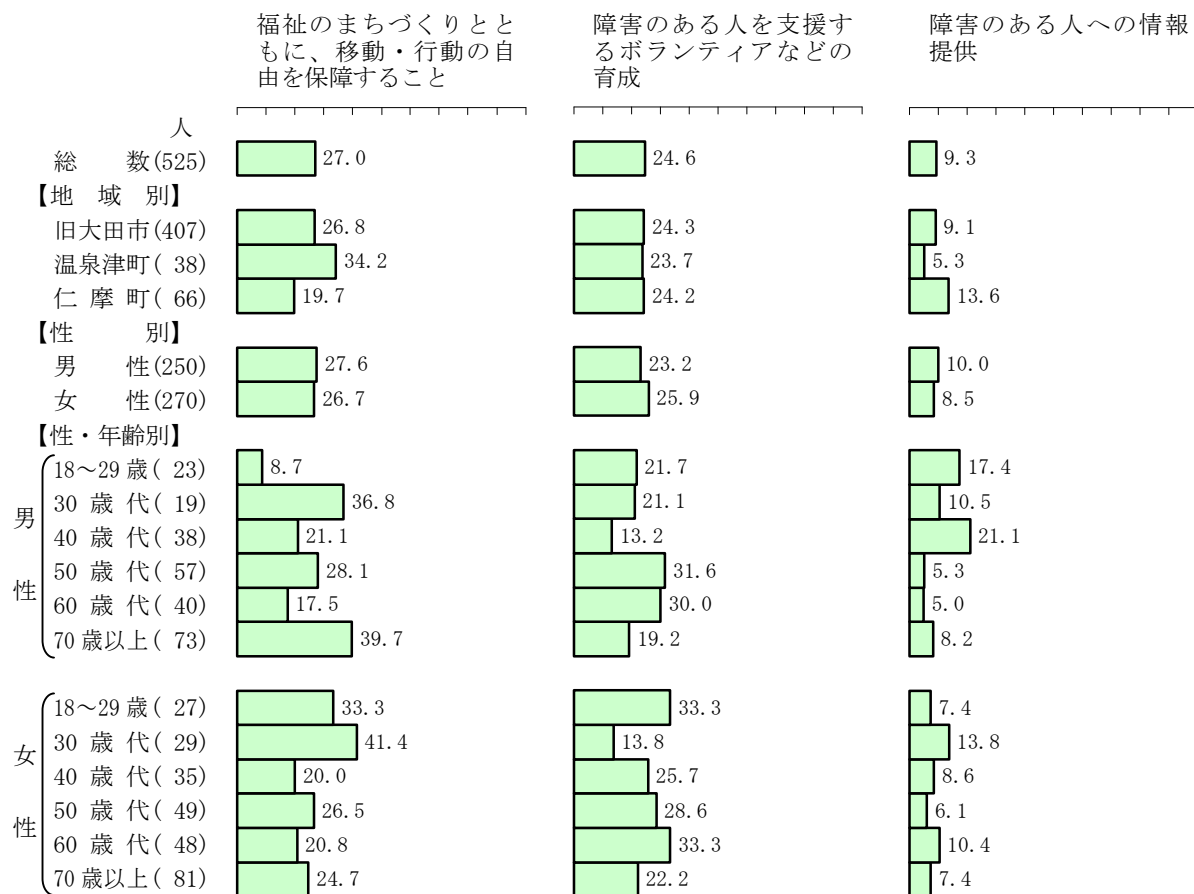
障害者の人権に関する調査結果をみると、障害のある人に対する差別や偏見の存在について、全体の 6 割が「ある」と認識しており、市民が障害や障害者のことを正しく理解し誤った認識や偏見を解消するために、さらなる教育・啓発の推進が求められる。

具体的には、ノーマライゼーションに必要なこととして「障害のある人の施設・医療の充実」が必要であると答えた人が 4 割となっていることから、ニーズに応えられる環境整備が必要となる。

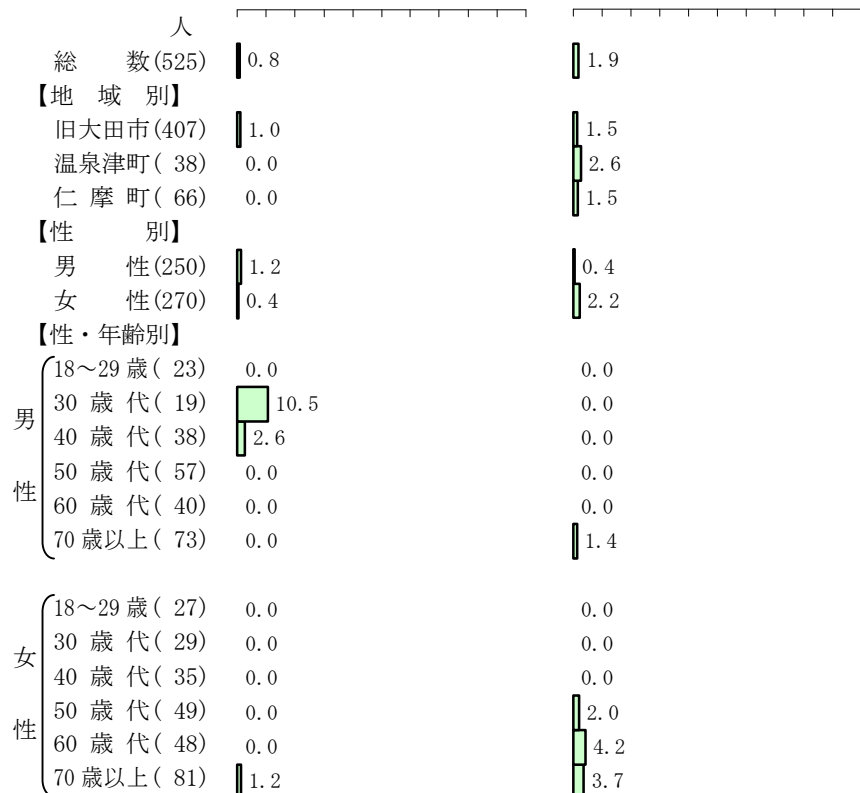
また、「教育や啓発活動」が必要と答えた人は 3 割半となっており、障害者週間等などにあわせたイベント等の開催や、広報・研修会等による啓発活動及び学校・地域・家庭・職場等での福祉教育の推進が求められる。啓発活動及び福祉教育が進めば地域内の連携や支援体制の充実にもつながっていくと思われる。

図 6-3 ノーマライゼーションに必要なこと





そ の 他 無 回 答

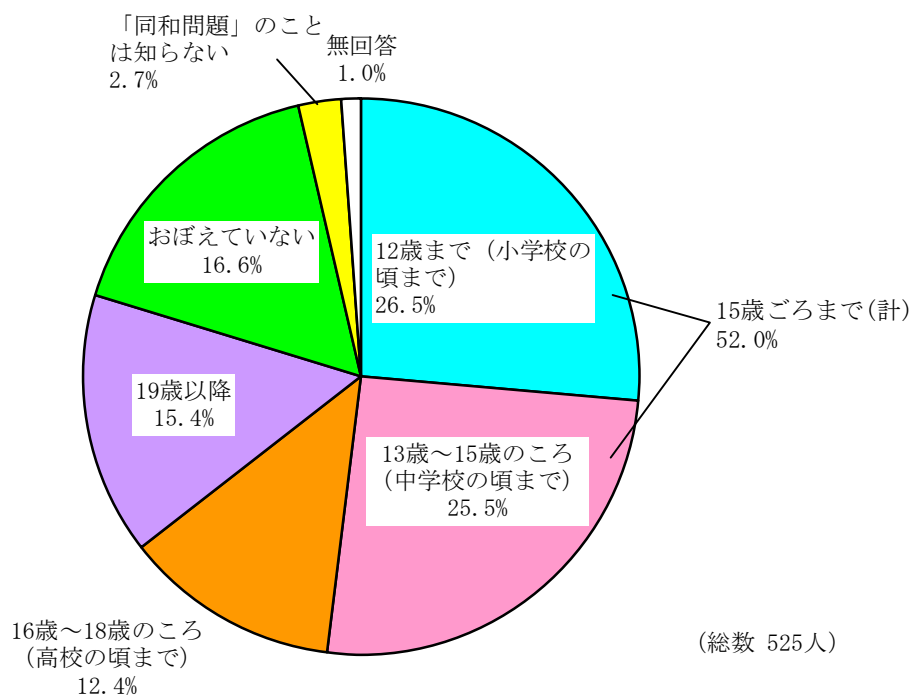


## 第7章 同和問題について

### 1. 同和問題の認知時期

問 18. 同和問題についてはじめて知ったのはいつ、どのようなきっかけでしたか。

(1) 一つ（記入は1つ）



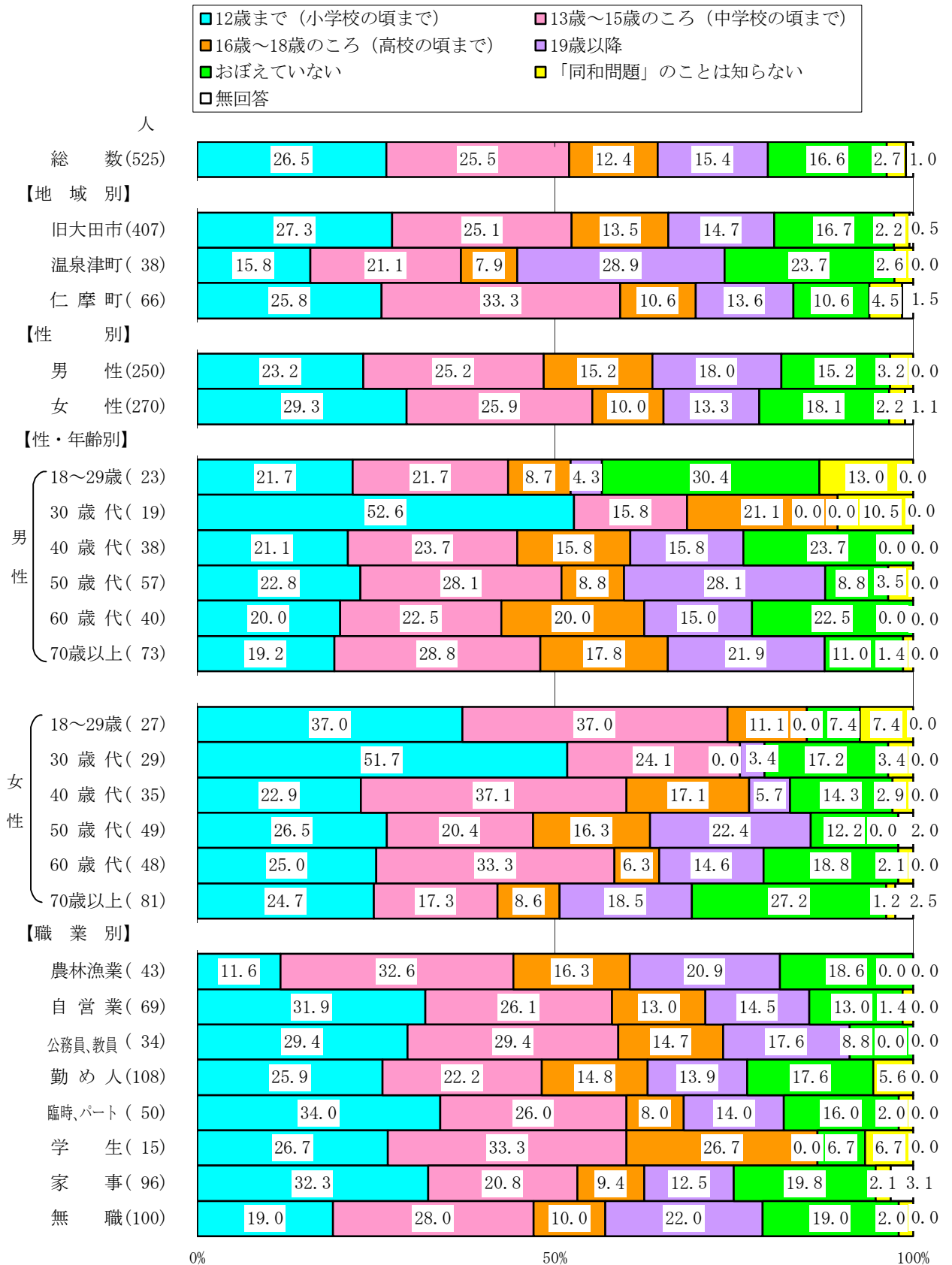
#### ■ 15歳ごろまでに過半数が認知

同和問題をはじめて知ったのは、「12歳まで」が26.5%（県20.0%）「13歳～15歳のころ」が25.5%（県18.5%）、「16歳～18歳のころ」が12.4%（県12.7%）、「19歳以降」が15.4%（県18.3%）となっており、中学卒業までに当たる『15歳ごろまで(計)』に認知した人が52.0%（県38.5%）を占める。なお、「おぼえていない」は16.6%（県25.6%）、「『同和問題』のことは知らない」は2.7%（県3.2%）となっている。

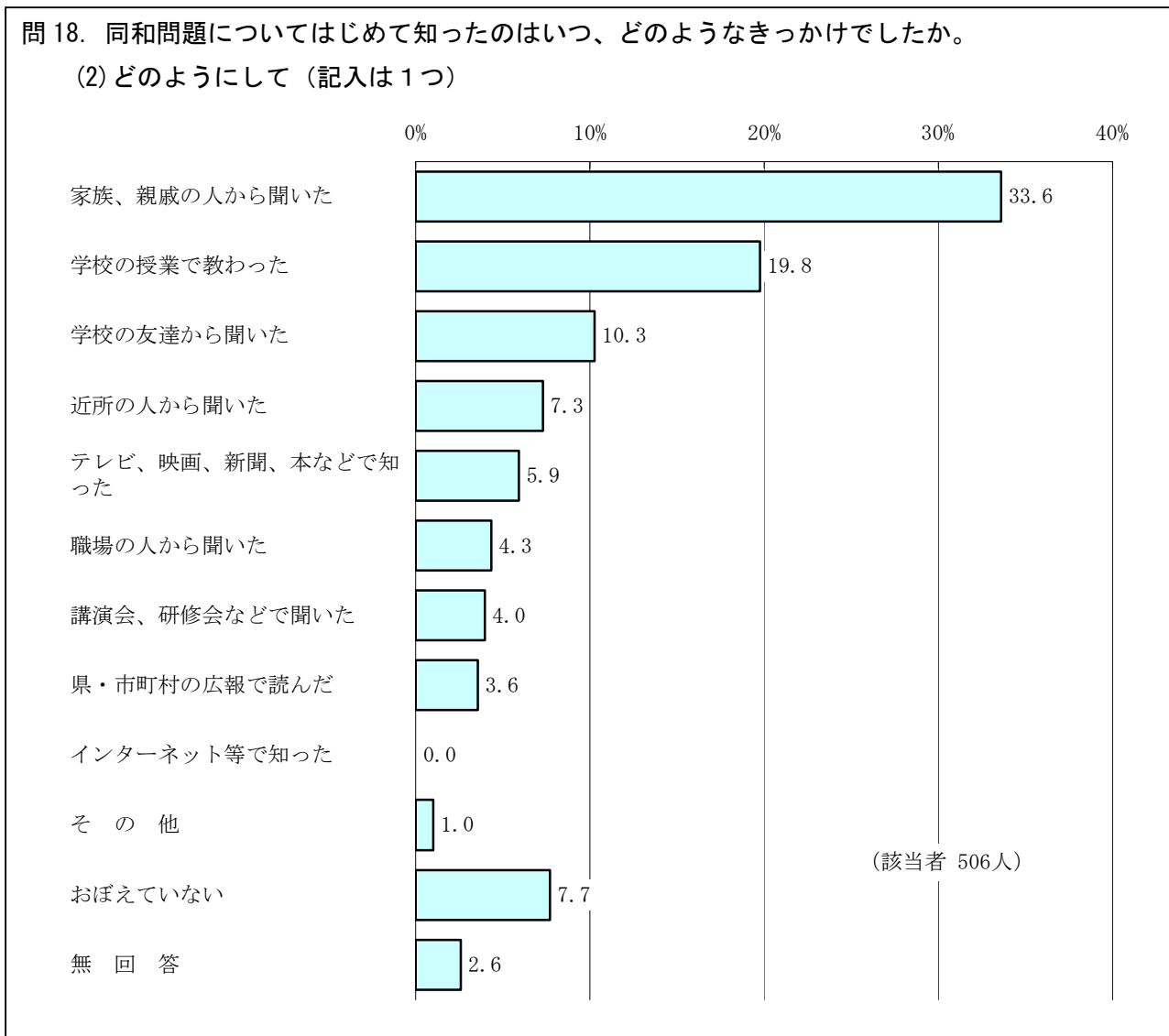
地域別にみると、『15歳ごろまで(計)』に認知した人は仁摩町（59.1%）が多い。

性別では、『15歳ごろまで(計)』は男性より女性が多い。性・年齢別でみると、『15歳ごろまで(計)』は、女性の若い世代で多くなっており、男女とも30歳代で最も多いが、29歳以下の男性は、43.5%と少なくなっている。また、29歳以下の男性は「おぼえていない」が30.4%と多くなっている。

図 7-1 同和問題の認知時期



## 2. 同和問題の認知経路



### ■ 「家族や親戚」が3人に1人、「学校の授業」が約2割

同和問題をはじめて知ったのは、「家族、親戚の人から聞いた」が 33.6%（県 27.8%）と最も多く、次いで「学校の授業で教わった」が 19.8%（県 21.0%）、「学校の友達から聞いた」10.3%（県 5.4%）となっている。

旧大田市が平成7年に市民 1,000 人を対象に行った市民意識調査結果と比較すると、「学校の授業で教わった」が増加しており、『身近な人間関係(計)』と『学校や公的媒体(計)』に分けてみると（図 7-3）、『学校や公的媒体(計)』は 33.2%でやや増加している。

図 7-2 参考：同和問題の認知経路（時系列比較）

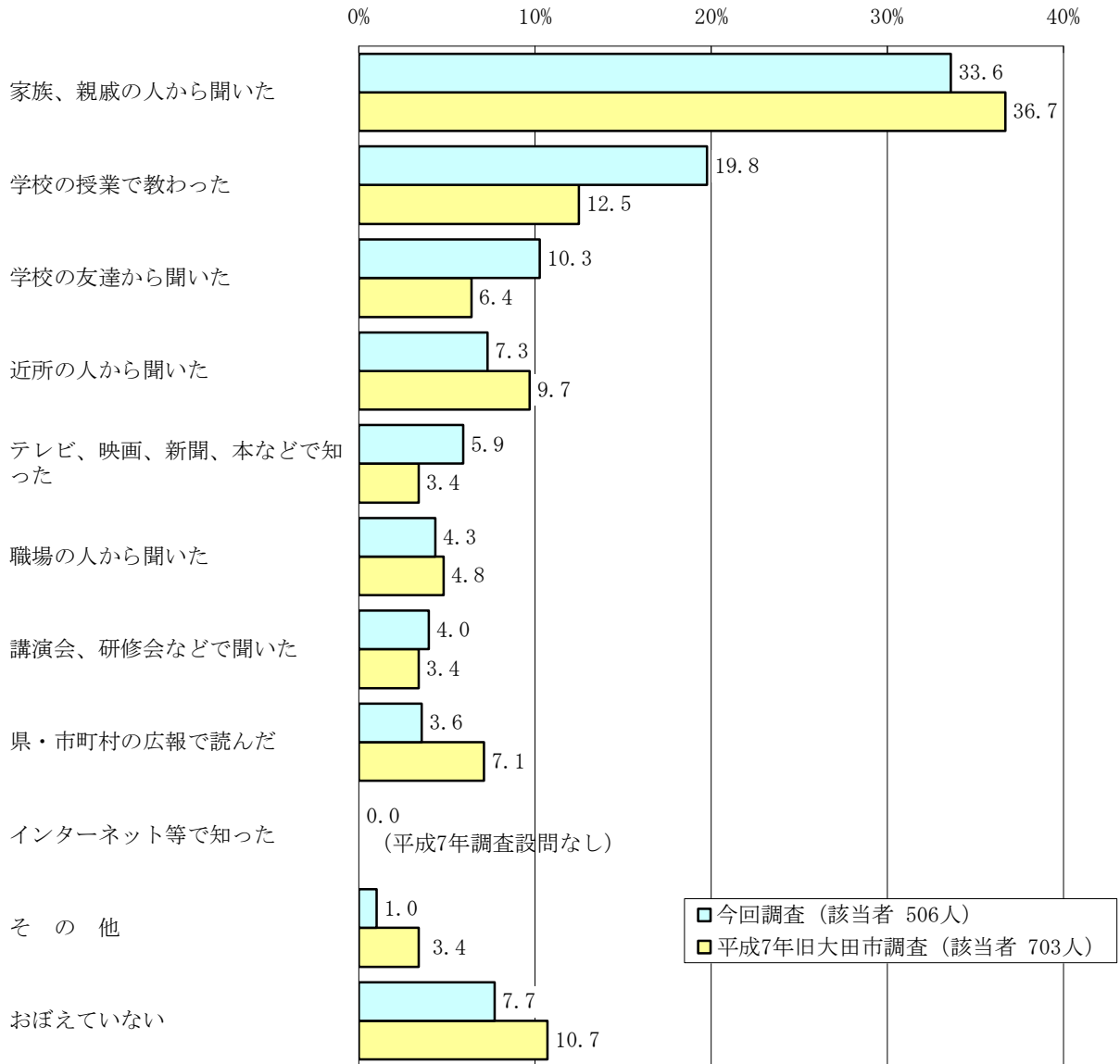
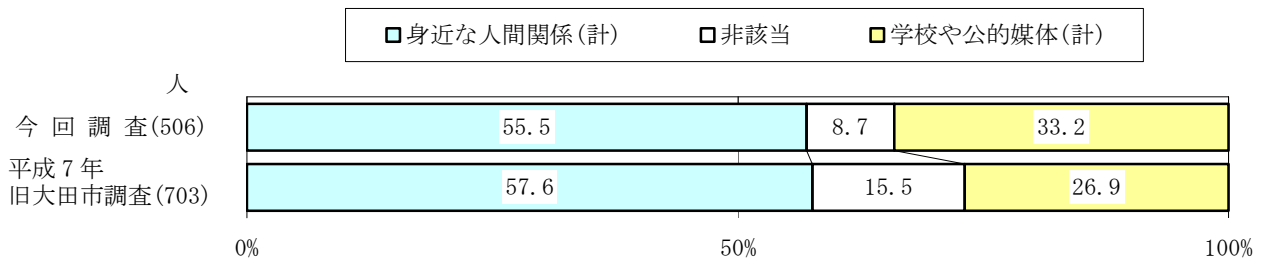


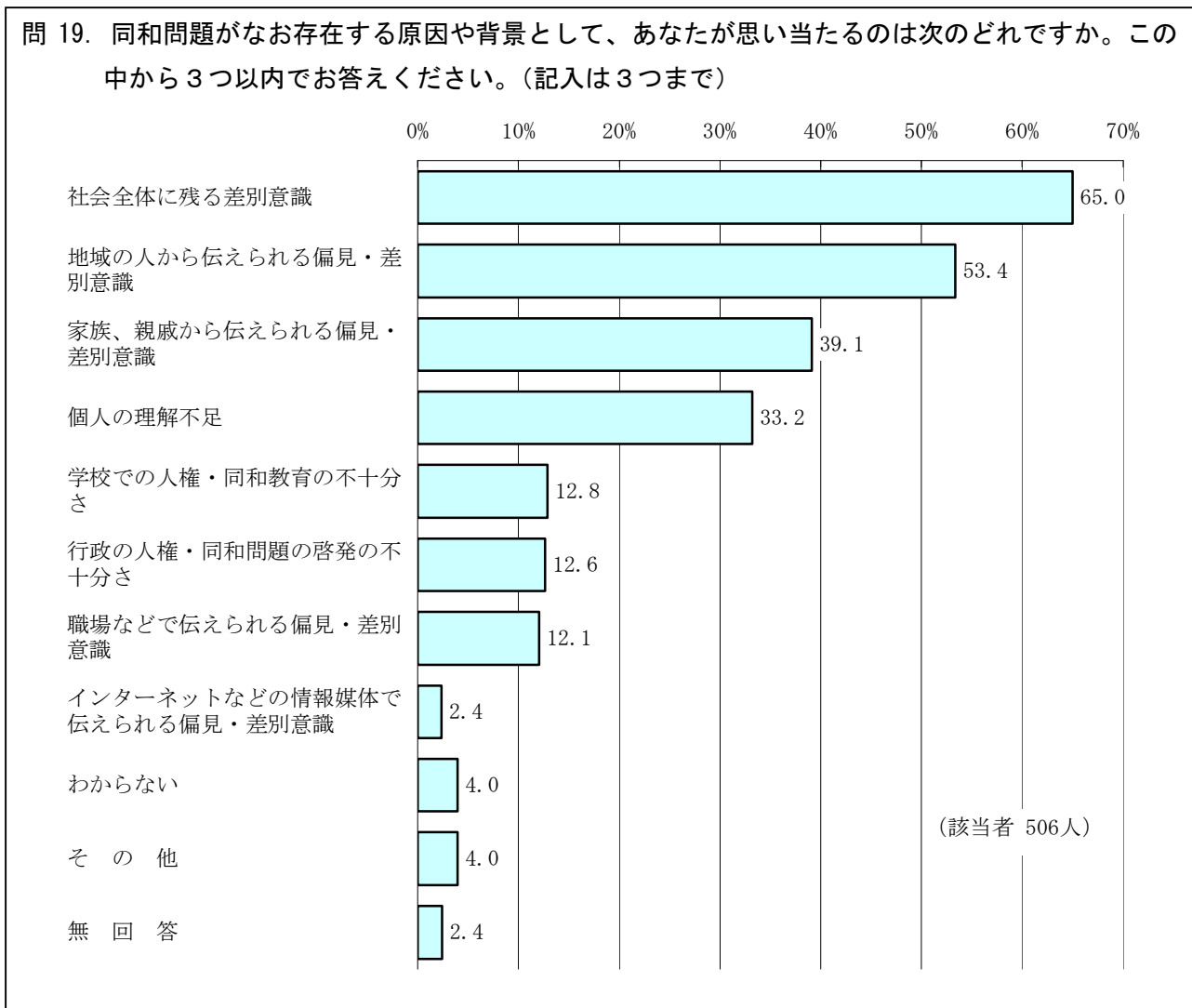
図 7-3 参考：同和問題の認知経路（媒体 2 分類による）



※身近な人間関係：「家族、親戚」「近所の人」「学校の友達」「職場の人」  
 学校や公的媒体：「学校の授業」「講演会など」「県・市町村の広報」「テレビ、映画、新聞、本など」「インターネット等」



### 3. 同和問題の原因や背景



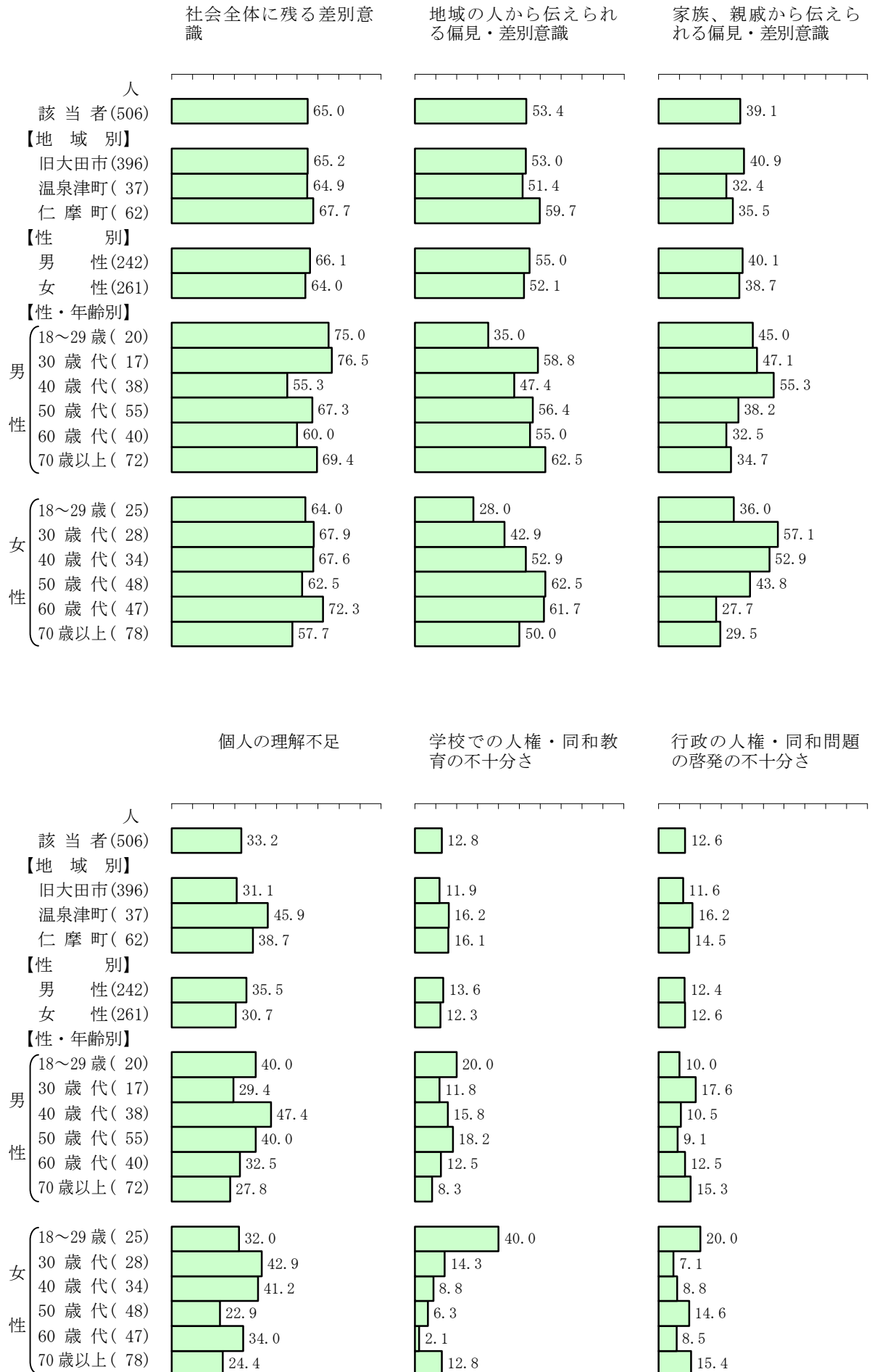
#### ■ 「社会全体に残る差別意識」が6割半、「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」が5割強

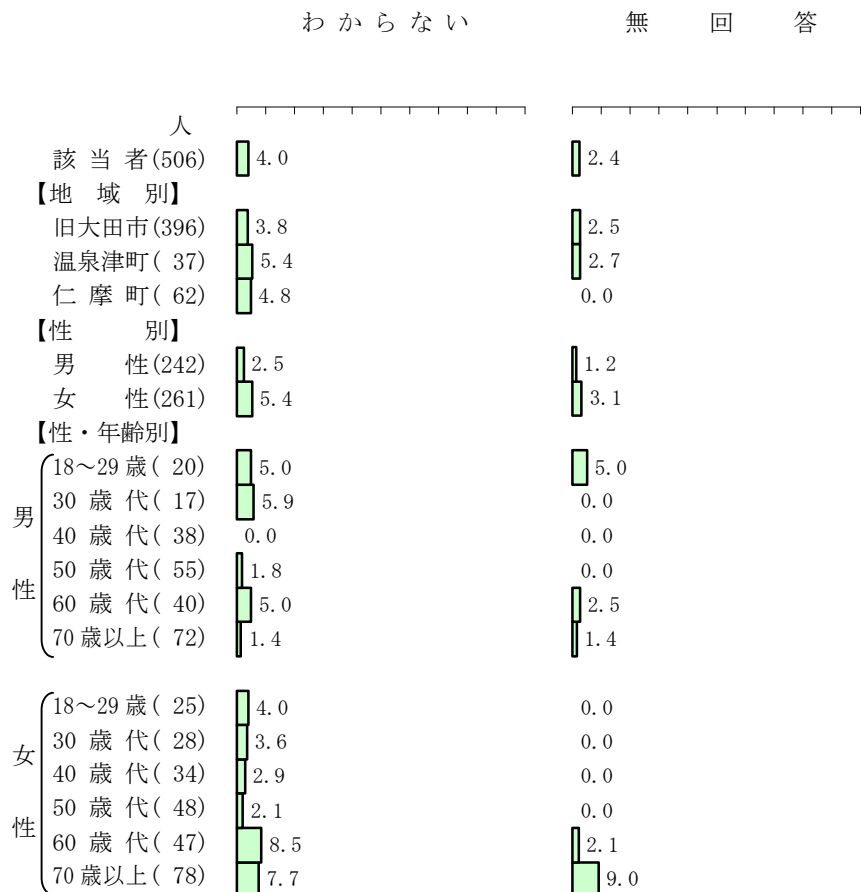
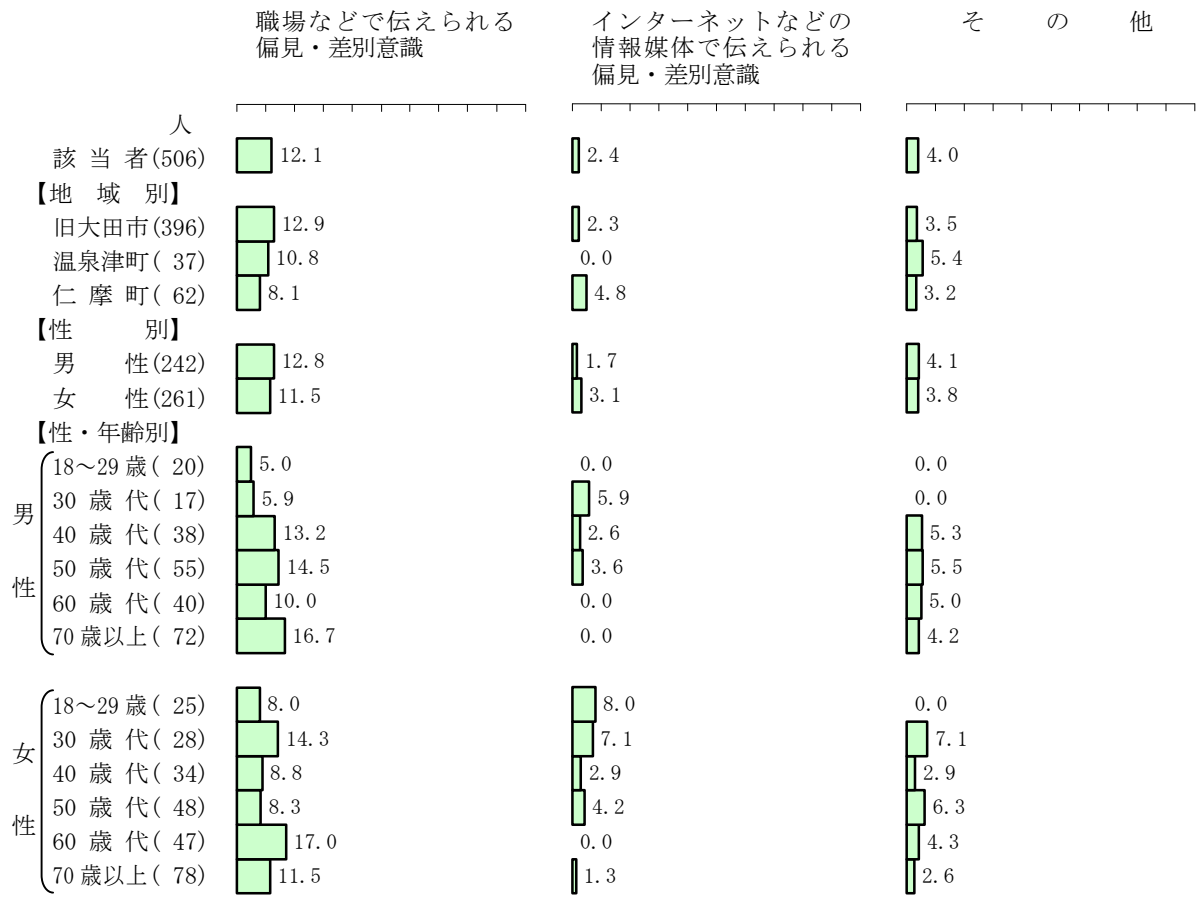
同和問題の原因や背景として、「社会全体に残る差別意識」が 65.0% (県 53.9%) 「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」が 53.4% (県 53.9%)、となっている。以下「家族、親戚から伝えられる偏見・差別意識」が 39.1% (県 37.6%)、「個人の理解不足」が 33.2% (県 24.5%)、「学校での人権・同和教育の不十分さ」が 12.8% (12.8%) とつづく。

地域別にみると、「個人の理解不足」が旧大田市 (31.1%) でやや少ない。

性別ではあまり差異はみられないが、性・年齢別でみると、全体で5位の「学校での人権・同和教育の不十分さ」が29歳以下女性 (40.0%) では、極端に多くなっている。

図 7-4 同和問題の原因や背景

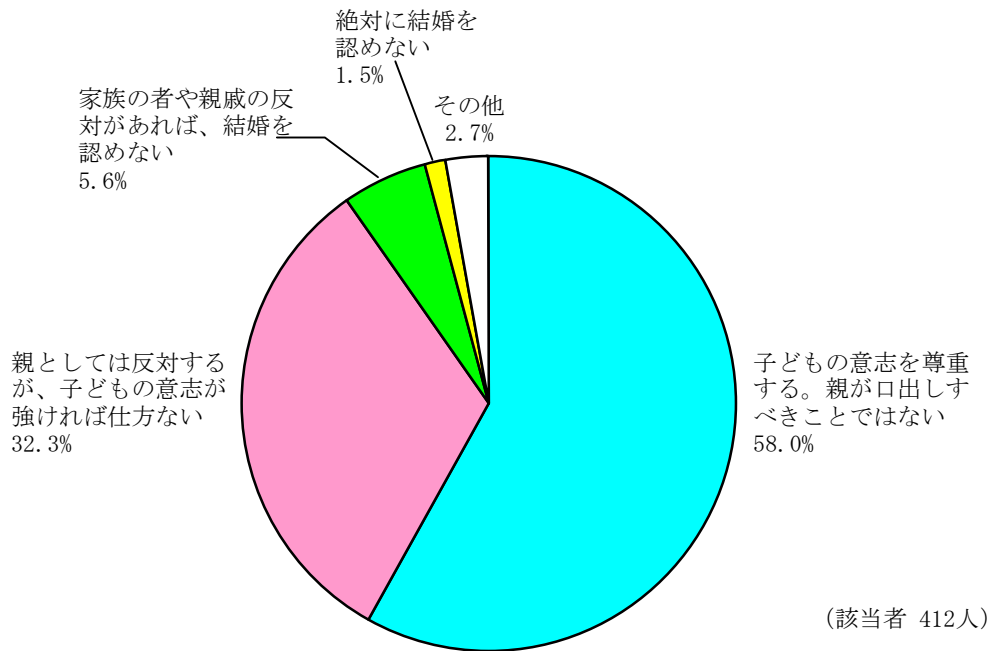




#### 4. 子どもの同和地区出身者との結婚

問 20. 結婚についてお聞きします。

(1) 既婚の方のみお答えください。仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。(記入は1つ)



#### ■ 「子どもの意志を尊重する」が約6割

子どもが同和地区出身者と結婚しようとした場合の態度を聞くと、「子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない」が 58.0% (県 53.5%)、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方ない」は 32.3% (県 38.5%) となっている。一方「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」は 5.6% (県 5.8%)、「絶対に結婚を認めない」は 1.5% (県 2.2%) となっている。

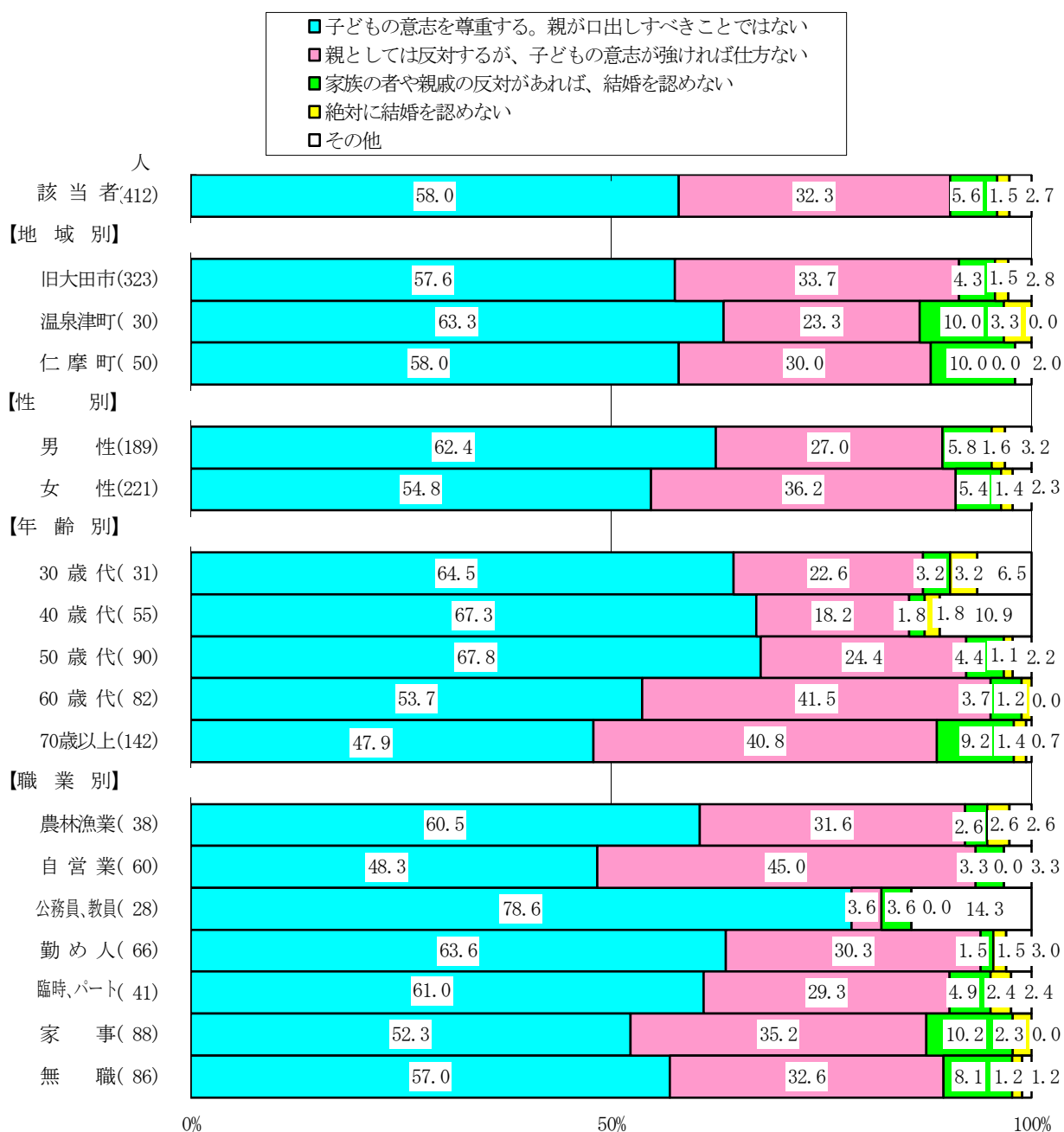
地域別にみると、「子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない」は温泉津町 (63.3%) で多くなっている。

性別でみると、「子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない」は、女性 (54.8%) より男性 (62.4%) が多くなっている。

年齢別にみると、「子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない」は、30 歳代から 50 歳代で6割を超えているが、70 歳以上では5割をきっている。

職業別では、「子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない」は、公務員、教員が8割弱であるのに対し、自営業は5割弱と差が開いている。

図 7-5 子どもの同和地区出身者との結婚



※性・年齢別は、標本数が少ないため、年齢別で集計

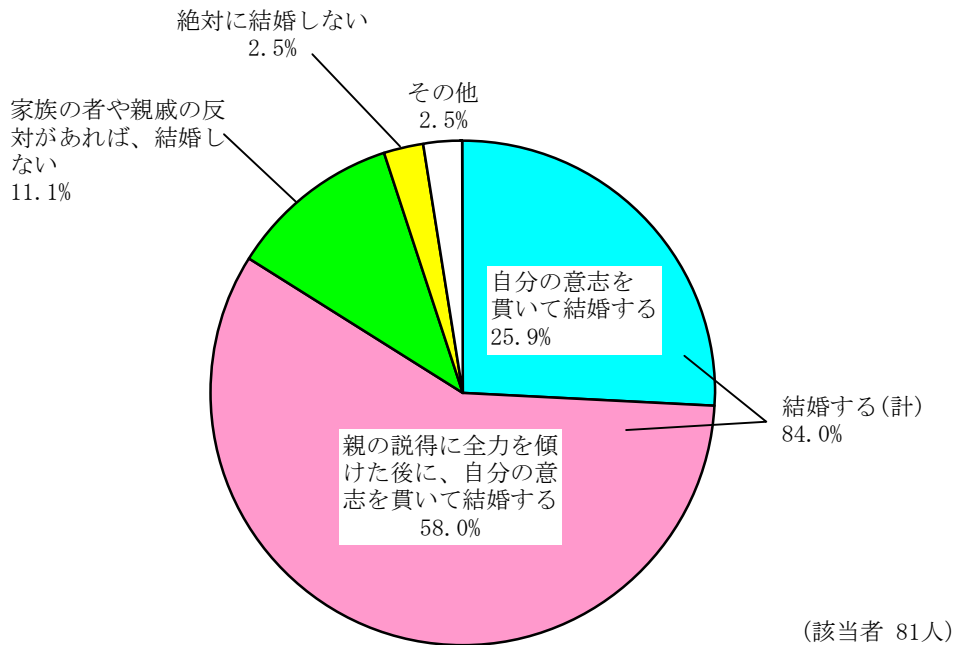
※年齢別の18～29歳は、標本数が極端に少ないため省略

※職業別の学生は、標本数が極端に少ないため省略

## 5. 同和地区出身者との結婚

問 20. 結婚についてお聞きします。

(2) 未婚の方のみお答えください。仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどのようにしますか。(記入は1つ)

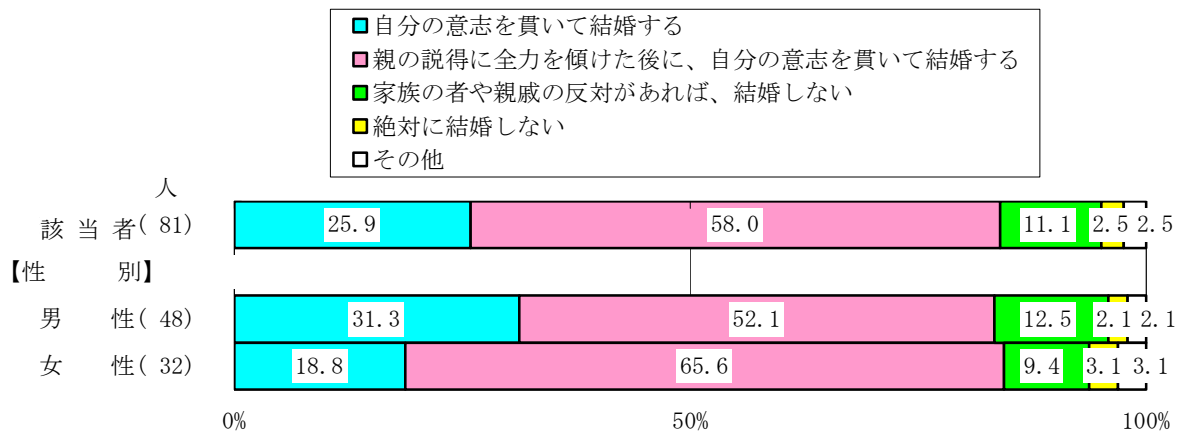


### ■ 『結婚する』が8割強

未婚者を対象に、同和地区の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合の態度を聞くと、「自分の意志を貫いて結婚する」は 25.9% (県 25.9%) 「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」が 58.0% (県 60.6%) で、両者を合わせた『結婚する(計)』は 84.0% (県 86.5%)、一方、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない」は 11.1% (県 10.6%)、「絶対に結婚しない」が 2.5% (県 2.9%) となっている。

性別では、『結婚する(計)』についてはあまり差はないが、「自分の意思を貫いて結婚する」は女性が 18.8%であるのに対し、男性が 31.3%と多い。

図 7-6 同和地区出身者との結婚

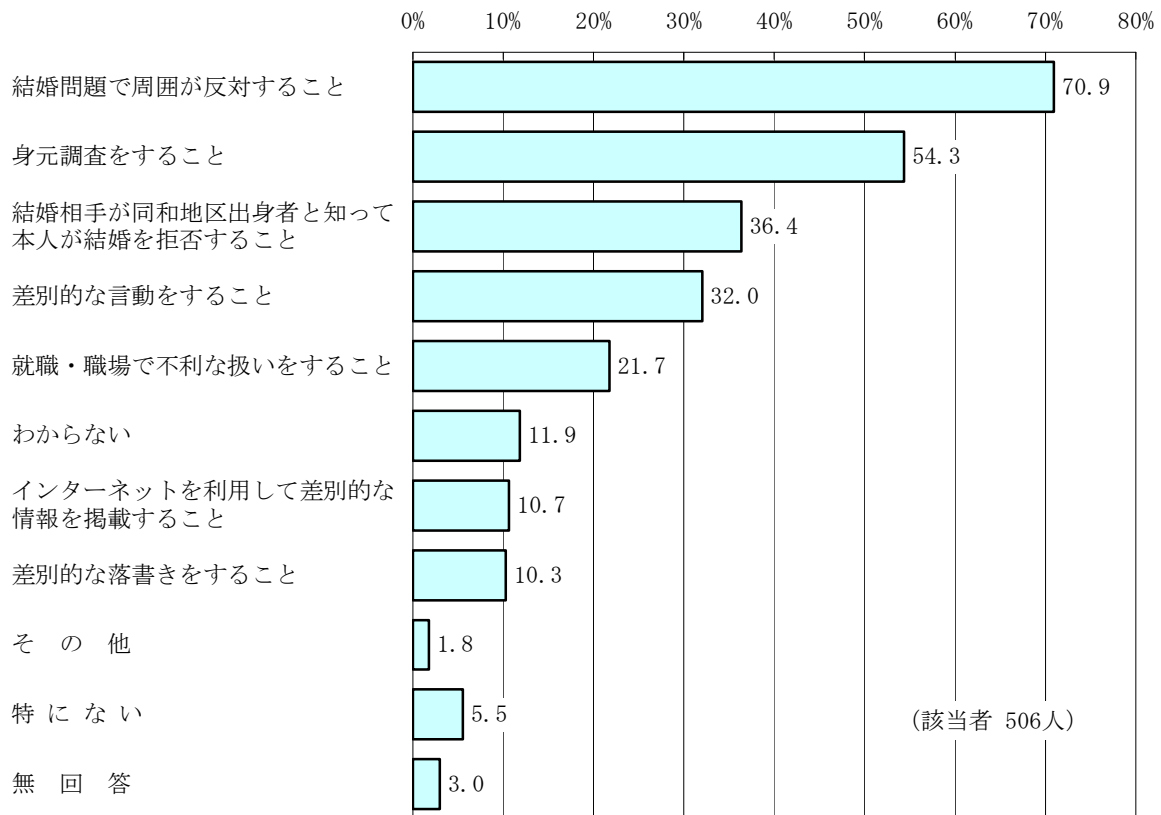


※地域別は、標本数が極端に少ない地域があるため省略

※性・年齢別は、標本数が極端に少ないため省略

## 6. 同和問題に関する人権上の問題

問 21. あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権上の問題が起きていると思いますか。  
この中からいくつでもあげてください。（記入はいくつでも）



### ■ 「結婚問題で周囲が反対すること」が7割

同和問題に関する事柄で、人権上問題があると思うこととしては、「結婚問題で周囲が反対すること」が70.9%（県63.9%）で、以下「身元調査をすること」54.3%（県45.0%）、「結婚相手が同和地区出身者と知って本人が結婚を拒否すること」36.4%、「差別的な言動をすること」32.0%（県24.4%）、「就職・職場で不利な扱いをすること」21.7%（21.9%）となっている。

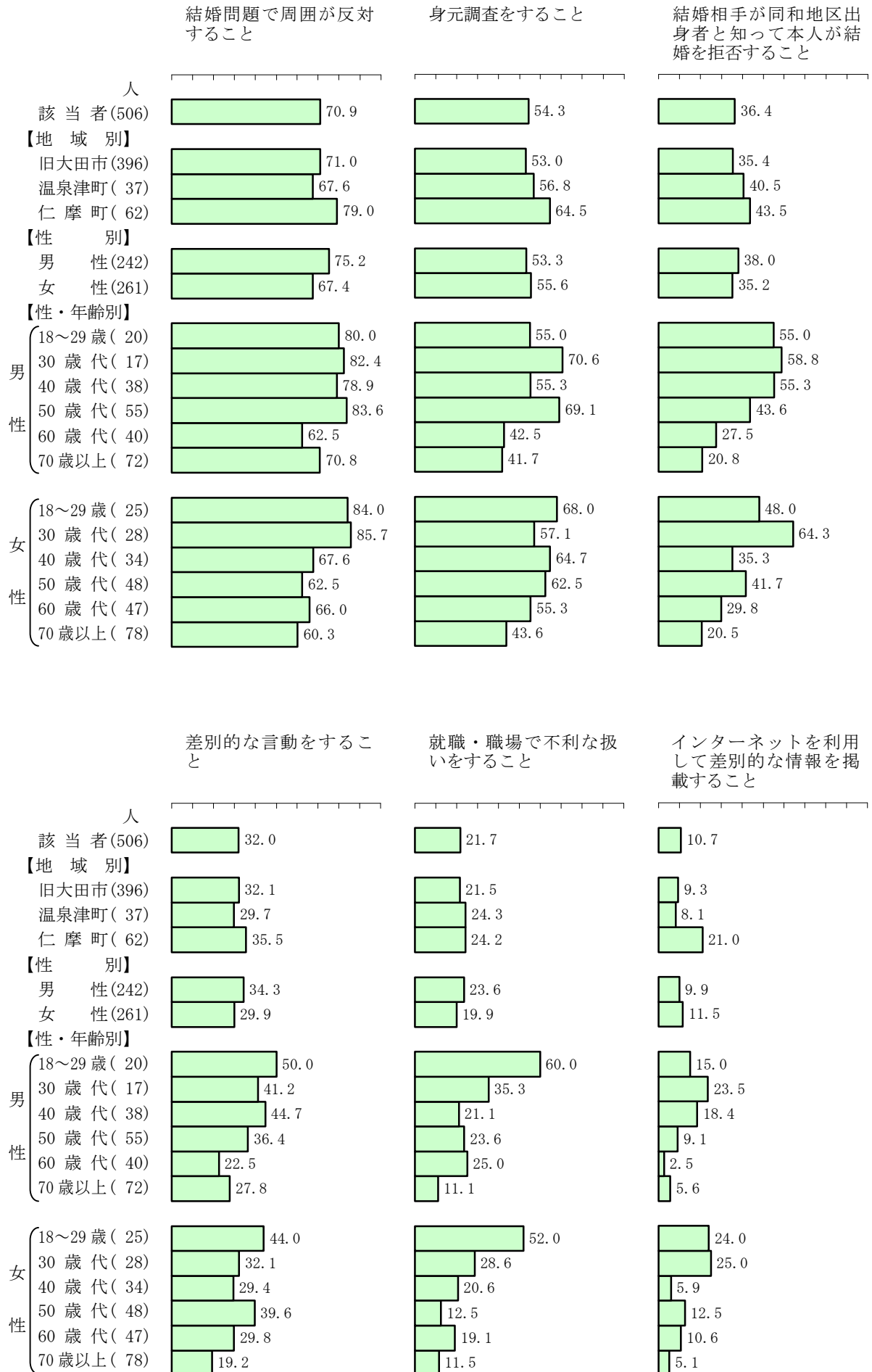
地域別にみると、ほとんどの項目において、仁摩町で多くなっている。

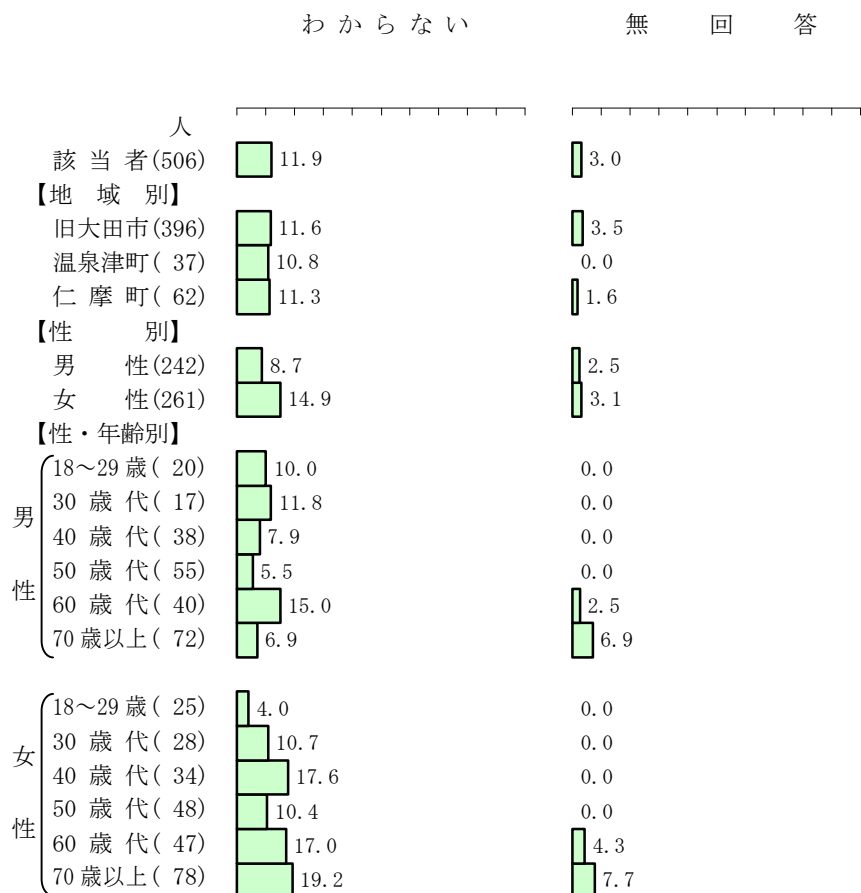
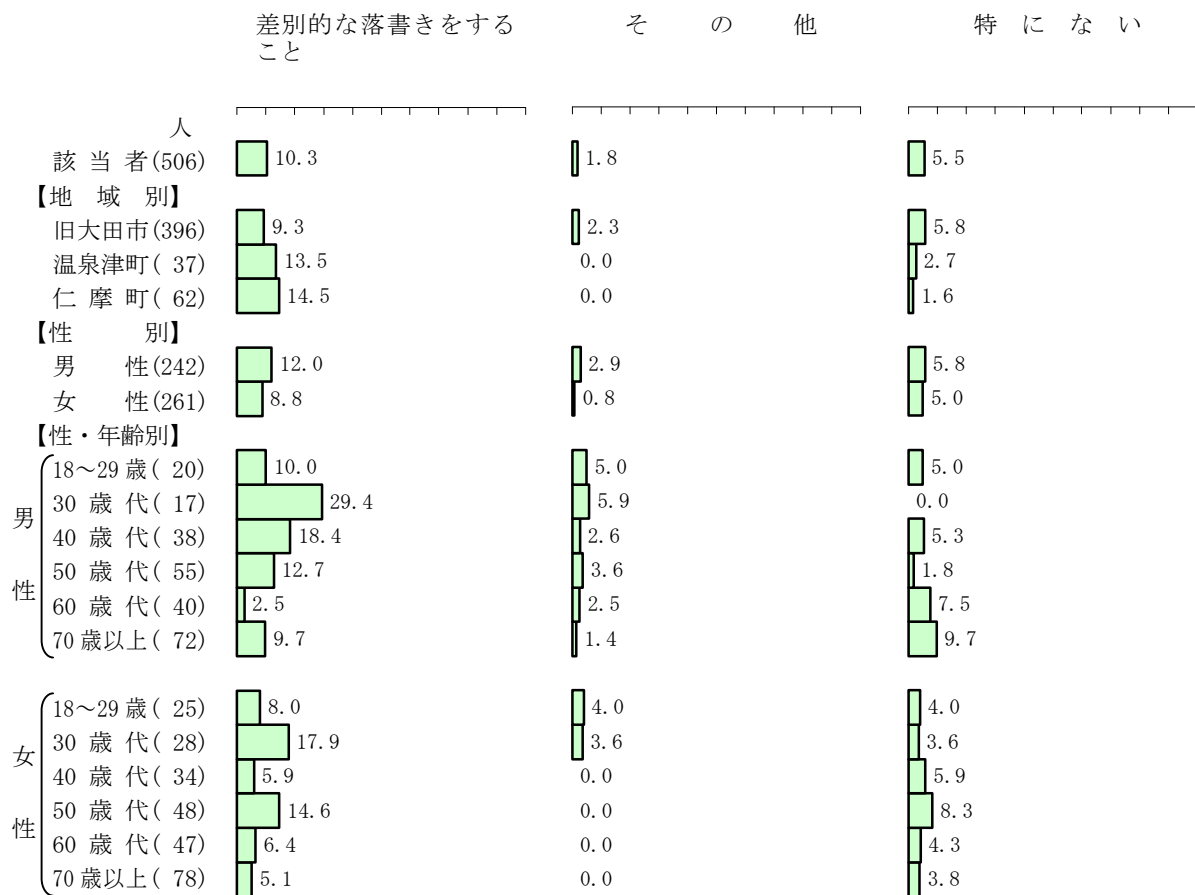
性別にみると、「結婚問題で周囲が反対すること」は、女性より男性に多くみられる。

性・年齢別にみると、「結婚問題で周囲が反対すること」は男性では50歳代以下、女性では30歳代以下でほぼ8割と多い。また、「就職・職場で不利な扱いをすること」は、男女とも29歳以下で過半数を超え多くなっており、全ての項目において若年層になるほど高くなる傾向がみられる。



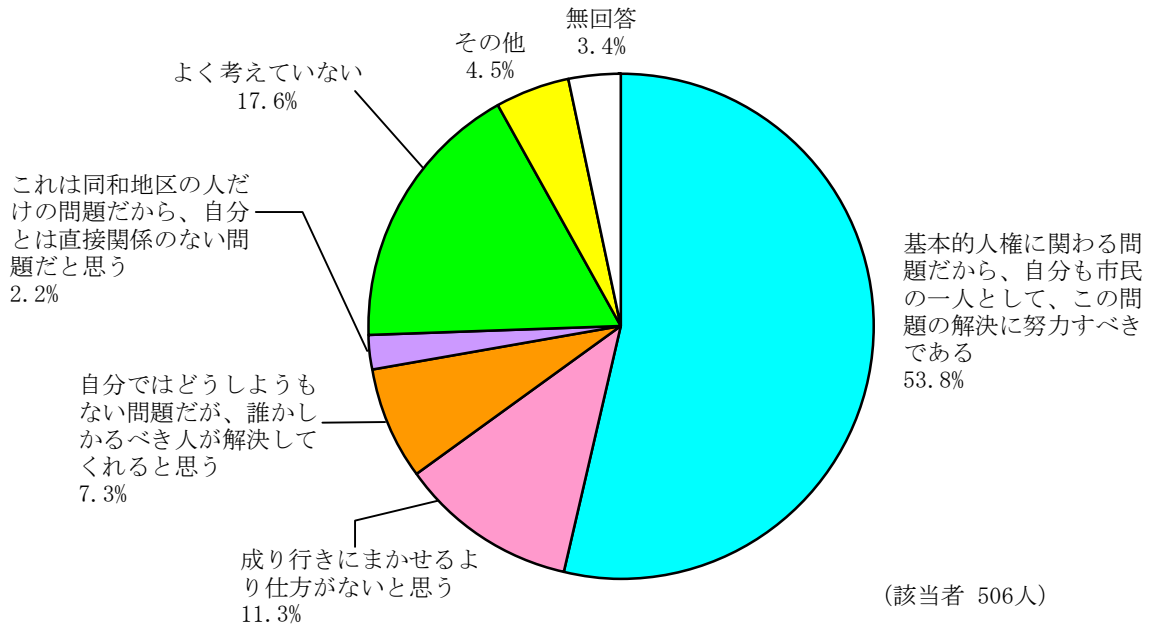
図 7-7 同和問題に関する人権上の問題





## 7. 同和問題の解決に対する態度

問 22. 同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか。(記入は1つ)



### ■ 「自分も市民の一人として、問題の解決に努力すべきだ」が過半数

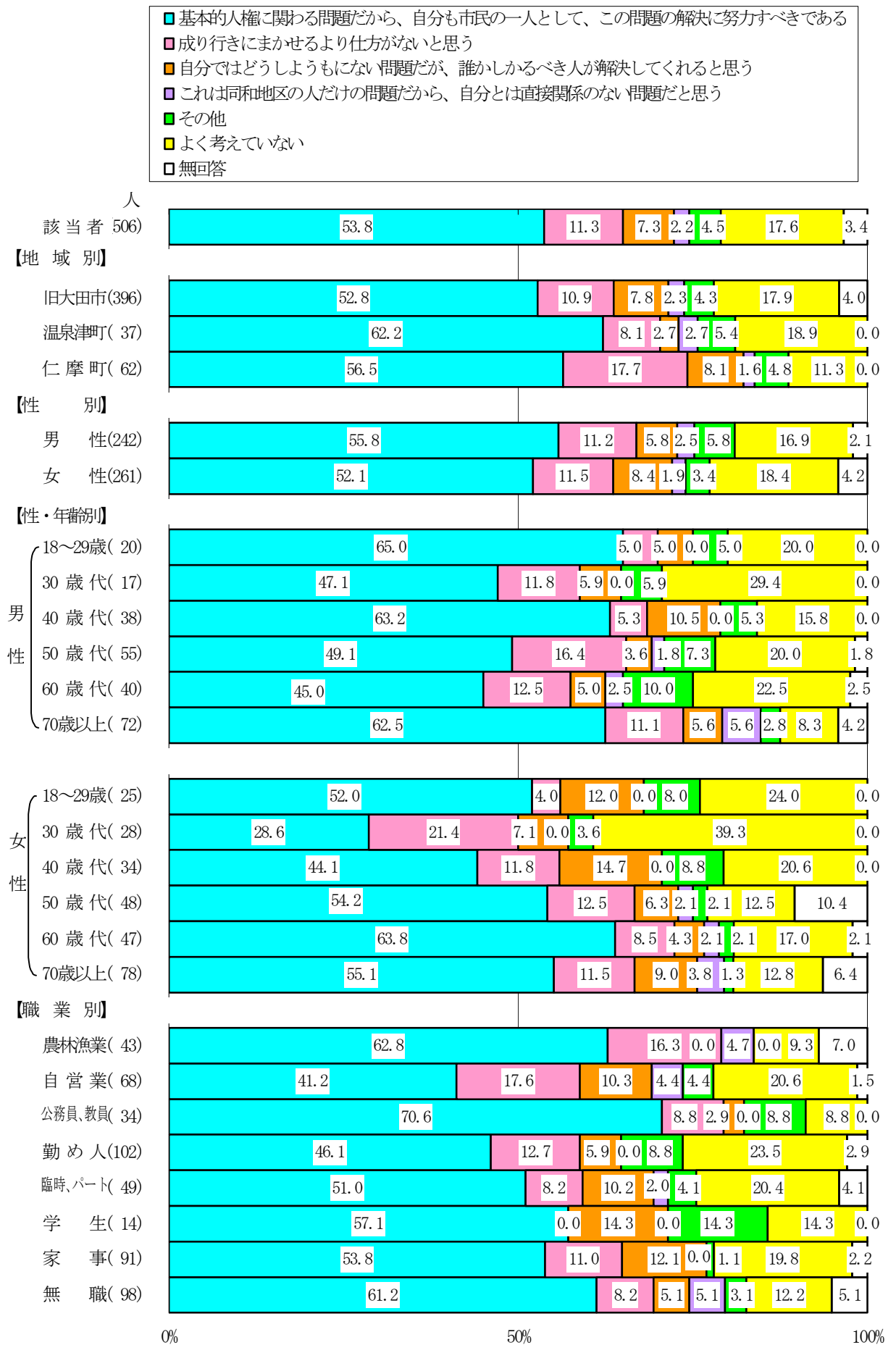
同和問題の解決に対する態度について聞くと、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」と解決に積極的態度を示す人が、53.8% (県 49.3%) となっている。一方、解消に消極的なものは、「よく考えていない」が 17.6% (県 18.1%)、「成り行きにまかせるより仕方がないと思う」が 11.3% (県 15.3%)、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う」7.3% (県 6.7%)、「これは同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う」2.2% (県 2.2%) となっている。

1位の「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」について、地域別では、温泉津町で6割を超えている。

性・年齢別にみると「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」は、29歳以下の男性が65.0% (県では60歳代の男性が61.0%) となっている。

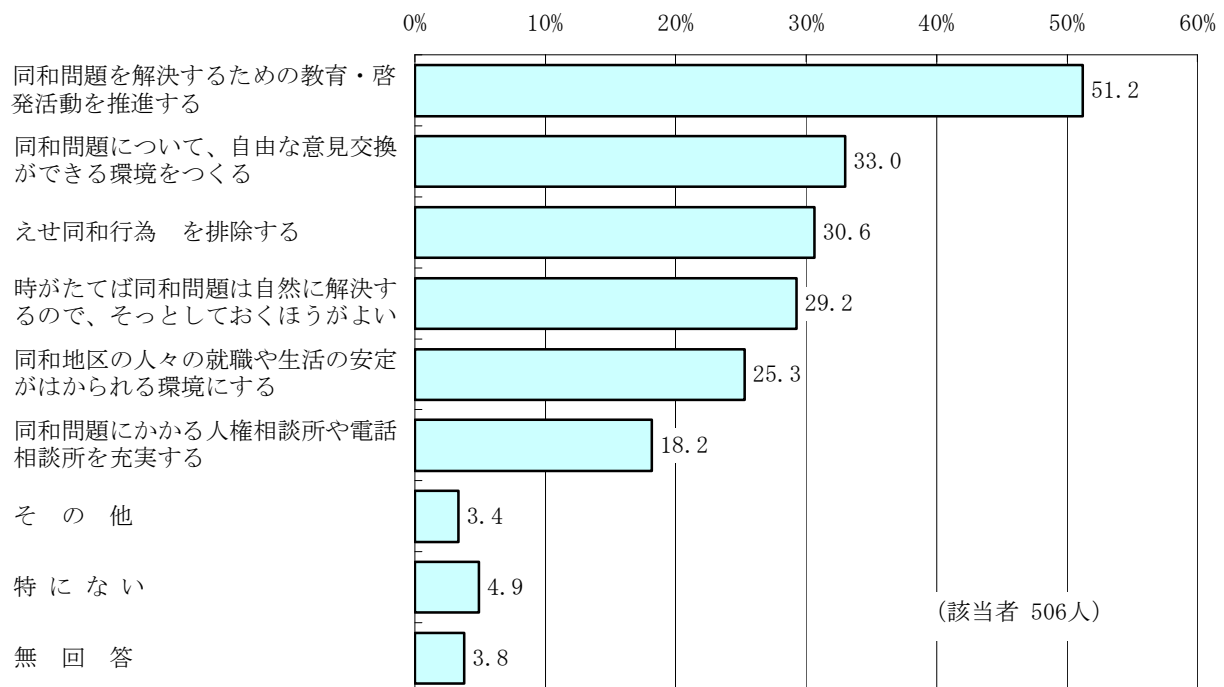
職業別にみると「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」は、公務員、教員が7割を超えている。

図 7-8 同和問題の解決に対する態度



## 8. 同和問題の解決に必要なこと

問 23. あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。この中から3つ以内でお答えください。（記入は3つまで）



### ■ 「同和問題を解決するための教育・啓発活動を推進する」が5割

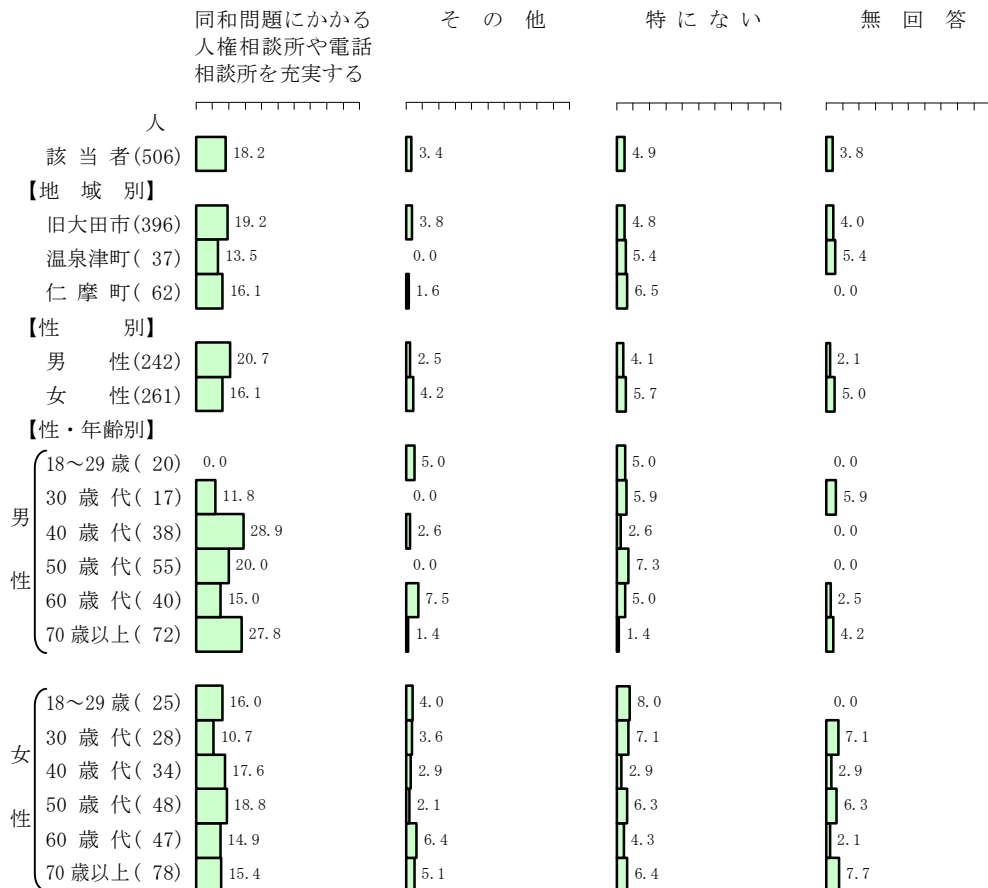
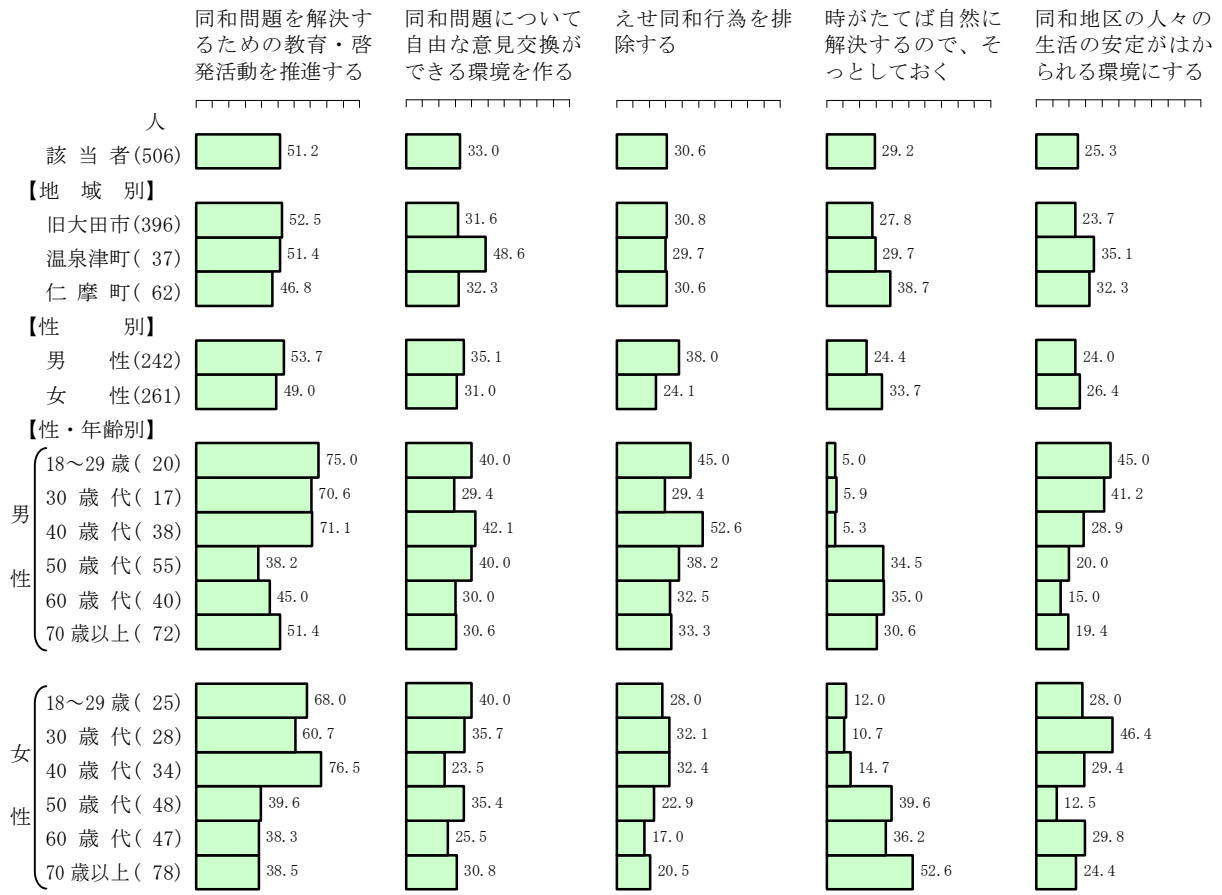
同和問題を解決するために必要なこととしては、「同和問題を解決するための教育・啓発活動を推進する」が 51.2%（県 49.7%）で、次いで、「同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる」33.0%（県 33.3%）、「えせ同和行為を排除する」30.6%（県 16.8%）、「時がたてば同和問題は自然に解決するので、そっとしておくほうがよい」29.2%となっている。

地域別では、全体で1位の「同和問題を解決するための教育・啓発活動を推進する」は各地域でも1位となっているが、温泉津町では2位の「同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる」（48.6%）についても多くなっている。

性・年齢別にみると、「同和問題を解決するための教育・啓発活動を推進する」は、男女とも40歳代以下で多くなっているが、50歳代以上で少なくなっている。一方、「時がたてば同和問題は自然に解決するので、そっとしておくほうがよい」は、男女とも40歳代以下で少なくなっているが、50歳代以上で多くなっている。

同和問題についての調査結果をみると、存在する原因や背景で最も多かったのが、「社会全体に残る差別意識」であった。2番目に多かった「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」も同じような原因である。また、解決に対する態度の問いでは「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」が5割となっているが、残りの5割については、消極的な意見や無関心な意見であることから、人権講座、訪問研修などをはじめとする隣保館活動の充実や、身元調査をしない・させない運動なども含めた同和問題に関する啓発活動を推進していくことが急務である。

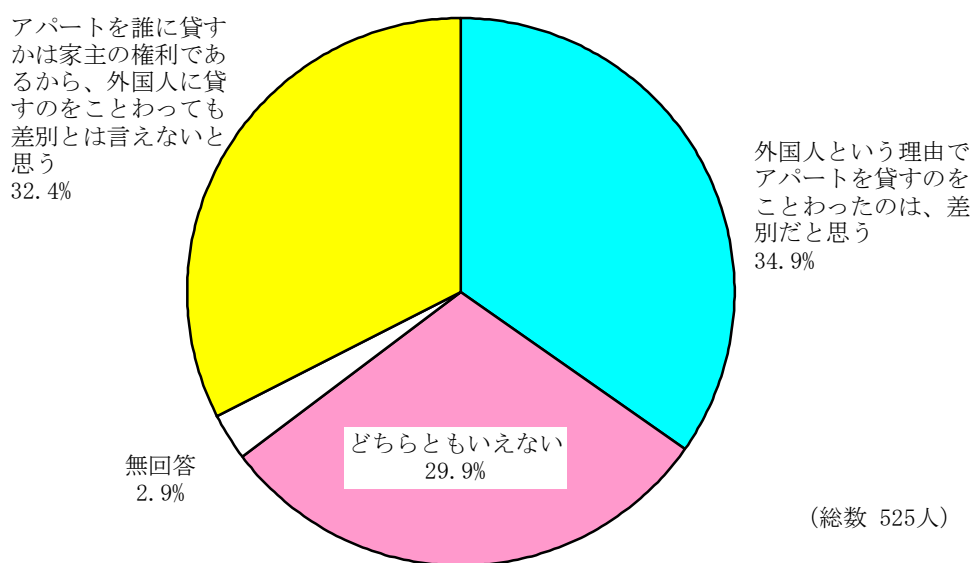
図 7-9 同和問題の解決に必要なこと



## 第8章 外国人の人権について

### 1. 外国人と貸家

問 24. 日本で暮らす外国人が貸家を探していました。適当なアパートを見つけたので申し込んだところ、外国人であることで、家主は貸すことをことわりました。このような家主の態度について、あなたはどのように思いますか。(記入は1つ)



#### ■ 「差別だと思う」34.9% (県 34.9%)、「差別とはいえない」32.4% (県 28.0%)

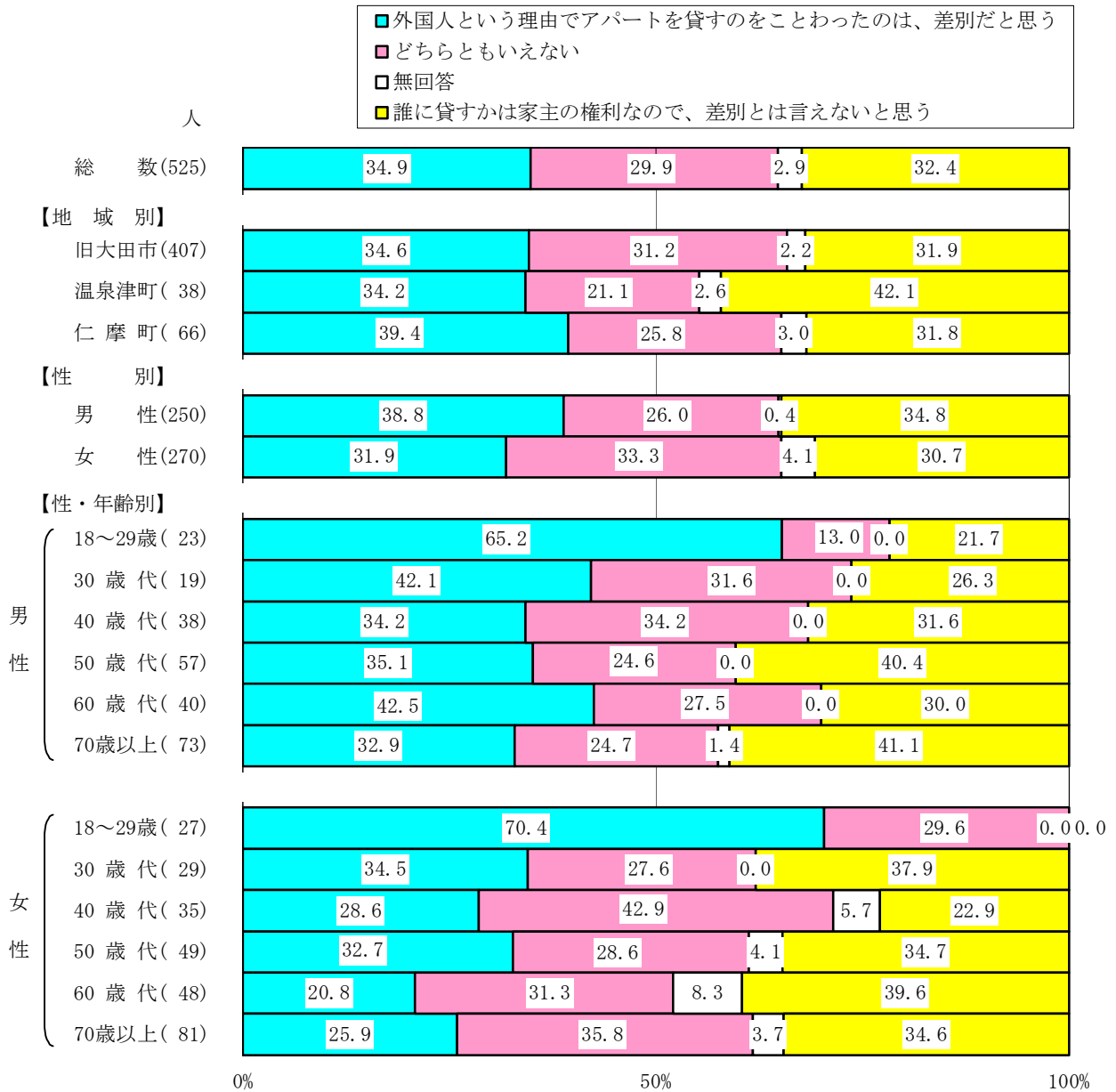
外国人であることを理由にアパートを貸すことをことわったことについて、「外国人という理由でアパートを貸すのをことわったのは、差別だと思う」が34.9% (県 34.9%)、「アパートを誰に貸すかは家主の権利であるから、外国人に貸すのをことわっても差別とはいえないと思う」は32.4% (県 28.0%)、「どちらともいえない」は29.9% (県 28.5%) となっている。

地域別にみると、温泉津町で「差別とはいえない」が42.1%と多くなっている。

性別では、女性よりも男性に「差別だと思う」、「差別とはいえない」の意見が、どちらとも多くなっている。

性・年齢別にみると、29歳代以下で男女とも「差別だと思う」が6割を超え、極端に多くなっている。また、29歳代以下の女性で、「差別とはいえない」が0.0%となっている。

図 8-1 外国人と貸家



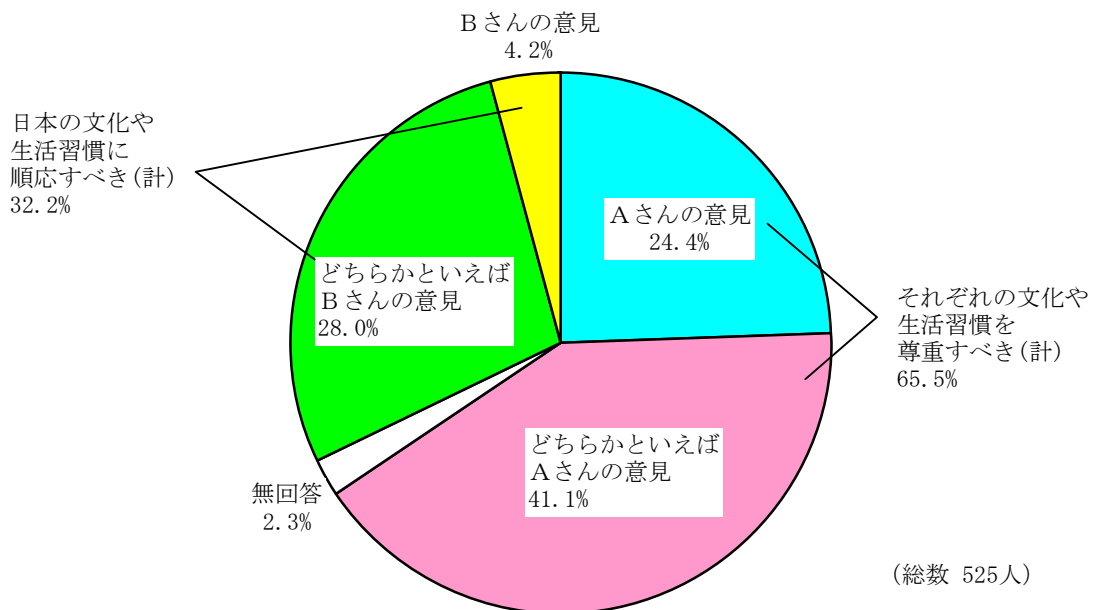


## 2. 在住外国人の生活態度

問 25. 日本で生活している外国人の生活や文化をめぐって、AさんとBさんの意見が次のように分  
 けられました。あなたの考えはどちらに近いですか。(記入は1つ)

[Aさんの意見]=人にはそれぞれ民族の文化や生活習慣があるので、それを十分尊重し、いろい  
 ろな文化が共存できる社会をつくるべきだ。

[Bさんの意見]=日本に住む以上、日本の文化や生活習慣に順応し、日本人と同じような生活をす  
 るべきだ。



### ■ 「それぞれの文化や生活習慣を尊重すべき」が6割半

外国人の日本での生活について、『人にはそれぞれ民族の文化や生活習慣があるので、それを十分尊重し、いろいろな文化が共存できる社会を作るべきだ』という「Aさんの意見」は 24.4% (県 21.7%) で、「どちらかといえばAさんの意見」41.1% (県 41.4%) を合わせた『それぞれの文化や生活習慣を尊重すべき(計)』と思う人は 65.5% (県 63.1%) となっている。

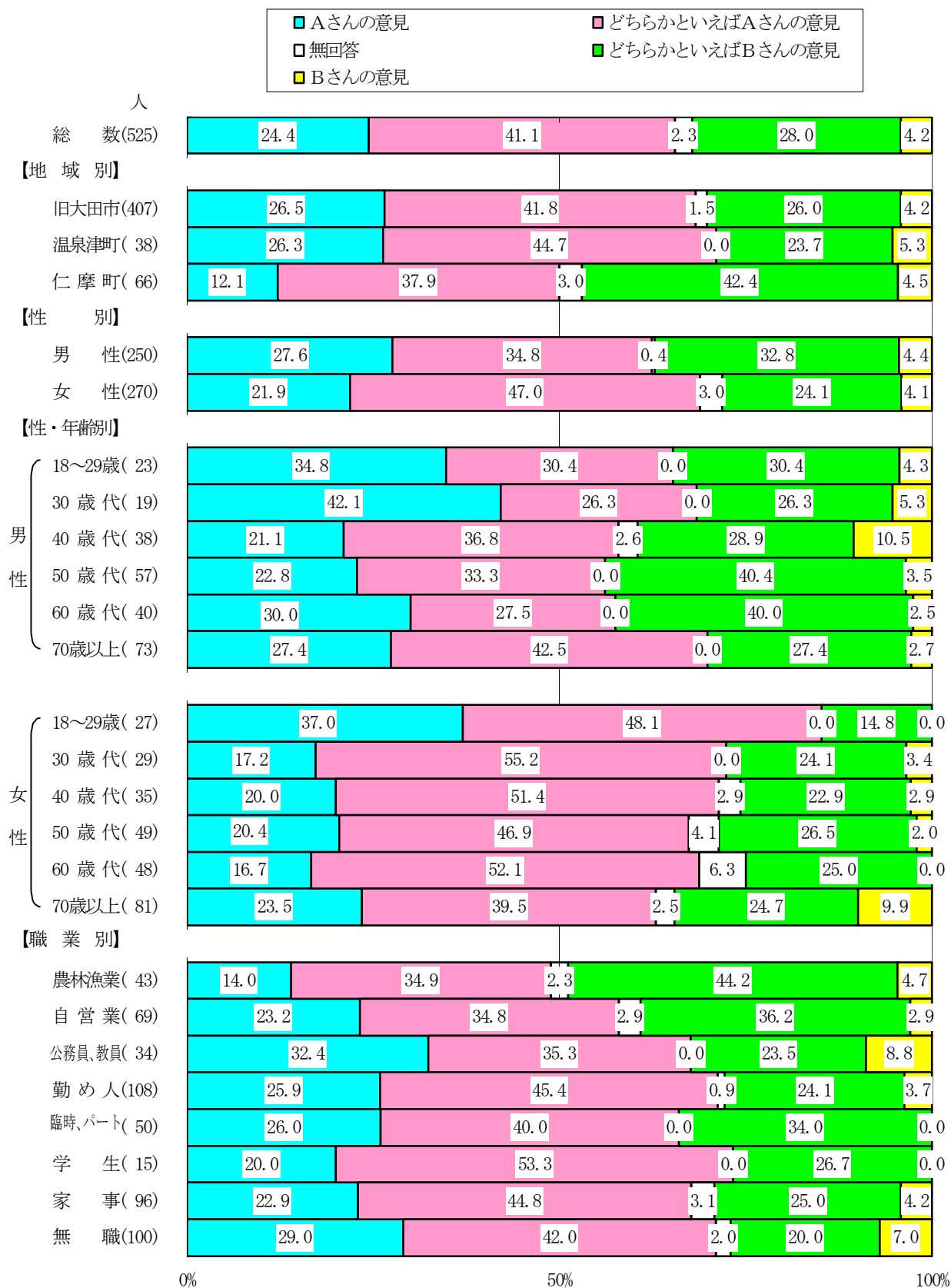
一方、『日本に住む以上、日本の文化や生活習慣に順応し、日本と同じような生活をするべきだ』という「Bさんの意見」は 4.2% (県 4.4%) で、「どちらかといくとBさんの意見」28.0% (県 24.3%) を合わせた『日本の文化や生活習慣に順応すべき(計)』と思う人は 32.2% (県 28.7%) となっている。

地域別では、『それぞれの文化や生活習慣を尊重すべき(計)』は、旧大田市、温泉津町で約7割となっているが、仁摩町では約5割と少なくなっている。

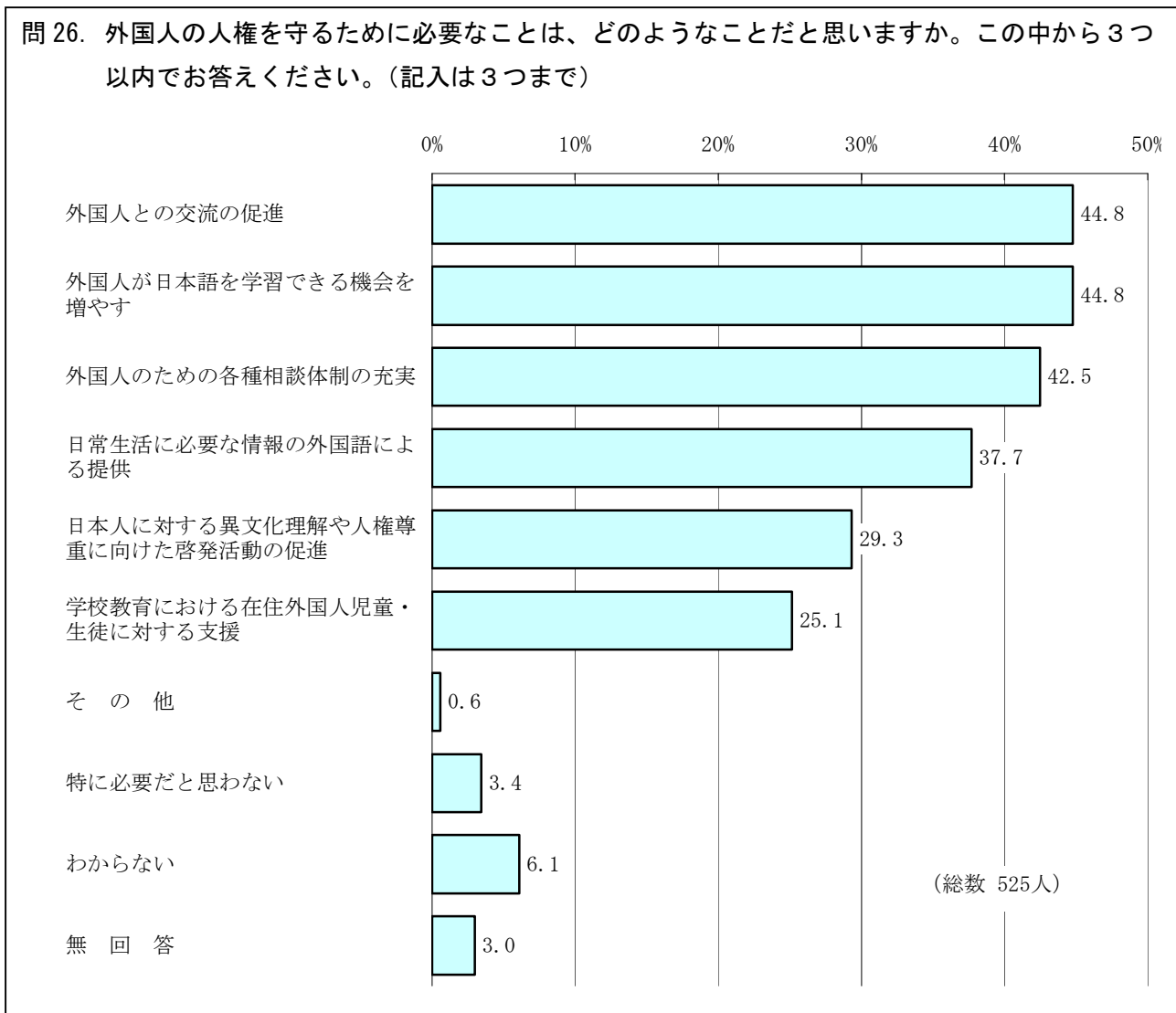
性別では、『それぞれの文化や生活習慣を尊重すべき(計)』は、男性より女性がやや多くなっている。

性・年齢別では、『それぞれの文化や生活習慣を尊重すべき(計)』は、女性の29歳以下で85.2%と最も多くなっている。

図 8-2 在住外国人の生活態度



### 3. 外国人の人権を守るために必要なこと



#### ■ 「外国人との交流の促進」と「外国人が日本語を学習できる機会を増やす」が4割半

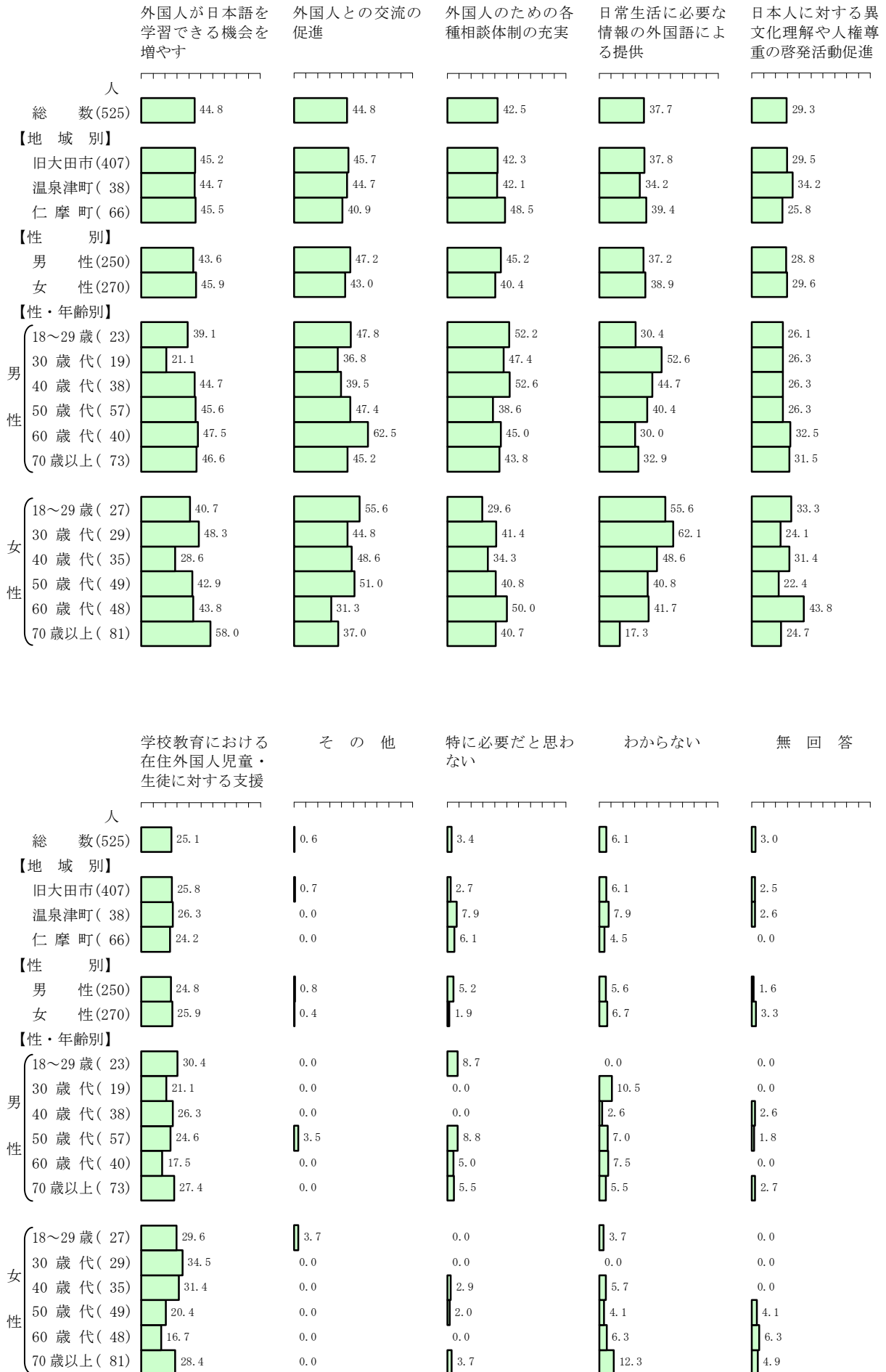
外国人の人権を守るために必要なこととしては、「外国人との交流の促進」が 44.8% (県 45.1%)、「外国人が日本語を学習できる機会を増やす」が 44.8% (県 39.5%) で、以下、「外国人のための各種相談体制の充実」が 42.5% (県 35.2%)、「日常生活に必要な情報の外国語による提供」が 37.7% (県 32.4%) となっている。

地域別はあまり差異がなく、性別では、上位の順位に違いはあるが、割合に差異はない。

性・年齢別にみると、男性の 60 歳代で「外国人との交流の促進」、女性の 30 歳代で「日常生活に必要な情報の外国語による提供」が、それぞれ 6 割を超えている。

外国人の人権についての調査結果をみると、日本に居住する外国人に対して理解を示している人は約 6 割であるため、市民の国際理解への取り組みが必要とされている。あらゆる機会における外国人と地域住民との交流機会の提供や、様々な国のそれぞれの文化や生活習慣を理解するための啓発活動を推進していかなければならない。

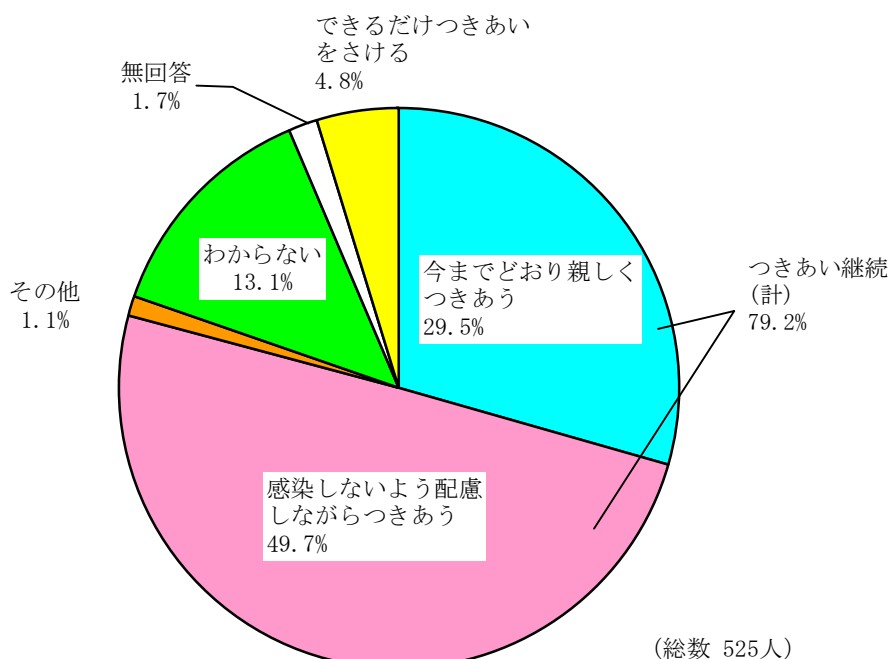
図 8-3 外国人の人権を守るために必要なこと



## 第9章 患者の人権について

### 1. エイズ感染者とのつきあい

問 27. もし、職場や地域などで日ごろ親しくつきあっている人がエイズの原因のウイルス（H I V）感染者であることがわかった場合、あなたはどのようにしますか。（記入は1つ）



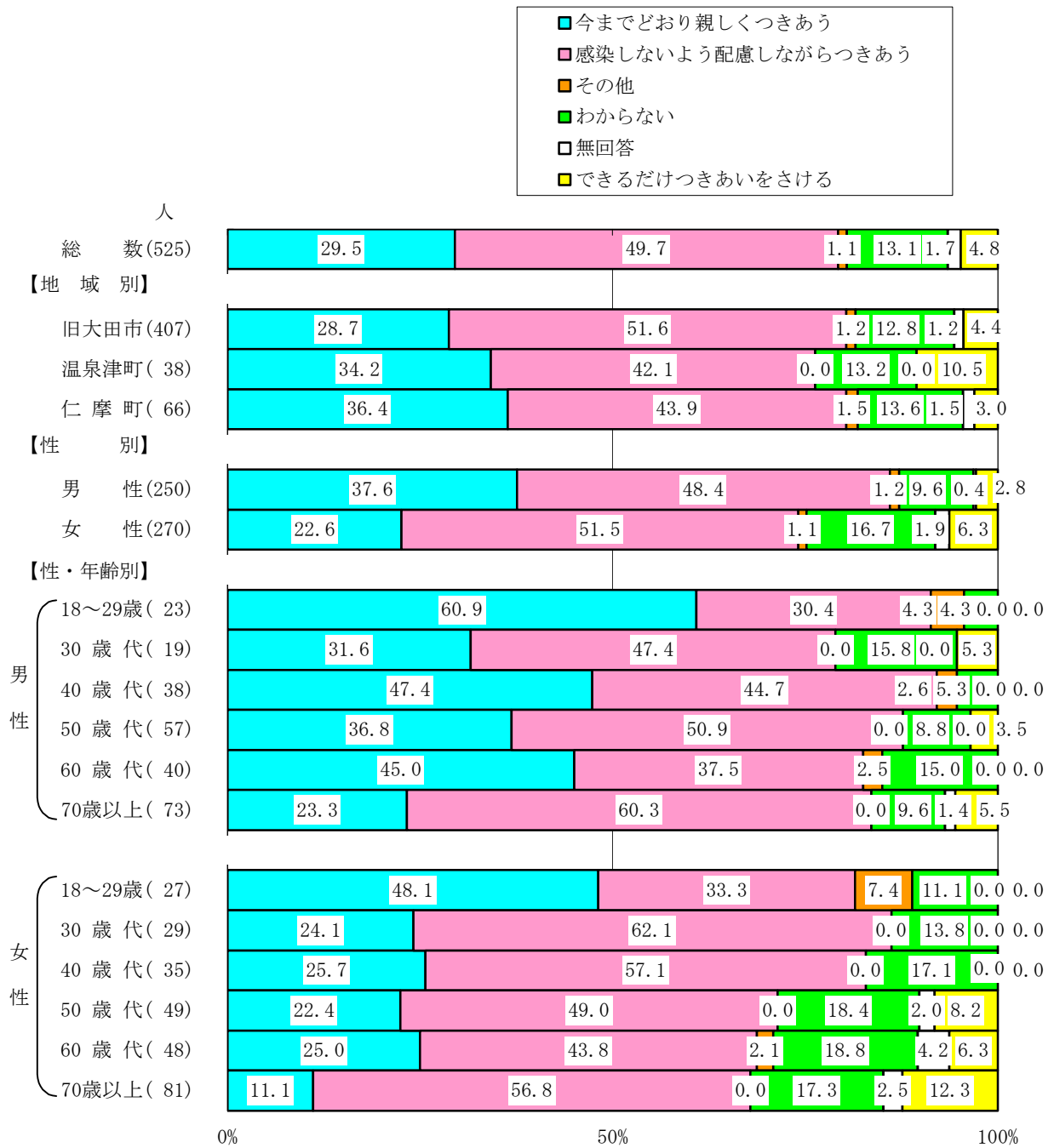
#### ■ 約8割が「つきあい継続」

日ごろ親しくつきあっている人がエイズの原因ウイルス（H I V）感染者であることがわかった場合のつきあい方を聞くと、「感染しないよう配慮しながらつきあう」が 49.7%（県 46.4%）、「今までどおり親しくつきあう」が 29.5%（県 22.6%）で、これらを合わせた『つきあい継続(計)』は 79.2%（県 69.0%）となっている。一方、「できるだけつきあいをさける」は 4.8%（県 6.9%）、「わからない」13.1%（県 16.7%）となっている。

性別では、『つきあい継続(計)』が男性は 86.0%、女性は 74.1%であり男性の方が多くなっている。

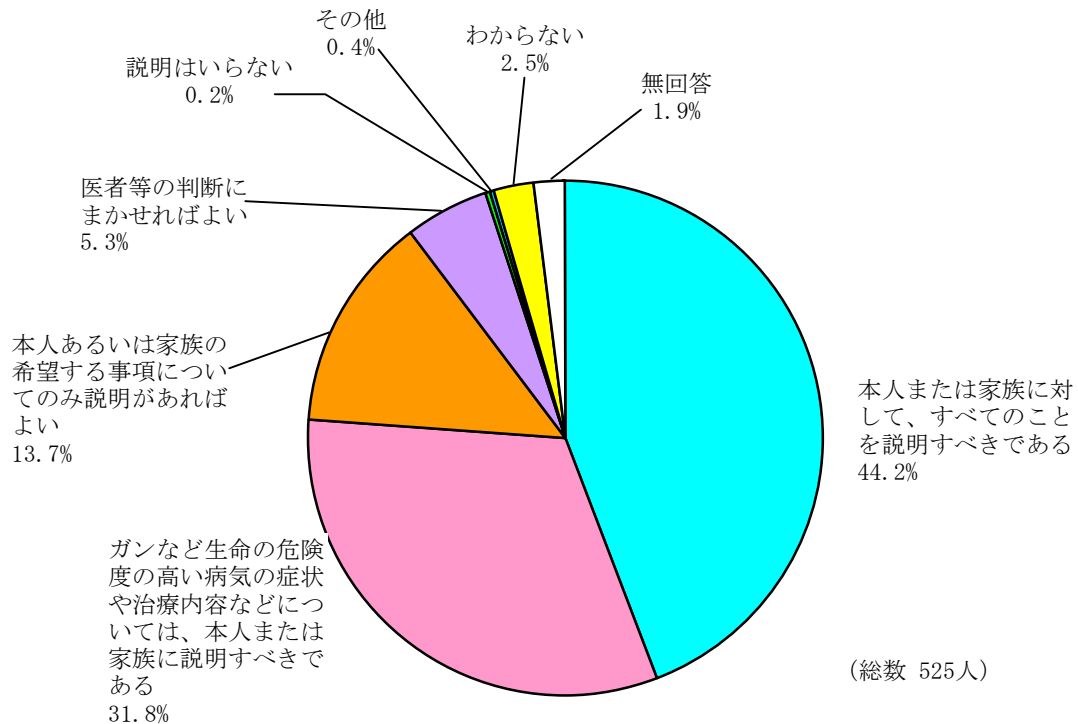
性・年齢別では、『つきあい継続(計)』は、男性の 29 歳以下と 40 歳代で 9 割を超えているが、女性の 60 歳代以上では 7 割弱となっている。

図 9-1 エイズ感染者とのつきあい



## 2. インフォームド・コンセントと患者の権利

問 28. 現在、医療の分野において話題となっているインフォームド・コンセント（病状や検査・治療方針について、医師が患者に対して複数の選択肢があることを十分に説明したうえで同意を得ること）について、患者の権利としてはどう思いますか。（記入は1つ）



### ■ 「すべてのことを説明すべきである」が約4割半

インフォームド・コンセントについて、患者の権利としてどう思うかを聞いたところ、「本人又は家族に対して、すべてのことを説明すべきである」が 44.2%（県 42.9%）、「ガンなど生命の危険度の高い病気の症状や治療内容などについては、本人または家族に説明すべきである」が 31.8%（県 30.1%）、「本人あるいは家族の希望する事項についてのみ説明があればよい」が 13.7%（県 11.4%）、「医者等の判断にまかせればよい」が 5.3%（県 3.2%）、「説明はいらぬ」が 0.2%（県 0.1%）となっている。

地域別にみると、「すべてのことを説明すべき」は旧大田市（45.5%）で多く、「医者等の判断にまかせればよい」は温泉津町（13.2%）が多い。

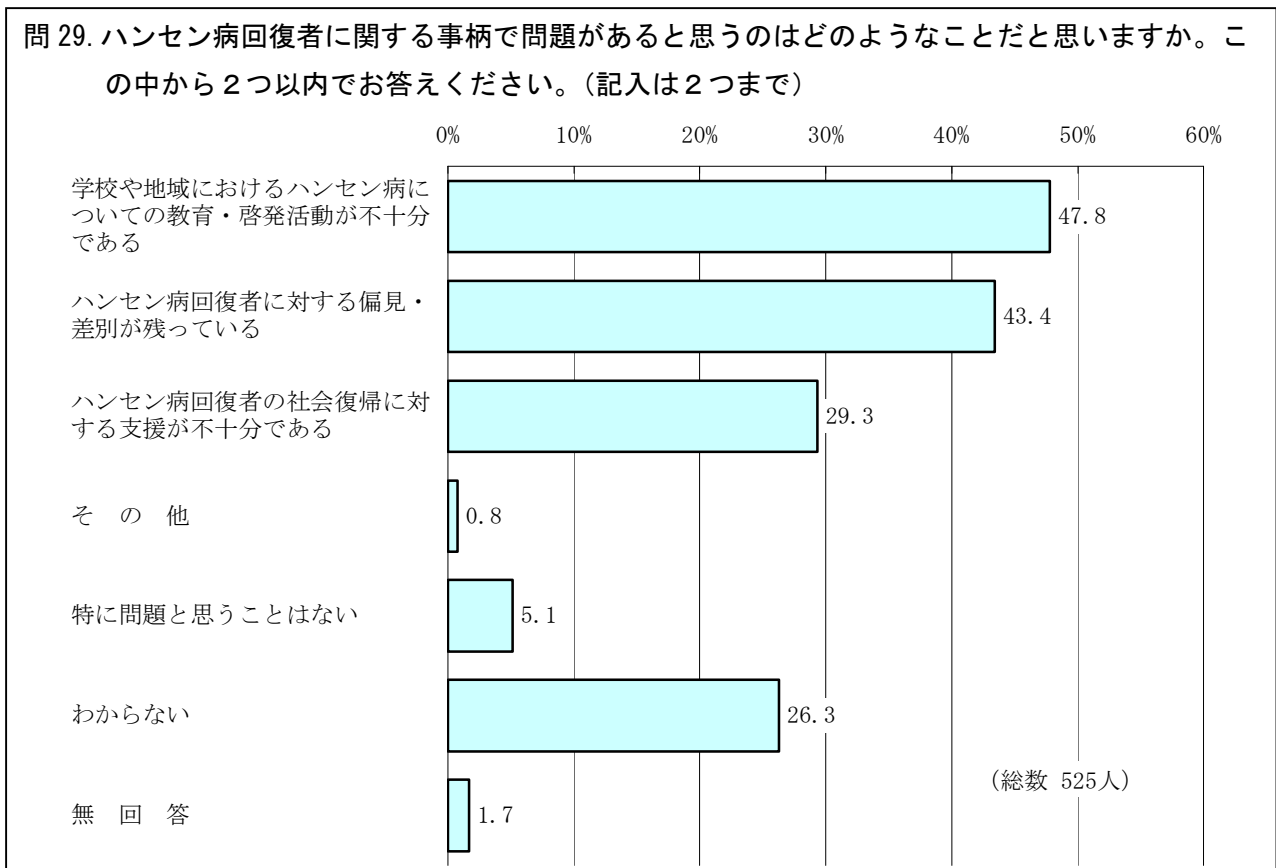
性別では、あまり差異はみられないが、性・年齢別にみると、「すべてのことを説明すべき」は女性の30歳代（79.3%）が最も多いが、男女とも60歳代以上は約3割と少なくなっている。

図 9-2 インフォームド・コンセントと患者の権利

	人	本人または家族に対して、すべてのことを説明すべきである	ガンなど生命の危険度の高い病気は、本人または家族に説明すべきである	本人あるいは家族の希望する事項についてのみ説明があればよい	医者等の判断にまかせればよい	説明は知らない	その他	わからない	無回答	
総 数	525	44.2	31.8	13.7	5.3	0.2	0.4	2.5	1.9	
【地 域 別】										
旧大田市	407	45.5	31.9	14.3	4.2	0.2	0.5	1.7	1.7	
温泉津町	38	39.5	36.8	10.5	13.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
仁 摩 町	66	39.4	33.3	15.2	7.6	0.0	0.0	4.5	0.0	
【性 別】										
男 性	250	42.4	34.4	14.0	4.4	0.4	0.4	3.2	0.8	
女 性	270	45.9	30.0	13.7	6.3	0.0	0.4	1.9	1.9	
【性・年齢別】										
男 性	18～29歳	23	52.2	30.4	13.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0
	30 歳 代	19	63.2	15.8	10.5	0.0	0.0	0.0	10.5	0.0
	40 歳 代	38	57.9	23.7	13.2	2.6	0.0	0.0	2.6	0.0
	50 歳 代	57	45.6	36.8	12.3	1.8	1.8	1.8	0.0	0.0
	60 歳 代	40	32.5	45.0	12.5	2.5	0.0	0.0	5.0	2.5
	70歳以上	73	28.8	38.4	17.8	11.0	0.0	0.0	2.7	1.4
女 性	18～29歳	27	63.0	22.2	11.1	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0
	30 歳 代	29	79.3	13.8	3.4	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0
	40 歳 代	35	68.6	17.1	11.4	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	50 歳 代	49	49.0	22.4	24.5	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1
	60 歳 代	48	27.1	54.2	8.3	6.3	0.0	0.0	2.1	2.1
	70歳以上	81	27.2	34.6	16.0	16.0	0.0	0.0	3.7	2.5



### 3. ハンセン病回復者に関する人権上の問題



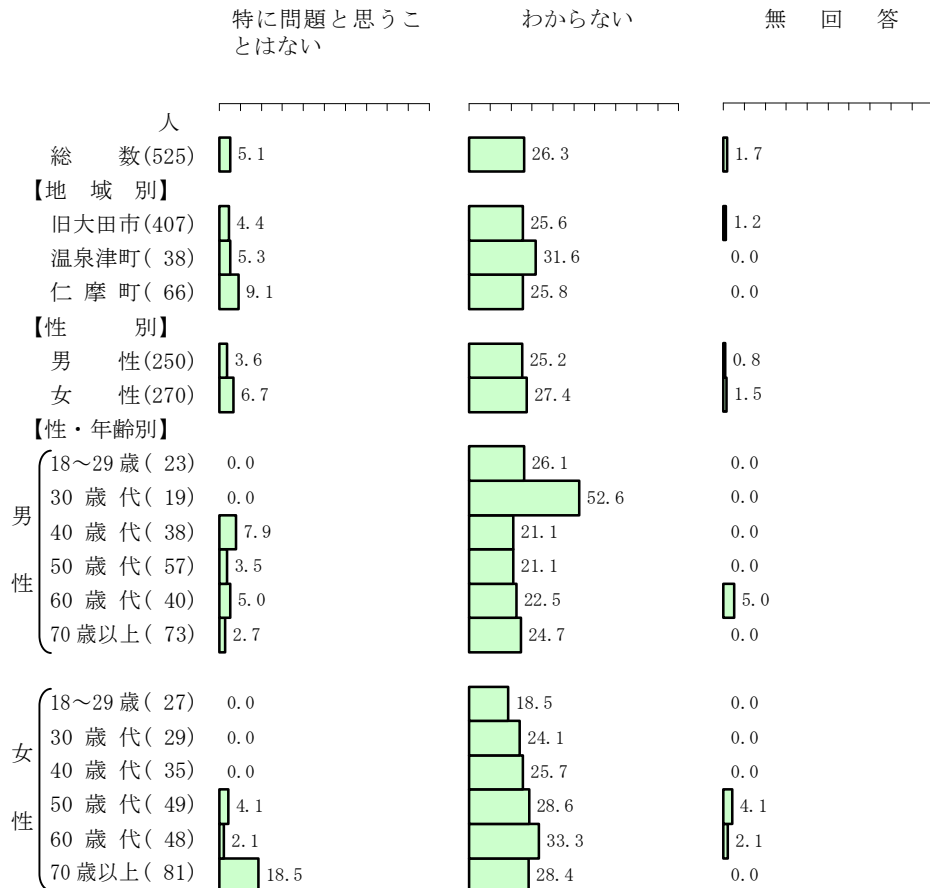
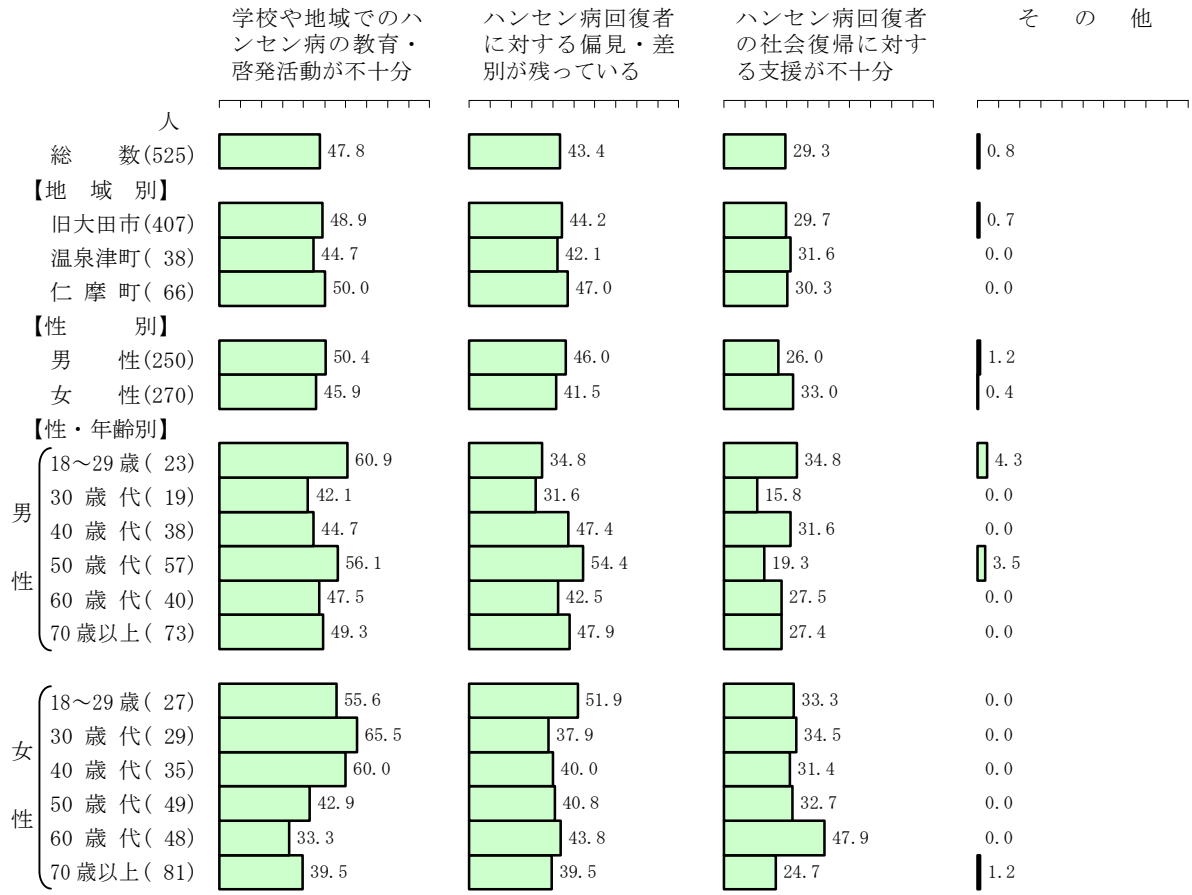
#### ■ 「学校や地域での教育・啓発活動が不十分」と「偏見・差別が残っている」が4割強

ハンセン病回復者に関する事柄で問題があると思うこととしては、「学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発活動が不十分である」が 47.8% (県 43.3%)、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」が 43.4% (県 43.2%)、「ハンセン病回復者の社会復帰に対する支援が不十分である」が 29.3% (県 24.8%) となっている。一方、「わからない」は 26.3% (県 16.5%)、「特に問題と思うことはない」は 5.1% (県 5.0%) であった。

性・年齢別でみると、「学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発活動が不十分である」は男性の 29 歳以下 (60.9%)、女性の 30, 40 歳代で 6 割を超え多くなっている、また、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」は男性 50 歳代、女性 29 歳以下で多く、「ハンセン病回復者の社会復帰に対する支援が不十分である」は 60 歳代女性で多くなっている。また、男性 30 歳代の過半数が「わからない」と回答している。

患者の人権についての調査結果をみると、エイズ感染者については、全世界で様々な教育・啓発活動が進んでいるため、関心が高い。今後一層、正しい知識の普及や偏見の払拭に努めていかなければならない。ハンセン病回復者に関する問題においては、「学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発活動が不十分である」の意見が 5 割弱、「わからない」の意見が 3 割弱であるように、教育・啓発活動が不十分なのが現状であるため、正しい理解をするための意識啓発をしていかなければならない。

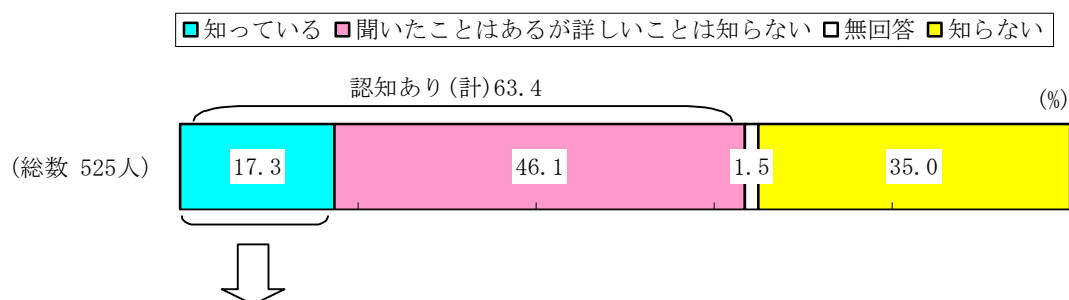
図9-3 ハンセン病回復者に関する人権上の問題



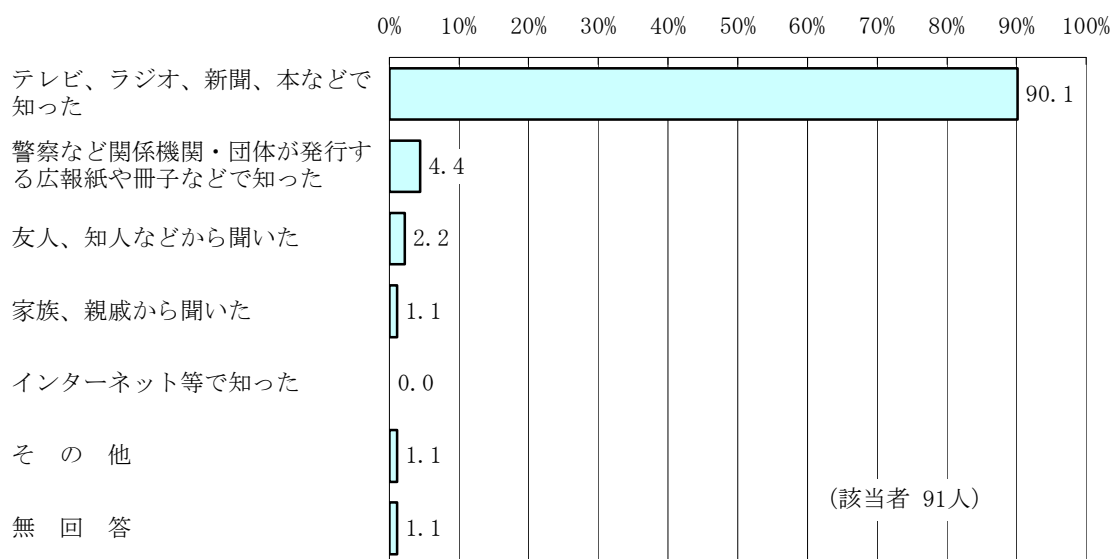
## 第10章 犯罪被害者の人権について

### 1. 犯罪被害者への支援活動の認知

問 30. 近年、日本において、民間被害者支援団体などによる相談業務など、犯罪被害者への支援活動が展開されていることを知っていますか。（記入は1つ）



付問. 知ったきっかけは何ですか。（記入は1つ）



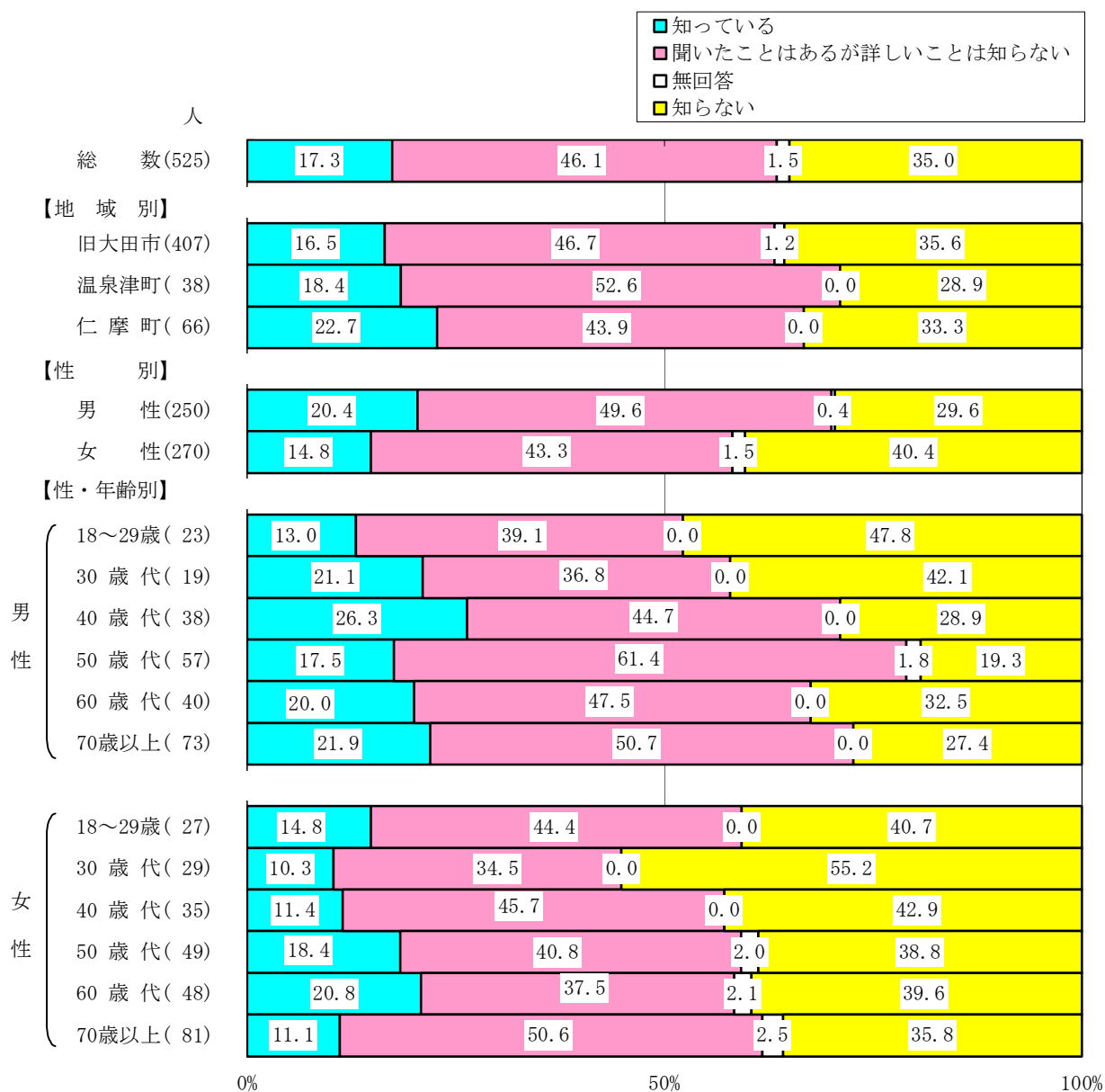
#### ■ 「知っている」が17.3%、「聞いたことはあるが詳しいことは知らない」46.1%

犯罪被害者への支援活動を「知っている」は17.3%（県21.2%）、「聞いたことがあるが詳しいことは知らない」が46.1%（県34.0%）でこれらを合わせた『認知あり(計)』は63.4%（県55.2%）となっている。一方、「知らない」は35.0%（県32.9%）となっている。「知っている」人に聞いた認知経路としては、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」が90.1%（県91.7%）と圧倒的に多く、「警察など関係機関・団体が発行する広報紙や冊子などで知った」4.4%（県4.6%）、「友人、知人などから聞いた」2.2%（県2.3%）、「家族、親戚から聞いた」1.1%（県0.3%）となっている。

地域別にみると、『認知あり(計)』は、温泉津町（71.1%）で最も多い。

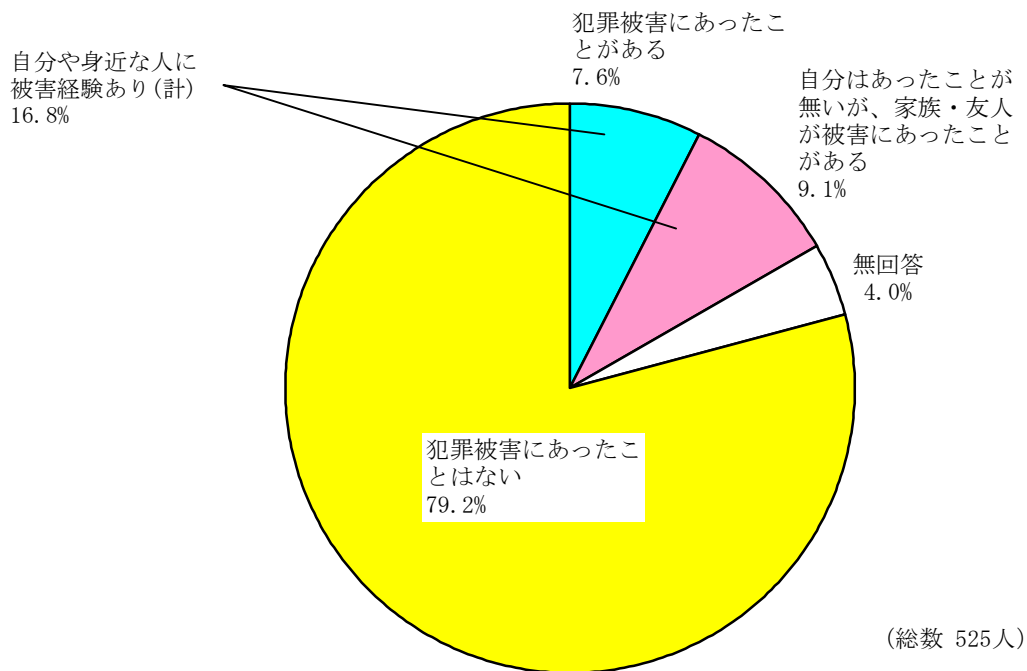
性別では、『認知あり(計)』は、女性より男性に多く、性・年齢別にみると、『認知あり(計)』は男性の50歳代（78.9%）、70歳以上（72.6%）と多く、女性では70歳代（61.7%）が最も多い。一方、「知らない」が、女性の30歳代では5割を超えている。

図 10-1 犯罪被害者への支援活動の認知



## 2. 犯罪被害の経験

問 31. 今までに犯罪被害にあったことがありますか。(記入は1つ)



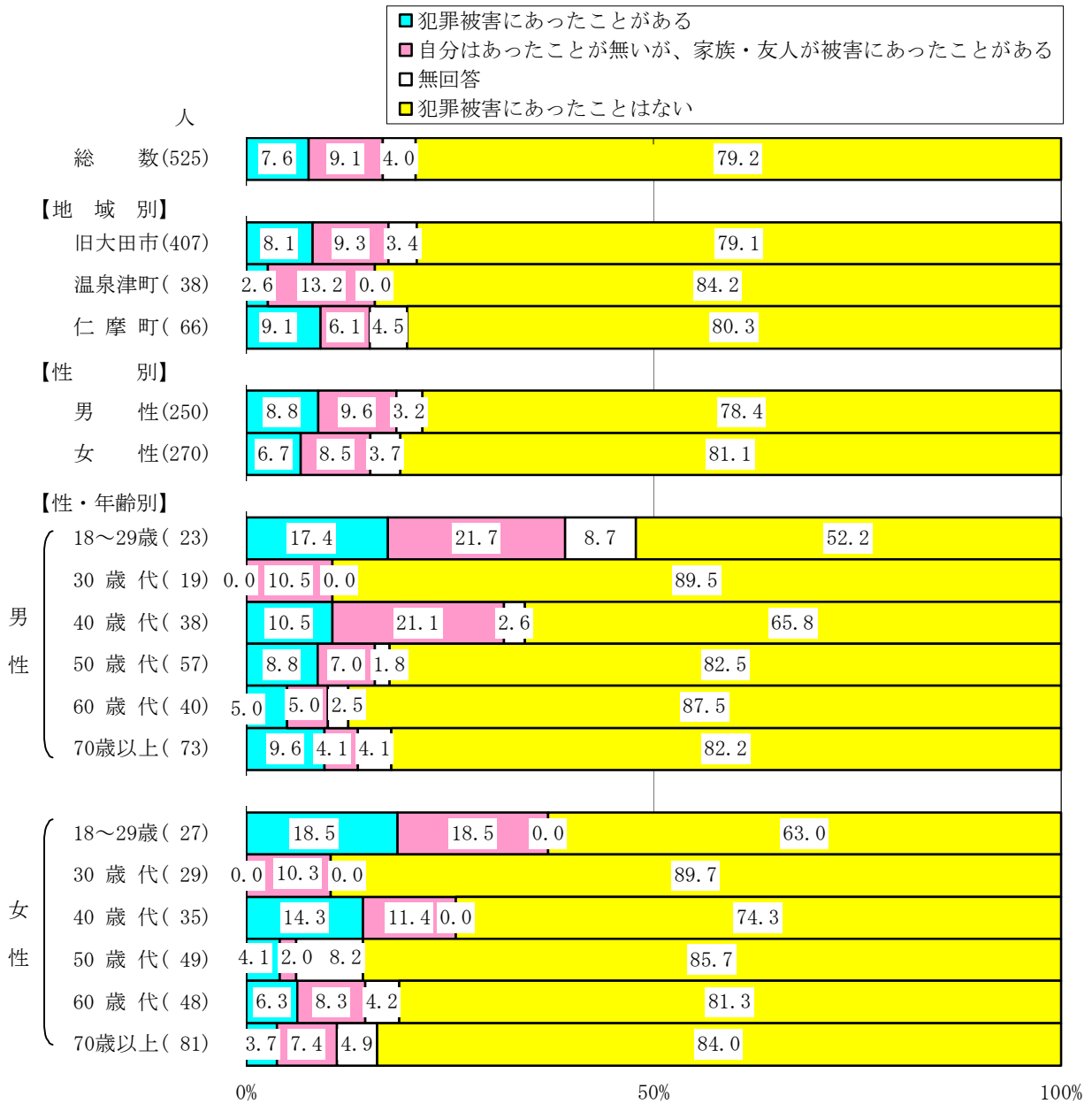
### ■ 「犯罪被害にあった(本人)」7.6% (県 6.4%)

今までの犯罪被害経験を聞くと、「犯罪被害にあったことがある」は 7.6% (県 6.4%)、「自分はあったことが無いが、家族・友人が被害にあったことがある」は 9.1% (県 7.1%) で、『自分や身近な人に被害経験あり(計)』は 16.8% (県 13.5%) となっている。一方、「犯罪被害にあったことはない」は 79.2% (県 72.7%) となっている。

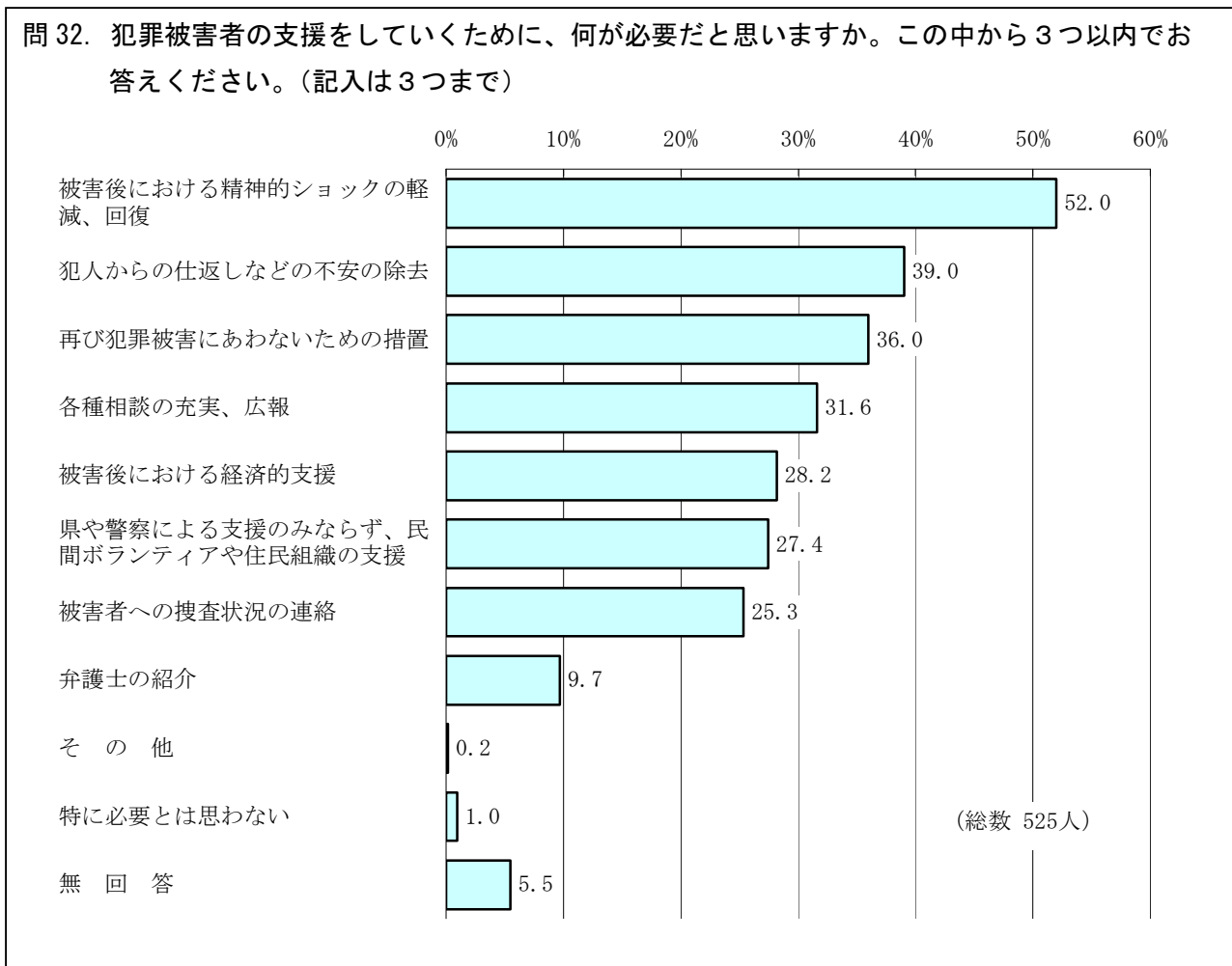
性別では、『自分や身近な人に被害経験あり(計)』は女性より男性がやや多い。

性・年齢別にみると、『自分や身近な人に被害経験あり(計)』は男女とも 29 歳以下が 4 割弱で最も多く、次いで、40 歳代の男女でも多くなっている。

図 10-2 犯罪被害の経験



### 3. 犯罪被害者の支援をしていくために必要なこと



#### ■ 「被害者における精神的ショックの軽減、回復」が5割超

犯罪被害者の支援をしていくために必要だと思うこととしては、「被害後における精神的ショックの軽減、回復」が 52.0% (県 51.7%) で、以下、「犯人からの仕返しなどの不安の除去」が 39.0% (県 35.5%)、「再び犯罪被害にあわないための措置」が 36.0% (県 35.6%)、「各種相談の充実、広報」が 31.6% (県 23.0%) の順となっている。

地域別では、「被害後における精神的ショックの軽減、回復」が全ての地域で5割を超え1位となっているが、2位については、旧大田市は「犯人からの仕返しなどの不安の除去」(40.8%)、温泉津町は「再び犯罪被害にあわないための措置」(42.1%)、仁摩町は「被害後における経済的支援」(36.4%) となっている。

性別では、「被害後における精神的ショックの軽減、回復」、「再び犯罪被害にあわないための措置」は女性に多く、「被害後における経済的支援」、「各種相談の充実、広報」は男性に多くみられる。

性・年齢別にみると、「被害後における精神的ショックの軽減、回復」は男女とも40歳代で最も多く、「犯人からの仕返しなどの不安の除去」は男女とも29歳以下、30歳代で最も多い。「再び犯罪被害にあわないための措置」は男女とも70歳以上で多く、「各種相談の充実、広報」は男性の70歳代、女性の40歳代で多くなっている。

犯罪被害経験との関連をみると(図 10-3)、自分が犯罪被害にあった人は「各種相談の充実、広報」(50.0%) が最も多く、家族・友人が被害にあった人、犯罪被害にあったことはない人は、「被害後に

おける精神的ショックの軽減、回復」が5割を超え最も多くなっている。

犯罪被害者の人権についての調査結果をみると、犯罪被害者への支援活動を知っている人は全体の17.3%に留まっており、啓発活動の必要性を強く感じる。大田市において、なんらかのかたちで犯罪被害にあった経験者は16.8%となっていることから、様々な支援体制の強化も求められる。

図 10-3 犯罪被害者の支援をしていくために必要なこと（犯罪被害経験別：問 31）

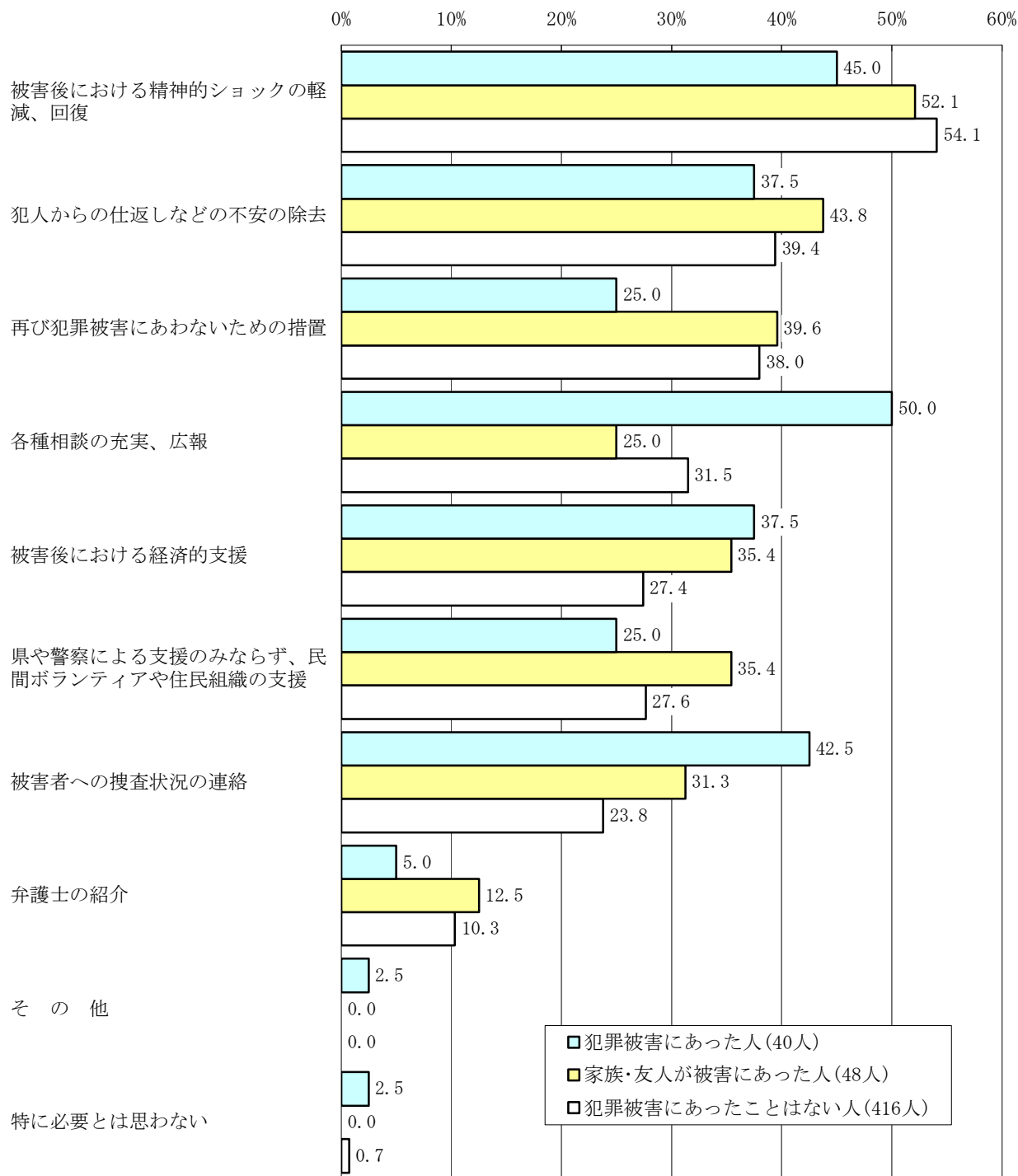
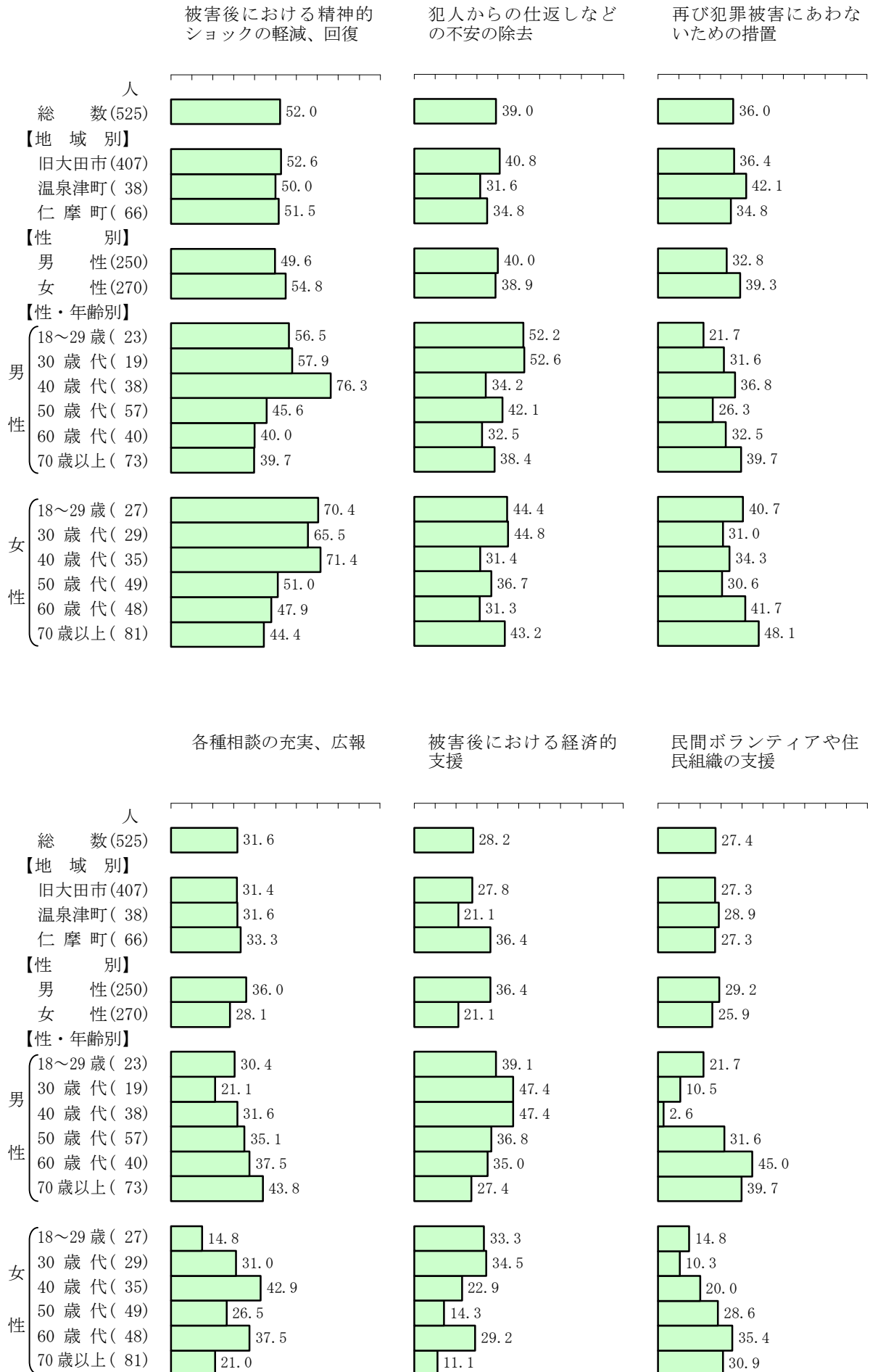




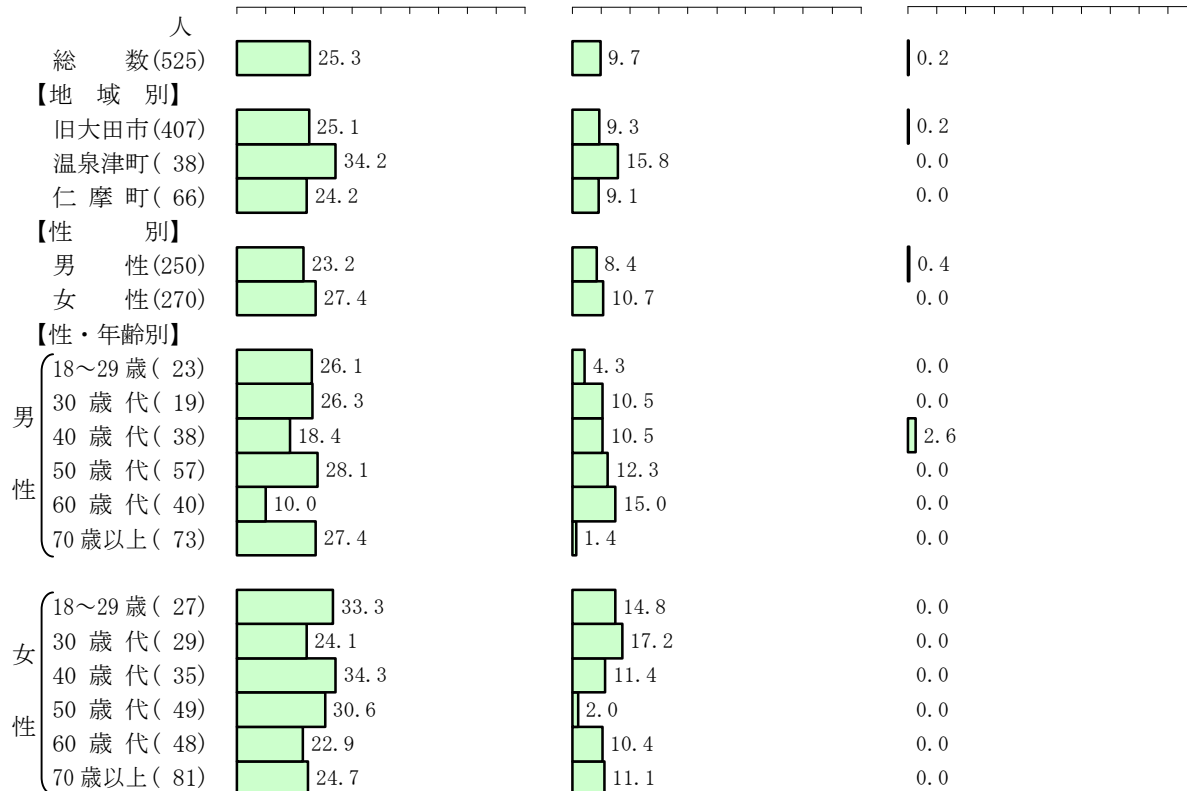
図 10-4 犯罪被害者の支援をしていくために必要なこと



被害者への捜査状況の  
連絡

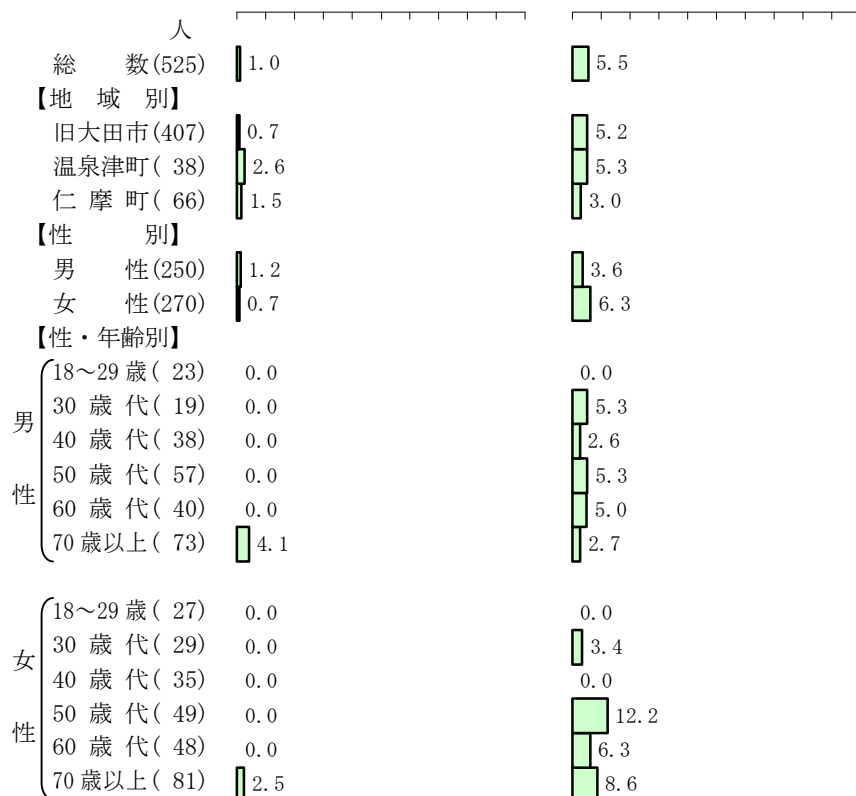
弁護士の紹介

そ の 他



特に必要とは思わない

無 回 答

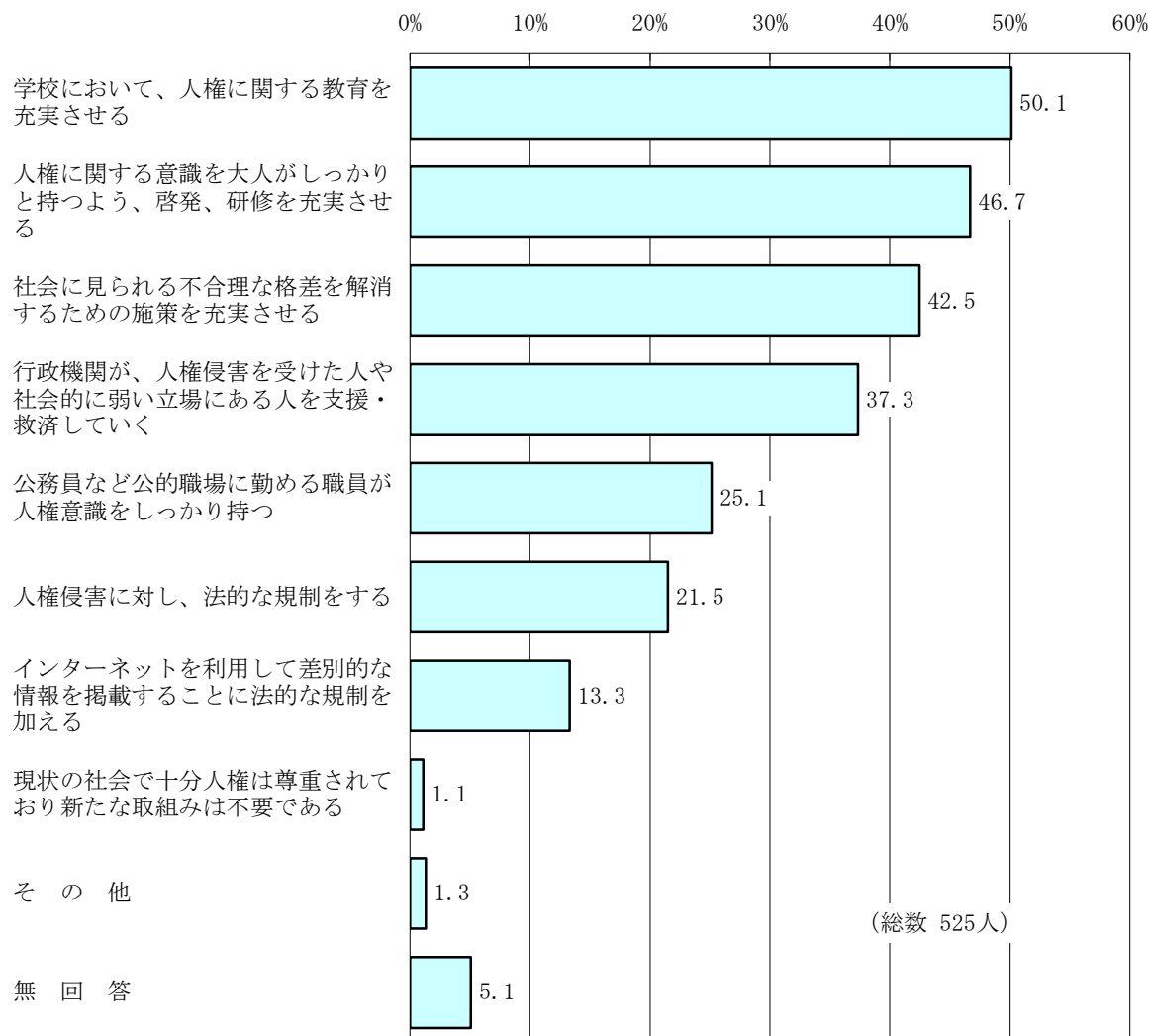


## 第 1 1 章 人権が尊重される社会に向けての取組みについて

### 1. 人権が尊重される社会に向けた行政の取組み

問 33. 人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策としてどのような取組みが必要だと思いますか。あなたが特に必要だと思うことを3つ以内でお答えください。

(記入は3つまで)



#### ■ 「学校において、人権に関する教育を充実させる」が5割

人権が尊重される社会の実現するために、行政の施策として取組みが必要だと思うものとしては、「学校において、人権に関する教育を充実させる」が 50.1% (県 50.1%)、「人権に関する意識を大人がしっかりと持つよう、啓発、研修を充実させる」が 46.7% (県 48.0%)、「社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させる」が 42.5% (県 35.7%)、「行政機関が、人権侵害を受けた人や、社会的に弱い立場にある人を支援・救済していく」が 37.3% (県 35.4%)、「公務員など公的立場に勤める職員が人権意識をしっかりと持つ」が 25.1% (県 22.6%)、「人権侵害に対し、法的な規制をする」が 21.5% (県 17.4%) となっている。また、「現状の社会で十分人権は尊重されており、新たな

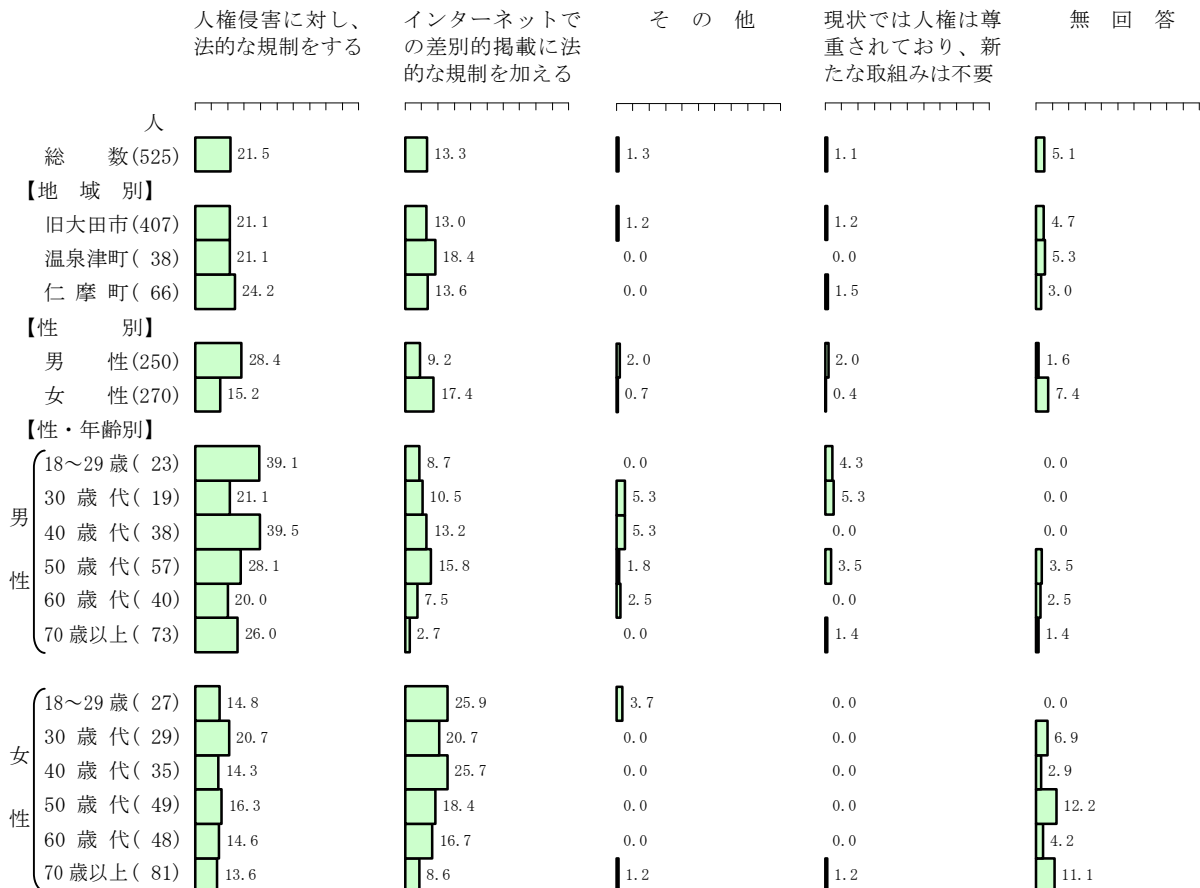
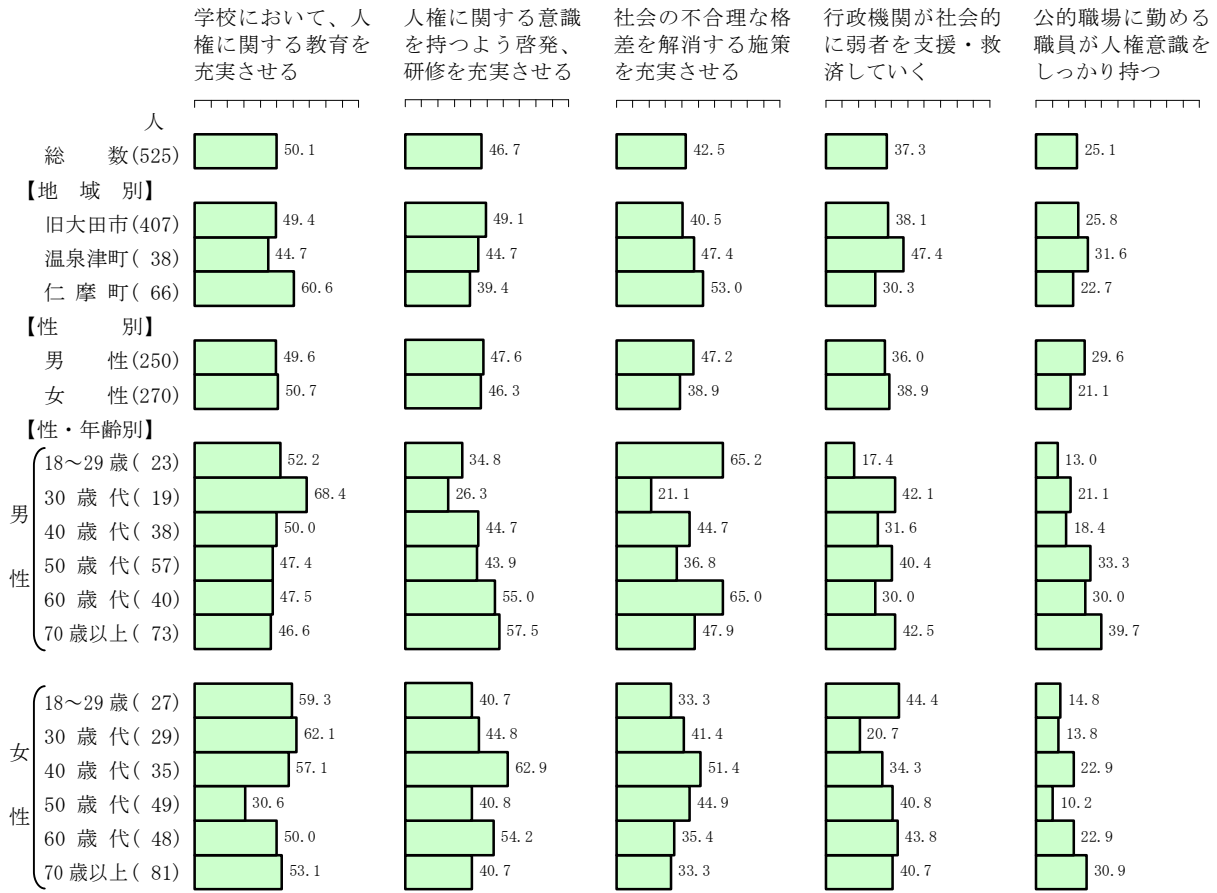
取組みは不要である」は1.1%（県1.1%）となっている。

地域別にみると、「学校において、人権に関する教育を充実させる」は仁摩町（60.6%）で最も多い。

性別では、上位にあまり差はないが、「社会の不合理な格差を解消する施策を充実させる」、「公的職場に勤める職員が人権意識をしっかりと持つ」、「人権侵害に対し、法的な規制をする」は、女性より男性がやや多い。

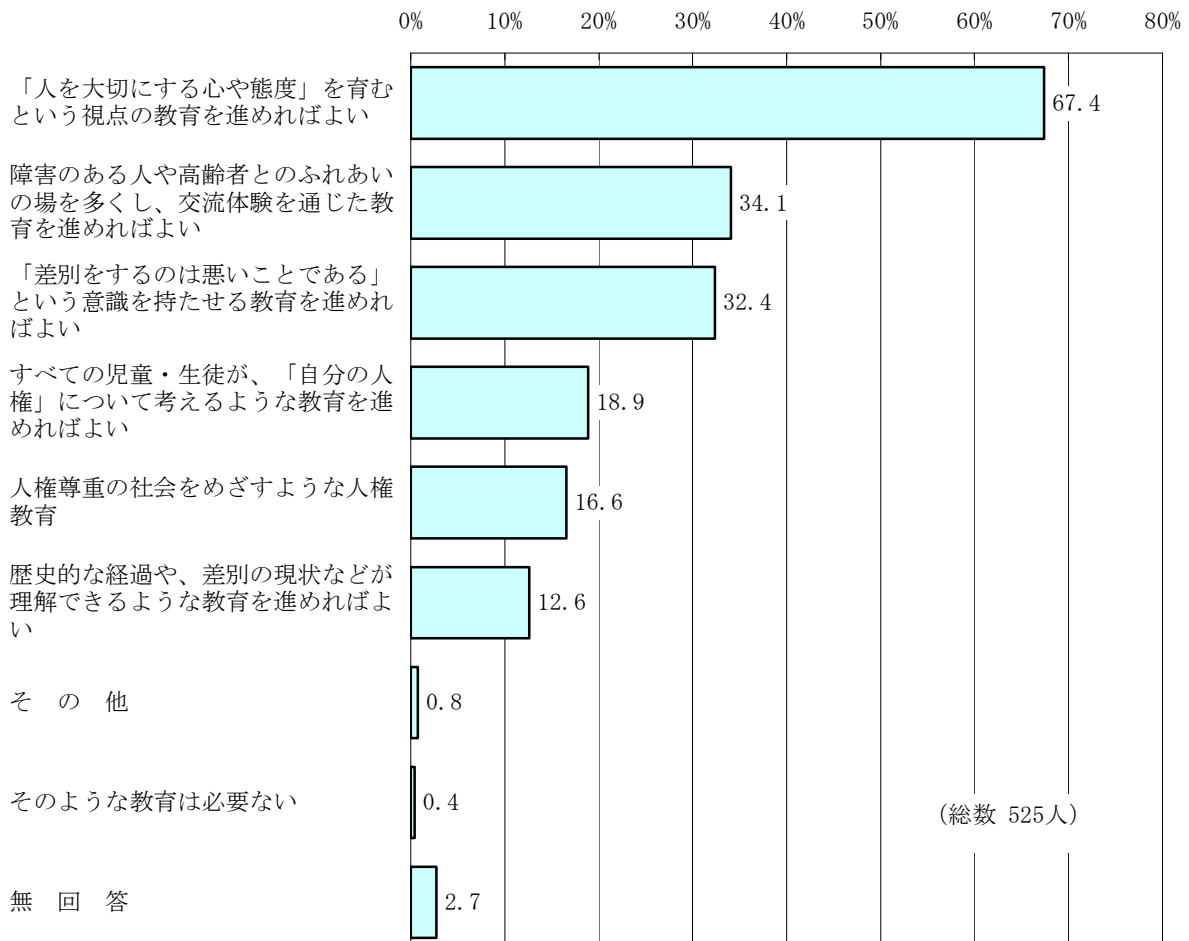
性・年齢別にみると、「学校において、人権に関する教育を充実させる」は男女とも30歳代で6割を超えている。また、「人権に関する意識を大人がしっかりと持つよう、啓発、研修を充実させる」は、女性の40歳代で62.9%と多く、「社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させる」は男性の29歳以下で65.2%と多くなっている。

図 11-1 人権が尊重される社会に向けた行政の取組み



## 2. 人権尊重のための学校教育

問 34. 人権を尊重する心や態度を育むために、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。あなたの経験や、現在の子どもを取り巻く状況などから判断して、あなたの考えに近いものを2つ以内でお答えください。(記入は2つまで)



### ■ 「人を大切にする心や態度を育む教育」が67.4%

人権尊重のための学校教育としては、『人を大切にする心や態度』を育むという視点の教育を進めればよい』が 67.4% (県 64.2%) で、以下、「障害のある人や高齢者とのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進めればよい』が 34.1% (県 34.6%)、『差別するのは悪いことである』という意識を持たせる教育を進めればよい』が 32.4% (県 27.6%)、「すべての児童・生徒が、『自己的人権』について考えるような教育を進めればよい』が 18.9% (県 23.4%)、「人権尊重の社会をめざすような人権教育』が 16.6%、「歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進めればよい』が 12.6% (県 15.4%) の順である。また、「そのような教育は必要ない」は 0.4% (県 0.3%) となっている。

地域別では、『人を大切にする心や態度』を育むという視点の教育を進めればよい』(71.2%)と「障害のある人や高齢者とのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進めればよい』(42.4%)は仁摩町で多く、『差別するのは悪いことである』という意識を持たせる教育を進めればよい』は、温泉津町(47.4%)で多くなっている。

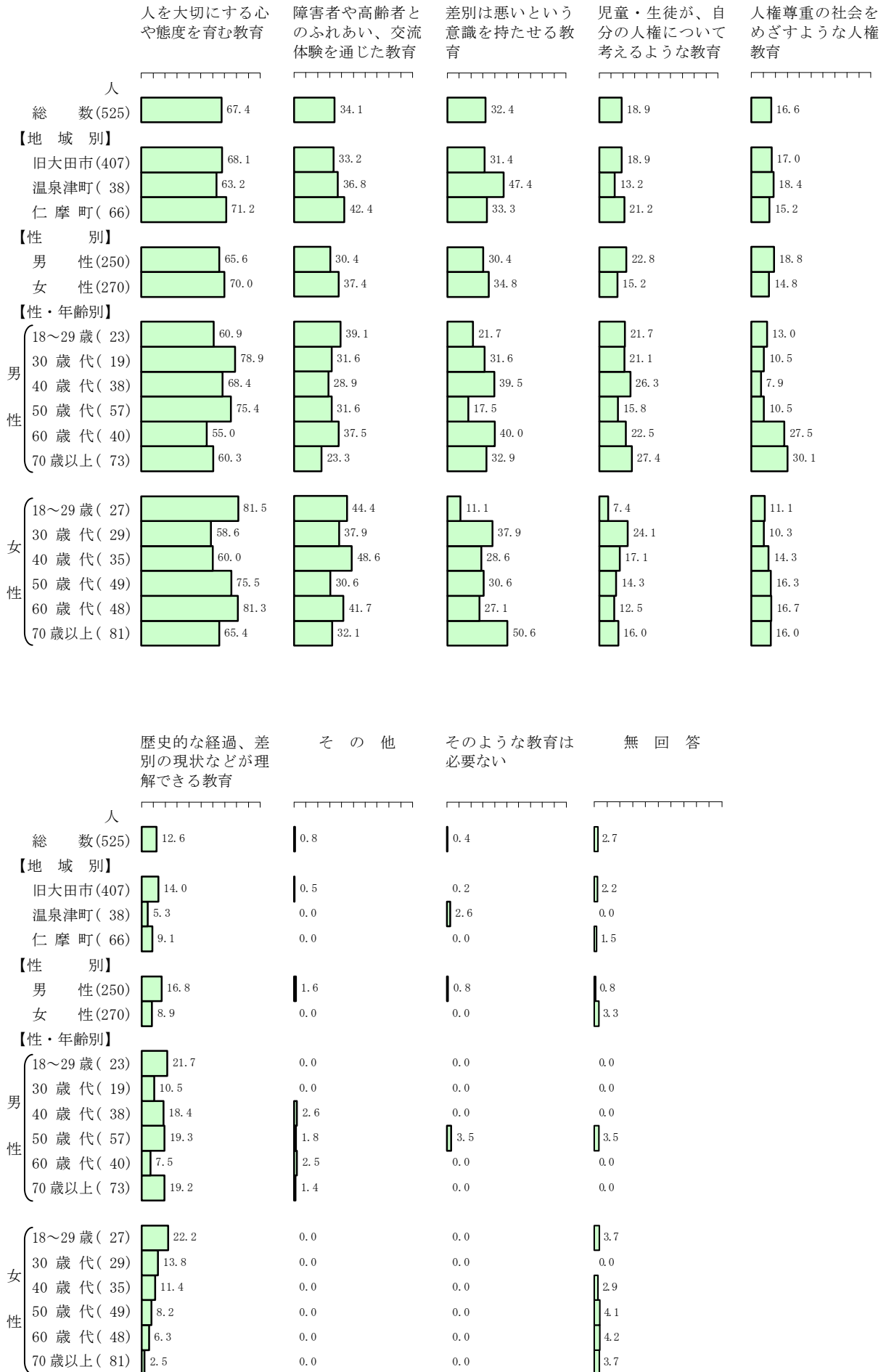
性別では、上位3つは女性が男性よりやや多くなっている。

性・年齢別にみると、「『人を大切にする心や態度』を育むという視点の教育を進めればよい」は女性の29歳以下と60歳代で8割を超え、「『差別するのは悪いことである』という意識を持たせる教育を進めればよい」は70歳以上の女性は5割を超え、「人権尊重の社会をめざすような人権教育」は60歳以上の男性でそれぞれ多くなっている。

人権が尊重される社会に向けての取り組みについての調査結果から、まず行政の取り組みとして、学校における人権教育の充実に向けた支援や、生涯学習における公民館・地域活動においての人権に関わる研修会などの開催等での啓発の強化など、人権問題について一人ひとりが認識を高め差別や偏見のない社会の実現を目指すために教育・啓発の推進組織等を整備しなければならない。

また、人権尊重のための学校教育については、人を大切にする心や態度を育むという視点の教育を進めることが大切である意見が多いことから、「全ての人間は生まれながらにして自由であり平等である」ことを礎に、人権教育を進めなければならない。

図 11-2 人権尊重のための学校教育





付録：調査に利用した依頼状および調査票

平成19年11月16日

大田市民の皆さまへ

大田市長 竹腰 創一  
(公印省略)

### 『人権問題に関する市民意識調査』についてのお願い

大田市民の皆さまには、日頃から市行政の推進にあたり、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、二十一世紀は「人権の世紀」といわれ、人権尊重が平和の礎であるということが世界の共通認識となっており、すべての人たちが人間として尊重される社会の実現が待ち望まれているところであります。

当市におきましても、市民の皆さま一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで生きがいのあるまちづくりに向けた人権施策の推進に努めているところであります。

平成20年度には、新市の『人権施策推進基本方針』を策定することとしており、このたび、市民の皆さまの人権問題に関するお考えなどを聞かせていただきながら、今後の人権施策を進めていく上での参考にさせていただくため、『人権問題に関する市民意識調査』を実施することといたしました。

この調査は、市内の住民基本台帳から満18歳以上の方1,000人を無作為に選び、アンケートにお答えいただく方法によって実施いたします。そのお一人としてあなたにアンケートをお願いすることになりました。無記名で回答をいただくため、個人が特定されることはありません。また、調査結果をこの調査の目的以外に使用することは決してありません。

お忙しいところお手数をおかけしますが、この調査の目的をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、この調査についてお問い合わせ等ございましたら下記へご連絡ください。

大田市総務部人権推進課  
電話 0854-82-1600

# 人権問題に関する市民意識調査

## ◎アンケート調査票◎

平成19年11月

---

---

### ご記入にあたってのお願い

---

---

- この調査は無記名ですので、どうぞありのままのお考えやご意見を率直にお答えください。
- お答えはすべて数字で集計し、集計後は焼却処分します。
- お答えはご面倒でもこの封筒の**あて名の方ご自身**がご記入ください。
- このアンケートは問1から順に、質問ごとに用意してある答えのなかから、あなたのお考えに**あてはまる番号**を回答欄にご記入ください。
- 「その他」を選んだ場合は、その番号を回答欄にご記入の上、( ) 内に具体的な内容をご記入ください。
- 記入された調査票は、同封の返信用封筒によりお早めにご返送をお願いします。最終締め切りは**11月30日(金)**です。
- 差出人の住所、氏名及び郵送料は不要ですので、そのまま投かんしてください。
- この調査についてお問い合わせなどがありましたら、下記までお願いします。

大田市 総務部 人権推進課

☎0854-82-1600 (内線258)

■ 最初に、あなたの習慣や生活に関する考え方についてお聞きします。

問1. 日本にはいろいろな風習等がありますが、次にあげるものについて、あなたはどのように思いますか。次の(1)～(6)のそれぞれについて、あなたの考えに最も近い番号をご記入ください。

- 当然のことと思う.....> 1  
 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う.....> 2  
 間違っていると思う.....> 3  
 わからない.....> 4

設 問	回答欄
(1) 「ひのえうま」の生まれということで結婚することをいやがる風習	
(2) 結婚式は「仏滅」の日、葬式は「友引」の日を避ける風習	
(3) 結婚式場で「〇〇家、△△家披露宴」といった掲示をする風習	
(4) 家や墓を建てるときに、家相や墓相、方角（鬼門など）を気にする風習	
(5) 結婚相手を決めるときに相手方の身元調査をすること	
(6) 葬式などの後に「清め塩」をまくこと	

■ 人権問題についてのお考えや、ご意見についてお聞きします。

問2. 日常生活の中で、あなたご自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。  
 (記入は1つ)

1  
あ る  
↓

2  
な い  
→ (問3へ)

回答欄	
-----	--

付問. 差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。下欄に該当する番号をご記入ください。(記入はいくつでも)

回答欄										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 1 福祉、年金、税金などの行政制度の仕組み
- 2 公務員等の対応や発言
- 3 職場における待遇や上司や同僚などの言動
- 4 民間企業等による対応や言動
- 5 地域社会における役割分担や、近隣の人などの態度や発言
- 6 家庭内における家事、子育てなどの役割分担や、家族の態度や発言
- 7 友人、親戚などの態度や発言
- 8 テレビや新聞、雑誌の内容や報道のあり方
- 9 社会や地域に残るしきたりや慣習
- 10 その他（具体的に )

問3. では、あなたは、今までに他人の人権を侵害したり差別をしたことがありますか。

(記入は1つ)

- |            |                                |            |
|------------|--------------------------------|------------|
| 1<br>あると思う | 2<br>自分では気づかなかったが、<br>あるかもしれない | 3<br>ないと思う |
|------------|--------------------------------|------------|

回答欄	
-----	--

問4. 次にあげた人権に関わる宣言、条約、法律等で、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものをすべてご記入ください。(記入はいくつでも)

回答欄										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- |            |             |              |
|------------|-------------|--------------|
| 1 世界人権宣言   | 5 難民条約      | 9 人権教育・啓発推進法 |
| 2 ユネスコ憲章   | 6 児童の権利条約   | 10 高齢者虐待防止法  |
| 3 人種差別撤廃条約 | 7 男女共同参画基本法 | 11 特になし      |
| 4 国際人権規約   | 8 障害者基本法    |              |

■ 女性の人権についてお聞きします。

問5. あなたは、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担についてどのようにお考えですか。

(記入は1つ)

- |           |                       |                         |             |
|-----------|-----------------------|-------------------------|-------------|
| 1<br>そう思う | 2<br>どちらかといえば<br>そう思う | 3<br>どちらかといえば<br>そう思わない | 4<br>そう思わない |
|-----------|-----------------------|-------------------------|-------------|

回答欄	
-----	--

問6. どのような場面で、女性が差別されたり、人権侵害を受けていると感じますか。下欄に該当する番号をご記入ください。(記入はいくつでも)

- 1 家庭内での家事や育児の分担
- 2 家庭内での家族の発言や暴力
- 3 町内会など地域における女性の役割や仕事の分担
- 4 売買取春やヌード写真などに見られる性の商品化
- 5 職場での仕事の内容や給与格差、役職などへの昇任
- 6 職場でのセクシュアル・ハラスメント (性的ないやがらせ)
- 7 採用や就職の際の男性との取扱いの差
- 8 その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )
- 9 女性に対する差別や人権侵害は、ほとんど存在しない

回 答 欄			

問7. 女性の人権が尊重されたり、女性の社会参加を推進するためには、行政の施策としてどのようなことが重要だと思いますか。とくに重要だと思うものを3つ以内でお答えください。

(記入は3つまで)

- 1 家庭や学校や職場で男女平等意識の教育・学習を充実させる
- 2 男女に関する社会通念やしきたりを改めるための啓発を進める
- 3 管理職や審議会の委員などに、女性を積極的に登用する
- 4 出産休暇や育児、介護休業制度や在宅福祉制度などを充実させ、働く環境の整備を図る
- 5 企業等における男女の賃金格差や、仕事の役割分担などを改めるよう指導する
- 6 女性が自ら能力を発揮できるような研修や学習の機会を増やす
- 7 男女平等の観点から、法律や制度を見直す
- 8 その他(具体的に )
- 9 とくに重要だと思うことはない

回 答 欄		

■ 子どもの人権についてお聞きします。

問8. 学校での体罰について、AさんとBさんの2人の意見が次のように分かれました。あなたの考えはどちらに近いですか。(記入は1つ)

[Aさんの意見] = 教師はいかなる理由があろうとも、生徒・児童に体罰を加えるべきでない。

[Bさんの意見] = 教育的な見地からなら、教師が生徒・児童に体罰を加えることがあってもよい。

- |          |                    |                    |          |
|----------|--------------------|--------------------|----------|
| <b>1</b> | <b>2</b>           | <b>3</b>           | <b>4</b> |
| Aさんの意見   | どちらかといえば<br>Aさんの意見 | どちらかといえば<br>Bさんの意見 | Bさんの意見   |

回 答 欄	
-------------	--

問9. 子どもを取り巻く現在の環境について、よくないと思うことは何ですか。あなたの子どもに限定せず、社会全体のこととして、3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

- 1 学歴偏重の社会の影響を受け、勉強のみの生活を強いられていると思う
- 2 学校の校則が厳しく、子どもがのびのび育っていないと思う
- 3 いじめなどの問題が深刻だと思う
- 4 子ども同士の仲間づくりや、集団での活動ができていないと思う
- 5 家庭でのしつけなど、親の子育ての姿勢に問題があり、すこやかに育っていないと思う
- 6 地域全体で子どもを見守り、育てる環境になっていないと思う
- 7 子どもに有害な情報が氾濫していると思う
- 8 その他(具体的に )
- 9 よくないと思うことはない

回 答 欄		

問10. いじめをなくすために、「いじめの未然防止」と「起こってしまったいじめの解決」の取組みについて何が重要だと思いますか。それぞれ2つ以内でお答えください。

(1) いじめの未然防止の方法 (記入は2つまで)

- 1 学校において、人権教育を充実させる
- 2 学校や教師が、いじめの早期発見につとめる
- 3 親が普段から子どもとの関わりを深め、子どもの変化を見逃さない
- 4 親が、自分の子どもに、いじめをしないようしっかり教育する
- 5 その他(具体的に )

回 答 欄		
-------------	--	--

(2) 起こってしまったいじめの解決の方法 (記入は2つまで)

回答欄		
-----	--	--

- 1 学校全体で取り組むことはもちろん、教育委員会との連絡を密にし必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関と連携、協力し解決に取り組む
- 2 いじめている子どもに対しては出席停止等の措置を講じ、いじめは悪いことであることを厳しく指導する
- 3 親が、いじめられている自分の子どものために、学校、PTAなどに働きかける等、積極的に解決に取り組む
- 4 いじめられている子ども自身が気軽に利用できる電話相談等の相談機関を充実させる
- 5 深刻ないじめになる前に、子どもたちが自主的に解決できるように働きかける
- 6 その他 (具体的に )

問 11. 子どもの人権を守るのに必要なことはどのようなことだと思いますか。この中から3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

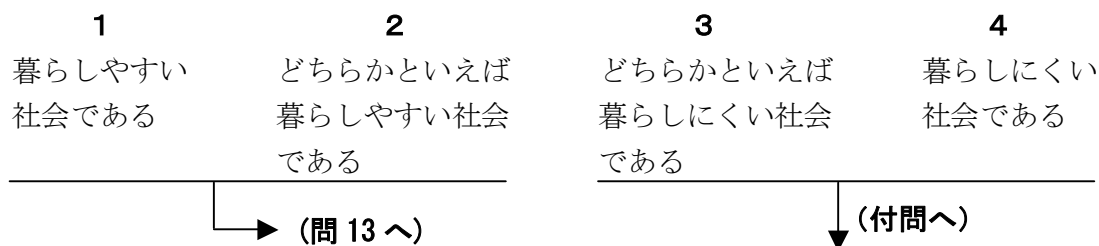
回答欄			
-----	--	--	--

- 1 子どもの人権相談窓口や電話相談所を充実する
- 2 子どもの人権を守るための啓発広報活動を推進する
- 3 成績だけを重んじる教育のあり方を改める
- 4 子どもが独立した人格であることを大人が認識する
- 5 教師の人間性、資質を高める
- 6 家庭内の人間関係を安定させる
- 7 他人に対する思いやりの心をはぐくむ
- 8 その他 (具体的に )
- 9 特にない

■ 高齢者の人権についてお聞きします。

問 12. 高齢者が暮らしていく上で、現在の社会をどのように感じていますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけお答えください。(記入は1つ)

回答欄	
-----	--



付問. 高齢者が暮らしにくいと感じるのは、どのようなことですか。この中から3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

回 答 欄		

- 1 高齢者を大切にするという心が育っていない
- 2 核家族化の進展などにより、家族のきずなが薄れている
- 3 就労意欲のある人に対する雇用の場が少ない
- 4 余暇活動などの場が少ない
- 5 世代間の交流が少ない
- 6 年金などの収入が十分でない
- 7 家族が介護休業制度などを利用して、高齢者を介護する環境が整っていない
- 8 在宅で受けることのできる福祉や保健のサービスが十分でない
- 9 老人ホームなどの福祉施設が十分に整備されていない
- 10 医療やリハビリテーションの体制が十分でない
- 11 町内会や隣近所などの地域の連携や支援体制が十分でない
- 12 道路や公共の建物の段差、階段などが支障となり外出しにくい
- 13 その他 (具体的に )

問 13. 高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思うのはどんなことですか。この中から3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

回 答 欄		

- 1 これまでの経験や働ける能力を發揮する機会が少ないこと
- 2 高齢者に対する暴力や拘束、介護の放棄などの虐待行為
- 3 自分の年金が自由に使えなかったり、財産が勝手に処分されること
- 4 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
- 5 家庭や地域での役割がなく孤立すること
- 6 施設や病院における介護などでプライバシーが尊重されないこと
- 7 その他 (具体的に )

問 14. 高齢者の人権を守るためにはどのようなことが必要だと思えますか。この中からいくつでもお答えください。(記入はいくつでも)

回 答 欄		

- 1 高齢者和其他の世代との交流を積極的に行い理解を深める
- 2 高齢者を思いやる意識を高めるための啓発活動を行う
- 3 高齢者のための人権相談窓口等を充実させる
- 4 高齢者の就労の機会を確保する
- 5 高齢者に対する犯罪の取締りなどを強化する
- 6 高齢者の財産の管理などを助ける体制を整える
- 7 高齢者が自立して生活しやすい環境を整える
- 8 認知症を理解し、介護等の施策を整える
- 9 その他 (具体的に )
- 10 特にない



■ 障害のある人の人権についてお聞きします。

問 15. 障害のある人の人権の現在の状況について、AさんとBさんの意見が次のように分かれま  
した。あなたの考えはどちらに近いですか。(記入は1つ)

[Aさんの意見] =障害のある人について正しく理解され、人々の意識に差別や偏見はほとんど  
ない。

[Bさんの意見] =障害のある人に対して、根強い差別や偏見がある。

回答欄	
-----	--

- |        |                    |                   |        |
|--------|--------------------|-------------------|--------|
| 1      | 2                  | 3                 | 4      |
| Aさんの意見 | どちらかといけば<br>Aさんの意見 | どちらかといえ<br>Bさんの意見 | Bさんの意見 |

問 16. あなたは、機会があれば、障害のある人となない人の交流活動や、障害のある人に対する支援  
ボランティア活動に参加したいと思いますか。(記入は1つ)

- |         |                   |                     |         |
|---------|-------------------|---------------------|---------|
| 1       | 2                 | 3                   | 4       |
| ぜひ参加したい | どちらかという<br>と参加したい | どちらかという<br>と参加したくない | 参加したくない |

回答欄	
-----	--

問 17. 障害のある人もない人も誰もが共に支えあい、住みたい地域の中で安心して暮らすことが  
でき、自分らしい生活をする事ができる社会をつくるために、あなたが特に重要だと思うこ  
とを3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

- 1 福祉のまちづくりをすすめるとともに、移動・行動の自由を保障すること
- 2 障害のある人の積極的な雇用
- 3 障害のある人もない人も共生してともに学べる教育
- 4 障害のある人の施設・医療の充実
- 5 年金・福祉手当などの充実
- 6 障害のある人を支援するボランティアなどの育成
- 7 障害のある人への情報提供
- 8 障害のある人を正しく理解するための教育や啓発活動
- 9 町内会や隣近所などの地域の連携や支援体制の充実
- 10 その他 (具体的に )

回答欄			
-----	--	--	--

■ 同和問題についてお聞きします。

問 18. 同和問題についてはじめて知ったのはいつ、どのようなきっかけでしたか。

(1) いつ (記入は1つ)

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 1 12歳まで (小学校の頃まで)      | 4 19歳以降          |
| 2 13歳～15歳のころ (中学校の頃まで) | 5 おぼえていない        |
| 3 16歳～18歳のころ (高校の頃まで)  | 6 「同和問題」のことは知らない |

回答欄	
-----	--

6 「同和問題」のことは知らない  
(10ページの問24へ)

(2) どのようにして (記入は1つ)

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 1 家族、親戚の人から聞いた  | 7 県・市町村の広報で読んだ      |
| 2 近所の人から聞いた     | 8 テレビ、映画、新聞、本などで知った |
| 3 学校の友達から聞いた    | 9 インターネット等で知った      |
| 4 職場の人から聞いた     | 10 その他 (具体的に        |
| 5 学校の授業で教わった    | 11 おぼえていない          |
| 6 講演会、研修会などで聞いた |                     |

回答欄	
-----	--

問19. 同和問題がなお存在する原因や背景として、あなたが思い当たるのは次のどれですか。

この中から3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

- 1 家族、親戚から伝えられる偏見・差別意識
- 2 地域の人から伝えられる偏見・差別意識
- 3 職場などで伝えられる偏見・差別意識
- 4 インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識
- 5 社会全体に残る差別意識
- 6 個人の理解不足
- 7 学校での人権・同和教育の不十分さ
- 8 行政の人権・同和問題の啓発の不十分さ
- 9 その他 (具体的に
- 10 わからない

回答欄			
-----	--	--	--

問20. 結婚についてお聞きします。既婚の方は(1)、未婚の方は(2)にお答えください。

(1) 既婚の方のみお答えください

回答欄

--

仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。

(記入は1つ)

- 1 子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない
- 2 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方ない
- 3 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない
- 4 絶対に結婚を認めない
- 5 その他 (

(2) 未婚の方のみお答えください

回答欄

--

仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。

(記入は1つ)

- 1 自分の意志を貫いて結婚する
- 2 親の説得に全力を傾けた後に、自分の意志を貫いて結婚する
- 3 家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない
- 4 絶対に結婚しない
- 5 その他 (

問21. あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権上の問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(記入はいくつでも)

回答欄									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 1 結婚問題で周囲が反対すること
- 2 就職・職場で不利な扱いをすること
- 3 差別的な言動をすること
- 4 差別的な落書きをすること
- 5 身元調査をすること
- 6 インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること
- 7 結婚相手が同和地区出身者と知って本人が結婚を拒否すること
- 8 その他 (具体的に )
- 9 特にない
- 10 わからない

問22. 同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか。(記入は1つ)

回答欄	
-----	--

- 1 これは同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う
- 2 成り行きにまかせるより仕方がないと思う
- 3 自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う
- 4 基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである
- 5 よく考えていない
- 6 その他 ( )

問23. あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。この中から3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

回答欄			
-----	--	--	--

- 1 同和問題にかかる人権相談所や電話相談所を充実する
- 2 同和問題を解決するための教育・啓発活動を推進する
- 3 同和地区の人々の就職や生活の安定がはかられる環境にする
- 4 えせ同和行為<sup>※</sup>を排除する
- 5 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる
- 6 時がたてば同和問題は自然に解決するので、そっとしておくほうがよい
- 7 その他 (具体的に )
- 8 特にない

※「えせ同和行為」とは、同和問題を利用して会社、個人や官公署などにゆすり・たかりなどをする行為

■ 外国人の人権についてお聞きします。

問24. 日本で暮らす外国人が貸家を探していました。適当なアパートを見つけたので申し込んだところ、外国人であることで、家主は貸すことをことわりました。このような家主の態度について、あなたはどのように思いますか。(記入は1つ)

回答欄	
-----	--

- 1 外国人という理由でアパートを貸すのをことわったのは、差別だと思う
- 2 アパートを誰に貸すかは家主の権利であるから、外国人に貸すのをことわっても差別とは言えないと思う
- 3 どちらともいえない

問25. 日本で生活している外国人の生活や文化をめぐって、AさんとBさんの意見が次のように分けられました。

あなたの考えはどちらに近いですか。(記入は1つ)

回答欄	
-----	--

[Aさんの意見] = 人にはそれぞれ民族の文化や生活習慣があるので、それを十分尊重し、いろいろな文化が共存できる社会をつくるべきだ。

[Bさんの意見] = 日本に住む以上、日本の文化や生活習慣に順応し、日本人と同じような生活をするべきだ。

1	2	3	4
Aさんの意見	どちらかといけば Aさんの意見	どちらかといえ Bさんの意見	Bさんの意見

問26. 外国人の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。この中から3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

回答欄			
-----	--	--	--

- 1 日常生活に必要な情報の外国語による提供
- 2 外国人が日本語を学習できる機会を増やす
- 3 外国人との交流の促進
- 4 学校教育における在住外国人児童・生徒に対する支援
- 5 日本人に対する異文化理解や人権尊重に向けた啓発活動の促進
- 6 外国人のための各種相談体制の充実
- 7 特に必要だと思わない
- 8 その他(具体的に )
- 9 わからない

■ 患者の人権についてお聞きします。

問27. もし、職場や地域などで日ごろ親しくつきあっている人がエイズの原因のウイルス（HIV）感染者であることがわかった場合、あなたはどのようにしますか。（記入は1つ）

回答欄	
-----	--

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| 1 今までどおり親しくつきあう     | 4 その他（具体的に |
| 2 感染しないよう配慮しながらつきあう | }          |
| 3 できるだけつきあいをさける     |            |

問28. 現在、医療の分野において話題となっているインフォームド・コンセント（病状や検査・治療方針について、医師が患者に対して複数の選択肢があることを十分に説明したうえで同意を得ること）について、患者の権利としてはどう思いますか。（記入は1つ）

回答欄	
-----	--

- 1 本人または家族に対して、すべてのことを説明すべきである
- 2 ガンなど生命の危険度の高い病気の症状や治療内容などについては、本人または家族に説明すべきである
- 3 本人あるいは家族の希望する事項についてのみ説明があればよい
- 4 医者等の判断にまかせればよい
- 5 説明はいらぬ
- 6 その他（具体的に
- 7 わからない

問29. ハンセン病回復者に関する事柄で問題があると思うのはどのようなことだと思いますか。この中から2つ以内でお答えください。（記入は2つまで）

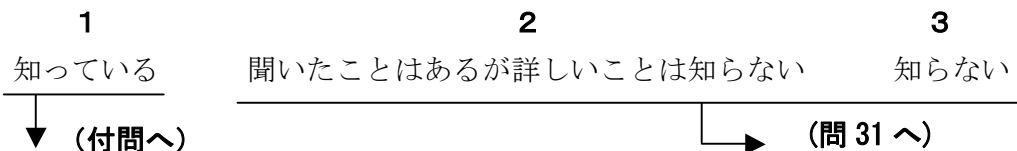
回答欄		
-----	--	--

- 1 学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発活動が不十分である
- 2 ハンセン病回復者の社会復帰に対する支援が不十分である
- 3 ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている
- 4 その他（具体的に
- 5 特に問題と思うことはない
- 6 わからない

■ 犯罪被害者の人権についてお聞きします。

問30. 近年、日本において、民間被害者支援団体などによる相談業務など、犯罪被害者への支援活動が展開されていることを知っていますか。（記入は1つ）

回答欄	
-----	--



付問. 知ったきっかけは何ですか。(記入は1つ)

回答欄	
-----	--

- 1 家族、親戚から聞いた
- 2 友人、知人などから聞いた
- 3 テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った
- 4 警察など関係機関・団体が発行する広報紙や冊子などで知った
- 5 インターネット等で知った
- 6 その他(具体的に )

問31. 今までに犯罪被害にあったことがありますか。(記入は1つ)

回答欄	
-----	--

- |                   |                                    |                   |
|-------------------|------------------------------------|-------------------|
| 1                 | 2                                  | 3                 |
| 犯罪被害にあった<br>ことがある | 自分はあったことが無いが、家族・<br>友人が被害にあったことがある | 犯罪被害にあった<br>ことはない |

問32. 犯罪被害者の支援をしていくために、何が必要だと思いますか。この中から3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

回答欄			
-----	--	--	--

- |                                       |                    |
|---------------------------------------|--------------------|
| 1 各種相談の充実、広報                          | 6 再び犯罪被害にあわないための措置 |
| 2 被害後における精神的ショックの<br>軽減、回復            | 7 被害者への捜査状況の連絡     |
| 3 被害後における経済的支援                        | 8 弁護士の紹介           |
| 4 犯人からの仕返しなどの不安の除去                    | 9 その他(具体的に )       |
| 5 県や警察による支援のみならず、<br>民間ボランティアや住民組織の支援 | 10 特に必要とは思わない      |

■ 人権が尊重される社会にむけての取組みについてお聞きします。

問33. 人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策としてどのような取組みが必要だと思いますか。あなたが特に必要だと思うことを3つ以内でお答えください。(記入は3つまで)

回答欄			
-----	--	--	--

- 1 人権に関する意識を大人がしっかりと持つよう、啓発、研修を充実させる
- 2 学校において、人権に関する教育を充実させる
- 3 社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させる
- 4 行政機関が、人権侵害を受けた人や、社会的に弱い立場にある人を支援・救済していく
- 5 公務員など公的職場に勤める職員が人権意識をしっかりと持つ
- 6 人権侵害に対し、法的な規制をする
- 7 インターネットを利用して差別的な情報を掲載することに法的な規制を加える
- 8 現状の社会で十分人権は尊重されており、新たな取組みは不要である
- 9 その他(具体的に )

問34. 人権を尊重する心や態度を育むために、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。あなたの経験や、現在の子どもを取り巻く状況などから判断して、あなたの考えに近いものを2つ以内でお答えください。(記入は2つまで)

回答欄		
-----	--	--

- 1 すべての児童・生徒が、「自己的人権」について考えるような教育を進めればよい
- 2 「差別をするのは悪いことである」という意識を持たせる教育を進めればよい
- 3 「人を大切に作る心や態度」を育むという視点の教育を進めればよい
- 4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進めればよい
- 5 障害のある人や高齢者とのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進めればよい
- 6 人権尊重の社会をめざすような人権教育
- 7 そのような教育は必要ない
- 8 その他(具体的に )

■ 今までお答えいただいた結果を統計的に分析するため、あなた自身のことについてももう少しおうかがいさせていただきます。

F 1. あなたの性別は。(記入は1つ)

- |     |     |
|-----|-----|
| 1   | 2   |
| 男 性 | 女 性 |

回答欄	
-----	--

F 2. あなたの年齢は。(記入は1つ)

- |       |        |        |        |        |       |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1     | 2      | 3      | 4      | 5      | 6     |
| 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 |

回答欄	
-----	--

F 3. あなたの現在の仕事は、次のうちどれにあたりますか。(記入は1つ)

- 1 農林漁業(農林漁業の業主、および家族従事者)
- 2 自営業(商工サービス業、土木建築業、自由業などの業主、および家族従事者)
- 3 公務員、教員
- 4 勤め人(企業、各種団体に勤めているもの)
- 5 臨時、パートの勤め(3～4とは無関係に臨時・パートの人はここに○をつけてください)
- 6 学 生
- 7 家 事
- 8 職業についていない

回答欄	
-----	--

F 4. あなたのお住まいはどちらですか。(記入は1つ)

- 1 大田町
- 2 三瓶ブロック(三瓶町、山口町)
- 3 東部ブロック(富山町、朝山町、波根町、久手町)
- 4 西部ブロック(鳥井町、長久町、静間町、五十猛町)
- 5 中央ブロック(川合町、久利町、大屋町) ※大田町除く
- 6 高山ブロック(大森町、水上町、祖式町、大代町)
- 7 温泉津町
- 8 仁摩町

回答欄	
-----	--

最後に人権問題（女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人問題など）について、ご意見ご要望などがありましたら、どのようなことでもけっこうですからご自由にご記入ください。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

以上で質問は終わりです。お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。  
この調査票は同封の返信用封筒に入れてご投かんください。

\*本年7月に石見銀山遺跡がユネスコの世界遺産に登録されました。  
世界遺産登録については、「広報おおだ」等を通して情報発信しているところ  
です。  
ユネスコの精神は「平和と人権尊重」でありユネスコ憲章の前文には『戦争  
は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築か  
なければならない。』とあります。  
世界遺産登録を機に、今後も「平和と人権尊重」のユネスコの精神に則り  
人権の確立にむけた情報発信をしていきたいと思えます。

大田市総務部人権推進課